

# 事業概要

令和7年版



東京都産業労働局



# 目 次

<b>I 総 説</b> .....	1
第1 産業・雇用就業動向 .....	3
1 令和6年の都内経済 .....	3
2 令和7年上半期の都内経済 .....	3
第2 令和7年度の施策の概要 .....	4
1 産業・雇用就業政策の企画立案 .....	5
2 中小企業対策 .....	6
3 産業・エネルギー対策 .....	8
4 観光産業対策 .....	9
5 農林水産対策 .....	10
6 雇用就業対策 .....	12
7 国際金融都市の推進 .....	14
第3 組 織 .....	16
1 組織図 .....	16
2 分掌事務 .....	17
3 附属機関 .....	22
4 政策連携団体等 .....	24
5 職員定数 .....	25
第4 予 算 .....	26
1 産業労働局予算の概要 .....	26
2 令和7年度東京都予算の概要 .....	29
第5 広報・広聴 .....	30
1 広報 .....	30
2 広聴 .....	30
3 中小企業支援策に係る新たな広報展開 .....	30
第6 職員研修 .....	31
1 基本目標 .....	31
2 計画の内容 .....	31
3 令和6年度研修実績 .....	32
4 令和7年度研修実施計画 .....	32
<b>II 産業政策及び雇用就業政策の企画立案</b> .....	33
第1 産業・雇用就業政策の企画立案 .....	35
1 産業・雇用就業政策の企画立案 .....	35
2 日本各地と連携した産業振興施策の推進 .....	35
3 江戸東京きらりプロジェクト .....	35

4	地域未来投資促進事業	35
5	「女性活躍の輪(WA)」の戦略的展開	35
6	企業における女性管理職等の活躍促進事業	35
7	「女性応援拠点」のマネジメント体制の構築	35
8	業務プロセス最適化(BPR)推進事業	35
第2	産業・雇用就業に係る統計分析及び調査	37
1	統計分析	37
2	政策調査	37
<b>Ⅲ</b>	<b>中小企業対策</b>	<b>39</b>
○	施策の体系	41
第1	経営支援	45
1	経営革新支援	45
2	経営安定支援	47
3	販路開拓支援	53
4	ネットワークづくり支援	57
第2	技術支援	59
1	中小企業技術活性化支援事業	59
2	ものづくりイノベーション企業創出道場	59
3	新製品・新技術開発支援	60
4	知的財産活用への支援	60
5	デザイン活用への支援	62
6	DX推進支援事業	62
7	中小企業デジタルツール導入促進支援事業	62
8	都内中小企業向けデジタル技術導入促進ナビゲーター事業	63
9	スタートアップを活用したリスクリングによる中小企業デジタル化支援	63
10	スタートアップ等を活用した価格転嫁・賃上げ支援事業	63
11	中小企業デジタルコンシェルジュ	63
12	TOKYO戦略的イノベーション促進事業	63
13	先進的防災技術実用化支援事業	64
14	安全・安心な東京の実現に向けた製品開発支援事業	64
15	躍進的な事業推進のための設備投資支援事業	64
16	生産性向上のための現場改善推進事業	65
17	5Gによる製造工場のDX・GX推進事業	65
18	ゼロエミッション東京の実現に向けた技術開発支援事業	65
19	ゼロエミッション東京の実現等に向けたイノベーション促進事業	65
20	女性活躍のためのフェムテック開発支援・普及促進事業	66
21	成長産業分野への事業転換に向けた製品開発支援事業	66

22	高齢者向け新ビジネス創出支援事業	66
23	介護現場のニーズに対応した製品開発支援事業	66
24	大学と連携したものづくり中小企業のイノベーション支援事業	67
第3	創業支援	68
1	次世代アントレプレナー育成プログラム	68
2	インキュベーション施設の運営	69
3	世界に羽ばたくアニメーター等の育成支援	69
4	青山創業促進センターの運営	70
5	創業活性化特別支援事業	70
6	インキュベーターによる起業家支援事業	70
7	創業支援拠点の運営	71
8	創業支援拠点（多摩）の運営	71
9	女性ベンチャー成長促進事業	71
10	スタートアップ・エコシステムにおける女性活躍推進事業	71
11	スタートアップの成長に向けた採用・組織構築支援事業	71
12	多様な主体によるスタートアップ支援展開事業	71
13	起業家による空き家活用事業	71
14	小中学校向け起業家教育推進事業	72
15	高校生起業家養成プログラム	72
16	シニア創業促進事業	72
17	創業活性化に向けた広報PR	72
18	スタートアップ総合支援拠点の運営	72
19	「社会起業家」創出・育成支援事業	72
20	エンジェル税制の対象企業確認	73
21	スタートアップ・グローバル交流HUB事業	73
22	新事業発掘プロジェクト	73
23	スタートアップ社会実装促進事業	73
24	社会課題解決型スタートアップ支援事業	73
25	リスタート・アントレプレナー支援事業	73
26	事業承継を契機とした「第二創業」支援事業	73
27	5G技術活用型開発等促進事業	74
28	次世代通信技術活用型スタートアップ支援事業	74
29	行政課題解決型スタートアップ支援事業	74
30	スタートアップによる島しょ振興促進事業	74
31	多摩ものづくりスタートアップ起業家育成事業	74
32	開発途上国の社会課題解決に資するスタートアップ支援事業	74
第4	地域工業の活性化	75
1	地域産業活力創出支援事業	75

2	地域産業成長支援事業	75
3	地域産業デジタル化推進事業	76
4	都内ものづくり企業地域共生推進事業	76
5	地域工業連携強化支援事業	76
6	TOKYO地域資源等を活用したイノベーション創出事業	77
7	東京都企業立地相談センターの運営	77
8	立地環境の改善指導	77
9	砂利採取及び採石業者指導等	78
10	多摩産業交流センターの管理	78
11	イノベーション創出拠点の整備推進事業	78
第5	地域商業の活性化	79
1	商店街活性化対策	79
2	魅力ある商店街づくり	79
3	大型店環境調整	82
第6	総合的支援	83
1	総合支援事業	83
2	政策課題対応型専門家派遣事業	84
3	カスタマーハラスメント対策に向けた経営支援事業	84
4	新事業分野開拓者認定・支援事業	84
5	中小企業情報のネットワーク整備	84
6	中小企業振興公社の管理運営	84
7	中小企業振興対策審議会	85
8	地域中小企業振興センター建物維持管理	85
9	産業サポートスクエア・TAMA建物維持管理	85
10	秋葉原庁舎建物維持管理	86
11	戦略的産業分野の育成	86
12	女性経営者等の活躍促進事業	88
13	ファッション産業の振興	88
14	地域特性に着目した産業振興	88
15	ファッション産業の担い手発掘・育成事業	88
16	eスポーツに係る産業の振興	88
17	XR、メタバース等を活用した産業の振興	89
18	中小企業SDGs経営推進事業	89
19	ECサイトの活用による東京の特産品販売支援事業	89
20	ECサイトの活用による東京の伝統工芸品販売支援事業	89
21	伝統工芸品の体験型ビジネス構築支援事業	89
22	食品利用高度化推進事業	90
23	地域特産品開発支援事業	90

24	加工食品等海外販路開拓支援事業	90
25	先端技術を活用した社会課題解決促進事業	90
26	ゼロエミッション実現に向けた経営推進支援事業	90
27	ゼロエミッション推進に向けた事業転換支援事業	91
28	都市型産業施設を活用した事業可能性調査	91
29	中小企業の経営安定化に向けたエネルギー自給促進事業	91
30	オフィスビル等のエネルギー効率化による経営安定事業	91
31	日系製造業等に対する投資促進事業	91
32	デジタル技術を活用した産業マーケティング事業	92
33	新たな事業環境に即応した経営展開サポート事業	92
第7	試験研究機関	93
1	地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター	93
2	東京都地方独立行政法人評価委員会の運営	95
3	東京都立皮革技術センター	95
第8	金融支援	97
1	中小企業制度融資	97
2	中小企業金融の信用補完等	97
3	金融・経営一体型支援事業	98
4	金融機関と連携した海外展開支援	98
5	東京都と地域の金融機関とが連携して実施する融資制度（東京プラスサポート）	98
6	東京都動産・債権担保融資（ABL）制度	98
7	女性・若者・シニア創業サポート事業	98
8	女性・若者・シニア創業サポート2.0	99
9	外国人起業家の資金調達支援	99
10	地域金融機関による事業承継促進事業	99
11	中小企業経営承継円滑化法による金融支援	99
12	中小企業向けファンドへの出資	99
13	ファンドを活用した多摩・島しょ地域における中小企業支援	100
14	ファンドを活用した人手不足問題の解決に取り組む中小企業支援	100
15	クラウドファンディング（購入寄付型・株式型）を活用した資金調達支援事業	101
16	債権譲渡による資金調達支援	101
17	私募債を活用した事業承継支援	101
18	私募債を活用した女性活躍支援	101
19	地域金融機関による脱炭素化支援事業	101
20	災害復旧資金融資等利子補給	101
21	高度化資金貸付	101
22	包括連携協定に基づく金融機関との連携推進等	101
23	都内中小企業に対する施策活用促進事業	102

24	貸金業の指導監督	102
<b>IV</b>	<b>産業・エネルギー対策</b>	<b>103</b>
○	施策の体系	105
第1	産業・エネルギー政策の企画・調整等	107
1	大企業と連携した中小企業・スタートアップの成長促進に向けた人材交流支援事業	107
2	金融機関等と連携した海外企業誘致促進事業	107
3	CVCと連携した中小企業・スタートアップの成長促進支援事業	108
4	大企業等の保有資産を活用したオープンイノベーション促進事業	108
5	都内事業者向けH T T実践推進ナビゲーター事業	108
6	H T T推進に向けた普及啓発・機運醸成事業	109
7	運輸・物流分野における脱炭素化支援事業	109
8	グリーン製品市場の創出に向けたサプライチェーンにおける脱炭素化支援事業	109
9	中小企業のサプライチェーンにおける脱炭素化促進支援事業	110
10	企業の脱炭素経営に向けた計画策定支援事業	110
11	データセンター高効率化実装促進事業	110
12	脱炭素燃料活用における事業化促進支援事業	110
13	企業のS c o p e 3対応に向けた航空貨物輸送でのS A F活用促進事業	111
14	国産S A F利用促進事業	111
15	G X関連産業創出へ向けた早期社会実装化支援事業	111
16	G Xスタートアップ開発製品等の需要創出支援	111
17	グローバルサウスのG X促進プロジェクト	111
18	C O <sub>2</sub> の回収・利活用モデル創出事業	112
19	都内産業の活性化に向けた中堅企業の成長促進支援事業	112
20	中小企業等における排出量取引創出に向けた社会実装事業	112
21	カーボンクレジット取引システム運営事業	112
22	カーボンクレジット活用促進事業	112
23	吸収・除去系カーボンクレジット創出促進事業	112
24	プログラム型プロジェクトを活用したカーボンクレジット創出支援事業	113
25	環境に配慮したマルチエネルギーステーション化に向けた経営力強化・設備導入等支援事業	113
26	私募債を活用した脱炭素化企業の取組支援	113
27	中小企業特別高圧電力・工業用L Pガス価格高騰緊急対策事業	113
第2	省エネルギー施策の推進	114
1	中小規模事業所における省エネルギー総合支援事業	114
2	中小規模事業所向け省エネ型換気・空調設備導入支援事業	114
3	ゼロエミッション化に向けた省エネ設備導入・運用改善支援事業	114
4	中小規模事業所のゼロエミッションビル化支援事業	115
5	中小規模事業所向け廃熱等有効利用設備導入支援事業	115

第3	再生可能エネルギー施策の推進	117
1	再エネ電源都外調達事業（都外PPA）	117
2	都府施設の再エネ100%化につながる島しょ地域における太陽光発電設備等導入事業	117
3	地中熱利用の普及促進	118
4	地産地消型再エネ・蓄エネ設備導入促進事業	118
5	島しょ地域における再生可能エネルギーの利用拡大	118
6	島しょ地域における再エネ導入促進事業	119
7	島しょでの再エネ100%運用を目指した取組	119
8	他自治体と連携した再エネ調達手法等の検討	119
第4	エネルギーマネジメントの推進	120
1	コージェネレーションシステム導入支援事業	120
2	マイクログリッド形成推進事業	121
3	再エネ導入拡大を見据えた系統用大規模蓄電池導入支援事業	121
4	需給最適化に向けたエネルギーマネジメント推進事業	121
第5	水素・新エネルギー施策の推進	123
1	再生可能エネルギー由来水素利活用促進事業	124
2	水素を活用したスマートエネルギーエリア形成推進事業	125
3	水素社会実現に向けた普及促進	125
4	企業・団体との連携による水素エネルギー促進事業	125
5	水素の社会実装化に向けた国際連携推進事業	125
6	グリーン水素製造・利用の実機実装等支援事業	126
7	グリーン水素の活用事業	126
8	グリーン水素の製造・利活用事業	126
9	グリーン水素の産業利用促進事業	127
10	中央防波堤埋立地におけるグリーン水素の製造・利活用事業	127
11	グリーン水素の環境価値評価・活用促進事業	127
12	グリーン水素取引推進事業	127
13	パイプラインを含めた水素供給体制構築事業	127
14	東京における水素実装課題解決技術開発促進事業	127
15	新エネルギー推進に係る技術開発支援事業	127
16	東京都環境科学研究所水素エネルギー調査研究	128
第6	ZEVの普及促進	129
1	ZEV等普及促進事業	129
2	充電設備普及促進事業	135
3	電動バイク充電環境促進事業	137

4	水素ステーション設備等導入促進事業	137
5	水素ステーションとカーシェア等のパッケージ支援事業	139
6	水素モビリティ・ステーション普及加速化総合支援事業	139
7	中小企業等への水素ステーション導入に向けた支援事業	140
8	G X実現に向けたキャンペーンの展開	140
<b>V</b>	<b>観光産業対策</b>	<b>141</b>
○	施策の体系	143
第1	外国人旅行者誘致の新たな展開	146
1	情報の収集及び発信	146
2	観光プロモーション等の積極的な展開	147
3	イベントを通じた観光振興	148
4	アニメ等拠点の運営	149
第2	M I C E誘致の推進	150
1	東京都M I C E連携推進協議会の運営	150
2	M I C E誘致に向けたプロモーションの展開	150
3	M I C Eの誘致・開催支援	150
4	M I C E拠点育成支援事業	153
5	多摩地域におけるM I C E拠点の育成支援	154
6	M I C E施設の受入環境整備支援	154
7	都市間連携によるM I C E誘致の推進	154
8	次世代型M I C Eの推進	154
9	環境配慮型M I C Eの推進	155
10	サステナブルM I C E発信	155
第3	魅力を高める観光資源の開発	156
1	自然と調和した観光	156
2	観光まちづくり	158
3	地域資源発掘型プログラム事業	159
4	水辺のにぎわい創出事業	160
5	東京ライトアップ発信プロジェクト	160
6	東京プロジェクションマッピング促進支援事業	161
7	プロジェクションマッピング国際アワードT O K Y O	161
8	都庁舎におけるプロジェクションマッピング運営事業	161
9	民間との協力等によるプロジェクションマッピング展開事業	161
10	ナイトタイム等における観光促進事業	161
11	ナイトタイム観光推進エリアの創出事業	162
12	ナイトタイム観光プロモーション事業	162
13	東京ナイトタイム魅力創出プロジェクト	162

14	多摩の観光・産業振興ネットワーク事業	162
15	旅行博による東京の魅力PR	162
16	東京フィルムコミッション事業	162
17	海外作品制作支援事業	163
18	アニメ等コンテンツを活用した誘客促進事業	163
19	アニメ関連観光情報等発信事業	163
20	デザインマンホール等ツーリズム推進事業	163
21	DXを活用したアニメ等コンテンツの魅力発信事業	163
22	観光まちづくりサポート事業	164
23	Old meets New 日本文化を活用した観光振興支援事業	164
24	サステナブル・ツーリズム推進事業	164
25	観光協会等と連携した観光産業活性化支援事業	164
26	江戸情緒あふれる景観創出事業	164
27	江戸・東京の魅力を活用した観光周遊促進事業	165
28	観光まちづくりにおける江戸の文化財等の活用促進事業	165
第4	受入環境の充実	166
1	温かく迎える仕組みづくり	166
2	ムスリム等多様な文化・習慣に関する受入環境整備	166
3	多言語メニュー作成支援ウェブサイト保守・運営	167
4	多言語コールセンター事業	167
5	タクシー事業者向け多言語対応端末導入補助事業	167
6	飲食事業者向け食の多様性対応支援事業	167
7	観光案内機能の充実	167
8	観光インフラ整備支援事業	168
9	観光バス等バリアフリー化支援事業	169
10	ドローンを活用したアクセシブル・ツーリズムの推進	169
11	都民向けおもてなしポケットガイドの作成	169
12	宿泊施設のバリアフリー化支援事業	169
13	アクセシブル・ツーリズム支援事業	170
14	誰もが楽しめる自然体験型観光推進事業	170
15	先端技術を活用したバリアフリー観光推進事業	171
16	島しょ地域のバリアフリー観光整備支援事業	171
17	バリアフリー観光ツアー開発人材育成事業	171
18	観光事業者の災害対応力強化事業	171
19	外国人旅行者受入に係るサービス向上支援事業	171
20	TOKYO旅館ブランド構築・発信事業	172
21	住宅宿泊事業の適正な運営	172
22	宿泊施設経営力向上推進事業	172

23	観光関連事業者のD X・経営力強化支援事業	172
24	観光産業の活性化促進事業	173
25	観光事業者向けワンストップ支援センターの運営	173
26	アドバイザーを活用した観光関連事業者支援事業	173
27	歴史ある建物や技術等観光資源の維持保全支援事業	173
28	A I等先端技術を活用した受入環境高度化支援事業	174
29	D Xによる観光データ活用等支援事業	174
30	インバウンド対応力強化支援事業	174
31	観光関連事業者デジタル化レベルアップ支援事業	174
32	観光関連事業者デジタルシフト応援事業	174
33	ロボットトライアル導入支援事業	175
34	観光産業の魅力向上応援事業	175
35	観光関連事業者による旅行者受入対応力強化支援事業	175
36	宿泊事業者向け外国人材活躍推進事業	175
37	観光関連事業者による環境対策促進事業	176
38	多様な体験型観光推進事業	176
第5	人材の育成・活用	177
1	観光経営人材育成事業	177
2	観光産業外国人材活用支援事業	177
3	M I C E専門人材育成	177
4	観光ボランティアの活用	178
5	通訳案内士育成事業	178
6	青少年の教育旅行受入促進	178
第6	推進体制の構築	179
1	都市観光支援事業	179
2	東京観光財団の管理運営	179
3	被災地応援ツアー	179
4	観光産業の育成	179
5	ユースホステル施設の貸付	180
6	「持続可能な観光」加速化事業	180
7	ナイトタイム観光フォーラム	180
8	江戸の歴史・文化の理解促進事業	180
VI	農林水産対策	181
○	施策の体系	183
第1	農業の振興	187
1	農業振興計画及び情報提供等	187
2	農業基盤の整備	191

3	食の安全・安心の確保	192
4	農業経営の安定	198
5	農林総合研究センターの運営等	206
6	緑化推進	207
7	農林災害復旧	207
8	小笠原振興	207
9	産業労働施設整備	208
第2	林業の振興	209
1	森林計画及び情報提供等	209
2	森林づくりの推進	209
3	森林産業の育成	212
4	農林災害復旧	216
第3	水産業の振興	217
1	漁業資源の管理	217
2	漁業生産流通基盤の整備	220
3	漁業経営の安定	221
4	島しょ農林水産総合センターの運営	223
5	小笠原振興	224
6	産業労働施設整備	225
<b>VII</b>	<b>雇用就業対策</b>	<b>227</b>
○	施策の体系	229
第1	審議会等	235
1	東京都雇用・就業対策審議会等	235
第2	地域における雇用・就業の促進	237
1	しごとセンター事業の推進	237
2	若年者の就業対策	251
3	中高年の就業対策	252
4	高齢者の就業対策	253
5	女性の就業対策	257
6	障害者の就業対策	258
7	山谷地区就労対策	260
8	中小企業人材確保支援	261
9	成長産業人材雇用支援事業	269
10	デジタル人材確保・就職促進事業	269
11	奨学金返還支援企業とのマッチング促進事業	269
12	ものづくり産業人材確保支援事業	270
13	業界連携再就職支援事業	270

14	産業分野別人材確保・就職促進事業	270
15	就職チャレンジ多摩事業	270
16	緊急就職支援事業	270
17	東京都地域人材確保総合支援事業	271
18	ソーシャルファーム支援事業	271
19	ソーシャルファーム認証審査会等の運営	271
20	ソーシャルファーム等に関する普及啓発事業	271
21	産業分野別ソーシャルファーム推進事業	272
22	ソーシャルファームへのインクルーシブ経営支援事業	272
23	プラチナ・キャリアセンター事業	272
24	雇用管理改善計画の認定	272
25	地域の実情に即した雇用・就業情報の収集・提供等	272
第3	適正な労働環境の確保	274
1	労働情勢調査	274
2	労働知識の普及・啓発	275
3	男女雇用平等の環境づくり	277
4	労働相談・指導	277
5	正規雇用等転換安定化支援事業	281
6	就職氷河期世代等待遇向上支援事業	282
7	若者世代職場定着促進事業	283
8	働き方改革パワーアップ応援事業	284
9	リスキリング・キャリアデザイン応援事業	284
10	東京の未来の働き方推進事業	285
11	「手取り時間」創出・エンゲージメント向上推進事業	285
12	企業における「年収の壁突破」総合対策促進事業	286
13	中小企業の賃金制度整備等支援事業	286
14	ライフ・ワーク・バランス推進事業	287
15	テレワーク等普及推進事業	287
16	働きやすい職場環境づくり推進事業	290
17	キャリアとチャイルドプラン両立支援事業	290
18	働く女性応援事業	291
19	働くパパママ育業応援事業	291
20	育業によるパワーアップ応援事業	292
21	男性育業もっと応援事業	292
22	男性育業促進に向けた普及啓発事業	292
23	男性育業推進リーダー事業	293
24	妊娠や子育て等の知識に係る企業内の普及啓発事業	293

25	介護休業取得応援事業	293
26	家庭と仕事の両立支援推進事業	294
27	働く女性への総合サポート事業	294
28	女性管理職比率・男女間賃金格差改善促進事業	294
29	企業と働く女性のキャリアパートナーシップ支援事業	295
30	働く女性のウェルネス向上事業	296
31	働く人の健康保持増進事業	296
32	職場のメンタルヘルス対策推進事業	296
33	ハラスメント防止対策推進事業	297
34	カスタマーハラスメント防止対策推進事業	297
35	団体連携によるカスタマーハラスメント防止条例普及促進事業	298
36	フリーランス就業環境整備支援事業	298
37	事業所のデジタル化推進事業	299
38	勤労者生活向上の推進	299
39	勤労者福祉のサービス事業に対する支援	300
40	家内労働対策	301
41	東京都労働委員会委員の選任	302
第4	多様なニーズに対応した職業能力の開発・向上	303
1	公共職業訓練の推進	303
2	民間における職業能力開発の促進	307
3	技能振興事業	309
4	ものづくり・匠の技の祭典	311
5	ものづくり技能の総合ポータルサイト情報発信事業	311
6	職業能力開発センター事業の展開	311
7	デジタル人材育成支援事業	312
8	D X実践人材リスクリング支援事業	313
9	成長産業分野へのキャリアシフト等支援事業	313
10	短期集中型資格取得支援訓練	313
11	女性向けキャリアチェンジ支援事業	313
12	女性ITエンジニア育成事業	313
13	団体連携型D X人材育成推進事業	313
<b>VIII</b>	<b>国際金融都市の推進</b>	<b>315</b>
○	施策の体系	317
第1	「国際金融都市・東京」の実現	318
1	「国際金融都市・東京」の実現に向けた企画・立案	318
2	「国際金融都市・東京」の実現	319
第2	戦略的な海外プロモーションの推進	324

1	外国企業の誘致	324
2	戦略的な情報発信	326
<b>Ⅸ</b>	<b>付 表</b>	327
第1	主要事業統計表	329
第1表	産業構造	329
第2表	就業状態別・男女別15歳以上人口	330
第3表	国・地域別訪日外客数	331
第4表	耕地面積の現況	332
第5表	総農家数及び事業別農業経営体数	333
第6表	東京都農林水産総生産額	334
第7表	令和6年度公共職業訓練事業実績	335
第8表	令和6年度認定職業訓練実施状況	335
第9表	単位労働組合数、組合員数、推定組織率	336
第2	産業労働局事業所等一覧表(令和7年8月1日現在)	337
1	商工関係事業所等	337
2	観光関係事業所等	338
3	農林水産関係事業所等	338
4	雇用就業関係事業所等	340

# I 総説



# 第1 産業・雇用就業動向

## 1 令和6年の都内経済

令和6年の我が国の実質 GDP 成長率は、前年比 0.2%のプラス成長となった。貿易では、輸出が半導体等製造装置、自動車等の増加により前年比 6.2%増で4年連続の増加となり、輸入は電算機類（含周辺機器）、非鉄金属鉱等の増加により 2.0%増で2年ぶりの増加となった。また、訪日外国人旅行者数は、年間で前年比 47.1%増の約 3,687 万人となり、令和元年の約 3,188 万人を上回り過去最多を更新した。

都内経済を見ると、百貨店販売額前年比が全店ベースで 7.1%増となり、スーパー販売額は 4.9%増となった。消費者物価指数（生鮮食品を除く総合指数）は、前年と比べ 2.1%上昇した。工業生産活動の動向を示す生産指数の前年比は、前年の 3.5%減から 0.8%増となった。中小企業の景況感（業況 DI）は、一進一退の状況が続き、年末の12月は▲25となった。

都内の雇用情勢を見ると、完全失業率は 2.6%と前年と比べ 0.1 ポイント上昇した。また、有効求人倍率は 1.77 倍と前年と比べ 0.01 ポイント低下した。

## 2 令和7年上半期の都内経済

令和7年1～3月期の実質 GDP 成長率（2次速報値）は、年率換算で季節調整済前期比 0.2%減となり、4四半期ぶりのマイナスとなった。内閣府による7月の月例経済報告では「景気は、米国の通商政策等による影響が一部にみられるものの、緩やかに回復している。」との判断を示しつつも、「米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクには留意が必要である。加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要がある。」としている。貿易では、上半期の輸出が前年同期比で 3.6%増加し、輸入は速報値で 1.3%増加した。訪日外国人旅行者数は、1～6月の累計（推計値）で 2,152 万人となり、過去最多となった。

都内経済を見ると、百貨店販売額は前年同月比で5か月連続マイナスが続いているが、スーパー販売額は前年同月比で6か月連続 10.0%超のプラスが続いている。6月の消費者物価指数は前年同月比 3.1%の上昇となり、令和3年9月以来プラスが続いている。生産指数（季節調整済指数）は、令和7年第1四半期には前期比 0.6%の低下となった。中小企業の景況感（業況 DI）は、4月に▲21、5月に▲20、6月には▲24となっている。

雇用面では、都内の完全失業率が1～3月期平均で 2.5%となった。また、有効求人倍率（季節調整値）は 1.7 倍台が続いており、6月は 1.70 倍となっている。

## 第2 令和7年度の施策の概要

我が国の経済は、景気が緩やかに回復している一方で、米国の通商政策や物価高騰の影響による景気の下振れリスクなどに直面している。また、緊迫する国際情勢、気候危機や人口減少・少子高齢化など様々な課題も先鋭化している。

こうした中、これまで産業労働局では、中小企業の下支えや事業活動の後押し、脱炭素化に取り組む事業者への支援やZEV・水素エネルギーの普及拡大、旅行者の誘致や観光資源の開発など観光産業の振興、農林水産業の生産基盤の整備、従業員が働きやすい職場環境の整備や求職者の就労支援などの取組を進めてきた。また、令和7年度からは国際金融都市・東京としてのプレゼンスの確立に向け、サステナブルファイナンスの活性化やグローバルスタンダードなビジネス面での環境整備などにも着実に取り組んでいる。

今後は、変化の激しい社会情勢の中においても、「成長」と「成熟」が両立した「世界で一番の都市・東京」を実現していくため、DXやイノベーションの創出の促進、新エネルギーの利活用の加速、インバウンド獲得に向けた観光施策の一層の推進など東京の更なる成長に結びつける政策を展開するとともに、中小企業の経営基盤の強化や「人への投資」を推し進め、都民・事業者が直面している様々な課題に対して速やかに手を打っていくことが重要である。

そこで、令和7年度の事業においては、以下の施策を重点的に推進していく。

- 中小企業対策としては、物価高騰をはじめとして厳しい経営環境にある中小企業に対し、価格転嫁や賃上げへの支援に加え、事業承継の促進など、中小企業の持続的な発展の後押しを行う。また、激変する社会の変化を捉え、中小企業の生産力向上と競争力強化を後押しするために、DXやイノベーション推進などに必要な設備投資への支援、海外進出のサポートなど、中小企業等の「稼ぐ力」を高める取組を充実していく。
- 加えて、社会課題の解決や事業活動に係る様々な影響への対応など、成長と経営安定の両面から資金繰り支援を行う。また、ファンドへの出資を通じて、中小企業の人手不足問題の解決に資する技術やサービスを有するベンチャー企業に対する支援などを実施する。
- 産業・エネルギー対策としては、エネルギー安定供給をめぐる情勢の変化や差し迫る気候危機を念頭に、エネルギーの安全保障の確立と脱炭素化を両面から進めることが必要である。そのため、電力を「④へらす、①つくる、①ためる」H T Tの取組等を進めるとともに、エネルギー対策の実効性を高めるため、産業政策と環境政策の視点を併せ持った施策を展開していく。

「ゼロエミッション東京」の実現に向け、使用するエネルギーを可能な限り最小化するとともに、エネルギー自体を脱炭素化することが必要である。そこで、事業所の省エネルギー対策・エネルギーマネジメントや再生可能エネルギー設備の導入、ZEVの普及を促進するとともに、水素社会の実現に向けた水素需要の創出や供給拡大、新エネルギーの開発・普及を促すための支援などを実施していく。

また、大企業の知見・リソース等を活用することにより、中小企業・スタートアップの成長を促進するとともに、中堅企業の新事業展開なども支援することで、エネルギー・GX分野のみならず、多様な領域における社会課題の解決につなげていく。

- 観光産業対策としては、地域と連携した観光資源の磨き上げや、多摩・島しょ地域のコンテンツ開発への支援、江戸から受け継がれてきた伝統文化の活用、ナイトタイム観光の充実など、更なる旅行者誘致に向けた施策を強化する。

また、人材確保や生産性向上に資するデジタル化への支援など、観光関連事業者の経営力向上を後押しする。

さらに、インバウンド需要の一層の拡大やMICE誘致に向け、戦略的なプロモーション等を実施し、国際観光都市としてのプレゼンスの向上を図る。加えて、多言語対応や宿泊施設のバリアフリー化支援等を引き続き行い、誰もが安心して観光できる環境の更なる充実を図る。

- 農林水産対策としては、気候変動や国際的な原材料価格の高止まり等の影響を受ける農林水産業者への支援を行う。また、都市や山村、島しょなど各地域の実情に応じ、デジタル技術の活用など効率的で生産性の高い農林水産業の展開を図る。また、都市農地の保全に向け、農地の貸借や体験農園の開設・運営等の支援を行うとともに、稼ぐ農業の推進に向けて、経営の強靱化や販路拡大に取り組む農業者を後押しする。さらに、持続可能な森林循環の促進に向け、山林での伐採・搬出量の拡大や多摩産材の流通量の増加を図るとともに、公共施設や商業施設等での多摩産材の利用拡大に取り組む。加えて、水産資源の確保に向け、安定的な生産が可能な陸上養殖やデジタル技術を活用した資源管理を推進するとともに、漁業人材の確保や漁業協同組合の経営改善等を支援する。
- 雇用就業対策としては、産業構造の変化に対応した人材シフトやスキルアップに向け、従業員のリスクリング等を支援するとともに、中小企業における人材の確保と育成を後押しする。また、従業員の「手取り時間」の創出のほか、テクノロジーを活用した生産性の高い働き方やテレワークの普及、育業の推進、賃上げの後押しなど、企業が取り組む職場環境の整備を促進する。さらに、誰もが安心して働き、力を存分に発揮できるよう東京都カスタマー・ハラスメント防止条例の実効性を確保していく。加えて、多様な人材が輝く「ダイバーシティ」の実現に向け、女性の希望に応じたキャリア形成を支える仕組みづくりや、働く意欲のある高齢者の就業の促進、障害者や就労に困難を抱える方の採用等に取り組む企業への支援の充実により、誰もが活躍できる環境を整備する。
- 「国際金融都市・東京」の推進については、都が目指す「サステナブルな社会を実現するアジアのイノベーション・金融ハブ」の実現に向け、「金融・資産運用特区」も活用しながら必要となる制度見直しや規制緩和等に取り組み、金融の力を活用して社会課題の解決に繋げていくことで、東京だけではなく日本全体やアジアの成長に貢献していく。国や関係機関、民間事業者、シティ・オブ・ロンドンなど国内外のプレイヤーと連携しながら、金融プロモーション組織「一般社団法人東京国際金融機構（FinCity.Tokyo）」とともに様々な取組を進める。
- 全体を通じて、東京のみならず日本全体の経済活性化に向けて、東京と日本各地がそれぞれの強みを活かして連携し、双方に高い効果が見込まれる産業振興施策を「ALL JAPAN & TOKYOプロジェクト」として、着実に推進する。

## 1 産業・雇用就業政策の企画立案

東京の産業振興と雇用就業の安定を図るため、重点的に取り組むべき政策の企画立案を行う。また、日本各地と連携した産業振興施策を推進するとともに、統計分析による施策立案支援や、

調査研究による政策課題ニーズの掘り起こしを図っていく。

## 2 中小企業対策

### (1) 経営支援

都内経済の活性化のためには、中小企業の安定的成長と発展が不可欠であり、付加価値額の向上や、新事業開発への意欲的な取組などを積極的に支援し、中小企業経営の改善強化を図る。

主な支援策としては、①中小企業等の経営革新を促進するため、法に適合する新たな事業活動計画の承認、計画承認企業へのフォローアップ等の支援（経営革新支援）、②環境変化への対応や経営力強化のための支援（経営安定支援）、③国内・海外への販路開拓支援、④異業種交流会、産学公連携事業のグループ形成など組織化への支援（ネットワークづくり支援）がある。

### (2) 技術支援

グローバル化の進展による国内外での厳しい競争に加え、省エネルギー、環境への対応など経営環境の変化は大きく、こうした変化をビジネスチャンスと捉えて、さらに発展していくためには、新製品・新技術の開発をたゆまず続けることが重要である。

このため、都では、基礎技術から応用研究、企画・アイデアから製品開発までの中小企業の製品・技術の開発に対し、①開発基盤技術強化のための助成、②地域の強みを活かした交流、連携基盤の確立、③知的財産活用の実現を図る施策、④製品の差別化・高付加価値化を実現するためのデザイン活用策、⑤事業化に向けたサポート等の各種支援を行う。

### (3) 創業支援

東京では、高い地価等の立地条件や後継者難が相まって、企業数が減少傾向にあり、新たな都市型産業の創出及び起業を促進することが重要な課題となっている。

このため、都では、意欲にあふれ、優れた発想や技術を持つ人々の起業や、その後の経営の安定化・発展を支援することで、活発な創業の促進を目指す。

具体的には、起業を予定している人や創業間もない企業に対し、①創業に関心のある誰もが利用でき、情報提供から事業化支援までをワンストップで行う創業支援拠点の運営、②創業の場の提供と入居企業に対する経営支援の実施、③創業の立ち上がりに必要な運転・設備の資金調達や技術開発・販路開拓に要する資金の助成等、④交流の場の提供や専門家の継続的な助言等の支援を行う。

### (4) 地域工業の活性化

東京のものづくり産業は、城東、城南などで地域的に特色ある集積を形成している。そこでは、域内の中小企業が地域内で蓄積された技術、情報、人材等を基に、企業間ネットワークを形成するなど、集積のメリットを活かした生産活動を行ってきた。しかし、近年、工場等の跡地へマンションが建設されるなど操業環境が悪化し、都外への転出や廃業を余儀なくされる事業者もいる。また、世界規模でのデジタル化の進展により、中小企業はデジタル技術の実装による経営の効率化やビジネスモデルの変革、新たな価値の創出が急務となっている。

そこで都は、地域産業の継続的・安定的な発展を支援するため、多様な主体の協業・参画や自己変革への挑戦を促し、地域産業を成長させる取組など、区市町村が地域産業の振興に向けて行う事業や、地域の産業特性・実情に応じたデジタル化の推進に係る取組等を支援するとともに、操業環境の整備など産業基盤強化に向けた取組を推進し、地域産業の活性化を図る。

さらに、都内での立地を希望する企業に対して情報提供等を行う相談センターを運営することで、きめ細やかな立地支援を行う。また、東京の地域資源を活用、あるいは東京の都市課題を解決する取組を支援し、地域経済の活性化を図る。

#### (5) 地域商業の活性化

都内には約2,400の商店街があり、都民の日々の暮らしに必要な商品やサービスを提供するとともに、それぞれの地域の特性を活かしながら、地域経済や雇用を支える場として、また、地域住民の生活やコミュニティの核として、大変重要な役割を果たしている。

しかし、商店街を取り巻く現状は、大型店舗の進出や店主の高齢化などの課題のほか、来街者の減少や消費者の買い物スタイルの変化など厳しい状況にあり、地域の経済や社会に大きな影響を及ぼしている。その一方、商店街の活性化に向けて意欲ある取組を行い、地域コミュニティの核として、賑わいを維持している商店街も数多く存在している。

都は、元気な商店街を増やしていくために、区市町村等と緊密に連携しながら、商店街等の多種多様な取組を積極的に支援している。

#### (6) 総合的支援

中小企業や起業家等への個別の支援策を結びつけ、より効果的かつ効率的なサービスを提供するため、(公財)東京都中小企業振興公社を核として、都の関係機関や各支援機関が連携して、中小企業に対し、支援を行うほか、戦略的産業分野のプロジェクト等に対して支援を行う。

#### (7) 試験研究機関

平成18年4月に、柔軟かつスピーディな民間的経営手法により効率的・効果的な技術支援を実現させるため、東京都立産業技術研究所を地方独立行政法人に移行し、「地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター」とした。

この(地独)東京都立産業技術研究センターにおいて、中小企業の製品開発支援・技術支援・研究開発・技術経営支援・産業交流・産業人材育成・情報発信等を行い、産業技術の向上とその成果の普及を促進し、都内中小企業の振興を図る。

なお、平成23年10月に江東区青海に新本部を開設、平成27年4月にバンコク支所を開設、令和3年4月に東京都立食品技術センターを統合するなど、支援体制のさらなる充実を図っている。

また、東京都立皮革技術センターにおいても、試験研究・技術支援等を行い、東京都における伝統地場産業である、皮革関連産業にかかわる中小企業の振興を図る。

#### (8) 金融支援

中小企業の多様な資金ニーズに応えるため、重層的に金融支援を展開する。

中小企業制度融資では、中小企業が直面する重要課題に対応するため、外部環境の変化に伴い事業活動に影響を受けている中小企業の資金ニーズに対応する融資メニューの対象を拡充し、限度額の引上げを行ったほか、賃上げや女性活躍推進に取り組む企業の支援を強化するなど、中小企業を成長と経営安定の両面から支援する。

これに加え、中小企業の資金調達手法の多様化を図る観点から、地域の金融機関と連携した都独自の融資制度(東京プラスサポート)を実施するほか、動産・売掛債権等の活用やクラウドファンディングによる資金調達などを支援する。

また、中小企業が抱える経営課題に対応した支援として、女性・若者・シニアに対する創業サポートや、ファンドへの出資を通じて中小企業における人手不足問題の解決の支援などを実施する。

### 3 産業・エネルギー対策

#### (1) 産業・エネルギー政策の企画・調整等

エネルギー安定供給をめぐる情勢の変化に対応することが必要である一方、気候変動は深刻化しており、都は、エネルギーの安全保障の確立と「脱炭素社会」の実現を目指し、電力を「⑩へらす、⑩つくる、⑩ためる」H T Tの取組等を実施するとともに、中小事業者のG Xに向けた取組を推進する。

また、大企業の知見・リソース等を活用し、中小企業・スタートアップの成長を促すとともに、中堅企業の新事業展開なども支援することで、エネルギー・G X分野のみならず、多様な領域における社会課題の解決につなげていく。

#### (2) 省エネルギー施策の推進

都は、「ゼロエミッション東京」の実現に向け、2035年までに都内温室効果ガス排出量を60%以上削減（2000年比）することなどを目指している。

都内に約63万ある中小規模事業所の省エネルギー対策を推進するため、省エネ・再エネに係るワンストップ相談窓口の設置や省エネ診断の実施など省エネルギーに関する支援を総合的に展開する。また、省エネ設備の導入及び運用改善に対して補助するとともに、事業所等にて設備を稼働する際に発生する廃熱等の有効活用を促進し、中小企業等の更なる省エネルギー化を図る。さらに、建物の断熱性能の向上と省エネ設備の導入等によりゼロエミッションビル化を図る取組を支援する。

#### (3) 再生可能エネルギー施策の推進

都は、「ゼロエミッション東京」の実現に向け、再生可能エネルギーによる電力利用割合を2030年までに50%程度、2035年までに60%以上にすることを目指している。

事業者向けの導入支援として、都内及び東京電力管内への地産地消型の再エネ発電設備等の設置を補助し導入を促進するとともに、都外の再エネ発電設備の新規導入に資する利活用手法や島しょ地域の事業者等への太陽光発電設備等の設置に対して補助することで、都内の再生可能エネルギー利用拡大を推進する。また、地中熱利用の普及啓発等に取り組み、未利用エネルギーの利用促進を図るほか、他自治体と連携した再エネ調達手法を調査する。

島しょ地域においては、各島の特性に応じた再生可能エネルギーを最大限活用することで、エネルギー自給率及び防災力の向上を目指すとともに、ゼロエミッションアイランドの実現に向けた取組を推進する。

#### (4) エネルギーマネジメントの推進

都は、「ゼロエミッション東京」の実現に向けて、エネルギーマネジメントによるエネルギーの需給最適化に向けた取組を行っている。この中で、再生可能エネルギーの導入拡大が進み、出力変動を補完する調整力の重要性はますます高まっている。

このため、事業者向けの支援として、大規模な調整力として電力の安定供給に貢献する系統

用大規模蓄電池の導入や、事業者が主体的にエネルギーマネジメントを行うためのシステム導入、再エネや蓄電池等の分散型電源を束ねて需給をマネジメントするアグリゲーションビジネス等の取組のほか、再生可能エネルギーの出力変動を補完するコージェネレーションシステムや熱電融通インフラの導入を支援し、さらなる電力需給の安定化を目指す。

加えて、地域内での再生可能エネルギーを面的に融通するマイクログリッドのモデル構築を支援する。

#### (5) 水素・新エネルギー施策の推進

都は、「ゼロエミッション東京」の実現に向け、水素エネルギーの普及拡大に取り組んでいる。特に、脱炭素社会を支えるエネルギーの柱として期待される再生可能エネルギー由来水素（グリーン水素）の活用を図るため、他県・NEDO等との連携を進め、都内へのグリーン水素の供給拡大を図るとともに、都内におけるグリーン水素の製造・利用に向けた取組を進める。また、パイプラインを含めた水素供給体制の構築に向けた協議会の運営や実現可能性調査などの取組を進めるとともに、国際サプライチェーンの構築に向けた海外都市等との連携強化や課題等の検討調査を行う。

併せて、グリーン水素の活用を促進するため、製造、運搬・貯蔵、利用に用いる各設備の導入に助成する等の取組や、東京都内でグリーン水素を率先して利用する事業者等を認証する制度などにより、水素の需要拡大を図る。さらに、グリーン水素取引所の立ち上げに向けた取組を進めるとともに、国産グリーン水素を用いたトライアル取引を実施する。

また、水素エネルギーの利用拡大に向けては、企業・団体との意見交換等による情報共有を進め、イベントや普及啓発等においても連携を図るとともに、都民の理解も重要であることから、水素エネルギーに関する普及啓発イベントの実施やホームページによる情報発信等を行う。

このほか、東京の脱炭素化に資する新エネルギーの開発・普及を促進するための支援を行い、早期の社会実装に向けた取組を進めていく。

#### (6) ZEVの普及促進

都は「ゼロエミッション東京」の実現に向けて、都内新車販売において2030年までに乗用車を、2035年までに二輪車を100%非ガソリン化する目標を掲げている。この目標の達成に向けて、ZEVの導入を促進する取組を進めるとともに、充電設備等の設置を支援することで充電インフラの整備を促進する。

また、水素ステーションの整備促進を図るために、整備費と運営費への補助を実施するとともに、都用地活用、既存ガソリンスタンド等の「マルチエネルギーステーション化」への支援、水素利用量の拡大にも資する商用燃料電池車両の早期実装化等を進める。

## 4 観光産業対策

### (1) 外国人旅行者誘致の新たな展開

東京に国内外から旅行者を誘致するため、伝統と革新が共存する東京の多様な魅力を発信するほか、東京の観光公式サイト「GO TOKYO」などを通じて都内の観光情報を多言語で発信する。また、近隣県をはじめ、全国の自治体等と連携し、観光ルートの多様化や観光の魅力発信に取り組む。

## (2) M I C E※誘致の推進

東京へのM I C E誘致に向けて、開催都市としての東京の魅力を効果的に発信するとともに、主催者に対して誘致活動や開催時の会場確保に要する経費等を支援する。また、美術館や庭園などをM I C E開催時に使用するユニークベニューの活用を推進する。

※ M : Meeting (企業等の会議)、I : Incentive Travel (企業等の報奨・研修旅行)、C : Convention (国際機関等が行う国際会議)、E : Exhibition/Event (展示会やイベント等)の頭文字を取った総称

## (3) 魅力を高める観光資源の開発

地域のアイデアを生かした特産品や旅行商品の開発、地域ならではの多様な魅力を生かした観光まちづくりに対する支援など、旅行者を惹きつける観光資源開発を促進し、東京の魅力向上を図る。多摩・島しょ地域では、魅力ある森林資源や自然公園を活用するなど自然との調和に配慮した観光振興を進めるとともに、地域の魅力をウェブサイト等で効果的に発信する。

また、地域の観光振興に対する機運を高めるため、観光分野の専門家の派遣や、先進的な取組事例の周知・浸透を行う。

## (4) 受入環境の充実

東京を訪れる外国人旅行者が安心かつ快適に観光を楽しめるよう、観光案内所の整備・運営、W i - F i やデジタルサイネージ等の情報通信技術の積極的な活用などにより、旅行者への円滑な情報提供に取り組む。

また、多言語対応や宿泊施設のバリアフリー化など、旅行者を迎え入れる快適な滞在環境の整備を推進する。さらに、観光関連事業者のD X推進や収益力向上に向けた支援などにより、経営基盤の強化を図る。

## (5) 人材の育成・活用

観光関連産業の経営層・マネジメント層や、観光ボランティアなど、東京の観光を支える人材を育成・活用していく。

## (6) 推進体制の構築

都の観光産業振興施策の充実を図るため、東京都観光事業審議会等を運営する。また、(公財)東京観光財団と緊密に連携し、観光施策を推進する。

さらに、旅行業法に基づく登録制度を運用することで、旅行業者の業務の適正な運営を確保し、旅行の安全確保及び旅行者の利便の増進を図るとともに、通訳案内士法に基づく登録制度の運用を通じ、外国人旅行者に対する接遇の向上を図る。

# 5 農林水産対策

## (1) 農業の振興

「東京農業振興プラン」に基づき、都民生活に貢献する持続可能な東京農業の実現に向け、「担い手の確保・育成」「稼ぐ農業経営の展開」「農地の保全・活用」「持続可能な農業生産と地産地消の推進」「地域の特色を活かした農業の推進」の5つの視点を持って農業施策を展開していく。

担い手の確保・育成については、経営力の向上に意欲的に取り組む認定農業者等をソフト・ハード両面から支援するとともに、都内への就農希望者及び都内の農業者すべてを対象とした

総合的な育成プログラムである「東京農業アカデミー」により、就農検討・準備期から経営発展期に至るまで各ステージに応じた研修等を実施する。また、女性農業者や多様な担い手が活躍できる環境整備を進めるとともに、法人の農業参入や雇用就農を促進するため、相談窓口の設置や施設整備等を支援する。

稼ぐ農業を展開するため、生産性の向上や省力化に向けて、先進技術の活用による東京型スマート農業の研究開発・普及を進めるほか、農産物の高付加価値化を図るため、消費地に近い特性等を活かしたブランド化を進める。また、生産現場への高度な技術や知識を農業者に普及するため、普及指導體制を強化する。

農地の保全・活用については、生産緑地の保全や農地流動化を促進するため、区市による生産緑地の買取活用を支援するほか、安定的な農業経営を確立するための長期貸借につながる支援を行う。また、農地の再生や創出の取組、市民農園、防災施設等の整備を行うとともに、農地の高度利用を図るため、農道・かんがい施設などの農業基盤施設の整備を進める。

持続可能な農業生産と地産地消の推進については、都民が安全で安心な食生活を送ることができるよう、農産物の生産振興や農作物の獣害対策、都内での流通促進・販売ルートの拡大、PR・販促活動や学校給食への東京産食材活用等の支援を行い、地産地消を推進するとともに、東京産食材のイメージ向上などに向け、その魅力を発信する施策を展開する。

さらに、環境保全型農業の普及により、環境と調和した農業を推進するとともに、GAP（農業生産工程管理）の取組や有機質肥料の利用支援、エコ農産物の販売力強化を図ることで、持続可能な東京農業の実現を目指す。

地域の特色を活かした農業の推進については、都市地域、都市周辺地域、中山間地域、島しょ地域など自然条件・社会条件が異なる環境の特性を活かし、施設整備の導入支援や、多面的機能を発揮できる活動の推進のほか、農地の利用促進やDXによる生産の効率化・省力化、新規就農者の確保・育成を進める。

（公財）東京都農林水産振興財団と連携し、品種改良や栽培技術の改善などに関する調査や試験研究を行うとともに、農業指導や技術支援、都民に対する情報提供を行う。

## （2） 林業の振興

「東京フォレストビジョン」の実現に向け、「森づくり推進プラン」に基づき、伐採・利用・植栽・保育という、持続可能な森林循環の確立と林業の経営力強化につながる施策を展開し、未来の森づくりに取り組んでいく。

森林整備においては、長期的な視点に立った計画的かつ適切な森林の取り扱いを推進することが必要であることから、整備の指針を地域森林計画として定める。また、木材生産に適した人工林を中心に、スギ・ヒノキの伐採・搬出と、花粉の少ないスギ等の植栽・保育を促進するとともに、シカによる林業被害対策、山地災害へ対応するための治山事業等を推進する。さらに、森林環境譲与税が多摩地域の森林整備や多摩産材の利用に結びつくよう、区市町村に対して情報提供を行うとともに、「多摩の森」活性化プロジェクト推進協議会など、都市部と山間部の自治体連携に対する支援も行う。

林業振興においては、経営の生産性と収益性の向上に向けて、林道の開設・改良等の基盤整備や施業の集約化を図るとともに、施業の効率化に向けたデジタル化等の取組や、国内外の先

進技術を取り入れた林業機械の活用などを推進する。また、林業の担い手を確保し、技術を着実に継承するため、新規就労者から中堅技術者までレベルに応じた研修の実施に加え、「東京トレーニングフォレスト」等を通じて、伐採・搬出などの高度な技術の習得を促進する。

多摩産材をはじめとする国産木材の需要拡大においては、公共施設での率先的な利用と民間施設での利用促進を図るとともに、木育活動を通じて、木材の良さや利用の意義について幅広い世代の理解を深めていく。また、全国各地と連携して商談型展示イベントを開催するとともに、都市部のPR拠点において、多摩産材と国産木材の魅力を発信する。

(公財)東京都農林水産振興財団と連携し、花粉の少ない森づくり運動や森林ボランティア等を通じて、都民や企業等との協働を推進するとともに、多摩産材の利用拡大に向けた情報発信や支援を行う。また、森林・林業に関する調査や試験研究、森林所有者等に対する技術支援のほか、都民に対する情報提供等を行う。

### (3) 水産業の振興

「水産業振興プラン」に基づき、「資源の持続性に配慮した漁業の推進」、「水産業の成長産業化に向けた取組の推進」、「多様なセクターとの連携強化による多面的機能の発揮」等の視点で施策を着実に実施し、東京における持続可能な水産業を実現する。

資源の持続性に配慮した漁業の推進においては、水産資源の維持・増大につなげるため、資源管理型漁業の推進に必要な科学的データを収集する調査・研究を推進するとともに、漁業者に対する指導を実施する。また、法令違反に対する漁業取締りや、生息環境を改善するための漁場整備を実施する。さらに、資源を人為的に増加させるために、栽培漁業センターにおいて放流用稚魚を生産し配付するとともに、藻場の再生や新しい魚種の生産の検討等、栽培漁業の機能強化を行う。内水面では、江戸前アユ資源を増やし活用するための支援や、キャッチ&リリース区間の設定など、魅力的な内水面漁場づくりへの補助を行う。

水産業の成長産業化においては、島しょ地区の漁家経営の安定のために、効率的な漁場探索につながる海況情報を提供する海洋シミュレーションシステムを運用する。また、漁船用燃油運搬船の運賃や各種共同利用施設の整備に必要となる経費等の補助、漁協経営の安定化に向けた伴走型支援を実施するとともに、内水面においてはマス釣場・養殖施設の整備支援等を行う。さらに、漁業就業者対策として、担い手の確保・育成に必要な経費についての補助に加え、漁業就業希望者の募集から定着、中核的漁業者となるまでのトータルサポートを実施する東京漁業就業支援センター（東京フィッシャーズナビ）を運営する。加えて、東京産水産物の競争力を向上させるために、国際水産見本市への出展、海外販路開拓を推進する。また、市場変化への対応として、冷凍商品等、競争力のある商品開発や量産体制の確立など、販路拡大のための取組を支援していく。

多様なセクターとの連携による多面的機能の発揮においては、東京産水産物に対する理解・醸成等を目的とした食育活動を教育現場等で展開する。

## 6 雇用就業対策

### (1) 地域における雇用・就業の促進

都民の雇用・就業に対する支援を行うため、雇用就業に関するワンストップサービス機関と

して設置している「東京都しごとセンター」及び「東京都しごとセンター多摩」において、若年者から高齢者まですべての年齢層の求職者を対象に、個々の状況に応じた就業相談からキャリアカウンセリング、セミナー、マッチングまでのきめ細かい就業支援を実施する。

若者の就業支援では、既卒の若者を対象とした就職準備度に応じた支援プログラムの実施により、若者の正社員就職を目指す。

また、中高年の就業支援では、非正規雇用の期間が長く正規雇用での就職が困難ないわゆる就職氷河期世代など正規雇用を目指す非正規労働者のための支援として、個人の職務経験等に応じたきめ細かいプログラムを実施する。

高齢者の就業支援に向けては、「プラチナ・キャリアセンター」を運営し、企業のシニア人材が新たな形態の働き方を通じて自らのスキルを生かせるよう支援する。また、地域でスキルを生かせる仕事の開拓や、幅広い就業の機会の提供などシルバー人材センターの活性化、会員拡大及び就業機会拡大に向けた取組を一層進める。

女性の就業支援では、「女性しごと応援テラス」及び「女性しごと応援テラス多摩」における就業相談等の実施や女性再就職支援事業の展開とともに、国と連携して、女性の就業拡大に向けた普及啓発及び多摩地域での就業支援を実施する。

障害者等の就業支援では、障害者や難病・がん患者の安定的な雇用と処遇改善を推進するため、奨励金・助成金を支給するとともに、障害者雇用の特色ある優れた取組を行う事業主の顕彰を行う。

一方、中小企業の人材確保の支援として、人材確保に悩む中小企業へのコンサルティングの実施や最適な公的支援メニューの提供、業界団体を通じた各業界特有の課題に対応した支援、中小企業と外国人材との交流支援、中小企業の魅力発信、中小企業の人材戦略構築及び中核人材採用支援などの事業を展開する。

加えて、「東京都地域人材確保総合支援事業」では、区市町村等の行う中小企業の人材確保に向けた取組を支援する。

また、令和元年12月に制定した「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例」及び令和2年度に策定したソーシャルファームに係る指針に基づき、ソーシャルファームの創設及び活動を支援する。

## (2) 適正な労働環境の確保

個別化・複雑化する労使間のトラブルに対応するため、「労働相談情報センター」において、労働相談事業を実施する。「東京都ろうどう110番」において都民からの電話相談に集中的に対応するとともに、平日・夜間及び土曜日の来所相談等を行うほか、LINEコール（通話機能）を活用した電話相談事業を実施する。

「労働相談情報センター多摩事務所」において、多摩地域の自治体等に設置したテレビ会議システムによる遠隔相談、オンライン労働相談を実施するほか、労働問題に関するチャットボットを運用し、労働法知識の普及啓発を図る。

また、雇用管理の適正化と労働条件の改善を図るため、各種調査等による情報の収集とともに、労働セミナーの開催や資料の発行・提供により労働関係法令の趣旨や内容等について普及啓発を行う。

ライフ・ワーク・バランスの実現に向けた職場環境の整備について、「手取り時間」の創出や働きがいの向上を図るため、奨励金等により中小企業の取組を後押しするとともに、コンサルティングや助成金等によりテレワークの一層の導入・定着・促進に向けた取組を展開する。

また、育児・介護等のライフイベントと仕事との両立支援や男性育業の促進等により、働きやすい職場環境づくりを推進する。

女性活躍については、働く女性の活躍を応援する拠点として「はたらく女性スクエア」を運営し、女性の働き方や活躍の基盤づくり、キャリアアップの支援等を行うとともに、「年収の壁」を意識せずに働ける環境づくりや男女間賃金格差の解消に向けた後押し等を行う。

カスタマーハラスメント防止対策については、カスハラに関する正しい理解の浸透や社会全体での防止対策を推進するため、普及啓発の実施や相談窓口等の運営、奨励金の支給等を行う。

このほか、正規雇用転換後も安心して働ける労働環境の整備や賃金の引上げなどを支援する。

### (3) 多様なニーズに対応した職業能力の開発・向上

東京の産業を支える中小企業の人材育成・確保を支援するため、都内を4つの地域に分け、各地域に職業能力開発センターを設置し、人材育成・確保の総合相談や各種事業を実施する。

公共職業訓練においては、IT等の成長産業分野、ものづくりや介護等の人手不足分野への人材シフトを促進するため、時代のニーズに適合した訓練科目の開発や、ハローワークや東京しごとセンターと連携した就職支援の実施により、東京の産業基盤を支える人材の育成と求職者の早期再就職に積極的に取り組んでいく。

また、職業能力開発センターの情報発信拠点「キャリア・コンパス・センター」において、体験などを通じて職業訓練の魅力を発信する。

さらに、在職者向け訓練の実施や中小企業等の人材育成への支援を通じて、労働者のキャリア形成やリスキリングを支援する。

技能振興においては、技能者の技能向上と技能継承の強化を図るため、団体等が行う技能者向けの競技大会を支援するとともに、技能五輪全国大会及び全国障害者技能競技大会（全国アビリンピック）等に出場する選手の育成・強化を実施する。

また、イベントなどの開催を通じ、伝統的な匠の技やものづくりの技能・技術の魅力を、若者を始めとする国内外の多くの人々に広く発信する。

## 7 国際金融都市の推進

### (1) 「国際金融都市・東京」の実現

国内外の資金を呼び込み、イノベーションの創出と経済成長に繋げていく「サステナブルな社会を実現するアジアのイノベーション・金融ハブ」の実現に向け、様々な施策を展開する。国の行政機関、金融業界をはじめとする民間事業者等との連携を深めるとともに、グローバルな趨勢の情報提供、都の施策の方向性等について専門的助言をいただき、国際金融情勢を的確に反映した効果的な施策展開を行うことで、金融の力を活用して社会課題の解決に繋げ、東京だけではなく日本全体やアジアの成長に貢献していく。

「国際金融都市・東京」構想2.0に基づき、国や関係機関、民間事業者のほか、シティ・オブ・ロンドンなど国内外のプレイヤーとも連携しながら、金融プロモーション組織「一般社団

法人東京国際金融機構（FinCity.Tokyo）」とともに様々な取組を進める。

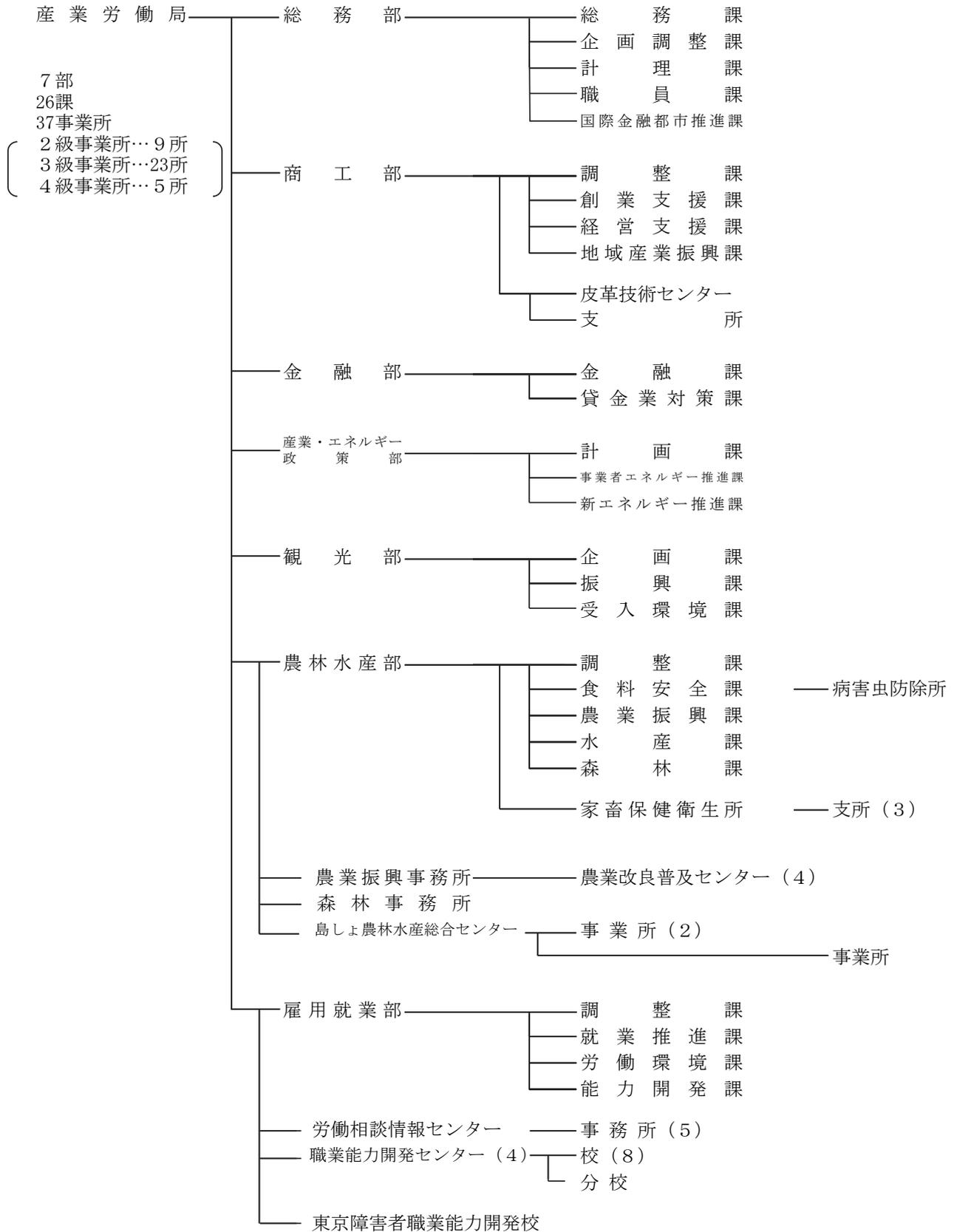
(2) 戦略的な海外プロモーションの推進

金融の力を通じたグローバルな経済成長、社会課題の解決を実現し、その成果を都民へ還元するため、海外プロモーションの展開、外国企業や海外ベンチャーキャピタル、投資家の誘致などに戦略的に取り組む。

金融プロモーション組織である FinCity.Tokyo をはじめ、国や関係機関等、内外の多様な機関との連携を強化しながら、金融の活性化に資する取組を進め、東京の強みを世界に向けて発信するとともに、積極的な海外エコシステムとのネットワーク構築など、海外プロモーションを戦略的に展開する。

# 第3組 組織

## 1 組織図（職員課）（令和7年8月1日現在）

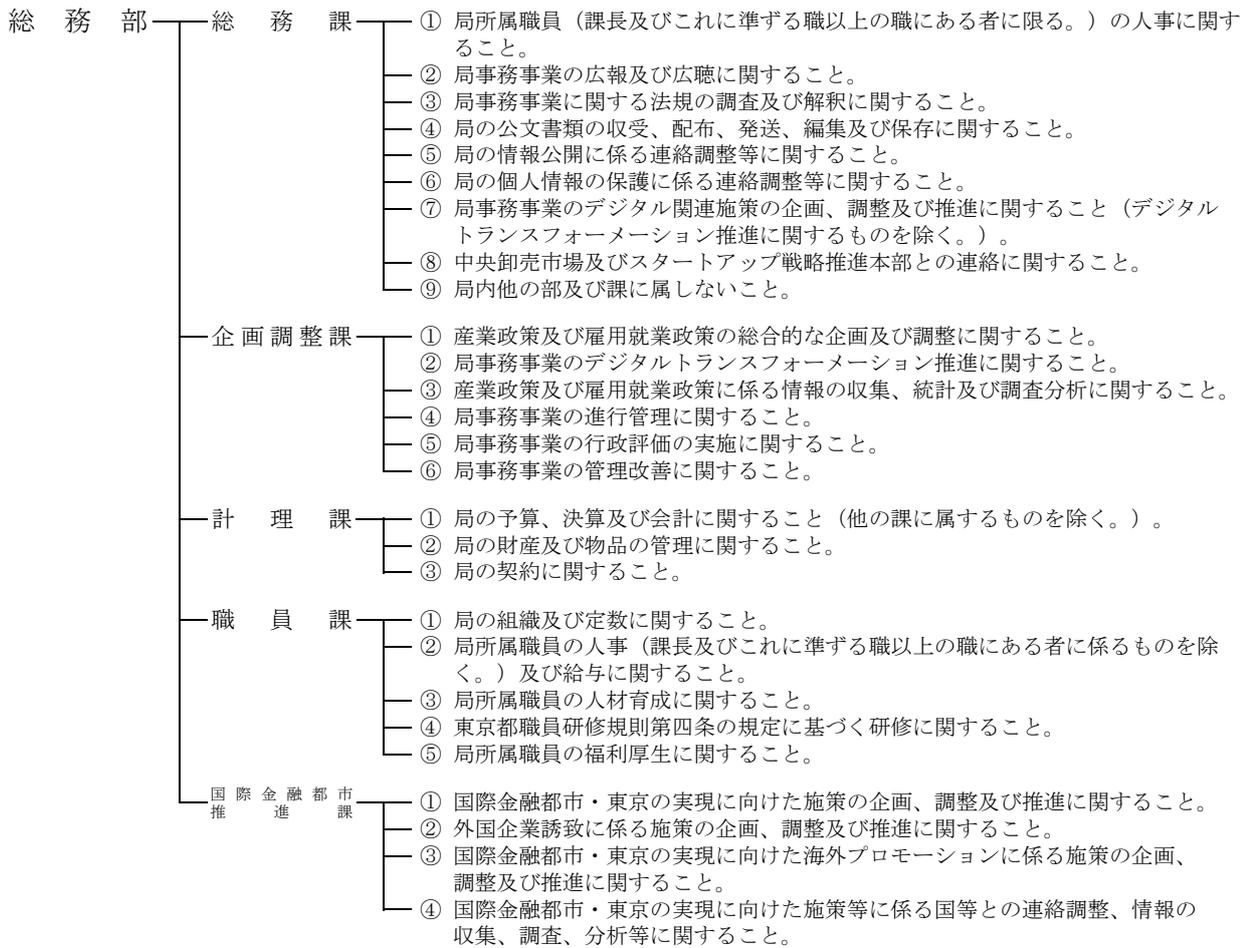


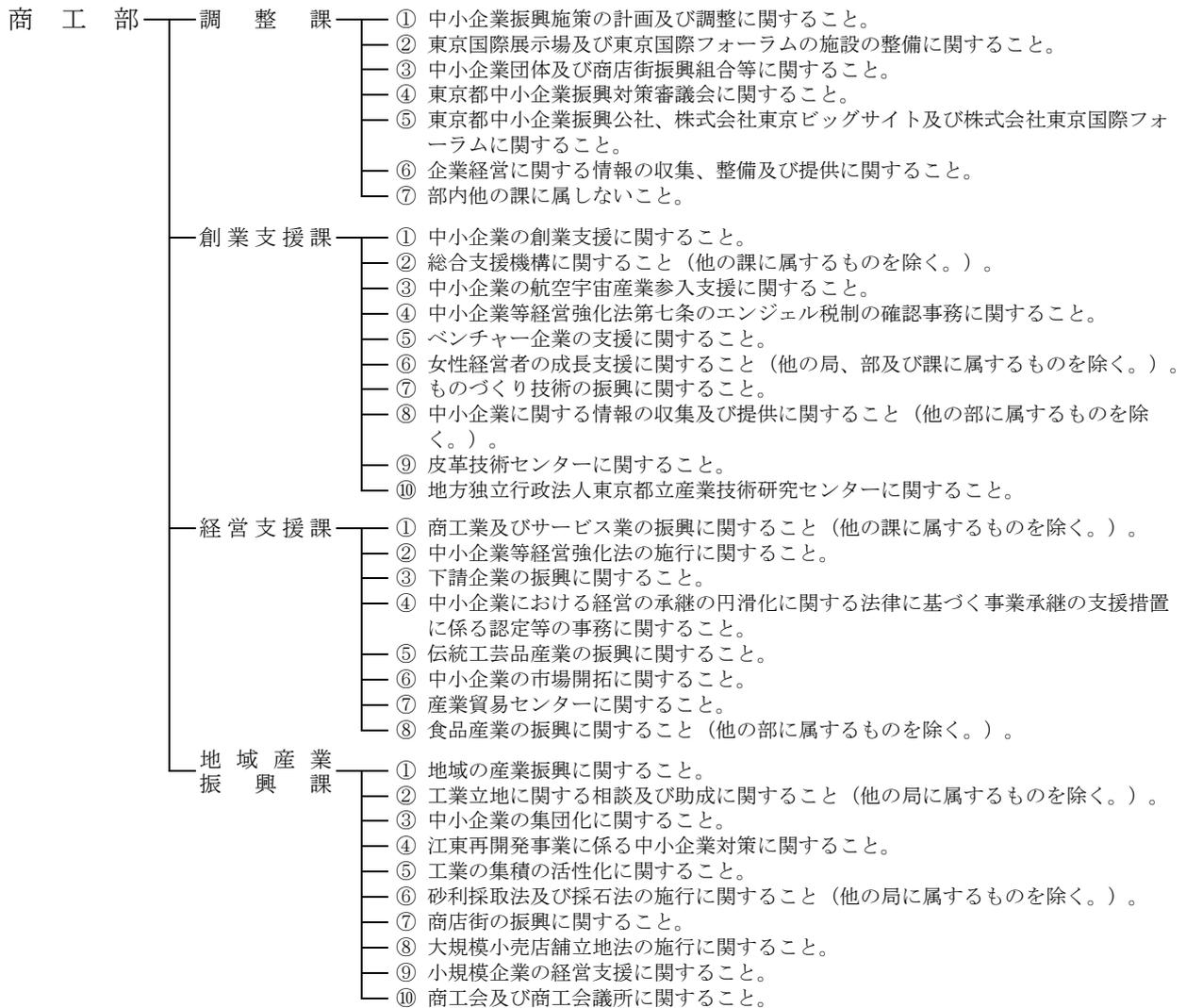
（行政委員会）

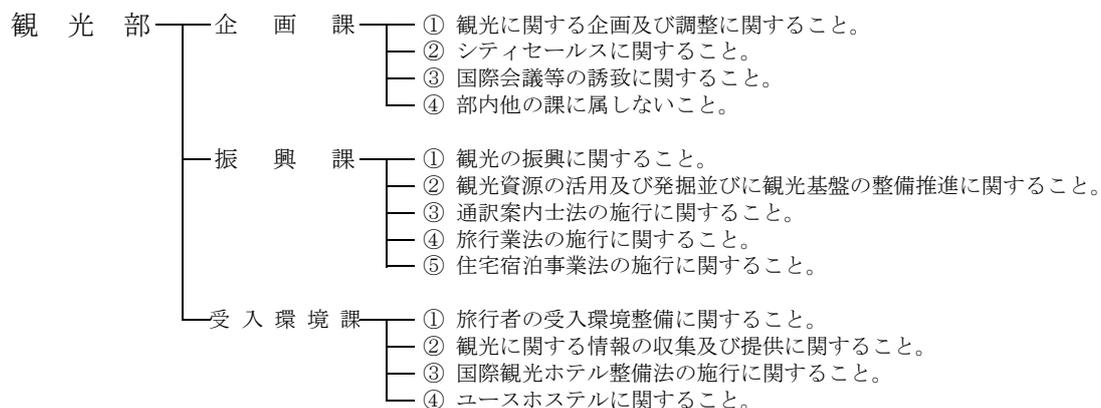
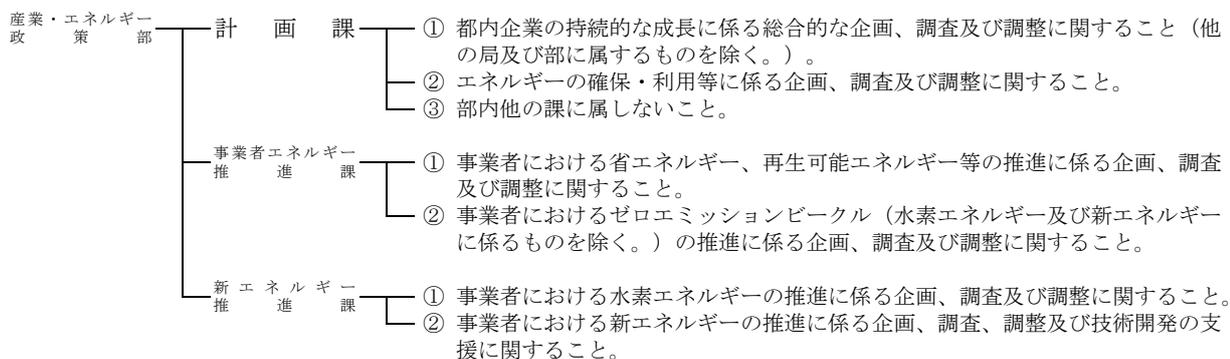
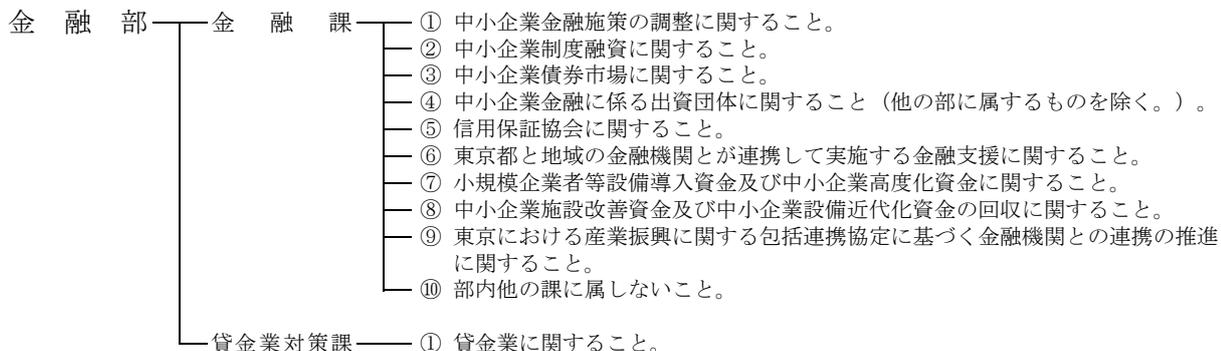
東京海区漁業調整委員会

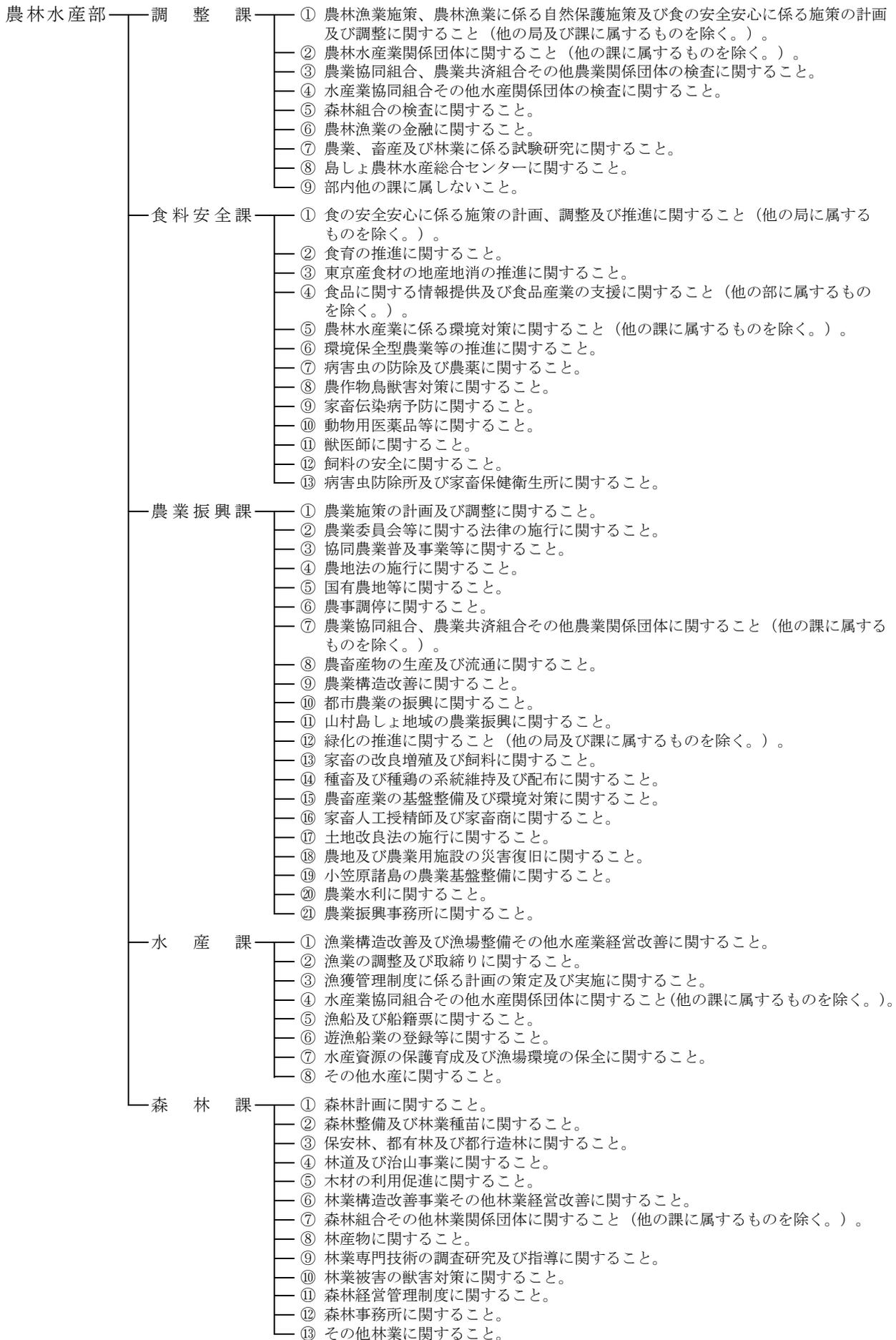
内水面漁場管理委員会

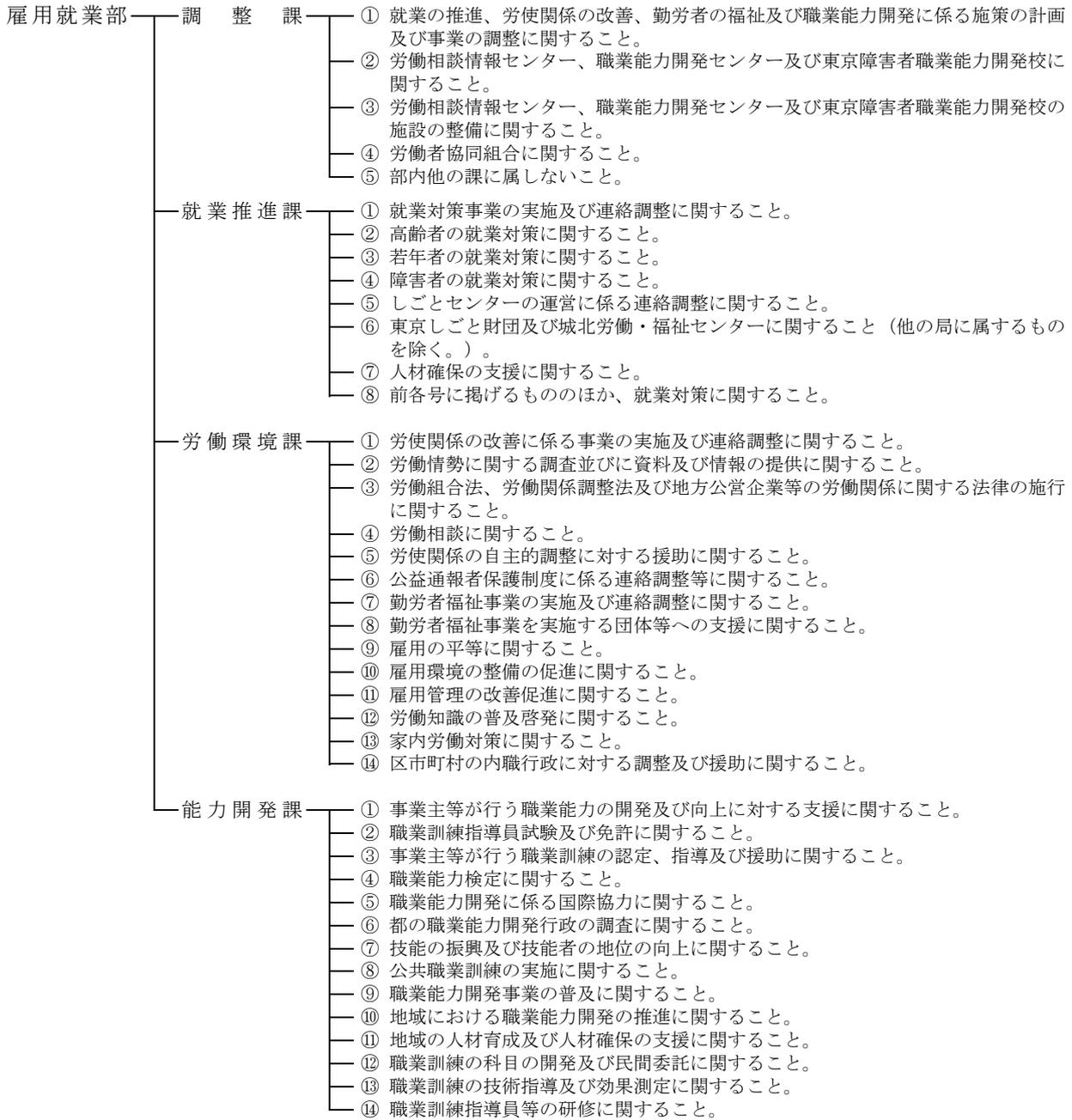
## 2 分掌事務（職員課）











### 3 附属機関（職員課）

令和7年8月1日現在

	設置目的	設置根拠	組織（委員構成）	委員の任期	所管部課
東京都中小企業振興対策審議会	中小企業の振興を図り、産業の発展に寄与するため、知事の諮問に応じ、中小企業の振興対策の基本方針に関する事等を審議し答申する。	東京都中小企業振興対策審議会条例	学識経験者 16名以内 業界代表者 20名以内 行政機関 4名以内	2年	商工部 調整課
東京都中小企業調停審議会	分野調整及び協同組合等の行う団体協約に関する重要事項を調査審議するほか、団体協約に関するあっせん・調停に係る審議を行い、答申する。	東京都中小企業調停審議会条例	学識経験者 7名以内	2年	商工部 調整課
東京都大規模小売店舗立地審議会	知事の諮問に応じ、大規模小売店舗の立地に係る周辺の地域の生活環境の保持に関する重要事項を調査審議し、答申する。	東京都大規模小売店舗立地審議会条例	学識経験者 11名以内	2年	商工部 地域産業 振興課
東京都信用保証補助審査会	東京信用保証協会に対し、都が交付した補助金の使途につき、その公正妥当を期するため、知事の諮問に応じ審査し、答申する。	東京都信用保証補助審査会条例	学識経験者 10名以内	2年	金融部 金融課
東京都観光事業審議会	都の観光事業の振興充実を図るため、知事の諮問に応じ都の観光事業に関する基本的計画、その他重要事項を調査審議し又は意見を具申する。	東京都観光事業審議会条例	学識経験者 25名以内	2年	観光部 企画課
東京都農林・漁業振興対策審議会	農林・漁業に関する生産的施設の整備、経営の改善及び技術の改良並びに農山漁民の生活水準の向上を図り、あわせて、農山・漁村の振興計画の樹立及び実施について、知事の諮問に応じ重要な事項を審議し、答申する。	東京都農林・漁業振興対策審議会条例	学識経験者等 46名以内	2年	農林水産部 調整課

東京都農業 共済保険審 査会	農業共済組合連合会の組合員 が提訴する保険に関する訴えの 審査並びに農業災害の予防、防 止及び共済掛金、保険業務の適 正化に関する事項の調査審議を 行う。	農業保険法	会長：知事 学識経験者 3名以内 組 合 員 3名以内 都 局 長 3名以内	3年	農 林 水 産 部 農 業 振 興 課
東 京 都 森 林 審 議 会	知事の諮問に応じ、森林計画、 保安林その他森林に関する重要 な事項を審議し、答申する。	森 林 法	学識経験者等 15名以内	2年	農 林 水 産 部 森 林 課
東 京 都 雇 用 ・ 就 業 対 策 審 議 会	知事の諮問に応じ、雇用及び 就業対策、職業能力の開発、労 使関係の安定に関する事項を審 議し、答申する。	東 京 都 雇 用 ・ 就 業 対 策 審 議 会 条 例	学識経験者 12名以内 事業主代表 6名以内 労働者代表 6名以内	2年	雇 用 就 業 部 調 整 課
東京都地方 独立行政 法人評価 委員会	東京都が設立する地方独立行 政法人の業務の実績に関する評 価等を行う。	東京都地方 独立行政 法人評価 委員会条例	学識経験者 28名以内  （試験研究分科会 公立大学分科会 高齢者医療・研 究分科会 都立病院分科会）	2年	商 工 部 創 業 支 援 課 （ 試 験 研 究 分 科 会 ）

#### 4 政策連携団体等（企画調整課）

##### (1) 政策連携団体

事業協力団体のうち、都と協働して事業等を執行し、又は提案し、都と政策実現に向け連携するなど、特に都政との関連性が高い団体で、全庁的に指導監督を行う必要がある団体

##### (2) 事業協力団体

事業活動範囲が主に都内であるもの又は事業活動目的が主に都内の発展に寄与するものであり、かつ、都が展開する政策の一端を担うなど、主体的に都と事業協力を行う団体であって、「東京都政策連携団体の指導監督等に関する基準」において定める要件を満たす団体

※ ただし、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）に規定する地方独立行政法人その他個別の法令により、適正かつ効率的な運営を行うための仕組みが担保されている団体を除く。

#### 政策連携団体等

令和 7 年 8 月 1 日現在

所 管 部	政 策 連 携 団 体	事 業 協 力 団 体 (※1)
総 務 部	—	(一社)東京国際金融機構
商 工 部	(公財)東京都中小企業振興公社 (株)東京国際フォーラム  *港湾局との共管 (株)東京臨海ホールディングス	(株)東京ビッグサイト
金 融 部	—	東京信用保証協会
産 業 ・ エ ネ ル ギ ー 政 策 部	*環境局との共管 (公財)東京都環境公社	—
観 光 部	(公財)東京観光財団	—
農 林 水 産 部	(公財)東京都農林水産振興財団	—
雇 用 就 業 部	(公財)東京しごと財団	—
	主管：5 団体、共管：2 団体	3 団体

※1 政策連携団体を除く。

## 5 職員定数（職員課）

令和7年8月1日現在の職員定数は、次の表のとおりである。

産業労働局職員定数		令和7年8月1日現在			
		計	事務系	技術系	技能 労務系
総	計	1,505	943	532	30
総	務部	146	144	2	-
商	工部	141	134	7	-
金	融部	41	41	-	-
産業・エネルギー政策部		79	64	15	-
観	光部	82	82	-	-
農	林水産部	145	53	92	-
雇	用就業部	135	120	15	-
皮革技術センター		16	5	11	-
農業振興事務所		84	13	71	-
森林事務所		49	5	44	-
島しょ農林水産総合センター		94	10	54	30
家畜保健衛生所		28	3	25	-
労働相談情報センター		111	111	-	-
職業能力開発センター		319	149	170	-
東京障害者職業能力開発校		35	9	26	-

## 第 4 予 算

### 1 産業労働局予算の概要（計理課）

#### (1) 局予算総括表

（単位：千円）

区 分	令和7年度予算額	令和6年度予算額	増（△）減	増 減 率
一 般 会 計	776,994,000	683,150,359	93,843,641	13.7%
中小企業設備導入等資金会計	337,000	339,000	△ 2,000	△0.6%
林業・木材産業改善資金助成会計	51,000	107,000	△ 56,000	△52.3%
沿岸漁業改善資金助成会計	48,000	48,000	0	0.0%
合 計	777,430,000	683,644,359	93,785,641	13.7%

#### (2) 一般会計歳入歳出予算総括表

（単位：千円）

区 分	令和7年度予算額	令和6年度予算額	増（△）減	増 減 率	
歳 出 額	776,994,000	683,150,359	93,843,641	13.7%	
歳 入 額	524,327,178	276,015,899	248,311,279	90.0%	
内 訳	分 担 金 及 負 担 金	105,724	119,694	△ 13,970	△ 11.7%
	使 用 料 及 手 数 料	490,460	541,809	△ 51,349	△ 9.5%
	国 庫 支 出 金	8,321,768	7,710,107	611,661	7.9%
	財 産 収 入	1,517,773	1,111,725	406,048	36.5%
	繰 入 金	106,636,554	93,427,174	13,209,380	14.1%
	諸 収 入	404,425,899	172,631,390	231,794,509	134.3%
	都 債	2,829,000	474,000	2,355,000	496.8%
一 般 財 源 充 当 額	252,666,822	407,134,460	△ 154,467,638	△ 37.9%	

注1：令和6年度一般会計歳出予算額には以下の補正予算（10,800,066千円）を含まない（次頁も同様）。

三定補正 16,120,043千円、最終補正 △5,319,977千円

注2：令和6年度一般会計歳入予算額には以下の補正予算（△46,823,405千円）を含まない（次頁も同様）。

最終補正 △46,823,405千円

注3：令和7年度一般会計歳入予算額には以下の補正予算（8,200,000千円）を含まない（次頁も同様）。

二定補正 8,200,000千円

## (3) 対策別予算

(単位：千円)

事 項 名	令和7年度予算額 ＜繰越明許費＞ (債務負担行為)	令和6年度予算額 ＜繰越明許費＞ (債務負担行為)	増(△)減	増 減 率
I 中 小 企 業 対 策	510,953,730 (141,223,583)	475,363,223 (116,335,811)	35,590,507 (24,887,772)	7.5% (21.4%)
一 般 会 計	510,616,730 (141,223,583)	475,024,223 (116,335,811)	35,592,507 (24,887,772)	7.5% (21.4%)
特 別 会 計	337,000	339,000	△ 2,000	△ 0.6%
1 経 営 基 礎 支 援	3,681,460	1,585,378	2,096,082	132.2%
2 経 営 安 定 支 援	10,769,849	10,233,428	536,421	5.2%
3 販 路 開 拓 支 援	47,506,280 (8,813,250)	20,992,189 (12,592,017)	26,514,091 (△ 3,778,767)	126.3% (△ 30.0%)
4 ネットワークづくり支援	2,136,516	2,041,798	94,718	4.6%
5 技 術 支 援	26,956,094 (364,467)	24,795,284 (427,698)	2,160,810 (△ 63,231)	8.7% (△ 14.8%)
6 創 業 支 援	13,845,646 (7,754,647)	12,666,818 (4,494,686)	1,178,828 (3,259,961)	9.3% (72.5%)
7 地 域 工 業 の 活 性 化	4,838,308	4,711,665	126,643	2.7%
8 地 域 商 業 の 活 性 化	5,116,889	5,117,978	△ 1,089	△ 0.0%
9 総 合 的 支 援	22,371,501 (891,670)	20,622,437 (1,498,347)	1,749,064 (△ 606,677)	8.5% (△ 40.5%)
10 試 験 研 究 機 関	9,021,457	11,360,021	△ 2,338,564	△ 20.6%
11 金 融 支 援	363,797,000 (123,399,549)	359,381,000 (97,323,063)	4,416,000 (26,076,486)	1.2% (26.8%)
12 商 工 施 設 の 整 備 (中小企業設備導入等資金の貸付 特 別 会 計)	575,730 337,000	1,516,223 339,000	△ 940,493 △ 2,000	△ 62.0% △ 0.6%
II 産 業 ・ エ ネ ル ギ ー 対 策	105,690,620 (4,912,908)	72,433,204 (2,613,153)	33,257,416 (2,299,755)	45.9% (88.0%)
1 産 業 ・ エ ネ ル ギ ー 政 策 の 企 画 ・ 調 整 等	20,077,581 (2,124,940)	6,641,071 (936,353)	13,436,510 (1,188,587)	202.3% (126.9%)
2 省 エ ネ ル ギ ー 施 策 の 推 進	10,069,488	6,925,489	3,143,999	45.4%
3 再 生 可 能 エ ネ ル ギ ー 施 策 の 推 進	13,815,783 (0)	8,754,273 (873,800)	5,061,510 (△ 873,800)	57.8% (皆減)
4 エ ネ ル ギ ー マ ネ ジ メ ン ト の 推 進	17,971,464 (440,000)	16,169,210 (0)	1,802,254 (440,000)	11.1% (皆増)
5 水 素 ・ 新 エ ネ ル ギ ー 施 策 の 推 進	13,322,369 (2,313,468)	16,474,616 (380,000)	△ 3,152,247 (1,933,468)	△ 19.1% (508.8%)
6 Z E V の 普 及 促 進	30,433,935 (34,500)	17,468,545 (423,000)	12,965,390 (△ 388,500)	74.2% (△ 91.8%)
III 観 光 産 業 対 策	30,563,000 (1,437,237)	30,608,000 (900,000)	△ 45,000 (537,237)	△ 0.1% (59.7%)
1 外 国 人 旅 行 者 誘 致 の 開 展	8,489,579	8,119,012	370,567	4.6%
2 M I C E 誘 致 の 推 進	4,231,391	4,454,766	△ 223,375	△ 5.0%
3 魅 力 を 高 め る 観 光 資 源 の 開 発	6,907,403 (1,140,000)	7,005,259 (850,000)	△ 97,856 (290,000)	△ 1.4% (34.1%)
4 受 入 環 境 の 充 実	7,712,425 (297,237)	7,919,010 (50,000)	△ 206,585 (247,237)	△ 2.6% (494.5%)
5 人 材 の 育 成 ・ 活 用	1,037,702	940,683	97,019	10.3%
6 推 進 体 制 の 構 築	2,184,500	2,169,270	15,230	0.7%
IV 農 林 水 産 対 策	33,307,391 <1,641,000> (11,686,057)	28,621,007 <1,993,000> (2,801,365)	4,686,384 <△ 352,000> (8,884,692)	16.4% <△ 17.7%> (317.2%)
一 般 会 計	33,208,391 <1,641,000> (11,686,057)	28,466,007 <1,993,000> (2,801,365)	4,742,384 <△ 352,000> (8,884,692)	16.7% <△ 17.7%> (317.2%)
特 別 会 計	99,000	155,000	△ 56,000	△ 36.1%
1 農 業 経 営 の 安 定	12,068,000 <351,000> (451,494)	12,470,000 <295,000> (985,365)	△ 402,000 <56,000> (△ 533,871)	△ 3.2% <19.0%> (△ 54.2%)
2 林 業 経 営 の 安 定	8,287,000 <531,000> (642,645)	8,264,000 <551,000> (402,207)	23,000 <△ 20,000> (240,438)	0.3% <△ 3.6%> (59.8%)
3 水 産 業 経 営 の 安 定	3,765,000 (1,022,265)	3,162,000 (281,715)	603,000 (740,550)	19.1% (262.9%)
4 緑 化 の 推 進	248,000	248,000	0	0.0%
5 農 林 災 害 復 旧	1,762,000 <759,000> (353,247)	2,087,000 <1,009,000> (231,030)	△ 325,000 <△ 250,000> (122,217)	△ 15.6% <△ 24.8%> (52.9%)
6 小 笠 原 諸 島 の 振 興	1,299,000 (565,093)	1,075,000 (426,525)	224,000 (138,568)	20.8% (32.5%)
7 農 林 水 産 施 設 の 整 備	5,779,391 <0> (8,651,313)	1,160,007 <138,000> (474,523)	4,619,384 <△ 138,000> (8,176,790)	398.2% (皆減) (1,723.2%)
林 業 ・ 木 材 産 業 改 善 ・ 沿 岸 漁 業 改 善 の 各 資 金 の 貸 付 (特 別 会 計)	99,000	155,000	△ 56,000	△ 36.1%
V 雇 用 就 業 対 策	66,402,879 (9,369,952)	54,462,770 (6,248,864)	11,940,109 (3,121,088)	21.9% (49.9%)
1 雇 用 ・ 就 業 の 促 進	23,941,000	24,572,000	△ 631,000	△ 2.6%
2 適 正 な 労 働 環 境 の 確 保	21,409,000	13,700,000	7,709,000	56.3%
3 職 業 能 力 の 開 発 ・ 向 上	13,010,000 (3,663,852)	13,130,000 (3,414,664)	△ 120,000 (249,188)	△ 0.9% (7.3%)
4 労 政 施 設 等 の 整 備	90,491	737,704	△ 647,213	△ 87.7%
5 公 共 職 業 能 力 開 発 施 設 の 整 備	7,952,388 (5,706,100)	2,323,066 (2,834,200)	5,629,322 (2,871,900)	242.3% (101.3%)
VI そ の 他	30,512,380 (23,734)	22,156,155 (51,600)	8,356,225 (△ 27,866)	37.7% (△ 54.0%)
1 産 業 政 策 の 立 案	2,029,000	1,480,000	549,000	37.1%
2 国 際 金 融 都 市 の 推 進	13,726,000 (23,734)	7,011,724 (51,600)	6,714,276 (△ 27,866)	95.8% (△ 54.0%)
3 人 件 費 等	14,757,380	13,664,431	1,092,949	8.0%
合 計	777,430,000 <1,641,000> (168,653,471)	683,644,359 <1,993,000> (128,950,793)	93,785,641 <△ 352,000> (39,702,678)	13.7% <△ 17.7%> (30.8%)
一 般 会 計	776,994,000 <1,641,000> (168,653,471)	683,150,359 <1,993,000> (128,950,793)	93,843,641 <△ 352,000> (39,702,678)	13.7% <△ 17.7%> (30.8%)
特 別 会 計	436,000	494,000	△ 58,000	△ 11.7%

(参考)

・令和6年度予算

(単位：千円)

区 分	当初予算額	三定補正	最終補正	計
中 小 企 業 対 策	475,024,223	0	△ 5,692,000	469,332,223
産 業 ・ エ ネ ル ギ ー 対 策	72,433,204	1,139,023	1,139,023	74,711,250
観 光 産 業 対 策	30,608,000	0	0	30,608,000
農 林 水 産 対 策	28,466,007	0	△ 243,000	28,223,007
雇 用 就 業 対 策	54,462,770	0	△ 524,000	53,938,770
産 業 政 策	1,480,000	14,981,020	0	16,461,020
国際金融都市の推進	7,011,724	0	0	7,011,724
人 件 費 等	13,664,431	0	0	13,664,431
合 計	683,150,359	16,120,043	△ 5,319,977	693,950,425

## 2 令和7年度東京都予算の概要（計理課）

### (1) 財政規模

（単位：億円）

区 分	令和7年度	令和6年度	増減額	増減率
一般会計	91,580	84,530	7,050	8.3%
特別会計	66,993	61,908	5,085	8.2%
公営企業会計	19,924	19,146	778	4.1%
合 計	178,497	165,584	12,913	7.8%

### (2) 歳入

（単位：億円）

区 分	令和7年度		令和6年度		増減額	増減率
		構成比		構成比		
都 税	69,296	75.7%	63,865	75.6%	5,431	8.5%
地方譲与税	828	0.9%	638	0.8%	190	29.8%
国庫支出金	4,240	4.6%	3,785	4.5%	455	12.0%
繰入金	7,297	8.0%	7,146	8.5%	151	2.1%
諸収入	6,194	6.8%	3,962	4.7%	2,232	56.3%
都 債	2,034	2.2%	3,127	3.7%	△ 1,093	△ 34.9%
その他の収入	1,691	1.8%	2,007	2.4%	△ 316	△ 15.7%
合 計	91,580	100.0%	84,530	100.0%	7,050	8.3%

### (3) 目的別歳出

（単位：億円）

区 分	令和7年度		令和6年度		増減額	増減率
		構成比		構成比		
福祉と保健	17,716	25.7%	16,105	25.3%	1,611	10.0%
教育と文化	14,555	21.1%	13,983	22.0%	571	4.1%
労働と経済	8,039	11.7%	7,146	11.2%	894	12.5%
生活環境	3,744	5.4%	3,449	5.4%	294	8.5%
都市の整備	9,989	14.5%	9,142	14.4%	847	9.3%
警察と消防	10,126	14.7%	9,616	15.1%	509	5.3%
企画・総務	4,809	7.0%	4,260	6.7%	549	12.9%
（小計）	68,978	100.0%	63,702	100.0%	5,276	8.3%
公債費・税連動経費等	22,602	—	20,828	—	1,774	8.5%
合 計	91,580	—	84,530	—	7,050	8.3%

注：各表の計数は表示単位未満を四捨五入しているため、合計及び小計欄の数字は各欄の合算と一致しない場合がある。

## 第5 広報・広聴

### 1 広報（総務課）

産業労働局で行っている各種の事業を都民に広く周知するために、広報誌・パンフレットなどの印刷物、テレビ・ラジオ、インターネット（ホームページ、動画及びSNS）など、様々な媒体（メディア）を利用して広報活動を行っている。

#### (1) 印刷媒体

中小企業施策及び雇用就業施策の総合案内誌として、「働くあなたと中小企業経営者のための支援ガイド」（総務部）を発行している。

また、各部・所で広報誌、パンフレットなどを作成している。（各部で発行している広報誌の主なもの：「とうきょうの労働」（雇用就業部））

#### (2) インターネット

「産業労働局ホームページ」（<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/>）において局事業のPRを行い、報道発表資料や調査・統計資料など、分野別にまとめて提供している。また、分野ごとにページを開設し、事業の紹介や優れた技術をもつ中小企業や観光スポット、東京の農林水産物の紹介、労働に関する知識などの情報を提供している。

#### (3) 報道発表

都庁記者クラブ 20 社（令和7年4月現在）に対して、令和6年度に報道発表した件数は、812 件である。

### 2 広聴（総務課）

都民からの意見や要望などの声を局事業に反映させることを目的として、広聴活動を行っている。

#### (1) 都民の声窓口の設置

総務部総務課広報担当を産業労働局都民の声窓口とし、苦情及び要望等について、所管課や事業所をはじめ、政策企画局戦略広報部企画調整課や各局とも連携を図りながら、迅速な対応に努めている。

#### (2) 意見募集

事業の計画策定段階等で都民からの意見募集を行い、政策立案に反映させている。

また、都政モニターアンケート等を活用し、都民の声を収集し、事業に反映させている。

### 3 中小企業支援策に係る新たな広報展開（総務課）

事業者の状況に応じた適切な支援事業が簡単に分かる新たなツールを構築するとともに、支援機関等と連携した情報発信等、効果的なPRを行う。

## 第6 職員研修

産業労働局は、東京の産業振興と雇用就業の安定を図るため、局事業の重要課題に積極果敢に挑戦し、豊かな実務処理能力と高い専門性を持って、東京の活性化に取り組んでいく人材を育成していく必要がある。

このため、令和7年度の研修については、中央研修の基本方針を踏まえ、局独自のニーズを織り込みながら、職員の職務遂行能力の向上を目指し、実施していく。また、研修効果の向上や柔軟で多様な働き方を推進する観点から、実施方法等について柔軟に対応していく。

### 1 基本目標（職員課）

- (1) 職員一人ひとりの資質及び専門・実務能力の向上を通じ、局事業の円滑な遂行に寄与する職員を育成する。
- (2) 複雑・多様化する行政課題に迅速かつ的確に対処できるよう、マネジメント力、企画力、説明能力及び問題解決能力をもって行動できる職員を育成する。
- (3) 都民サービスの最前線に立つ職員として、都民満足度の高いサービスが提供できるよう、サービス意識・能力の向上を図る。
- (4) 人材育成の面で着実な成果を上げるため、さらなるOJTの活性化・定着化を推進していくとともに、職務の能率、質の向上に資する知識及び能力の自主的な習得を目指し、自己啓発の更なる促進を図る。
- (5) 緊急性、即応性の面から効果的・効率的な研修の実施を目指し、研修規模や内容の見直しを行い、短期間でかつ充実した研修の実施に努める。
- (6) 総務局人事部や他局との連携と協力を進めるとともに、行政系職員、現業系職員、会計年度任用職員など、職員の職務の多様性に対応した研修機会の確保に努める。

また、関係団体の固有職員についても、研修生として受け入れ、関係団体の人材育成を支援する。

### 2 計画の内容（職員課）

- (1) 現任、管理・監督者研修等  
各職層の職員に期待される役割及び責任を踏まえ、新任、1級職、主任級、課長代理級、統括課長代理級、管理者等それぞれの職層に応じた研修を実施する。
- (2) 課題研修  
「東京都人権施策推進指針」に基づき、都職員に必要な人権感覚を身に付ける「人権研修」、都職員が遵守すべき法令、方針、各種ルールを身に付ける「コンプライアンス推進研修」等を、全職員を対象として実施し、職員の一層の理解と認識を深める。

(3) 実務研修

職員が身に付けておくべき職務に関する実務・専門的知識を付与し、職務能力の向上を図る。

文書事務、契約事務、広報事務等の各科目を実施するほか、各所属においても必要な研修を実施する。

(4) 派遣研修

国や民間の研修機関等へ職員を派遣し、必要とする専門的な知識や技術の取得を図る。

(5) 職場内研修（OJT）

職場での日常の職務の遂行を通して、各職場の管理・監督者が、計画的・効果的に実施する。

(6) 自主研修

資格取得やスキルアップなどを支援する自己啓発支援制度を活用し、職員の自主的な能力開発を促進するとともに、自己啓発を促進する風土づくりを進める。

(7) 関係団体職員の研修受入

局事業に深く関わりのある政策連携団体等に対し、研修情報の提供及び受講の受入れを行う。

### 3 令和6年度研修実績（職員課）

局研修については、531回実施し、延べ6,557名が受講した。

### 4 令和7年度研修実施計画（職員課）

研修区分別の計画は以下のとおり。

研修区分	回数	研修人員	対象者・内容等
新任研修	2	240	新規採用職員
現任研修	16	753	1、2級職員、転入職員、島しょ勤務職員 他
管理・監督者研修	6	156	課長代理・統括課長代理級職員、部・課長級職員
派遣研修	140	484	国、民間の研修機関等への派遣研修
課題研修	18	1,360	人権、コンプライアンス推進 他
専門・実務研修	350	3,684	文書事務、契約事務、各所属実施研修 他
その他の研修	76	325	他局委託研修 他
合計	608	7,002	

## Ⅱ 産業政策及び雇用就業政策の 企画立案



# 第1 産業・雇用就業政策の企画立案

## 1 産業・雇用就業政策の企画立案（企画調整課）

都内の産業振興と雇用就業の安定を図るため、重点的に取り組むべき政策の企画立案を行うとともに、局内・他局との調整を行う。

## 2 日本各地と連携した産業振興施策の推進（企画調整課）

東京ひいては日本全体の経済活性化を実現するため、東京と日本各地が双方の強みを活かして連携し、双方に高い効果が見込まれる産業振興施策を「ALL JAPAN & TOKYOプロジェクト」として、着実に推進する。

## 3 江戸東京きらりプロジェクト（企画調整課）

江戸東京の伝統の技や老舗の産品等の「宝物」を発掘し、新たな視点で磨きをかけ、その価値を高めるとともに、東京を代表するブランドとして、世界に発信することを通じて、将来に継承するとともに、東京のイメージ向上や外国人旅行者増加に資することを目的として「江戸東京きらりプロジェクト」を推進する。

## 4 地域未来投資促進事業（企画調整課）

平成 29 年 7 月に施行された「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」（地域未来投資促進法）の活用を図ろうとする区市町村や都内企業を関係部署と連携し、支援する。

## 5 「女性活躍の輪（WA）」の戦略的展開（企画調整課）

あらゆる場面で女性が持てる力を発揮できるよう、企業や自治体等と連携し、「女性活躍の輪～Women in Action～」(WA)を拡げ、気運醸成を推進する。

## 6 企業における女性管理職等の活躍促進事業（企画調整課）

企業における女性管理職等の活躍を推進するため、有識者会議を開催するとともに、企業間ネットワークの構築や社会保障制度等に関する普及啓発等を実施する。

## 7 「女性応援拠点」のマネジメント体制の構築（企画調整課）

働く上で、女性が抱える課題に対応する「はたらく女性スクエア」において、経営者や管理職等も含めた女性の働き方や活動の基盤づくりを後押ししていくとともに、東京ウィメンズプラザやひとり親などを支援する機関等と連携した支援体制を構築する。

## 8 業務プロセス最適化（BPR）推進事業（企画調整課）

業務プロセスの最適化（BPR）を推進し、AIの活用などを通じて、中小企業等支援の補助

金事業における事務の効率化及び審査の迅速化を図り、職員の負担軽減や事業者へのクオリティ・オブ・サービス向上を実現する。

## 第2 産業・雇用就業に係る統計分析及び調査

東京の産業・雇用就業の実態と動向について、情報を収集・分析し、局事業の基礎資料として供するとともに、都民に情報提供を行っていく。また、局の政策課題について調査を行い、政策の実現に資する。

### 1 統計分析（企画調整課）

(1) 「東京の産業と雇用就業」の発行

東京の経済全般に係る実態と動向、主要産業別の特性、また、雇用、失業、賃金、労働時間等について、ポイントを分かりやすく分析・解説して発行する。

(2) 「グラフィック東京の産業と雇用就業」の発行

東京の産業と雇用就業に係る基本的・特徴的な状況を、コンパクトかつビジュアルにまとめ、広く庁内・庁外にPRする資料として発行する。（日本語・英文）

(3) 「月刊 東京の産業・雇用就業統計」の提供

東京及び全国の主要な経済指標（GDP、貿易、生産、中小企業景況、設備投資、消費、職業紹介状況、賃金、労働時間等）の動向を毎月、収集・分析・加工して、タイムリーな情報をホームページで提供する。

(4) 「東京の企業倒産状況」の提供

都内企業の倒産（負債額1,000万円以上）について把握・分析し、詳細情報を関係機関に提供するとともに、毎月の動向をホームページで提供する。

(5) 産業と雇用就業に係る基本統計の再編加工

国等が調査した産業と雇用就業に係る基本的な統計の原データを借り受け、東京都の産業振興の視点からデータを再編加工し、政策立案の基礎資料として、関係部署に提供する。

(6) 資料管理

政策立案に必要な図書・資料等の収集・購入・整理・保管・提供を行う。

### 2 政策調査（企画調整課）

局事業に関して、今後重要な施策として展開していく必要があると判断される課題、緊急に対応すべき課題及び部をまたがる横断的テーマを選定し、施策の在り方や方向等について検討する際の基礎資料とするため、課題の実態を把握・調査分析する。

（選定基準）

ア 全庁的な取組がなされている政策に関わる横断的調査

イ 部にまたがる政策に関わる横断的調査

ウ 年度内に緊急に実施する必要があるものと認められる調査

エ その他、本事業により実施することが必要とされる調査

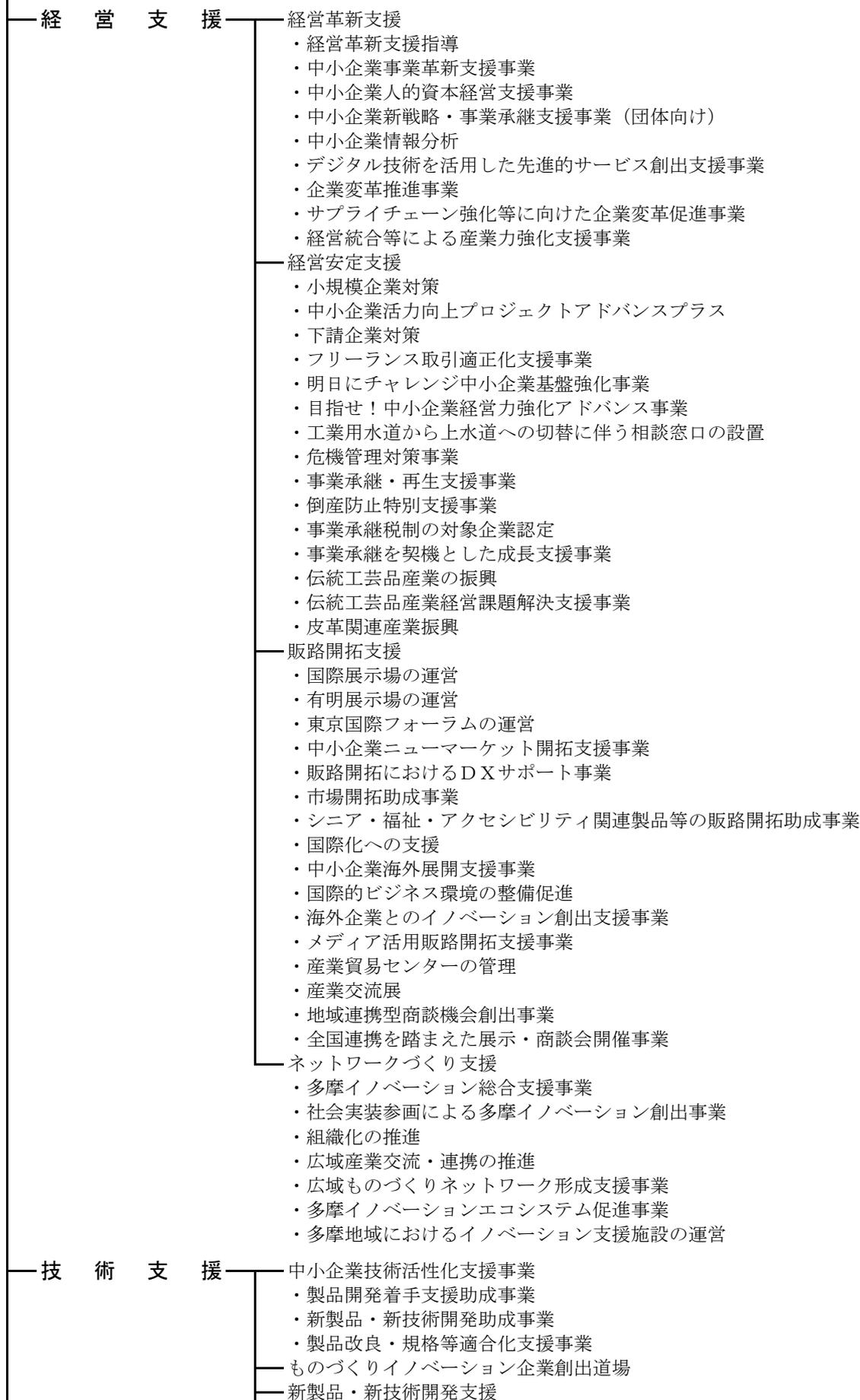


### Ⅲ 中小企業対策



○施策の体系（令和7年8月1日現在）

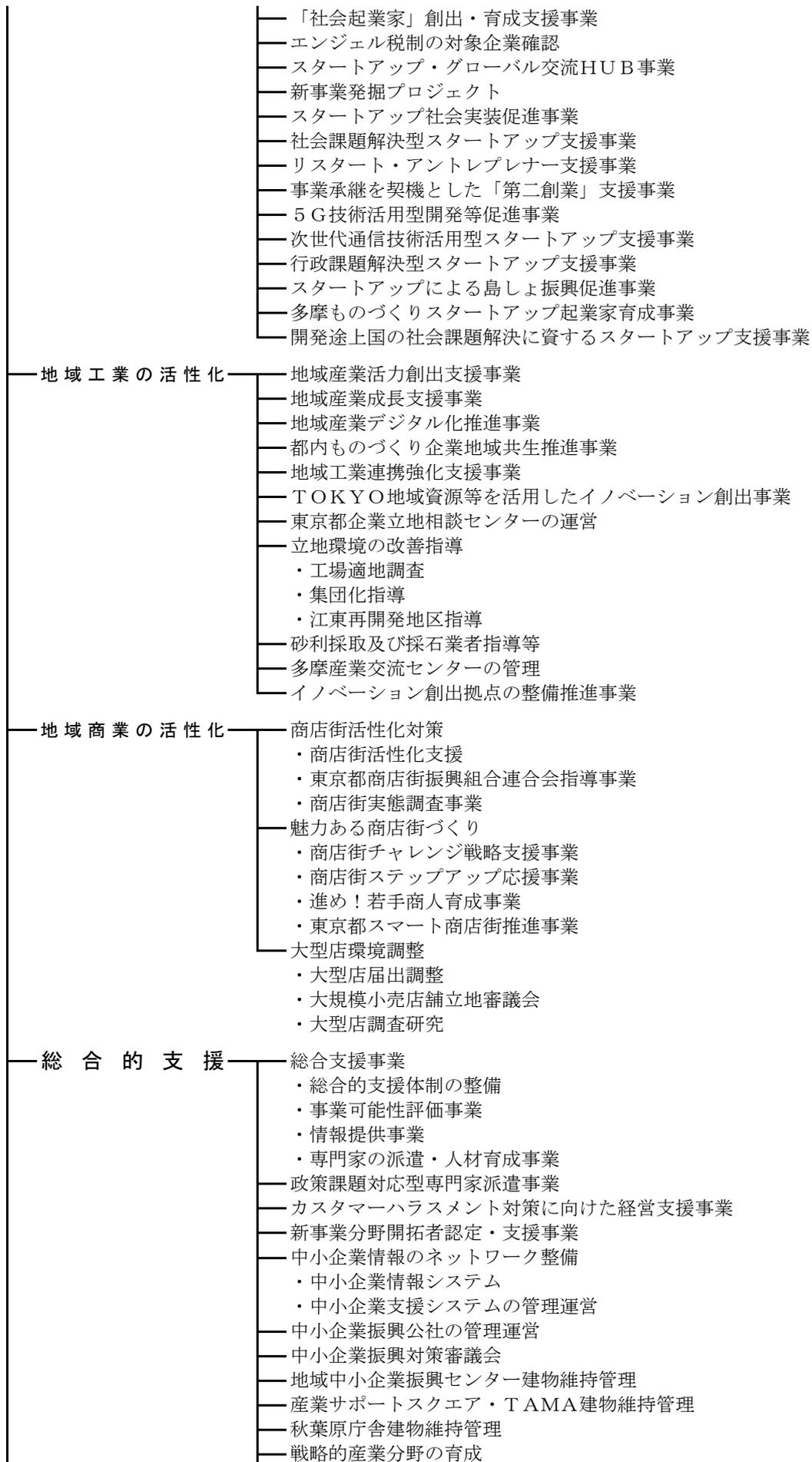
中小企業対策



- ・東京都ベンチャー技術大賞
- ・発明くふう展等
- 知的財産活用への支援
  - ・知的財産活用本部の運営
  - ・知的財産総合センターの運営
  - ・知財戦略導入支援事業
  - ・知的財産活用製品化支援事業
  - ・スタートアップ知的財産支援事業
  - ・重要な技術に関する知的財産保護事業
- デザイン活用への支援
  - ・デザイン経営支援事業
  - ・東京デザインコンペティション事業
- D X推進支援事業
- 中小企業デジタルツール導入促進支援事業
- 都内中小企業向けデジタル技術導入促進ナビゲーター事業
- スタートアップを活用したリスクリングによる中小企業デジタル化支援
- スタートアップ等を活用した価格転嫁・賃上げ支援事業
- 中小企業デジタルコンシェルジュ
- T O K Y O戦略的イノベーション促進事業
- 先進的防災技術実用化支援事業
- 安全・安心な東京の実現に向けた製品開発支援事業
- 躍進的な事業推進のための設備投資支援事業
- 生産性向上のための現場改善推進事業
- 5 Gによる製造工場のD X・G X推進事業
- ゼロエミッション東京の実現に向けた技術開発支援事業
- ゼロエミッション東京の実現等に向けたイノベーション促進事業
- 女性活躍のためのフェムテック開発支援・普及促進事業
- 成長産業分野への事業転換に向けた製品開発支援事業
- 高齢者向け新ビジネス創出支援事業
- 介護現場のニーズに対応した製品開発支援事業
- 大学と連携したものづくり中小企業のイノベーション支援事業

創 業 支 援

- 次世代アントレプレナー育成プログラム
  - ・ビジネスプランコンテスト事業
  - ・アントレプレナーシップ醸成事業
  - ・コミュニティ
  - ・法人設立事業資金の交付
  - ・成果発信事業
- インキュベーション施設の運営
  - ・インキュベーション施設
  - ・先駆的ベンチャー支援施設
- 世界に羽ばたくアニメーター等の育成支援
- 青山創業促進センターの運営
- 創業活性化特別支援事業
  - ・インキュベーション施設運営計画認定事業
  - ・インキュベーション施設整備・運営費補助事業
  - ・創業助成事業
- インキュベーターによる起業家支援事業
- 創業支援拠点の運営
- 創業支援拠点（多摩）の運営
- 女性ベンチャー成長促進事業
- スタートアップ・エコシステムにおける女性活躍推進事業
- スタートアップの成長に向けた採用・組織構築支援事業
- 多様な主体によるスタートアップ支援展開事業
- 起業家による空き家活用事業
- 小中学校向け起業家教育推進事業
- 高校生起業家養成プログラム
- シニア創業促進事業
- 創業活性化に向けた広報P R
- スタートアップ総合支援拠点の運営



	<ul style="list-style-type: none"> <li>・航空宇宙産業への参入支援事業</li> <li>・医療機器産業への参入支援</li> <li>・コンテンツ産業の海外展開支援事業</li> <li>・コンテンツの活用</li> <li>・アニメーション海外展開ステップアッププログラム事業</li> <li>・東京発「クールジャパン」（中小企業等の国際展開）の推進</li> <li>・中小企業受注拡大プロジェクト</li> </ul>
—	女性経営者等の活躍促進事業
—	ファッション産業の振興
—	地域特性に着目した産業振興
—	ファッション産業の担い手発掘・育成事業
—	eスポーツに係る産業の振興
—	XR、メタバース等を活用した産業の振興
—	中小企業SDGs経営推進事業
—	ECサイトの活用による東京の特産品販売支援事業
—	ECサイトの活用による東京の伝統工芸品販売支援事業
—	伝統工芸品の体験型ビジネス構築支援事業
—	食品利用高度化推進事業
—	地域特産品開発支援事業
—	加工食品等海外販路開拓支援事業
—	先端技術を活用した社会課題解決促進事業
—	ゼロエミッション実現に向けた経営推進支援事業
—	ゼロエミッション推進に向けた事業転換支援事業
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製品開発支援事業</li> <li>・販路拡大助成事業</li> </ul>
—	都市型産業施設を活用した事業可能性調査
—	中小企業の経営安定化に向けたエネルギー自給促進事業
—	オフィスビル等のエネルギー効率化による経営安定事業
—	日系製造業等に対する投資促進事業
—	デジタル技術を活用した産業マーケティング事業
—	新たな事業環境に即応した経営展開サポート事業
—	試験研究機関
	<ul style="list-style-type: none"> <li>— 地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター</li> <li>— 東京都地方独立行政法人評価委員会の運営</li> <li>— 東京都立皮革技術センター</li> </ul>
—	金融支援
	<ul style="list-style-type: none"> <li>— 中小企業制度融資</li> <li>— 中小企業金融の信用補完等</li> <li>— 金融・経営一体型支援事業</li> <li>— 金融機関と連携した海外展開支援</li> <li>— 東京都と地域の金融機関とが連携して実施する融資制度（東京プラスサポート）</li> <li>— 東京都動産・債権担保融資（ABL）制度</li> <li>— 女性・若者・シニア創業サポート事業</li> <li>— 女性・若者・シニア創業サポート2.0</li> <li>— 外国人起業家の資金調達支援</li> <li>— 地域金融機関による事業承継促進事業</li> <li>— 中小企業経営承継円滑化法による金融支援</li> <li>— 中小企業向けファンドへの出資</li> <li>— ファンドを活用した多摩・島しょ地域における中小企業支援</li> <li>— ファンドを活用した人手不足問題の解決に取り組む中小企業支援</li> <li>— クラウドファンディング（購入寄付型・株式型）を活用した資金調達支援事業</li> <li>— 債権譲渡による資金調達支援</li> <li>— 私募債を活用した事業承継支援</li> <li>— 私募債を活用した女性活躍支援</li> <li>— 地域金融機関による脱炭素化支援事業</li> <li>— 災害復旧資金融資等利子補給</li> <li>— 高度化資金貸付</li> <li>— 包括連携協定に基づく金融機関との連携推進等</li> <li>— 都内中小企業に対する施策活用促進事業</li> <li>— 貸金業の指導監督</li> </ul>

# 第1 経営支援

中小企業は、多様な事業分野で特色ある事業活動を行っており、こうした活動を通じ、都民の日常生活の財やサービスを提供するとともに多様な就業の機会を創出して、地域経済を支える役割を担っている。

しかし、激化する国際競争、人口減少・少子高齢化・後継者不足等により、経営の立て直しが迫られるなど、中小企業を取り巻く経営環境は、厳しい状況が続いている。

こうした状況を乗り切るため、個々の中小企業や各業界における新しい技術・製品や新しい事業・サービスの開発への積極的な自助努力、また、地域・企業のグループによる活性化の取組に対して支援し、経営の改善・強化を図る。

## 1 経営革新支援（経営支援課・調整課）

中小企業を取り巻く環境は、産業構造のサービス化や情報技術の高度化、世界経済等により、大きく変化している。こうした状況下の企業経営では、製品・サービスの高付加価値化や市場の変化に迅速、的確に対応できる力を確保すること等が重要な課題となる。

経営革新支援は、中小企業等が経営革新を図るため、新たな事業活動や経営力向上に向けた取組などを行う場合に支援を行うものである。

### (1) 経営革新支援指導

少子高齢化、経済活動のグローバル化の進展等、中小企業を取り巻く経営環境が絶え間なく変化する中で、中小企業は多種多様な業種・業界があることに加え、生産や存立の形態が異なっており、実態に即した施策の検討・構築が必要である。

このため、製造業、流通業、サービス業等の業界の実態を把握し、各々のニーズを反映した施策を業界とともに総合的かつ効果的に推進し、中小企業の経営の革新を図っていく。

- ・業種別動向調査：業界の現状を把握するため、業種別に調査を行う。
- ・情報連絡会：業界との情報交換及び施策の普及を行う。
- ・経営革新支援協議会：経営革新の支援体制の整備に関し、関係機関と連絡・協議を行う。
- ・全国皮革行政連絡協議会：皮革関連産業を有する都府県が情報交換し、国に対し要望等を行う。
- ・経営革新計画承認企業フォローアップ支援

#### ア 実施フォローアップ

承認直後から計画開始2年未満の企業等に対し、経営の専門家を派遣して計画の実現を後押しする。また、事例集を発行し経営革新計画への取組拡大を図る。

#### イ 終了時フォローアップ

経営革新計画の残存期間が1年未満の企業等に対し専門家を派遣し指導する。また、「東京都経営革新優秀賞」を設置して、計画に基づく取組により、付加価値額の向上等、優れた経営の成果を取めた中小企業の表彰を行う。

- ・承認申請窓口の設置：商工団体等への受付窓口等を設置し、中小企業の利便性の向上を図る。
- ・関係機関への情報提供等

(2) 中小企業事業革新支援事業

中小企業等経営強化法に基づき、経済的環境の変化に即応して中小企業自らが行う経営革新・研究開発等、事業を支援するための措置を講じ、中小企業の創意ある事業の取組により経営の向上を図っている。

※中小企業等経営強化法とは、中小企業等が行う経営革新や新たな事業活動、経営力向上に対し支援することにより、中小企業等の経営強化を図ることを目的とする。（平成 11 年法律第 18 号）

ア 経営革新計画の承認

中小企業者等が策定する経営革新計画を知事が承認する。

(計画の内容)

- ・新商品の開発又は生産
- ・新役務の開発又は提供
- ・商品の新たな生産又は販売の方式の導入
- ・役務の新たな提供の方式の導入
- ・技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動

(承認企業への支援策)

- ・政府系金融機関による低利融資〔日本政策金融公庫〕
- ・中小企業信用保険法の特例〔信用保証協会〕
- ・東京都制度融資
- ・市場開拓助成事業 等

イ フォローアップ調査

経営革新計画の承認を受けた企業を対象に、アンケート調査を実施する。

(3) 中小企業人的資本経営支援事業

都内中小企業が、人材を「資本」として捉え、その価値を最大限に引き出すことで、中長期的な企業価値向上につなげる「人的資本経営」を推進するため、普及啓発や推進人材の育成及び情報発信等を行うことで、企業価値の創造や競争力の向上を後押しする。

(4) 中小企業新戦略・事業承継支援事業（団体向け）

ポストコロナにおいて持続的な成長を実現できるよう、中小企業団体等又は中小企業グループが行う新たな市場開拓や生産性向上等の取組を支援する。具体的には、事業実施主体となる団体等に対して、コーディネータを配置し、事業計画の策定からその後の実施までを一貫して支援するとともに、実施に係る経費の一部を助成する。また、団体が取り組むデジタル技術等を活用した販売力強化や、事業承継支援につながる先進的な事業の実施を後押しして、各業界の持続的な発展を支援する。

(5) 中小企業情報分析

ア 中小企業の現状

産業振興施策等の企画立案資料として活用するため、また、中小企業の経営に資するため、都内中小企業の経営実態や行動を把握し、総合的に現状と課題を整理して年度ごとに報告書

として取りまとめる。製造業、サービス産業、流通産業を3年ごとに調査対象とし、令和7年度はサービス業を対象に調査を行う。なお、結果はホームページで公開する。

#### イ 景況調査

都内中小企業の景況（業況、売上高、予想業況等）を毎月アンケート調査することによって、業種別、規模別の景況の状況を迅速に把握し、中小企業の経営判断の資料として情報提供するとともに施策立案等に活用する。

他に、四半期ごとの調査（設備投資等）及びテーマ別の付帯調査を行う。また、都内中小企業の景況関連の情報を Web サイトから発信し調査結果の認知度向上やデータの有効活用を促進する。

#### ウ 事業化調査

産業振興策等の具体的な施策化に当たって、調査の対象や内容を絞り込み、施策効果の向上と実施の効率化を図るために調査を行う。また、急激な経済環境変化など緊急課題の調査も行い、その結果を対応策の立案に活用する。

#### (6) デジタル技術を活用した先進的サービス創出支援事業

都内総生産の8割以上を占めるサービス産業は東京の経済を支える主要産業である。しかしながら、サービス産業の事業者は他の産業に比べ個人経営の割合が高く、経営基盤がぜい弱で、都内産業の更なる発展を図るには、サービス産業に対する継続的な支援が必要である。

本事業では、高付加価値が期待でき、経済波及効果が高い「デジタル技術」を有効活用した、社会変化のニーズに応じた先進的なサービスの創出を後押しすることにより、都内産業の活性化と都民のQOLの向上を図る。

#### (7) 企業変革推進事業

企業変革を推進するため、都内中小企業の事業計画の見直しや新たな収益基盤の確保等に必要の支援を行う（新規採択は令和6年度まで）

#### (8) サプライチェーン強化等に向けた企業変革促進事業

中小企業が、経営環境の変化に柔軟に対応し、新たな取組の事業化やサプライチェーンの強化に向けた企業間連携などを着実に実施できる力を高めることが重要である。そこで、サプライチェーンの強化などに資する中小企業の「企業変革力」の向上を図るため、戦略立案から計画の策定、実行、資金支援までを一気通貫で支援する。

#### (9) 経営統合等による産業力強化支援事業

都内経済がさらなる発展を遂げるためには、サプライチェーンを構成する企業が力を合わせ、事業承継による経営統合等の大規模な変革を遂げる必要がある。そこで、産業力の強化を図るため、サプライチェーン全体の付加価値向上につながる経営統合等を契機とした新たな取組を支援する。

## 2 経営安定支援（経営支援課・地域産業振興課）

経営安定支援は、需要の低迷等により厳しい環境にある産業、親企業の動向に左右される不安定な下請企業、また、伝統的な技術、技法を今日に伝承する産業などに対し、環境変化への対応や経営力強化のための各種支援を実施するものである。

#### (1) 小規模企業対策

中小企業の中でも特に小規模企業者（従業員 20 人以下、商業・サービス業 5 人以下）の経営の安定を図るため、商工会・商工会議所等が小規模企業者の経営を改善するために実施する経営相談、講習会の開催、会計の記帳指導等に係る経費を助成するとともに、商工会等に対して現地指導や検査を行う。

また、小規模企業者が経営を見直し、世代交代や業態の転換等を進めながら地域で持続的な発展を図ることができるよう、都内 9 か所に支援拠点を設置し、小規模企業者が抱える事業承継や事業転換等の課題解決を支援するとともに、地域ブランド開発など商工会等が取り組む活性化事業等を支援している。さらに、多摩・島しょ地域において事業承継や地域資源を引き継ぐ取組を支援するための助成事業を実施する。

## (2) 中小企業活力向上プロジェクトアドバンスプラス

中小企業が抱える経営課題を解決し、都内中小企業の底力向上と将来の成長を図るため、都内の中小企業支援機関との連携の下、商工会・商工会議所の経営指導員と専門家を企業に派遣する。これにより、経営分析の実施から短期的・中長期的課題の解決に向けた支援までを、切れ目なく一貫通貫に支援していく。また、事業計画の進捗確認やその実行継続、計画の見直しに向けた支援も行う。

### ア 経営分析（1 企業当たり 1 回まで）

中小企業診断士の派遣により企業の抱える顕在的・潜在的な課題を明確にすることで、企業自身の気づきを促す。

### イ グロースサポート（1 企業当たり 14 回まで）

経営分析で明らかになった課題の解決に向け、専門家を派遣し、短期的な支援から中長期計画の策定・実行支援などを行う。

## (3) 下請企業対策

下請中小企業の経営基盤はぜい弱で、経済情勢の変動等に伴う種々の影響を受けやすいため、下請取引等を始めとする諸問題の解決に向けて取り組むとともに、適正な仕事の確保等により、下請中小企業の自立化を図っている。

### ア 下請取引の振興

受注・発注の情報提供、技術水準向上、育成指導及び経営合理化の指導等を行うとともに、下請取引の実態調査、展示会出展及び下請企業取引対策商談会を実施し、下請中小企業の適正な仕事の確保や自立化を支援している。

### イ 下請取引の適正化推進

下請取引に係る紛争解決のため、法務大臣による ADR 認証を取得し、迅速かつ効果的な相談及び調停を実施する。調停人として弁護士を配置するほか、紛争解決専門員が問題の解決に当たる。また、取引適正化相談員を配置し、巡回による取引改善指導を行うとともにアドバイザーによる価格交渉支援を実施する。

### ウ 下請企業等への支援

下請取引適正化推進員制度を活用し、下請企業に対する不法・不当なしわ寄せの防止と下請法の法令順守の普及啓発を図るとともに、主要業種団体との協議会を開催し、生産動向や発注動向等を聴取している。また、東京商工会議所及び東京都商工会連合会に設置する経営安定特別相談室において倒産防止相談事業を実施している。さらに官公需における中小企業

の受注機会の確保を図る。

(4) フリーランス取引適正化支援事業

「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス・事業者間取引適正化等法）」が義務付ける内容等について普及啓発や情報発信等を行い、フリーランスと発注事業者間の取引の適正化を推進していく。

(5) 明日にチャレンジ中小企業基盤強化事業

主として発注企業の仕様に基づいて製品、サービスを提供する受注型中小企業が行う、自社の技術・サービスの高度化・高付加価値化に向けた取組に要する経費の一部を助成することにより、受注機会や事業範囲の拡大等、企業の技術・経営基盤の強化を支援する。

- ・ 助成限度額：20,000千円（一般枠）、10,000千円（小規模企業枠）
- ・ 助成率：2／3以内
- ・ 助成期間：1年3ヶ月以内

(6) 目指せ！中小企業経営力強化アドバンス事業

ア 展示会等出展支援助成事業（展示会出展助成事業）

経営基盤の強化に取り組む都内中小企業や積極的にPR展開を図る企業に対し、販路開拓を目的として、都内中小企業が展示会に出展する取組等に対して、経費の助成を行う。

また、展示会出展やPR展開をより効果的に実施するためのセミナーを開催する。

- ・ 助成率：2／3以内・助成限度額：150万円

イ マッチング商談会の開催

受注機会の拡大を支援するために、マッチング商談会を開催する。

(7) 工業用水道から上水道への切替に伴う相談窓口の設置

上水道への切替完了後、料金の上昇に伴う経営や技術に関する様々な課題に対応できるよう、フリーダイヤルによる相談予約窓口を設置する。

(8) 危機管理対策事業

ア 東京都BCP策定支援事業

大地震や風水害、感染症の蔓延などが発生した場合でも速やかに事業を継続するための計画である事業継続計画（BCP）の策定は重要な課題であるため、普及啓発セミナーやBCP策定支援講座、策定個別コンサルティングを実施することにより、都内中小企業のBCP策定を支援する。また、既にBCPを策定済みの都内中小企業を対象としたセミナーを開催し、BCPの継続的な取組を支援する。

イ 中小企業サイバーセキュリティ対策事業

テレワークの普及やデジタル化、昨今のサイバー攻撃の激化により、中小企業のセキュリティ対策は急務となっているが、セキュリティ対策の必要性を感じていない企業やセキュリティ対策を継続できていない企業が存在する。

こうした状況を踏まえ、社内全体でのセキュリティ意識啓発をはじめ、セキュリティ機器等の技術的対策の導入支援、サイバーセキュリティ人材の育成支援、インシデント対応を強化する体制整備の支援を行うことでセキュリティ対策の実践を後押しする。

(ア) サイバーセキュリティ普及啓発事業

- ・ 普及促進  
警視庁や中小企業支援機関等と連携、ポータルサイトやガイドブック等を活用したサイバーセキュリティに関する様々な情報の発信
- ・ 啓発事業  
セキュリティ診断・ヒアリングにより、個社のセキュリティ状況を確認の上、経営層・従業員・セキュリティ担当者といった企業における各主体に働きかける取組のうち必要な支援を提供し、企業全体でセキュリティ対策の必要性を認識させ、対策実践を後押し(サイバー攻撃演習セミナー、標的型攻撃メール訓練、ネットワーク調査・構成図作成)

(イ) サイバーセキュリティ基本対策事業

セキュリティ機器やソフトウェアの技術的対策の導入支援や、情報セキュリティポリシーの策定・見直しや情報資産管理台帳の整備への専門的支援などのサポート

(ウ) サイバーセキュリティ社内体制整備事業

- ・ 実践力強化プログラム

サイバーセキュリティ人材の育成支援や実践的な課題解決を通じ、セキュリティ対策の継続性の担保を後押し

- ・ インシデント対応強化

専門家を支援企業に派遣し、社内のインシデント対応体制(CSIRT、IT-BCP 等)の構築を支援し、インシデント机上演習を実施し、社内のインシデント対応強化を支援する。

- ・ フォローアップ

過去の東京都事業参加企業等のうち希望する企業について専門家によるセキュリティ対策点検を行い、定期的なセキュリティ対策の見直しを支援するほか、各機関が発信する脆弱性情報やインシデント情報、支援事業等を情報コンテンツとして作成し情報提供

ウ 中小企業における危機管理対策促進事業

都内中小企業にとって首都直下型地震や局地的豪雨といった自然災害、大都市で流行しやすい感染症や近年増加しているサイバー攻撃は、今すぐにでも起こりうる重大なリスクとなっている。経営基盤が脆弱な中小企業が安全・安心に事業を継続できるよう、様々な支援メニューにより、実効性ある事業継続対策を後押していく。

(ア) B C P実践促進助成金

助成率：1／2以内（小規模企業2／3以内）、助成限度額：1,500万円（システムのクラウド化の場合：450万円）

(イ) L E D照明等節電促進助成金

助成率：1／2以内、助成限度額：1,500万円

(ウ) サイバーセキュリティ対策促進助成金

助成率：1／2以内、助成限度額：1,500万円

(9) 事業承継・再生支援事業

都内中小企業の多くが事業承継の問題を抱え、これを放置すると東京の産業の存立基盤そのものが崩壊してしまう恐れがある。円滑な事業承継のためには、早期からの準備や後継者

の育成等が重要であり、潜在層への働きかけから相談に至る体制を整備するとともに、普及啓発セミナーや後継者育成支援等の施策を実施していく。

また、次代に引き継ぐべき優れた技術等を有し、かつ事業承継に取り組む意欲をもつ企業に対しては、継続的なハンズオン支援の実施や、事業承継、経営安定化のために必要となる取組に要する経費の一部を助成するほか、会社合併や事業譲渡等の相手先を探すために必要となる経費の一部を助成する。

・事業承継支援助成金 助成率（※）：2／3以内、助成限度額：200万円

（※小規模企業者が「企業価値や事業価値の算定に取り組む場合は10/10）

あわせて、近年増加している第三者承継を支援するため、事業譲渡等を検討している企業を対象に、事業内容の分析や譲受企業とのマッチングを支援するほか、譲受企業に対してはM&A後の経営統合作業の支援を行う。加えて、創業希望者と後継者不在の企業とのマッチングの仕組みを構築する。

#### (10) 倒産防止特別支援事業

公社に「事業再生特別支援相談窓口」を設置し、公社コーディネータを中心に金融機関・公社・専門家が連携を図り、金融機関からの依頼等に基づき、倒産の恐れのある都内中小企業に対して相談に応じるとともに、必要に応じて専門家を派遣する。

また、東京商工会議所と東京都商工会連合会に「経営安定特別相談室」を設置し、倒産の恐れのある都内中小企業からの相談に応じる。

#### (11) 事業承継税制の対象企業認定

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成20年法律第33号）に基づき、事業承継に伴い、中小企業の非上場自社株式等を先代経営者から贈与、相続又は遺贈により取得した場合の贈与税・相続税の納税を猶予・免除する特例制度の認定業務を遂行するとともに、制度の活用促進を図る。（平成29年4月1日より認定事務が国（経済産業省）から都道府県に移管）

#### (12) 事業承継を契機とした成長支援事業

先代経営者から後継者への事業承継を契機とした新規事業展開を助成金及びアドバイザー派遣で支援することで、更なる成長を目指す中小企業の発展を推進する。

・助成金：助成率2／3以内（賃金引上げ計画を策定した場合3／4以内、

うち小規模企業は4／5以内）、助成限度額800万円

・アドバイザー派遣：助成金採択事業者を対象に1社2回派遣

#### (13) 伝統工芸品産業の振興

東京には、歴史と風土に生まれ、その伝統を今に伝える伝統工芸品が数多く存在する。しかし、これらに携わる企業はほとんどが小零細企業であり、近年の社会・経済環境の変化に対応しきれず、技術の伝承さえ困難な状況にあるため、伝統工芸品産業の保存と発展を図っている。

・伝統工芸品展等による市場開拓事業

・展示販売会等による後継者育成支援事業

・功労者顕彰や伝統工芸士の認定などの普及推進事業

なお、伝統工芸品目の指定は、伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和 49 年法律第 57 号）により国から指定されるものと、都の指定する伝統工芸品目があり、現時点の指定品目数は、都の指定が 42 品目、国の指定が 21 品目となっている。

(14) 伝統工芸品産業経営課題解決支援事業

東京の伝統工芸品業界は、生活様式や社会状況の変化により、存続の危機に瀕している状況である。厳しい状況を打破していくためには、個々の事業者のみならず業界全体で現状や経営課題を把握し、今後の経営の方向性を見出していく必要がある。そのために必要となる経営基盤の強化や業界の喫緊の課題となっている技術承継について支援をする。

ア 職人ステップアップ事業

- ・普及啓発セミナー
- ・課題解決実行支援（ハンズオン）

イ 技術承継コース

(15) 皮革関連産業振興

皮革関連産業の経営環境は、皮革の輸入自由化などの影響を受け、大変厳しいものとなっているため、皮革製品の国内外の展示会出展や技術者の海外研修などにより、皮革関連産業の振興を図っている。

ア 皮革産業活性化対策

(ア) 皮革総合見本市参加事業

皮革の総合見本市等に皮革製品を展示し、国内外の販路開拓を図る。

- ・国内展示会：年 2 回（東京レザーフェア）
- ・海外見本市：年 1 回（ジャパン・シューズフェア）

(イ) 皮革産業技術者研修派遣

皮革関連産業の技術者をイタリアのアルス製靴学校に派遣し、高度な意匠技術を習得させるとともに市場動向を把握し、意匠技術や新製品等の開発能力の向上を図っている。

- ・受講資格：概ね 2 年以上の実務経験を有し選考試験に合格した者

イ 皮革製品製造業経営安定対策

消費者ニーズの動向を的確に把握する展示会を開催し、新商品の開発及び販路の開拓を図っている。

- ・年 2 回開催・・・靴展示会 1 回
- 皮革製品展示会 1 回

ウ 皮革関連産業振興対策

(ア) 皮革関連産業素材開発支援事業

欧州先進国における素材、商品等のファッション、トレンド、消費者ニーズ等の情報を収集・分析・提供し、新素材開発に向けての具体的な検討を行う。

開発した素材の試作品は、展示会等で展示することで、新素材の PR を行う。

(イ) 皮革鞣製業経営安定対策

豚革の素材を活かしたデザインの新商品などの展示会を実施し、皮革関連製品の需要開拓を行う。

- ・展示会開催  
豚革のイメージアップと豚革製品の内需拡大を図るため、ファッションショー等を行う。
  - ・需要開拓  
皮革関連産業の販路開拓を促進するため、繊維総合見本市やギフトショーへ積極的に出展する。
  - ・新商品企画開発  
豚革商品の試作を進め、皮革製品業界の開発意欲の喚起を図る。
- (ウ) 小規模事業者等啓発事業  
産業界等に対し、人権問題に対する理解と協力を求めるため、有識者による講演会等を行う。

### 3 販路開拓支援（経営支援課・調整課）

経済のグローバル化により、都内中小企業においては、国内の販路拡大に加え、海外展開を志向する企業が増加している。

都では、都内中小企業等が見本市、会議等として活用できる施設の運営・管理をはじめ、海外展開や海外販路拡大を志向する企業への支援や海外企業の誘致促進によるビジネス機会の拡大などに取り組んでいる。

#### (1) 国際展示場の運営

東京国際展示場（東京ビッグサイト）は、見本市、会議、イベントなどの多様な催しを開催できる国内最大の総合コンベンションセンターである。この施設の運営を通じて産業や文化の発展と交流に寄与している。

#### (2) 有明展示場の運営

有明展示場（有明GYM-EX）は、東京2020大会で使用された有明体操競技場の後利用として整備された展示場である。この施設と東京国際展示場（東京ビッグサイト）との一体的な運営を通じて、都内中小企業の振興に寄与していく。

#### (3) 東京国際フォーラムの運営

東京国際フォーラムは、東京の中心から文化と情報を国際規模で発信し、イベント、展示会、会議などの多様な催しを開催できるコンベンション&アートセンターである。この施設の運営を通じて、産業や文化の発展と交流に寄与している。

#### (4) 中小企業ニューマーケット開拓支援事業

ベンチャー企業をはじめとした中小企業は、製品開発力・技術力を充分備えていても営業力が弱い面があるため、販路先の確保が難しい面がある。

そこで、営業経験の豊富な大企業OBなどの持つネットワークや市場情報を有効に活用して、中小企業の優れた製品や技術を商社やメーカーに紹介するとともに、「売れる製品・技術」として改良するためのアドバイス等を行う。また、マーケティング戦略策定から支援し、営業力強化及び営業体制の確立に対する意識改革を促しながら自立化へ導く。

#### (5) 販路開拓におけるDXサポート事業

中小企業における販路開拓手法のDX推進のため、DXの必要性や有用性を説明する普

及啓発、基礎的な知識や手法を付与する人材育成講座、アドバイザーを派遣し支援するデジタルマーケティング実践支援、また支援の成果事例の発信を実施する。

(6) 市場開拓助成事業

東京都及び（公財）東京都中小企業振興公社から一定の評価又は支援を受け自ら開発、又は「イノベーションマップ」に該当する自社の製品等について、国内外の見本市に出展する費用や新聞・雑誌等に掲載する広告費等の一部を助成する。

(7) シニア・福祉・アクセシビリティ関連製品等の販路開拓助成事業

介護を必要とする高齢者や障害者が利用する福祉用具をはじめ、アクティブシニア向け製品・サービス、障害の有無に関わらず誰でも利用できるアクセシブルデザイン製品等、高齢者や障害者を対象とした幅広い製品・サービスの国内外への販路拡大を支援する。

(8) 国際化への支援

ア 海外貿易情報の収集提供支援

（独）日本貿易振興機構（JETRO）の保有する貿易・投資情報の提供等を通じて、都内中小企業の海外投資や貿易の振興を促進する。

イ 輸出信用補償

株式会社日本貿易保険（旧（独）日本貿易保険）が実施している輸出手形保険に対し、都は15%を上限に上乗せ補償を行ってきた。現在、新規付保や荷為替手形買取金融機関へのてん補金の支払いは終了しているが、過去にてん補金を受けた金融機関からの回収金の受入等を行っている。

(9) 中小企業海外展開支援事業

ア 海外展開総合支援事業

(ア) 海外販路ナビゲーターによるハンズオン支援

海外のビジネス事情に詳しい企業OB等が、専門商社を活用するなどして、都内中小企業の海外取引や海外進出に向けた取組を支援する。

(イ) 海外展示会出展等支援

出展効果の高い海外の展示会・見本市や、海外オンライン展示会、海外現地でのテストマーケティング及び現地バイヤーとの商談会等を有効に活用し、中小企業の海外販路開拓を支援する。

(ウ) 海外ワンストップ相談

輸出入、海外投資、海外事情等の海外展開に関する様々な相談にワンストップで対応する相談事業を実施する。

(エ) 海外展開チャレンジ支援

海外展開を目指す企業に対し、セミナー、個別相談会による情報提供や事業計画の策定支援等を実施する。

(オ) 欧米中展開サポート事業

米中貿易摩擦等の国際情勢の著しい変化に的確に対応するため、海外ワンストップ相談員が欧米中の相談を受けた際に現地情報を収集できるホットラインを設置する。

(カ) 越境EC出品支援

セミナーでの情報提供のほか、特設サイトを開設して出品及びプロモーション支援を

行い、中小企業の越境ECへの参入をハンズオンで支援する。

(キ) 海外展開準備サポート

ハンズオン支援対象企業に対し、ローカライズ、WEBサイト等の英文対応、貿易実務、現地規制等への対応など各企業が抱える課題に応じて専門家がサポートする。

(ク) CEO・バイヤー商談会プログラム

海外優良企業のCEOやバイヤーを国内外において商談会、工場見学などを実施し、成約確度の高い効果的なマッチングの場を提供する。

イ ASEAN展開サポート事業

(ア) タイ事務所

(公財) 東京都中小企業振興公社のタイ事務所において、相談対応や現地情報の提供、ビジネスマッチングなどにより、都内中小企業の現地での営業活動の支援と技術・製品等のPRのための情報発信を行う。

(イ) サポートデスク

都内中小企業の海外展開に伴う現地支援拠点として、インドネシア（平成29年度）及びベトナム（平成30年度）に設置したサポートデスクで、現地の法規制や経済事情を踏まえた相談対応、ビジネスマッチング等を実施する。

ウ 海外進出サポート事業

海外進出を目指す都内中小企業に対し、生産委託や技術連携、海外への生産拠点の設置など、企業規模や成長ステージに合わせ、進出の検討から実施まで企業ニーズに応じたきめ細かな支援を行い、都内中小企業の海外進出を後押ししていく。

エ 中小企業のグローバル化に向けた組織構築支援事業

ダイバーシティ経営やグローバルで活躍できる組織・人材の育成に対する経営者の意識を高めるとともに、外国人材活用を含めた国内外の幹部人材及び貿易実務担当者の育成などグローバル視点での組織・人材育成を総合的に支援する。

オ 海外デジタルマーケティング支援事業

海外展開を志向する都内中小企業のデジタルツールを活用した英語での情報発信力の強化を目的に、英語ページやPRツールなどの作成等を支援する。

カ 商社を活用した輸出拡大支援事業

海外企業との取引に精通している商社と中小企業のマッチング商談会を開催するとともに、専門家による商談サポート等を行い、中小企業の間接輸出を後押しする。

キ 地域間経済交流事業

海外都市（地域）と経済交流に関する協定等を締結し、都内中小企業が現地支援機関等のネットワークを活用できる仕組みを構築することで、都内中小企業の欧米への展開を支援する。あわせて、ドイツNRW州中小企業の東京でのビジネス機会の拡大を支援し、都内企業及びNRW州企業の経営活性化を図る。

ク 成長産業分野の海外展示会出展支援事業

世界最大級の海外展示会（医療関連機器・環境・エネルギー分野等）への出展を通じ、優れた製品・技術を世界に発信するとともに海外市場への参入を支援する。

(10) 国際的ビジネス環境の整備促進

東京で起業や事業展開を目指す外国企業、外国人起業家等を対象に、ビジネス及び生活に関する相談対応を行う「ビジネスコンシェルジュ東京」を運営する。また、誘致した外国企業等との協働を促進し、都内中小企業のビジネス拡大へ繋げていくため、都内中小企業と外国企業とのマッチング商談会等を実施する。

(11) 海外企業とのイノベーション創出支援事業

都内中小企業と東京進出外資系企業の連携を促進するための支援を行うとともに、多様な連携先の確保に向け、A S E A N を中心とする海外企業などに向けて、東京進出に関する情報提供や相談体制の確保、定着支援などを実施する。

(12) メディア活用販路開拓支援事業

メディア（インターネット販売等）を活用して紹介・販売することで、商品開発力を持つ都内中小企業者の更なる成長につながるよう、販路開拓を支援する。

(13) 産業貿易センターの管理

中小企業をはじめとする東京都の商工業及び貿易の振興を図るため、見本市及び展示会等に必要となる展示室、会議室の貸出を行う。

- ・展示室等           産業貿易センター台東館（台東区花川戸2-6-5）  
                          産業貿易センター浜松町館（港区海岸1-7-1）
- ・指定管理者       （公財）東京都中小企業振興公社

(14) 産業交流展

首都圏の中小企業の優れた技術や製品を一堂に展示する国内最大級の総合見本市を、九都県市が連携して開催する。令和3年度から、従来のリアル展示会に加え、ウェブサイト上のオンライン展示会を開催し、「リアルとオンラインの融合」による新たなビジネスマッチング等の機会を提供する。

- ・令和5年度実績   リアル展  
                          出展者数：620社・団体（831小間）  
                          来場者（再入場は含まない）：14,137名  
                          オンライン展  
                          出展者数：647社・団体  
                          ログイン数（重複除く）：8,863回
- ・令和6年度実績   リアル展  
                          出展者数：679社・団体（855小間）  
                          来場者（再入場は含まない）：17,454名  
                          オンライン展  
                          出展者数：692社・団体   ログイン数（重複除く）：11,033回

(15) 地域連携型商談機会創出事業

都内中小企業と地方の企業の相互のビジネス拡大・発展を図ることを目的として、地方で開催される展示会等の機会を活用し、各地域の自治体・商工会議所等と連携しながら、都内中小企業と地方の企業とが受発注や技術連携のための商談・交流を行う機会を創出する。

(16) 全国連携を踏まえた展示・商談会開催事業

国際情勢の変動や急速な円安の進展等に伴う原材料価格や輸送費の高騰に伴い、海外部品

調達が困難となる状況下で、調達困難な企業と、都内外企業との商談の機会を提供することを目的とし、原材料価格高騰等の影響を受けた業種を中心に全国から出展を募集、展示会や商談会を開催することで、中小企業の販路開拓ツールの確保と国内のサプライチェーンの強化・構築を行う。

#### 4 ネットワークづくり支援（調整課・創業支援課・経営支援課）

中小企業は、多様な分野で創造的な事業を展開しているが、技術・情報・人材等の経営資源に弱い面がある。このため、中小企業の活性化には、個々の企業が経営革新していくことに加え、同業種あるいは異業種の企業間で、経営資源の相互補完を図れるよう、連携した活動を促していくことが重要となる。

中小企業の連携には、まず、「中小企業等協同組合法」等の法律に基づき結成する事業協同組合等がある。中小企業が協同して生産、販売、運送、研究等を行い、経営の合理化と取引条件の改善を図るためのものである。

もう一つに、目的を持った企業が中心になって参加企業者を募る任意グループがある。産学公連携にみられるような大学、公的試験研究機関等と共同で技術開発を行うグループや、地域の企業間で技術交流、意見交流等の種々の交流を通して経営資源を補完しているグループなど、様々な形態がある。

都では、中小企業の経営の改善と安定を図るため、中小企業団体の指導機関である「東京都中小企業団体中央会」への支援や産学公連携事業など、連携した活動を支援している。

##### (1) 多摩イノベーション総合支援事業

###### ア 多摩イノベーション総合支援事業

オープンイノベーション志向の大手企業等からの技術・開発ニーズに応えることや大学等との連携などを契機に、ゼロエミッション分野などの成長産業分野への参入、新市場への対応、より高いレベルの技術・製品開発を促し、イノベーション創出を促進する。

###### イ 社会実装参画による多摩イノベーション創出事業

多摩地域を中心としたイノベーション創出を目指し、中小企業に対して大学・研究機関等が行う研究開発の社会実装への参画などを支援し、半導体、エネルギーなどの先端技術産業等への参入を促進する。

##### (2) 組織化の推進

多くの課題を抱えて厳しい経営環境にある中小企業の組織化を推進している。

組織化された事業協同組合などの団体が、多様で活力ある成長・発展を図ることができるよう支援する必要があるため、組合の指導機関である東京都中小企業団体中央会に対し、同会が行う組合に対する組織運営指導、情報提供、調査研究等の指導事業について助成している。

##### (3) 広域産業交流・連携の推進

イノベーションを誘発し、新事業を創出していくため、首都圏の自治体と中小企業支援機関の連携により合同商談会を実施し、都域を超えた異業種・異分野間における企業の新たなマッチング機会の創出と産業交流の促進を図る。

(4) 広域ものづくりネットワーク形成支援事業

多摩地域を中心とした活発なイノベーション創出を広域で推進するため、複数の中小企業等の連携によるものづくりネットワークを広域で組成し、大手企業等への提案や新事業展開に向けた連携体制の構築を支援するとともに、あわせて提案用の試作品開発等の支援も行うことで、新たな産業分野や市場等への参入を支援する。

(5) 多摩イノベーションエコシステム促進事業

ア 多摩イノベーションエコシステム促進事業

多摩を世界有数のイノベーションエリアへ進化させるため、多摩における地域課題等の解決を図るリーディングプロジェクトの実施に向けた支援をはじめとして、イノベーションエコシステムの形成に向けた取組を促進する。

イ 多摩地域におけるイノベーション支援施設の運営

「2050 東京戦略」における、多摩イノベーションパーク構想実現に向け、多摩地域のイノベーションエコシステム形成を促進するため、旧労働相談情報センター八王子事務所及び国分寺事務所を暫定的に利用し、中小企業等のイノベーション創出を支援する施設を運営する。

## 第2 技術支援

グローバル化の進展による国内外での厳しい競争に加え、省エネルギーや環境への対応など経営環境の変化は大きく、中小企業の経営が安定し、さらに発展していくためには、新製品・新技術の開発をたゆまず続けることが重要である。

しかし、多くの中小企業にあっては、人材や資金の不足などが製品や技術の開発を続けていくうえで、大きな制約要因となっている。

このため、都では、以下の各種取組により、中小企業の技術力向上を支援する。

- 1 新製品・新技術の開発や基盤技術強化のための助成
- 2 新製品・新技術の開発成果の実用化に向けた支援、都市課題解決に寄与する新製品・新技術の開発促進、普及に向けた支援
- 3 知的財産制度にかかわる普及啓発活動、一般相談支援と権利の取得から活用、ノウハウ秘匿などの高度な知的財産戦略を導入するための支援、大企業等の保有する知的財産権を活用した中小企業の新製品の開発・製品化支援
- 4 セミナー等による中小企業のデザイン導入・活用支援、デザインを活用した中小企業の製品開発支援、中小企業のパートナーとなるデザイナーの育成等の支援

### 1 中小企業技術活性化支援事業（創業支援課）

中小企業等が産業構造の転換等による経済社会環境の変化に円滑に対応できるよう、技術の活性化に必要な経費を助成し支援している。

助成事業メニュー ( ) 内は助成限度額、助成率はすべて1 / 2以内

- (1) 製品開発着手支援助成事業 (100万円)

本格開発の実現可能性を検証し、開発の質的向上に向けた取組を支援するため、開発の初期段階のアイデアや構想の技術検証等に要する経費の一部を助成する。

- (2) 新製品・新技術開発助成事業 (2,500万円)

技術力の強化及び新分野の開拓を促進し、東京の産業の活性化を図るため、都内の中小企業者等に対して、新製品・新技術の研究開発に要する経費の一部を助成する。

※一定の賃上げを実施した場合は、助成率3 / 4以内

(ただし、小規模企業者については4 / 5以内)

- (3) 製品改良・規格等適合化支援事業 (500万円)

国内外の販路開拓にあたり必要となる製品改良や輸出に必要な規格適合の取組を支援するため、市場投入にあたり、製品改良が必要となった場合に要する経費の一部及び規格への適合や認証取得のために要する経費の一部を助成する。助成事業終了後、価格設定等に対してアドバイザーによる支援を実施する。

### 2 ものづくりイノベーション企業創出道場（経営支援課）

新製品の構想（アイデア）はあるものの実現化のノウハウや社内体制が脆弱な中小企業を対象に、新製品の開発から事業化までの一連の取組に対して、座学による講座や専門家によるハン

ズオン支援を組み合わせるにより一貫した支援を行う。

### 3 新製品・新技術開発支援（創業支援課）

#### (1) 東京都ベンチャー技術大賞

中小企業が開発した、革新的で将来性のある製品・技術、サービスを表彰している。「新規性・創造性」、「技術的完成度」、「独自性」、「市場性」、「成長性」等を総合的に審査し、その経緯を踏まえて、知事が大賞等を決定する。

#### 【各賞及び開発・販売等奨励金】

- ・東京都ベンチャー技術大賞（開発・販売等奨励金 300万円：1企業）
- ・東京都ベンチャー技術優秀賞（〃 150万円：3企業程度）
- ・東京都ベンチャー技術奨励賞（〃 100万円：3企業程度）
- ・東京都ベンチャー技術特別賞（〃 50万円：8企業程度）

※ 受賞企業の中から、女性経営者や開発者等の活躍が認められた企業へ賞を贈呈する場合があります。

#### (2) 発明くふう展等

##### ア 児童生徒発明くふう展

児童・生徒の創意工夫による自由作品を展示し、児童・生徒の発明工夫に関する知識と科学技術への関心を高め、科学的な思考の育成と創造性の向上を図る。

- ・会期、会場：4日間開催、港区立みなと科学館（予定）

##### イ 科学技術関係功労者表彰

科学技術の進歩・発展のために尽力し、産業の振興や都民生活の向上に貢献した方、優秀な発明・考案を行った方を都民の日に表彰する。

- ・表彰区分：技術振興功労

### 4 知的財産活用への支援（創業支援課）

今日のグローバル化した市場の中で、国際競争力のある企業を創出していくためには、より多くの中小企業が知的財産に対する認識を高め、市場で勝てる高付加価値製品を生み出す源泉となる知的財産を活用していくことが重要となる。

そこで、「東京都知的財産活用本部」において、都としての「知的財産活用戦略」を構築し、中小企業の知的財産活用の実現を図る施策を総合的に推進している。

#### (1) 知的財産活用本部の運営

中小企業の知的財産活用をめぐる様々な課題を研究するため、活用本部のもとに研究会を設置する。

#### (2) 知的財産総合センターの運営

中小企業の知的財産に係る相談に総合的かつ専門的に対応する。

また、マニュアルの作成をはじめ、弁理士と中小企業のマッチングを図るサイトを知財センターのホームページに設けるなど、知的財産に係る様々な情報を発信する。さらに、各種セミナー・シンポジウムの開催により知的財産に関する人材育成及び普及啓発を図る。

#### (3) 知財戦略導入支援事業

独自の技術力、製品を保有するものの、知財戦略が十分でない中小企業に対して、企業が知財戦略を策定し実施するための支援を行う。

ア ハンズオン支援

知的財産戦略の策定・実施に係る高度な課題の解決を図るため、相談・指導や専門人材の育成など最長3年間の継続的支援を行う。また、知財戦略の策定及び実施に必要な知的財産の体系的な知識習得に関する支援(知的財産人材育成スクール)を実施するとともに、A I 等によるデータ活用技術の知的財産取得に関する支援を行う。

イ 知財戦略導入助成事業(基金事業)

助成事業メニュー ( ) 内は助成限度額、助成率はすべて1/2以内

- (ア) 特許調査費用助成事業 (100 万円)  
知財戦略策定に必要な先行技術調査に対する助成
  - (イ) 外国意匠・商標出願費用助成事業 (60 万円)  
外国への意匠、商標出願に対する助成
  - (ウ) 外国特許出願費用助成事業 (最大 400 万円)  
外国への特許出願から中間手続に対する助成
  - (エ) 外国侵害調査費用助成事業 (200 万円)  
外国における模倣品被害の事実確認調査等に対する助成
  - (オ) 外国実用新案出願費用助成事業 (60 万円)  
外国への実用新案出願に対する助成
  - (カ) グローバルニッチトップ助成事業 (3年間で1,000 万円)  
海外展開における知的財産戦略の構築・実施に対する助成
  - (キ) 外国著作権登録費用助成事業 (10 万円)  
外国における著作権登録に対する助成
  - (ク) 海外商標対策支援助成事業 (500 万円)  
海外での商標係争に対する助成
  - (ケ) 知的財産活用製品化支援助成事業 (500 万円)  
知的財産活用製品化支援事業の支援企業に対する開発経費の助成
  - (コ) スタートアップ知的財産支援助成事業 (3年間で1,500 万円)  
スタートアップ知的財産支援事業の支援企業に対する知財取得費用及び開発経費の助成
- (4) 知的財産活用製品化支援事業
- 大企業等の保有する知的財産を活用し、中小企業の新製品の開発・製品化を支援する。知的財産の使用について合意を得られた中小企業に対しては、技術移転等のサポートを実施する。
- 事業化への成功率を高めるため、市場調査によるターゲット顧客の提案や開発後のテストマーケティングなどを実施する。
- (5) スタートアップ知的財産支援事業
- スタートアップを対象とした知的財産に関する相談やセミナー等を開催し、知的財産への意識の醸成を図るとともに、優れた技術を有しているものの、知的財産の活用ノウハウを持

たないスタートアップに対し、知的財産の活用を取り入れた経営戦略の策定から知的財産権取得までのハンズオン支援を行う。

(6) 重要な技術に関する知的財産保護事業

東京都知的財産総合センターに特別相談窓口を設置し、都内中小企業が有する重要な技術の流出防止を図るための知的財産保護に関する情報収集・提供を行うとともに、特許出願以外の権利保護方法等に関しても、窓口相談・セミナー・ハンズオン支援を通して普及啓発を実施することで、都内中小企業の重要な技術の流出防止を後押しする。

## 5 デザイン活用への支援（創業支援課）

(1) デザイン経営支援事業

デザインを活用した経営手法である「デザイン経営」を軸とする人材育成とともに、これに資する情報提供、相談対応、マッチングによる中小企業とデザイナーの協働促進を実施する。

(2) 東京デザインコンペティション事業

都内のものづくり中小企業と優れた課題解決力と提案力を併せ持つデザイナーとが協働することを目的とした、企業参加型のデザイン・事業提案コンペティションを実施する。

## 6 DX推進支援事業（経営支援課）

都内中小企業のDXを推進するために、アドバイザーによるDX戦略の策定支援や、デジタル技術の導入から活用まで長期的なサポートを実施するとともに、デジタル技術を活用した機器・システム等を導入する場合に必要な経費の一部を助成する。

・助成限度額：3,000万円

・助成率：

①DX戦略策定支援コース2／3以内

※賃金引上げ計画を作成した場合は、3／4以内

（ただし小規模企業については4／5以内）

※「働き方改革推進枠」として、人手不足問題に取り組む運輸業、建設業等の場合は、4／5以内

②生産性向上コース1／2以内（ただし小規模企業については2／3以内）

※賃金引上げ計画を作成した場合は、3／4以内

（ただし小規模企業については4／5以内）

※「働き方改革推進枠」として、人手不足問題に取り組む運輸業、建設業等の場合は、4／5以内

## 7 中小企業デジタルツール導入促進支援事業（経営支援課）

都内中小企業に対し、デジタルツールの導入に係る経費の一部を助成するとともに、ツール導入に係る課題解決等に向けたフォローアップを行うことで、事業活動のデジタル化を促進させ、継続的な成長・発展を支援する。

- ・助成限度額：100万円
- ・助成率：1／2以内（ただし小規模企業については2／3以内）

## 8 都内中小企業向けデジタル技術導入促進ナビゲーター事業（経営支援課）

都内中小企業に対し経営課題・業務課題解決のためのデジタル化の必要性を周知するとともに、デジタル化診断を行い、各企業のデジタル化の取組状況に応じた支援メニューにつなげることで、都内中小企業の事業活動のデジタル化を促進していく。

- (1) DM等によるデジタル化の必要性や都デジタル事業の普及に向けた広範なアプローチ
- (2) 関心層への企業訪問、デジタル診断及びデジタル化に向けた簡易業務棚卸等

## 9 スタートアップを活用したリスクリングによる中小企業デジタル化支援（経営支援課）

リスクリングに知見のあるスタートアップを活用し、デジタル化が進んでいない中小企業とのマッチング機会を創出することで、都内中小企業のデジタル化の更なる推進を図る。

## 10 スタートアップ等を活用した価格転嫁・賃上げ支援事業（経営支援課）

スタートアップの技術等を活用し、中小企業の自社コスト把握を支援することで、都内中小企業の適正な価格交渉に向けた準備を支援するとともに、適正な賃上げやスタートアップの成長も後押しする。

## 11 中小企業デジタルコンシェルジュ（経営支援課）

都や政策連携団体等が行う中小企業向けデジタル化関連の支援策について、各中小企業のデジタル化の取組状況や要望に応じて、適切な事業を案内し、支援の組合せや順序をワンストップで総合的にアドバイスする窓口を設置することで、事業活動のデジタル化を促進していく。

## 12 TOKYO戦略的イノベーション促進事業（創業支援課）

高いポテンシャルを有する中小企業を核とした連携体の構築を促し、集中的に支援することで、その技術力を最大限に活かし、今後の都内産業を牽引するような技術・製品の開発及びその事業化を支援する。

また、その成果により、2050 東京戦略等で示される都市課題を解決し、東京の魅力をさらに高めていく。

- (1) イノベーションマップの策定
- (2) 他企業、大学、公設試等との連携による技術・製品開発への助成、ハンズオン支援

- ・助成限度額：8,000万円
- ・助成率：2／3以内
- ・助成期間：3年以内

### 13 先進的防災技術実用化支援事業（創業支援課）

高度防災都市の実現に向け、都内中小企業等が開発した都市の防災力を高める新規性の高い優れた技術・試作品を対象に、その実用化を支援するとともに、ユーザーに向けてその導入を促す仕組みを構築し、新技術の普及による都市防災力の向上と産業の活性化を促進する。

※令和7年度は過年度採択者に対する継続支援のみ実施

- ・防災関連技術・試作品等の選定

- ・実用化等の経費助成

助成限度額：1,000万円、助成率：2／3以内、助成期間：1年9か月以内

- ・製品等の普及促進

助成限度額：350万円、助成率1／2以内、助成期間：1年以内

### 14 安全・安心な東京の実現に向けた製品開発支援事業（創業支援課）

安全・安心な東京の実現に向け、都内中小企業等の安全・安心をテーマとする新規性の高い製品開発や改良を支援するとともに、ユーザーに向けてその導入を促す仕組みを構築し、新製品等の普及による安全・安心な東京の実現と産業の活性化を促進する。

- ・セミナー開催、専門家の派遣

- ・安全・安心をテーマとする製品・技術の選定

- ・開発・改良の経費助成

助成限度額：1,500万円、助成率：2／3以内、助成期間：1年9か月以内

- ・製品等の普及促進

助成限度額：350万円、助成率：1／2以内、助成期間：1年以内

### 15 躍進的な事業推進のための設備投資支援事業（創業支援課）

都内中小企業者が「製品・サービスの質的向上」による競争力強化や「生産能力の拡大」のための生産性向上を進める際に必要となる機械設備等の導入経費の一部を助成することで、都内中小企業の中長期的な成長を支え、東京の産業力の強化につなげる。

なお、競争力強化・生産性向上とあわせてDX推進・イノベーションの創出・後継者によるチャレンジを実施する場合や企業全体でゼロエミッションへの取組又は一定の賃上げを実施する場合は、助成率を引き上げる。

（競争力強化区分）

- ・助成限度額：1億円〔小規模企業の場合は、3,000万円又は1億円〕

- ・助成率：1／2以内、2／3以内又は3／4以内

〔小規模企業の場合は、2／3以内、3／4以内又は4／5以内〕

※働き方改革推進区分は、4／5以内

（DX推進・イノベーション区分、後継者チャレンジ区分）

- ・助成限度額：1億円

- ・助成率：2／3以内又は3／4以内

（アップグレード促進区分）

- ・助成限度額：2億円
- ・助成率：3／4以内

## 16 生産性向上のための現場改善推進事業（経営支援課）

改善活動の重要性についての普及啓発を図るとともに、生産管理などの体系的な知識と現場改善を指導する手法を総合的に学習するスクールを開設し、改善活動の中心的役割を担う中核人材を育成する。さらに、社内人材だけでは解決できない改善課題に対して専門家による伴走型支援を行うことで、都内中小企業の現場改善の推進を図り、生産性の向上を促進する。

## 17 5Gによる製造工場のDX・GX推進事業（創業支援課）

ローカル5Gの特徴は、個別のニーズに合わせて5Gの通信環境を自前で構築できることであり、あらゆる産業の姿を変える可能性を秘めている。その中で有望視されているものの1つが製造工場への導入である。本事業は、ローカル5Gを導入し製造工場のDXを図ることに加え、その5Gの通信環境を、製造業の重要課題であるGXにも活用する中小企業を支援する。

※令和7年度は過年度採択者に対する継続支援のみ実施

- ・助成限度額：2億円
- ・助成率：4／5以内
- ・助成期間：3年以内

## 18 ゼロエミッション東京の実現に向けた技術開発支援事業（創業支援課）

世界が「脱炭素」へとシフトする中、東京も大都市の責務と持続可能な成長のため、社会全体を「脱炭素化」へと転換することが求められている。

東京都には、多くの中小企業やベンチャー企業が集積しており、ゼロエミッションの実現に向けたソリューション創出に期待ができることから、脱炭素社会の実現に向け、技術開発を支援していく。※令和7年度は過年度採択者に対する継続支援のみ実施

大企業等と連携した研究開発支援

- ・補助限度額：6億円
- ・補助率：2／3以内
- ・補助期間：3年3か月以内

## 19 ゼロエミッション東京の実現等に向けたイノベーション促進事業（創業支援課）

新たな発想や優れた技術力を持つスタートアップ・中小企業と、資金・人材・販路等を有する大企業等とのオープンイノベーションによる大規模プロジェクトを支援し、東京の社会的課題の解決や経済活性化、スタートアップ・中小企業が大きく成長する機会の創出へと繋げていく。

また、脱炭素事業等に取り組むエネルギー・環境系のスタートアップ・中小企業を積極的に支援することで、ゼロエミッション東京へ貢献するオープンイノベーションをさらに加速させる。

- ・ゼロエミッション枠

補助限度額：10億円、補助率：2／3以内、補助期間：3年以内

- ・ 大学発ベンチャー・一般枠

補助限度額：3億円、補助率：1／2以内、補助期間：2年以内

## 20 女性活躍のためのフェムテック開発支援・普及促進事業（創業支援課）

働く女性が増え続ける中、女性の心身の不調に関する研究の進展、技術の進歩も相まって、女性特有の悩みや問題を可視化・解決する技術・製品・サービスへのニーズが顕在化し、国内でもフェムテック分野への関心が高まっている。

そこで、フェムテック開発に取り組む都内中小企業者等を支援することで、フェムテックの技術開発・普及促進を後押しするとともに、女性活躍社会の実現を加速させる。

- ・ 助成限度額：2,000万円、助成率：2／3以内、助成期間：1年9か月以内

## 21 成長産業分野への事業転換に向けた製品開発支援事業（創業支援課）

都内中小企業の中には、優れた技術を有し、財務的には経営継続可能であるにもかかわらず、事業に将来性がないという理由から廃業を選択する企業も多く、これらを放置すると東京の産業の存立基盤の崩壊や、産業活力の衰退・雇用喪失の恐れがある。

そこで、優れた技術力を活かして新たな成長産業分野へ参入・事業転換を行う都内中小企業に対し、診断士、大学等が成長産業分野へ進出できる技術力等の目利きを行い、方向性をアドバイスするとともに、必要に応じて技術開発や設備投資に係る経費を助成することにより、都内中小企業の事業継続や成長産業分野への進出を促進する。

- (1) アドバイザリー会議の設置

- (2) 技術開発助成

- ・ 助成限度額：1,500万円、助成率：2／3以内、助成期間：1年6か月以内

- (3) 設備投資助成

- ・ 助成限度額：2,000万円、助成率：2／3以内、助成期間：1年以内

## 22 高齢者向け新ビジネス創出支援事業（創業支援課）

高齢化率の上昇が予測されており、それに伴い、今後一層、高齢者のニーズを満たす製品・サービスの需要が高まることが見込まれている。しかし、健康状態、経済環境、家族構成等、高齢者の実態は多様であるため、中小企業が自ら高齢者市場のマーケティングを行うにはハードルが高い状況である。

そこで、高齢者のニーズを踏まえた支援テーマを設定し、都内中小企業等が高齢者市場でビジネスチャンスを獲得できるよう支援していく。

- ・ 支援テーマの設定

- ・ 支援テーマに沿った製品・サービスの開発等の経費助成

- 助成限度額：750万円、助成率：2／3以内、助成期間：1年9か月以内

## 23 介護現場のニーズに対応した製品開発支援事業（創業支援課）

高齢社会が進展し介護需要が増大している中、介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率

化のため、介護環境の改善に資する次世代介護機器等の開発が求められている。このため、介護事業者のニーズと中小企業の技術力を結び付け、次世代介護機器等の開発を支援することで、介護従事者のニーズに応えとともに中小企業の成長を促進する。

- ・助成限度額：2,000万円
- ・助成率：2／3以内
- ・助成期間：1年9か月以内

#### **24 大学と連携したものづくり中小企業のイノベーション支援事業（創業支援課）**

教員等を活用したイノベーション人材育成や企業の生産性向上等につながる取組を行う大学を支援し、産学公一体による中小企業のイノベーション促進に向けた取組の推進を図る。

## 第3 創業支援

経済のグローバル化が進展し、産業構造が大きく変化する中で、事業所数の減少傾向が続いている。こうした状況は、東京の産業活力低下の大きな要因となるおそれがあることから、創業の活発化が重要な課題となっている。創業の活発化により、次のことが期待できる。

- 1 リスクを克服して新事業を展開していく創業者を多数輩出することにより、市場競争が活性化し、経済の新陳代謝が促進される。
- 2 中小企業は、地域の工業集積、商業集積の中核を担っており、新たな発想と起業家精神にあふれる創業者の出現は、地域社会に大きな刺激を与え、イノベーションの促進、新たな雇用機会の提供などにつながる。

しかし、新たに事業を開始し、創業した企業の経営を軌道に乗せていくためには、資金調達や製品開発、製品の販売ルートの開拓など、多くの課題を克服していく必要がある。意欲にあふれ、優れた発想や技術を持っていても、こうした課題に対応することは難しく、また、創業者を支援・育成する民間機関の態勢も、十分には整っていない。

そのため、都では、意欲的に創業に取り組む人々に対し、起業とその後の経営の安定・発展に向けた支援を行うことで、活発な創業の促進を目指している。

都の創業支援施策は、起業を予定している人や創業間もない企業に対し、

- 1 創業に必要な知識、経営基盤の確立に必要な販売戦略、財務管理等のノウハウ習得や、経営者としての資質向上に資する機会の提供
- 2 インキュベーションオフィスなどによる創業の場や創業者同士が切磋琢磨する場の提供
- 3 創業の立ち上がりに必要な運転・設備の資金調達や、技術開発・販路開拓に要する資金の助成
- 4 取引先の開拓や出資等につなげるための既存企業やベンチャーキャピタル等との交流の場の提供や専門家の継続的な助言による経営の安定的発展を目指すソフト支援など創業が円滑に行われるよう、多様なニーズに応じた支援を行っている。

### 1 次世代アントレプレナー育成プログラム（創業支援課）

次世代を担う若者を対象としたビジネスプランコンテストを実施し、コンテストで選ばれた者に対する集中的な育成支援を行い起業を促進し、起業の成功事例を広く発信することで、起業に対する機運を醸成する。

#### (1) ビジネスプランコンテスト事業

都内で起業する意思のある15歳以上40歳未満の者を対象に、ビジネスプランコンテストを開催し、事業計画書による書類審査、一般公開イベントの決勝大会におけるプレゼンテーション審査等により、次世代を担う意欲的な若手起業家を発掘する。最優秀賞、優秀賞、ファイナリストには賞金を交付する。

#### (2) アントレプレナーシップ醸成事業

コンテスト事業で選抜された優れたビジネスプランと高い志を持つ将来有望な若手起業家に対して、優れた経営者としての資質やリーダーシップを磨くための経験値を高めることを重視した育成メニューを提供する。

(3) コミュニティ

起業関心層等を対象に、コンテスト参加の有無に関わらず年度を通じた継続的な支援を行い、アイデアのブラッシュアップや、起業同期と出会い、互いを高めあう体制を構築するなど、起業に向けたアクションを続けられる場を提供する。

(4) 法人設立事業資金の交付

ビジネスプランコンテスト事業のセミファイナリストのうち、その翌々年度末までに都内に法人を設立した者に対し、事業の継続性を審査のうえ、法人設立事業資金を交付する。

(5) 成果発信事業

コンテスト受賞者の起業後の状況を常に把握し、成功事例をホームページや動画、電車内広告等で広く発信することで、若者への起業に対する普及啓発を行い、起業への機運を高める。

## 2 インキュベーション施設の運営（創業支援課）

創業者を支援するため、低廉な家賃でオフィスを提供し、あわせて経営支援などを行う創業支援施設（インキュベーション施設）の運営を行う。

(1) インキュベーション施設

産業サポートスクエア・TAMAにおいて、起業を図ろうとする者又は創業間もない中小企業者に対し、低廉な賃料で創業の場を提供し、インキュベーションマネージャーによる経営支援を行う。

インキュベーションオフィス・TAMA

所 在：昭島市東町3-6-1

産業サポートスクエア・TAMA内 経営サポート館3階

部屋数：6室

(2) 先駆的ベンチャー支援施設

特定分野の成長性の高い事業計画を持つ創業間もない企業等に、低廉な賃料で創業の場を提供し、ベンチャーキャピタル等のインキュベーションマネージャーによる経営支援を行う。

ア 東京コンテンツインキュベーションセンター（略称：TCIC）（コンテンツ・アニメ産業等）

所 在：中野区本町2-46-1 中野坂上サンブライトツイン14階

部屋数：30室

イ 白鬚西R&Dセンター（研究開発型等）

所 在：荒川区南千住8-5-7

部屋数：14室

## 3 世界に羽ばたくアニメーター等の育成支援（創業支援課）

コンテンツ関連産業に特化した創業支援施設である東京コンテンツインキュベーションセンターにおいて、新たにCGやデジタル環境を整えたアニメーター・漫画家向けのアトリエラボを整備するとともに、先端技術を用いた起業や事業構築、事業展開など、時代の変化に対応した支援を展開することにより、デジタル社会に適応するクリエイターの創出を後押しし、アニメ産業

等の裾野の拡大を図る。

#### 4 青山創業促進センターの運営（創業支援課）

都が抱える政策課題の解決に結び付く分野や、ベンチャーキャピタルが投資しにくい分野等で起業に取り組む有望な起業家及び起業予定者に対し、短期集中的にアクセラレーションプログラムを提供する（希望者は宿泊滞在可能）。またアクセラレーションプログラム受講者を応援しうる先輩起業家等に対し、低廉な賃料でオフィスを提供する。両者を一体的に運営することで、入居者同士が活発に交流しながら切磋琢磨する場を構築し、創業のさらなる促進を図る。

所 在：渋谷区神宮前5-53-67（コスモス青山SOUTH棟内）

#### 5 創業活性化特別支援事業（創業支援課）

インキュベーション施設運営事業者及び創業予定者等への支援を通じて、都内開業率のさらなる向上を図る。

##### (1) インキュベーション施設運営計画認定事業

民間事業者等による創業支援（インキュベーション）施設の整備・運営に係る事業計画のうち一定の基準を満たしたものを都が認定し、当該施設（計画）の公開、事業者間の交流を行うことにより、官民挙げての創業支援への機運醸成を図る。※令和7年度は過年度採択者に対する継続支援のみ実施

##### (2) インキュベーション施設整備・運営費補助事業

インキュベーション施設運営計画認定事業において認定された事業のうち優良な事業について、当該工事及び工事実施後の運営に要する経費を補助することにより、開業率の向上を図る。※令和7年度は過年度採択者に対する継続支援のみ実施

・助 成 率：2／3以内（ただし、区市町村は1／2以内）

※多摩産材を使用して施設整備等を行う場合は、当該部分につき3／4以内

・助成限度額：整備・改修費⇒2,500万円（最長2か年）

（ただし、区市町村は2,000万円（最長2か年））

運営費⇒年毎2,000万円（最長2か年）

（ただし、区市町村は年毎1,500万円（最長2か年））

※整備・改修費及び運営費に係る補助対象期間は通算して最長3年

・規 模：10か所

##### (3) 創業助成事業

一定の要件を満たした創業予定者等に対して、審査のうえ創業に係る経費を助成する。

・助 成 率：2／3以内

・助成限度額：400万円

・規 模：200件

#### 6 インキュベーターによる起業家支援事業（創業支援課）

インキュベーター向けコミュニティを構築し、インキュベーター間での連携促進や情報発信を支援するとともに、新たな支援サービスの実施を検討するインキュベーターへのハンズオン支援や資金助成を行うことにより、インキュベーターによる起業家支援の更なる充実を図り、都内における起業家の成長を強く後押しする。

・助 成 率：2／3以内

・助成限度額：1,000万円

・規 模：15 件

## 7 創業支援拠点の運営（創業支援課）

創業に関心のある誰もが利用でき、情報提供から事業化支援までをワンストップで行う拠点である「TOKYO創業ステーション」を運営する。

拠点では、（公財）東京都中小企業振興公社の創業相談・セミナーのほか、先輩起業家による助言・指導等も実施し、創業を後押しする。

所在：千代田区丸の内2-1-1 明治安田生命ビル低層棟1階～3階

## 8 創業支援拠点（多摩）の運営（創業支援課）

創業に関心のある誰もが利用でき、情報提供から事業化支援までをワンストップで行う拠点を立川市において運営する。

拠点では、自治体や大学などの地域の支援機関とも連携しながら、多摩地域全体の起業機運を高めていく。

所在：立川市緑町3-1 GREEN SPRINGS E2 3階

## 9 女性ベンチャー成長促進事業（創業支援課）

女性ベンチャー等に共通して必要となる知識等を提供するための育成講座を実施し、その上で、社会課題の解決やグローバル市場の進出など、スケールアップする可能性の高い事業ビジョンを持つ女性起業家向けに3ヵ月程度のアクセラレーションプログラムを実施する。

プログラム修了後、選抜された受講生を海外に派遣し、現地のメンターや起業家等へのプレゼン会などを企画することで、現地におけるネットワーク構築を支援する。帰国後、成果発表会等を企画し、成長意欲の喚起を図る。

## 10 スタートアップ・エコシステムにおける女性活躍推進事業（創業支援課）

女性起業家に対し、ベンチャーキャピタル（VC）・事業会社等との相談会を通じ、資金調達やビジネスモデルのブラッシュアップなどのサポートを実施する。

また、スタートアップ・エコシステムにおける女性活躍を促進するため、VCにおける女性活躍の支援やジェンダーによる対応の違いの解消に向けた取組を実施する。

これらの取組を通じて、スタートアップ・エコシステムにおける女性活躍を促進する。

## 11 スタートアップの成長に向けた採用・組織構築支援事業（創業支援課）

採用等の課題を有するスタートアップと個人とが集まるコミュニティを構築するとともに、採用から制度構築・運用まで一貫した人事戦略の構築に向けた支援を実施する。

これらの取組を好事例として発信することで、スタートアップの成長につなげていく。

## 12 多様な主体によるスタートアップ支援展開事業（創業支援課）

ベンチャーキャピタル、アクセラレータ、事業会社、大学などの多様な主体と東京都が、スタートアップ支援に関する協定を締結することにより、民間のアイデア、ネットワーク、フィールドなどを最大限に生かしたこれまでにない多彩なスタートアップ支援を展開する。

## 13 起業家による空き家活用事業（創業支援課）

都内に空き家は令和5年時点で約90万戸あり、空き家が諸問題の発生要因となっている。そこで、空き家を活用した事業を考えている起業家に対し、家賃等相当額の補助を行うとともに、当該起業家に空き家を提供した建物所有者に対し、管理費相当額（固定資産税、都市計画税）を補助することにより、空き家を有効活用した事業を創出する。

起業家の柔軟な発想で空き家を活用した事業を創出していくことで、空き家活用の波及効果及び新たな起業が期待される。

#### 14 小中学校向け起業家教育推進事業(創業支援課)

都内の開業率向上を図る上で、起業への関心を高めるとともに、変化や失敗から学べる、目標に向かって進む力、最後まで諦めない力、自分の力でやり切る力など子供の生きる力を育成するため、会社の設立、原材料の仕入れ、商品等の企画・販売などを体験する起業家教育を総合的な学習の時間等に導入を図る都内小中学校を支援する。起業家教育プログラムの策定及びその実施を支援し、各小中学校が自立的に当該プログラムを運営できる体制の構築を目指す。

#### 15 高校生起業家養成プログラム(創業支援課)

起業家の裾野を一層広げていくため、学校向けのアントレプレナーシップ教育教材の配布や、将来的に起業を目指す高校生等を掘り起こすことを目的とした講座を実施する。その上で、起業の意向を持つ高校生等向けに知識やスキル取得、起業家精神の涵養に寄与する実践的なプログラムの提供を行う。

また、身近なロールモデルとしての成果等を広く発信する機会やアルムナイのコミュニティ等を設けることにより、学生の起業機運醸成につなげていく。

#### 16 シニア創業促進事業(創業支援課)

シニア向けのビジネスプランコンテストを開催することにより、シニア層に定年退職後の選択肢として起業への関心を高めてもらうとともに、実際の起業に向けた後押しを行うことで、シニア層の起業を促進していく。

また、コンテストの最終選考に残った10名に対して、起業支援資金として100万円を交付することで、資金面での起業支援を行う。

#### 17 創業活性化に向けた広報PR(創業支援課)

都内開業率は伸び悩んでおり、政策目標の達成には未だ不十分な状況にある。

そこで、創業活性化に向けた各種広報PRを行い、起業への機運を醸成して創業希望者の増加を図り、開業率の向上を図る。

#### 18 スタートアップ総合支援拠点の運営(創業支援課)

スタートアップが抱える課題に対し多種多様な支援を実施し、都内外のスタートアップと、その支援パートナーとなる大企業、投資家、大学、自治体や既存支援機関等との連携関係を生み出す総合的な支援拠点「NEXs Tokyo」を運営し、スタートアップの成長促進を図る。

#### 19 「社会起業家」創出・育成支援事業(創業支援課)

社会性と経済性の両立を志向する起業家や全国の自治体等に向け、協働のノウハウ提供等の支援を実施し、社会課題の解決や起業家の成長を図る。

## 20 エンジェル税制の対象企業確認(創業支援課)

第5次地方分権一括法(平成27年法律第50号)の成立により、国(経済産業省)から都道府県に対し、中小企業等経営強化法に基づく特定新規中小企業に対する投資等の確認業務が移管されたことを受け、当該業務を適切かつ円滑に遂行するとともにエンジェル税制活用促進を期し周知を図る。

## 21 スタートアップ・グローバル交流HUB事業(創業支援課)

成長志向の強いスタートアップを選抜し、世界各地の大規模なピッチ会等に派遣して、現地の大企業やVCとのマッチングの機会を設け、グローバル展開につながるプログラムを実施する。また、有望な海外スタートアップ等との交流を通して、都内スタートアップのグローバルでの成長志向を高める取組を行う。

これらの取組の実施にあたっては、(独)日本貿易振興機構(JETRO)と協定を締結し、連携して実施する。

## 22 新事業発掘プロジェクト(創業支援課)

大企業の中で眠る優れたアイデアを掘り起こし、新たな事業創出、その先のカーブアウト型の起業等を促すための取組として、大企業の中で事業アイデアを抱えた人材を掘り起こし、先輩起業家や専門家との交流、セミナー、ワークショップ等を行うプラットフォームを構築する。

さらに、有望な参加者を選抜し、事業化に向けて、メンターによるサポートやVC等とのマッチングサポートを主な内容とするアクセラレーションプログラムを実施する。

## 23 スタートアップ社会実装促進事業(創業支援課)

革新的なアイデアを武器に新たなビジネス領域の開拓を目指すスタートアップによる、ビジネスモデルの検証・磨き上げのためのコンセプト検証が着実に実施できるよう効果的な支援を行う。具体的には、大企業や行政機関など検証の場を提供できる主体とのマッチング・調整のサポートや検証の際に必要な機材の手配などの物的サポートを行う。

## 24 社会課題解決型スタートアップ支援事業(創業支援課)

社会課題解決に資する革新的な製品・サービスを有するスタートアップと企業とのマッチングにより、ビジネスモデルの検証や製品の実装等を支援する。

## 25 リスタート・アントレプレナー支援事業(創業支援課)

起業の失敗への恐れを払拭し、東京における起業機運をさらに高めていくため、廃業・倒産等の過去の経験を糧に再起を目指す起業家を掘り起こし、再起業などの起業経験を生かしたセカンドキャリアをテーマにしたイベントなどを行うコミュニティを構築する。また、再スタートを志す有望な起業家を選抜し、ビジネスプランの検証等を通じ、過去の経験を次の成功に昇華させるためのアクセラレーションプログラムを行う。

## 26 事業承継を契機とした「第二創業」支援事業(創業支援課)

事業承継を行った企業に対する人材面、ノウハウ面等の支援を行い、新規事業開発、第二創業を促進する。

## 27 5G技術活用型開発等促進事業（創業支援課）

5G技術を活用して新製品やサービスの開発等を目指すスタートアップの取組を促すため、スタートアップが5G技術を保有する通信キャリア等と連携する仕組づくりを行い効果的な支援を図る。具体的には、通信キャリアに加え、日頃よりスタートアップへの支援を行うアクセラレータ等と連携、協働しスタートアップ等の開発・事業化を資金的、技術的な側面からサポートするとともに、ビジネスマッチング支援などのネットワーク面でも支援を行う。

※令和7年度は、過年度採択者間の連携促進、機運醸成、成果発信等を実施

## 28 次世代通信技術活用型スタートアップ支援事業（創業支援課）

都内スタートアップ企業等が、5Gをはじめとした次世代通信技術を活用した新たなビジネスやイノベーションを創出し、各スタートアップ企業の企業価値向上を目指す。その実現に向けて、都が選定した開発プロモーターを通して、通信キャリアをはじめとした様々な連携企業等と連携し、資金面、技術面、ネットワーク面での支援を行う。

## 29 行政課題解決型スタートアップ支援事業（創業支援課）

西新宿でスタートアップ支援の拠点を運営し、ピッチイベント開催と交流の場を創出することで、行政の課題をこれまでにない製品やサービスを提供するスタートアップにより解決することができる環境を生み出す。

## 30 スタートアップによる島しょ振興促進事業（創業支援課）

島しょ地域の現状を知るための説明会を実施して、島しょ振興に熱意ある者を掘り起こし、意欲的なスタートアップ等に対しては、事業化に向けた集中的な支援を行う。事業成果を広く発信していくことで、島しょ振興機運の醸成と島しょ地域におけるスタートアップのビジネス機会の創出を促進する。

## 31 多摩ものづくりスタートアップ起業家育成事業（創業支援課）

ものづくり起業家の掘起しを行い、既存の中小企業などの製造業との連携を促進し、次世代のスタートアップ起業家へと育成することで、創業機運を醸成、ものづくり起業家を輩出していく。

## 32 開発途上国の社会課題解決に資するスタートアップ支援事業（創業支援課）

途上国が抱える社会課題の解決及び都内スタートアップの海外展開への足掛かりを築くため、都内スタートアップが有する優れた技術や製品、アイデアが途上国市場に参入可能か検証するなど、市場投入に向けた必要なサポートを実施する。

## 第4 地域工業の活性化

東京のものづくり産業は、城東、城南などで地域的に特色ある集積を形成している。そこでは、域内の中小企業が地域内で蓄積された技術、情報、人材等を基に企業間ネットワークを形成するなど、集積のメリットを活かした生産活動を行ってきた。しかし、近年、工場等の跡地へのマンション進出などにより、域内での事業環境が悪化し都外への転出や廃業を余儀なくされる事業者もある。また、世界規模でのデジタル化の進展により、中小企業はデジタル技術の実装による経営の効率化やビジネスモデルの変革、新たな価値の創出が急務となっている。

都では、地域産業の成長と継続的・安定的な発展に向け、多様な主体の協業・参画や自己変革への挑戦を促し、区市町村が地域産業の振興に向けて行う事業や、地域の産業特性・実情に応じたデジタル化の推進に係る取組等を支援するとともに、操業環境の整備など産業基盤強化に向けた取組を推進し、地域産業の活性化を図る。

また、都内での立地を希望する企業に対して情報提供等を行う相談センターを運営することで、きめ細かな立地支援を行う。

さらに、東京の地域資源を活用、あるいは東京の都市課題を解決する取組を支援し、地域経済の活性化を図る。

### 1 地域産業活力創出支援事業（地域産業振興課）

「多様な主体との連携により地域の産業力を強化する取組」とあわせ、「感染症や自然災害などの発生による社会経済活動の大きな変化や社会構造の変革への対応」を含む区市町村の地域産業活性化計画を支援することで、地域産業振興施策をより力強く推進する。※令和7年度は過年度採択者に対する継続支援のみ実施

（区市町村計画に対する補助事業）

- ・補助率：1／2以内（ただし、小規模企業支援に特化した事業は2／3以内）
- ・補助期間：3年以内
- ・補助限度額：1億円（ただし、小規模企業支援に特化した事業は3,000万円以内）（年度ごとの上限額）

### 2 地域産業成長支援事業（地域産業振興課）

「多様な主体の協業・参画」及び「中小企業等の自己変革への挑戦」を促進する取組を含む区市町村の地域産業活性化計画の取組を支援するほか、地域産業の振興に意欲的に取り組む区市町村を後押しする仕組みにより都内産業の成長・発展を図る。また、多摩・島しょの市町村が、地域産業活性化のための施策立案に向け地域産業の実態や課題等を把握する取組を支援することに加え、区市町村が連携して地域産業の振興に資する事業を実施する取組を支援することにより、都内全域の産業力を高めていく。

（区市町村計画に対する補助事業）

- ・補助率：1／2以内（ただし、小規模企業支援に特化した事業は2／3以内）
- ・補助期間：3年以内

- ・補助限度額：1億円（ただし、小規模企業支援に特化した事業は3,000万円以内）（年度ごとの上限額）  
（一般事業に対する補助事業）
- ・補助率：1／2以内
- ・補助限度額：1,000万円  
（地域産業実態調査事業に対する補助事業）
- ・補助率：1／2以内
- ・補助限度額：1,000万円  
（広域連携事業に対する補助事業）
- ・補助率：1／2以内
- ・補助限度額：500万円

### 3 地域産業デジタル化推進事業（地域産業振興課）

コロナ禍を機とした世界規模でのデジタル化の進展により、中小企業はデジタル技術の実装による経営の効率化やビジネスモデルの変革、新たな価値の創出が急務となっている。

デジタル化の推進に当たっては、地域ごとに異なる産業特性や地域の実情に応じた支援が必要であり、中小企業の生産性向上・競争力強化や新産業の創出等に取り組む区市町村を後押しすることにより、都内における地域産業のデジタル化をきめ細かく推進する。

- ・補助率：2／3以内
- ・補助期間：交付決定の日から令和8年3月31日まで
- ・補助限度額：4,000万円

### 4 都内ものづくり企業地域共生推進事業（地域産業振興課）

都内ものづくり企業が今後も操業を継続し、地域産業が持続的な発展を行っていくためには、近隣住民に対する防音・防臭といった操業環境の改善に留まらず、地域との調和・共生をめざし、主体的な取組を行っていくことが重要である。

都は、区市町村と連携し、地域との共生に意欲的なものづくり企業に対しての支援を行うことにより、産業集積の維持・発展を図る。

- （操業環境改善事業、住民受入環境整備事業）
- ・補助率：1／2以内
- ・補助限度額：250万円
- （耐震補強事業）
- ・補助率：1／3以内
- ・補助限度額：700万円（耐震診断：100万円、耐震設計：200万円、耐震工事：400万円）

### 5 地域工業連携強化支援事業（地域産業振興課）

#### (1) 東京工業団体連合会補助（事務費）

東京工業団体連合会が実施する都内ものづくり産業の維持発展を図る事業を支援し、地域工業者の経営の安定と都内産業の振興を図る。

(2) 東京工業団体連合会補助（事業費）

ア 専門家派遣支援事業（1企業当たり5回以内）

地域工業者等が自ら解決することが困難な、様々な課題（会計全般、財務・申告、特許出願、専門技術等）に対して専門家を派遣し、個別に問題解決していくことにより、地域工業者等の経営基盤の見直しや強化を図る。

イ 依頼試験等助成事業

地域工業者等が技術開発及び製品開発等に係る課題の解決や技術革新を図ることができるよう、必要となる依頼試験等に要する経費の一部を助成する。

・助成率：2／3以内

・助成限度額：20万円

ウ ものづくり基盤技術強化支援事業

地域の工業団体等がものづくり基盤技術の強化を図るため、自主的に取り組む事業に対し経費の一部を助成することにより、厳しい経営環境に置かれている都内ものづくり企業の経営力・技術力の向上を図る。

・助成率：2／3以内

・助成限度額：360万円

**6 TOKYO地域資源等を活用したイノベーション創出事業（地域産業振興課）**

東京の「地域資源」（鉱工業、農林水産物）を活用した、あるいは東京の都市課題の解決につながる中小企業等の新製品・新サービスの開発・改良を支援することにより、イノベーションを創出し、地域経済等の活性化を図る。

・助成率：1／2以内（「東京の都市課題解決事業」の「環境・エネルギー」分野については2／3以内）

・助成期間：2年以内

・助成限度額：1,500万円

**7 東京都企業立地相談センターの運営（地域産業振興課）**

都内での立地を希望する企業に対して適時適切なアドバイスや情報提供を行う相談センターを設置し、都内への立地を支援する。センターでは、区市町村や民間の不動産事業者と連携し、立地を希望する企業へ産業振興施策や物件の情報を提供することで、きめ細かな立地支援を行う。

**8 立地環境の改善指導（地域産業振興課）**

(1) 工場適地調査

工場立地が環境の保全を図り適正に行われるよう、立地条件等を調査し、工場を設置しようとする者にその情報を提供する。

(2) 集団化指導

市街地で事業を行っている中小企業者の多くは、公害問題や作業環境の悪化、店舗等の狭隘化などの課題を抱えている。このような課題に対応するため、中小企業者が組合等を結成し、集団で移転するなどの場合に、計画実施から移転後の企業経営の運営までの指導や移転

経費等の貸付を実施している。

### (3) 江東再開発地区指導

#### ア 営業再建指導

江東防災再開発事業の実施により、立地環境に大きな変化が生じている地区の中小企業の営業再建を進め、再開後の新地域における環境に適応した商工業者の振興を指導し、経営基盤の確保を図る。

#### イ 白鬚共同利用工場管理

白鬚東・西地区の中小企業で、再開事業実施後も同地区内で営業の継続を希望しながら、権利変換施設・再開住宅併設作業所等に立地し難い者の営業再建を図るため、当該企業が入居した共同利用工場の管理を実施する。

- ・白鬚東共同利用工場（26 作業室） 墨田区堤通 2-1-12
- ・白鬚西共同利用工場（41 作業室） 荒川区南千住 8-5-7

白鬚東共同利用工場では、空区画が生じた際の対応として、特定地域の中小企業に対し公募し、審査会を経たうえで、平成 19 年 5 月から最大 3 年間の短期貸付を行っている。

また、白鬚西共同利用工場では、研究・技術開発型のインキュベーション施設（白鬚西 R&D センター）として、平成 19 年 7 月から最大 5 年間の短期貸付を行っている。さらに、平成 28 年度からは、白鬚西共同利用工場においても、白鬚東共同利用工場と同様に、最大 3 年間の短期貸付を実施している。

#### ウ 白鬚共同利用工場管理（工事）

経年劣化等により、白鬚共同利用工場の更新が必要な設備等を改修することで、工場の安全性向上を図り、入居者が安心して作業を行える環境を提供する。

## 9 砂利採取及び採石業者指導等（地域産業振興課）

砂利採取法及び採石法に基づく業者登録、採取計画認可のほか、災害防止、環境の保全、地域社会との調和などの指導を行い、砂利・岩石採取業者の健全な企業活動を促進している。

- ・砂利採取業者登録数：299 業者（令和 7 年 3 月末現在）
- ・採石業者登録数：77 業者（令和 7 年 3 月末現在）

## 10 多摩産業交流センターの管理（経営支援課）

多摩地域の持つ産業集積の強みを活かし、広域的な産業交流を通じてイノベーションの創出を活性化するため、広域的産業交流の中核機能を担う多摩産業交流センター（東京たま未来メッセ）を管理運営し、展示室、会議室等の貸出を行う。

指定管理者制度を導入しており、令和 3 年度から令和 7 年度の 5 ヶ年の運営を委任し、管理運営の効率化、利用者サービスの向上を図っている。また、指定管理者は多摩産業交流センター（東京たま未来メッセ）の共用部分等についても維持管理を行う。

## 11 イノベーション創出拠点の整備推進事業（地域産業振興課）

地域産業の活性化を図るため、イノベーション創出に向けた拠点の整備等について調査などを実施する。

## 第5 地域商業の活性化

都内には、約 2,400 の商店街があり、都民の日々の暮らしに必要な商品やサービスを提供するとともに、それぞれの地域の特性を活かしながら、地域経済や雇用を支える場として、地域住民の生活やコミュニティの核として、大変重要な役割を果たしている。

しかし、商店街を取り巻く現状は、大型店舗の進出や店主の高齢化などの課題のほか、来街者の減少や消費者の買い物スタイルの変化など厳しい状況にあり、地域の経済や社会に大きな影響を及ぼしている。

その一方、商店街の活性化に向けて意欲ある取組を行い、にぎわいを維持している商店街も数多く存在している。

商店街の活性化支援は、このような元気な商店街を増やしていくために、区市町村や商店街と緊密な連携をとりながら展開していくことが重要であり、都は、区市町村や商店街の多種多様な取組を積極的に支援している。

また、都が直面する行政課題の解決につながる商店街の取組への支援や商店街が地域団体と連携して行う地域ぐるみの活動に対して支援を行い、商店街の活性化を図る。

さらに、新たな取組にチャレンジする商店街を側面支援し、商店街の主體的で創意工夫ある取組を後押しする。

大規模小売店舗の進出に対しては、多数の来客、物流により周辺環境に大きな影響を及ぼす恐れがあるため、地域住民や区市町村の意見を聴取するなど、地域社会と調和した立地を図るよう指導している。

### 1 商店街活性化対策（地域産業振興課）

#### (1) 商店街活性化支援

商店街等が行う先駆的で意欲的な取組の中で、大きな効果が期待できる事業について各区市町村や他の商店街への普及に努めるとともに、商店街等の活性化に向けた多様な取組に対して助言等を行う。

#### (2) 東京都商店街振興組合連合会指導事業

小売事業者の経営の安定を図るため、都内の法人格をもつ商店街の連合会である東京都商店街振興組合連合会が傘下組合等を対象にして行う指導事業に要する経費の一部を助成する。

#### (3) 商店街実態調査事業

商店街振興施策の立案と対策を推進するための基礎資料として「商店街基本台帳」を作成する。

### 2 魅力ある商店街づくり（地域産業振興課）

#### (1) 商店街チャレンジ戦略支援事業

魅力ある商店街づくりに向けて、将来を見据えた戦略的な取組にチャレンジする商店街に対し、区市町村を通じて補助を行う。

また、区市町村の行政区域を越えた広域的な商店街の取組に対しても支援を行い、「単

一的取組」と「面的取組」の両面から商店街の活性化を図る。

あわせて、「政策課題対応型商店街事業」において、環境や防災、買物弱者支援など都が直面する行政課題の解決につながる商店街等の取組に対し支援を行うとともに、令和7年度は、大規模な自然災害に備える緊急対策として、「商店街防災力向上緊急支援事業」にて、商店街における防災力の強化を後押しする。

他に、都内商店街で開業又は事業承継をする方を対象に、開業等の際の店舗新装・改装等に要する経費等の支援や開業後の経営面等に係る継続的な支援を行い、商店街及び個店の更なる活性化や後継者の育成を目指す。

加えて、若手・女性を対象に、開業の際の店舗新装・改装等に要する経費等の支援、チャレンジショップでの商品販売機会の提供、繁盛店の経営手法を学ぶ集団研修を行い、商店街の後継者となる新たな担い手の発掘を図る。

さらに、商店街や個人の多様な取組の中から、「東京商店街グランプリ」として、優れた取組を表彰し、商店街の意欲ある取組を促すとともに、広く都民に紹介する。

各事業別の補助率・補助対象者・補助限度額については以下のとおりとする。

事業名		都補助率	補助対象者	補助限度額 (千円)
イベント事業	100万円超	1/3	区市町村	3,000
	100万円以下	1/2		500
	組織活力向上支援事業	7/12		5,250
	女性活躍推進事業	7/12		583
	若手・女性支援事業(100万円以下)	5/9		555
	こども応援事業	5/9		555
	全国連携事業	5/9		555
	小額支援事業(100万円以下)	5/9		555
	小額助成(任意商店街)	1/3		200
活性化事業	下記事業以外	1/3(※1)	区市町村	50,000 (※1.2)
	女性活躍推進事業	7/12		583
	キャッシュレス対応事業	1/2		50,000 (※1.2)
	こども応援事業	1/2		10,000
	多言語対応事業	1/2		5,000
	組織力強化支援事業	7/12		20,000
	小額支援事業(100万円以下)	5/9		555
	小額助成(任意商店街)	1/3		200
地域連携型商店街事業	イベント事業(新規)	2/5	区市町村	4,000
	イベント事業(継続)	1/3		3,333
	活性化事業	2/5		100,000(※2)
地域力向上事業		1/3	区市町村	200
未来商店街 活力向上支援事業	ブランド化調査・実行事業	3/5	区市町村	3,000
	調査事業	1/2		1,000
	計画実行事業	1/2		1年目 15,000 2・3年目 50,000
商店街戦略的リノベーション支援事業		3/4	区市町村	20,000
広域支援型商店街事業		2/3	東京都商店街振興組合連合会	20,000
政策課題対応型 商店街事業	(環境・買物弱者支援事業以外)	4/5	商店街等	120,000
	(環境・買物弱者支援事業)	9/10		
商店街防災力向上緊急支援事業		10/10	商店街等	300
商店街起業・承継支援事業	①店舗新装・改装工事費 ②店舗賃借料	2/3	東京都中小企業振興公社	①2,500 ②1年目月額150 2年目月額120 3年目月額100
				①4,000 ②1年目月額150 2年目月額120 3年目月額100
若手・女性リーダー応援プログラム	①店舗新装・改装工事費 ②店舗賃借料	3/4	東京都中小企業振興公社	①4,000 ②1年目月額150 2年目月額120 3年目月額100

※1 新たに法人化した商店街にあつては、都補助率1/2、都補助限度額7,500万円

※2 会則、役員名簿、過去24か月分の決算書等を具備した任意商店街の補助限度額は1,000万円

(2) 商店街ステップアップ応援事業

商店街が抱える潜在的な課題の抽出や課題解決に向けた取組の提案をアウトリーチで行う体制を区市町村が整備できるよう支援する。

また、専門家派遣事業の都内での実施体制を整備し、商店街が新たな取組を行う際に必要とする知識やノウハウを提供することで、商店街の主体的な取組を後押しする。

さらに、上記の専門家による助言等を受けた商店街が行う市場調査や計画策定に対して支援を行う。

(3) 進め！若手商人育成事業

商店街の活性化を図るには、次代を担う店主や後継者の意欲、経営能力を高めるとともに、商店街づくりの核となるリーダーの育成など、商店街の人材育成が急務である。このため、専門家の商店街への派遣、商人大学校の開催や商店街リーダー実践力向上塾の実施等により、次世代の商店街を担う若手商人を中心に据えた実践的かつ総合的な人材の育成を図る。

(4) 東京都スマート商店街推進事業

商店街のデジタル化の取組を後押しするため、キャッシュレス化の推進やアプリ開発（デジタルスタンプカードなど）などに取り組む商店街に対し、コーディネーターの派遣や必要な機器の購入等に係る経費及び導入機器の活用に必要な経費を助成するなど、その取組を支援する（商店街デジタル化推進事業）。

また、区市町村が商店街区において無電柱化を行った場合に生じる地上機器（トランス）にラッピングする経費を補助することで商店街の景観向上を図る（商店街無電柱化推進事業）。

### 3 大型店環境調整（地域産業振興課）

大規模小売店舗の出店は、多数の来客・来車、大規模物流等を伴うことから、周辺環境に大きな影響を及ぼす恐れがある。地域住民や区市町村の意見を聴取し、大規模小売店舗立地法の「指針」に沿った調整を行い、地域の生活環境など地域社会と調和した立地を図る。

(1) 大型店届出調整

大規模小売店舗立地法に基づく新設、変更等の届出に対し、住民や商業その他の業務の利便確保に配慮すべき事項（交通渋滞、駐車場等）や周辺地域の生活環境の悪化防止に配慮すべき事項（騒音、廃棄物等）を審査・調整する。

(2) 大規模小売店舗立地審議会

審議会において、地域社会に融和した大型店の適正な立地を確保できるよう、届出案件ごとにその内容を審議し、勧告、公表等の意見形成を行う。

(3) 大型店調査研究

大規模小売店舗立地法の調査対象項目は交通、騒音、駐車場・駐輪場の設置、廃棄物処理など広く、調整においては専門的知見を聴取しつつ適切な運用を図ることが必要であることから、大型店の実態を把握するための委託調査を実施する。調査結果については、大型店問題研究会において検討を行うなど、東京都における立地法の適正な運用のためのデータ資料とする。

## 第6 総合的支援

中小企業に対する支援をより効果に行うためには、個々の施策を有機的に結びつけるとともに、各支援機関が相互に連携して支援を行うことが重要である。

このため、（公財）東京都中小企業振興公社を核として、商工部等の都の機関や（地独）東京都立産業技術研究センター等の各支援機関が相互に連携して支援を行う総合支援事業等を行っている。

また、都の中小企業振興対策の方針や施策のあり方を見直すために、中小企業振興対策審議会を設置している。

### 1 総合支援事業（経営支援課・創業支援課）

産業構造の変化など激変する社会情勢の中で、大企業に比べ経営基盤の脆弱な中小企業は厳しい環境に置かれている。こうした中小企業の経営を下支えするためには、技術、経営、資金面など、各企業が抱える経営課題に応じた支援を行っていく必要がある。

そこで、都が中小企業支援法第7条第1項に基づき指定した（公財）東京都中小企業振興公社を核として、商工部等の都の機関及び産業技術研究センターが中心となり、労働部門や民間とも連携し、総合的・継続的な支援を行う。

#### (1) 総合的支援体制の整備

総合相談窓口を設置し、中小企業診断士、社会保険労務士、弁護士、司法書士等の専門家を配置して、経営・金融、法律、創業・会社設立、IT関連、税務会計、悪質クレーム等の分野についての様々な相談にワンストップで対応する。

#### (2) 事業可能性評価事業

##### ア プロジェクトマネージャー等の配置

創業者等が抱える技術・経営等の様々な課題に対し、適切な支援策を講じるため、プロジェクトマネージャー、サブマネージャー、アドバイザーを配置している。

##### イ 事業可能性評価委員会の運営

事業成長の可能性が高く、将来的に有望な企業を発掘し、総合的、継続的な支援を行うため、中小企業等の事業の可能性について総合的な評価を行う。

#### (3) 情報提供事業

##### ア 産業セミナー

中小企業の経営者、実務担当者等を対象に経営方法、経営管理、IT活用等をテーマに、今日的課題の普及を目的としたセミナーを実施する。

##### イ 交流会

経営者を対象とした「経営者交流会」を側面から支援するとともに、適切な助言、相談等を行う。

##### ウ 情報支援室の設置

中小企業に経営や技術に関する最新の情報を提供する。

#### (4) 専門家の派遣・人材育成事業

##### ア 専門家の派遣

企業の経営上の様々な課題を解決するため、中小企業診断士、税理士等の民間の専門家が直接中小企業を訪問し、助言・指導を行う。

##### イ 人材育成事業

中小企業の経営者、その従業員を対象に経営方法に関する専門知識や技術・技能の習得並びにISO内部監査員の養成等を目的とした研修を行う。

## 2 政策課題対応型専門家派遣事業（経営支援課）

「未来の東京」戦略においても言及されているデジタルやグリーンなどの政策課題に係る取組を行う都内中小企業者等に対し、その取組に係る経営上の様々な課題を解決するため、専門家派遣事業を実施する。

## 3 カスタマーハラスメント対策に向けた経営支援事業（経営支援課）

近年、商品やサービスを提供する企業に対し顧客等が著しい迷惑行為を行うカスタマーハラスメントが社会問題となっている。

そこで、中小企業者が行うカスタマーハラスメント対策に係る体制整備等を支援するため、相談対応や専門家派遣事業、講習会の開催を実施する。

## 4 新事業分野開拓者認定・支援事業（創業支援課）

新規性等一定の条件を満たす新商品等を生産・提供するベンチャー企業等の中小企業者を「新商品等の生産・提供により新たな事業分野の開拓を図る者」として東京都が認定し、認定事業者が生産・提供する新商品等を都のホームページ等でPRするとともに、当該新商品等の一部を都の機関が試験的に購入・評価することによって、販路開拓を支援する。

## 5 中小企業情報のネットワーク整備（調整課・創業支援課）

### (1) 中小企業情報システム

中小企業を様々な側面から支援するためには、情報ニーズの高度化、迅速化に対応した情報収集体制が必要である。企業情報の収集等を行う共通情報システム、専門情報が収集可能な個別情報システムをはじめとした各システムにおいて、情報の充実を図るとともに、その効率的な運営を行う。

### (2) 中小企業支援システムの管理運営

（公財）中小企業振興公社のシステムの管理運営に必要な経費を補助し、円滑な執行及び効率的な運営を実現し地域経済の健全な発展に寄与するための、安定的な運営を行う。

## 6 中小企業振興公社の管理運営（調整課）

都内中小企業の中核的な支援機関である（公財）東京都中小企業振興公社に対し、管理運営経費の一部を補助している。

（公財）東京都中小企業振興公社の概要

昭和 41 年に中小企業の下請取引の紹介等を行うため、東京都により設立された。その後、平成 12 年に「中小企業支援法」に基づく中小企業支援センターの指定及び「新事業創出促進法」第 26 条に基づく中核的支援機関の認定を受け、東京都における総合的支援機関として地域経済の振興に寄与している。

- (1) 本 社 〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町一丁目 9 番地
- (2) 設 立 昭和 41 年 7 月 29 日
- (3) 目 的 都内中小企業の経営基盤の強化に関する事業を総合的に実施することにより、中小企業の経営の安定と発展に貢献し、もって地域経済の振興に寄与することを目的とする。
- (4) 職員定数 707 名（うち常勤 424 名、非常勤 283 名）（令和 7 年 4 月 1 日現在）
- (5) 主な事業
  - ア 中小企業の経営支援、勤労者の福祉向上並びに地域産業の振興に関する事業
  - イ 中小企業の事業者及び勤労者等に対する共済事業

## 7 中小企業振興対策審議会（調整課）

中小企業の振興を図り産業の発展に寄与するために設置される知事の附属機関であり、知事の諮問に応じて、中小企業の振興対策の基本方針などに関して審議・答申を行い、これにより都内中小企業の振興を図る。

〈近年の審議会答申〉

- ・平成 6 年 10 月 21 日 「東京の新しい中小企業像について」答申
- ・平成 14 年 8 月 28 日 「都のものづくり振興のあり方について」答申
- ・平成 16 年 5 月 24 日 「都のものづくり産業の集積施策のあり方」答申

## 8 地域中小企業振興センター建物維持管理（創業支援課）

地域における中小企業振興の拠点として、都内 2 か所に設置している産業労働局庁舎である地域中小企業振興センターの建物維持管理を（地独）東京都立産業技術研究センターに委託して行う。

地域中小企業振興センターの名称及び所在地

- (1) 城東地域中小企業振興センター（所在地：葛飾区青戸 7-2-5）※休館中
- (2) 城南地域中小企業振興センター（所在地：大田区南蒲田 1-20-20）

## 9 産業サポートスクエア・TAMA 建物維持管理（創業支援課）

平成 22 年 2 月に開設した、多摩における初の本格的産業支援拠点である、「産業サポートスクエア・TAMA」内の多摩テクノプラザ（テクノプラザ本館、別館）及び経営サポート館の建物維持管理を、（地独）東京都立産業技術研究センターに委託して行う。

産業サポートスクエア・TAMA（所在地：昭島市東町 3-6-1）

- (1) テクノプラザ本館・別館（（地独）東京都立産業技術研究センター）
- (2) 経営サポート館（（公財）東京都中小企業振興公社・東京都商工会連合会）

## 10 秋葉原庁舎建物維持管理（調整課）

（公財）東京都中小企業振興公社及び（地独）東京都立産業技術研究センター等が入居する産業労働局秋葉原庁舎の土地、建物、工作物の維持管理を（公財）東京都中小企業振興公社に委託して行う。

## 11 戦略的産業分野の育成（創業支援課・経営支援課）

### (1) 航空宇宙産業への参入支援事業

成長産業分野として期待される航空宇宙産業への都内中小企業の参入に向けた取組を支援する。

○航空宇宙産業参入支援セミナー・交流会

○宇宙製品等開発経費助成

・機器開発助成

助成限度：1億円、助成率：2／3以内

・ソリューション開発助成

助成限度：2,000万円、助成率：2／3以内

○航空機産業参入支援（Tokyo Metropolitan Aviation Network）

### (2) 医療機器産業への参入支援

ものづくり中小企業と臨床機関、医療機器製造販売企業（以下「製販企業」という。）、大学等研究機関との間での医工連携の取組を介して、ものづくり中小企業の医療機器産業への参入を促進し、都内経済の活性化を図る。

#### ア 医工連携HUB機構等による医工連携の推進

医工連携HUB機構、中小企業振興公社及び都立産業技術研究センターが連携し、ものづくり中小企業・臨床機関・製販企業・研究機関から医療機器に関するニーズやシーズ、技術情報を収集・集約し、関係機関同士のマッチング支援を行う。また、医療機器開発に係る各種相談対応や助言を行う。これらの活動を通じて新たな医療機器の研究・開発が立ち上がり、事業化されていくことを支援する。

#### イ マッチング交流会

機器・分類毎に整理されたニーズとシーズを事前に検討した、製販企業と中小企業との効率的なマッチングを図る。

#### ウ 医療機器産業参入促進助成

都内ものづくり中小企業等と製販企業が新たな医療機器の共同開発を行うにあたり、研究開発から実用化までの経費の一部を助成する。

助成率2／3以内、助成限度額5,000万円

うち、以下の部分を切り出して単独利用することができる。

・開発着手支援助成：助成率2／3以内 助成限度額500万円

#### エ 支援拠点の運営

大学病院等の臨床現場から寄せられるニーズに基づく新たな医療機器開発に向けたマッチング支援や機器開発支援の拠点として、中央区日本橋において医工連携HUB機構及び

中小企業振興公社からなる東京都医工連携イノベーションセンターを運営する。

#### オ 臨床アカデミアとの連携

都内医学部を中心とするネットワークを形成し、臨床アカデミアにおいて事業可能性が高いニーズを定常的に収集・整理することで、関係機関同士の確度の高いマッチングを促進する。

#### カ 医工連携人材育成

都内中小企業の医工連携を推進する人材育成を目的とする講座を3コース開設する。

#### キ 現地ニーズを踏まえた海外向け医療機器開発支援

世界の中でもとりわけ高い成長が見込まれる新興国を訪問し、現地医療機関の現場観察やヒアリングを行うと共に現地の関係機関とのネットワーク作り等を支援することで海外向け医療機器開発及び事業化を支援する。

#### ク 先端医療機器アクセラレーションプロジェクト

都内に集積する臨床機関、医療機器開発に係る専門人材、研究機関、製販企業、ベンチャースピリットに富む中小企業などの医療機器開発のための高いポテンシャルを活用し集中的な支援を行うことで、東京に先端医療機器を生み出すエコシステムを構築する。

#### (3) コンテンツ産業の海外展開支援事業

専門家等による相談窓口の設置や普及啓発セミナーを実施し、コンテンツ産業に従事する都内中小企業等の海外展開を促進する。

#### (4) コンテンツの活用

都内のコンテンツ産業の発展に向けては、コンテンツ産業と他の産業との交流を契機として、コンテンツ活用の裾野を広げていくことが重要である。そのため、異業種交流イベント等を実施し、業種を超えた連携を促進する。

#### (5) アニメーション海外展開ステップアッププログラム事業

国内アニメーション制作会社等の大半が集まる東京において、海外でのビジネス展開に向けた機運を高めるとともに、優れたオリジナルアニメ企画を持つ事業者を選定し、海外の国際アニメ見本市への出展を支援することで、アニメーションの海外展開を促進する。

#### (6) 東京発「クールジャパン」（中小企業等の国際展開）の推進

ファッション、伝統工芸品など我が国の生活文化を活かした産業分野には、優れた技術・商品・アイデアなどを持つ都内中小企業等が多く存在し、海外での事業展開が期待される。

このため、優れた事業プランを有した中小企業等の海外展開や、国際的に通用する優れた人材の育成等を支援するとともに、こうした取組を通じて東京の「クールジャパン」を世界へ発信・浸透させ、東京の産業力とブランド力の強化を図る。

#### (7) 中小企業受注拡大プロジェクト

東京2020大会等を契機とする中長期的な受注機会の拡大や販路開拓を支援し、中小企業の更なる成長を後押しするため、これまで、中小企業支援機関と連携し、「中小企業世界発信プロジェクト」を実施して、官民連携の受発注のマッチングサイト「ビジネスチャンス・ナビ」の構築などを行ってきた。こうした取組を東京2020大会のレガシーとして定着させ、更なる発展を目指す必要がある。

そこで、「中小企業受注拡大プロジェクト」として事業を継続し、利用者のニーズを捉えながら、「ビジネスチャンス・ナビ」の充実強化を行うなど、プロジェクト内の取組における利便性向上を図り、中小企業の受注機会の拡大を強力に後押ししていく。

## 12 女性経営者等の活躍促進事業（創業支援課）

本格的な人口減少時代を迎える中、都内産業の持続的発展を図るためには、未だ十分でない女性の活躍をさらに推進し、その能力をより一層活用することが不可欠である。企業経営における女性の活躍の推進により、これまでにない新たな視点での事業展開など、事業活動の活性化が期待されるが、企業経営を志す女性や新たに経営者となった女性は、ロールモデルの少なさなど、男性にはない様々な課題に直面することとなる。

そこで、ビジネス分野における女性活躍の気運を一層盛り上げるとともに、新たな知識・ネットワークの獲得を支援する施策を実施する。

## 13 ファッション産業の振興（経営支援課）

東京では、ファッションに関する様々なショーや展示会が異なる時期と場所で個別に開催されているため、いずれも世界や国内からの注目の度合いは高くなく、商談や来場者の増加による発展のきっかけが見通せない状況にある。

このため、都とファッション業界が連携し、街全体でファッションを盛り上げる雰囲気醸成し、幅広い層へ東京のファッションの魅力を発信することにより、新たなビジネスチャンスの創出やアジアのファッション拠点としての東京のプレゼンス確立を目指す。

## 14 地域特性に着目した産業振興（経営支援課）

業界団体や民間企業などが企画・実施するそれぞれのエリアの地域特性に着目した産業振興に資するイベントや広報・PRへの支援を行うことにより、今後見込まれる様々な中長期のビジネスチャンス拡大に向け、中小企業の優れた製品やサービス等を効果的にアピールする機会を創出し、東京の産業力を高め、活性化を図っていく。

## 15 ファッション産業の担い手発掘・育成事業（経営支援課）

ファッション・アパレル産業を持続的に発展させていくためには、ファッション界の未来を担う若きファッションデザイナーの潜在能力を引き出し、世界にも通用する人材として育て上げることが重要である。

このため、ファッションデザイナーを志す若き世代に挑戦・活躍する機会を与えるとともに、将来につなげるためビジネス展開に向けた支援も提供することで、若き才能が世界に羽ばたく後押しをする。

## 16 eスポーツに係る産業の振興（経営支援課）

eスポーツは、日本のみならず全世界で流行の兆しを見せ、競技人口・市場規模ともに飛躍的な増加が見込まれる。eスポーツに係るゲーム・コンテンツ開発や周辺機器の製造・販売など、

関連産業の裾野は広く、eスポーツへの関心を高めていくことは、様々なニーズを生み出し、中小企業の力を発揮する機会をつくることにつながる。

そこで、eスポーツの競技大会と関連産業展示会からなる「東京eスポーツフェスタ」を開催し、eスポーツの認知度の向上を図るとともに、関連産業における都内中小企業の優れた製品やサービス等を効果的に発信する機会を創出することにより、東京の産業力を高め、さらなる活性化を図っていく。

## 17 XR、メタバース等を活用した産業の振興（経営支援課）

デジタル空間活用の拡大に伴い、流通経路の多様化・複層化やメタバース・NFT等の技術革新によるマネタイズ機会の拡大等、コンテンツ市場には様々な変化が生じている。また、コンテンツはデジタル空間のブランド化に不可欠な要素となることから、重要性の高まりや消費機会の拡大が進んでいる。更に、リアル空間でのコンテンツ消費にはデジタル空間とは異なる付加価値が求められると共に、デジタルとの連動・融合等による新たなビジネス機会の拡大も見込まれる。

そこで、コンテンツを軸に、XRやイベント等の多様な事業者が、業務提携によるビジネスの拡大や販路の開拓等の商談を行う展示会を開催することで、更なる市場の拡大を後押しし、都内産業の発展に結び付けていく。

## 18 中小企業SDGs経営推進事業（経営支援課）

SDGsの活用は企業イメージの向上や取引条件の優位性など「経営戦略の強化」等が期待できるが、中小企業におけるSDGs認知度は高まっている一方で、SDGsへの対応・アクションを行っている中小企業は少ない状況にある。

そこで、都内中小企業に対して、SDGs経営を推進するための施策（普及啓発、ハンズオン支援、情報発信等）を展開し、企業の中長期的な成長を促進することで、企業価値や競争力の向上を図っていく。

## 19 ECサイトの活用による東京の特産品販売支援事業（経営支援課）

東京の特産品の販路拡大を後押しするため、民間ECサイト（インターネットショッピングモール）内に特産品販売の特設ページを開設し、東京の特産品を取り扱う都内中小企業等のECサイト活用を支援する。

## 20 ECサイトの活用による東京の伝統工芸品販売支援事業（経営支援課）

コロナ禍等で販売機会が減少した東京の伝統工芸品の販路拡大を後押しするため、ECサイトを活用し、伝統工芸品の販売及びプロモーションを支援することで、東京の伝統工芸品を広く発信し、認知度を向上させることで販路拡大につなげていく。

## 21 伝統工芸品の体験型ビジネス構築支援事業（経営支援課）

コロナ禍が収束し、今後多くの外国人の来日が見込まれる。外国人は、製作体験など伝統工芸品に触れる機会への期待が大きいですが、その機会や情報を得る機会が不足している。一方、多くの

伝統工芸品事業者は、イベント等で製作体験を実施した実績はあるが、製作体験をビジネスにつなげるノウハウやスキル、情報発信が不足している。そこで、製作体験を核とした誘客、事業化、顧客開拓までをパッケージ化した新たなビジネスモデル構築の支援を実施する。

## 22 食品利用高度化推進事業（経営支援課）

原料農産物内外格差の拡大、輸入拡大、流通コストの上昇など食品産業の競争条件は悪化しており、その体質改善を図ることが大きな課題となっている。

そこで、新製品の開発、技術の向上、販路拡大、人材育成を図り、食品産業の高度化を総合的に推進するとともに、都内食品産業と農林水産業との連携を図り、地域特産品のブランド化を推進する。

## 23 地域特産品開発支援事業（経営支援課）

東京 2020 大会等を契機として、東京の特産品への関心は急速に高まり、この機会を活かして東京都の特産品を国内外に向けて広く P R し、認知度を向上させることが急務となっている。

そこで、東京の高い技術や東京産の農林水産物等を活用し、質の高い東京ならではの食品の開発を支援するとともに、販路開拓・P R 策を強化し、特産品の国内外への提供・P R を図り、もって都内中小食品製造企業の活性化を目指す。

## 24 加工食品等海外販路開拓支援事業（経営支援課）

食品産業を取り巻く環境において、国内では生活様式の変化等から加工食品ニーズの高まりや人口減少に伴う内需の低下懸念が見られる。他方、海外では、人口や所得の増加等による食品市場の拡大や健康的な日本食への関心の高まり等新たなビジネスチャンスが期待される。

そこで、地域特産品「認証マーク」を取得している商品を中心に、加工食品等に特化した海外販路開拓のためのハンズオン支援を実施する。

## 25 先端技術を活用した社会課題解決促進事業（経営支援課）

A I / X R / メタバース等に代表されるデジタル技術に関する先端技術は、日々進歩している。A I の利活用は、業務の効率化や新たな商品・ビジネスモデルの開発につながり、生産性の向上が期待される。また、X R / メタバースは、現実世界と仮想世界を接続し、新たな価値を創出し、私たちの生活や社会を変える可能性を秘めている。

こうした先端技術を活用した製品やサービスは、都が抱える少子高齢化・インフラメンテナンス・医療/健康・スポーツ等の社会的な課題の解決にもつながることから、都内中小企業が持つ社会課題の解決に資するソリューションを表彰するとともに、事業連携先のマッチング支援等を行うことで、その普及を後押しし、都が抱える社会課題解決を加速化させていく。

## 26 ゼロエミッション実現に向けた経営推進支援事業（経営支援課）

世界的な環境問題の深刻化により、企業におけるゼロエミッションの推進は、企業経営の競争力を高める上で重要となっており、中小企業振興においても重要な政策課題となっている。

そこで、中小企業のゼロエミッションの実現に向けて、脱炭素化などの取組の普及啓発から経営戦略の策定、実行支援、助成金までを総合的に支援（PDCA支援）する。

## 27 ゼロエミッション推進に向けた事業転換支援事業（創業支援課、経営支援課）

都内中小企業等のゼロエミッションに資する新製品開発・技術開発及び販路開拓等を総合的に支援することにより、都内中小企業等の成長を図るとともに、脱炭素社会の実現に貢献する。

### (1) 製品開発支援事業

#### ア 製品開発助成

- ・助成限度額：（単独申請）1,500万円、（共同申請）3,000万円
- ・助成率：2/3
- ・助成期間：1年6か月以内

#### イ 普及啓発イベントの開催

#### ウ コーディネーターによるハンズオン支援

### (2) 販路拡大助成事業

販路拡大に係る経費の一部を助成

- ・助成限度額：150万円
- ・助成率：2/3
- ・助成期間：1年1か月以内

## 28 都市型産業施設を活用した事業可能性調査（調整課）

イノベーション創出に向けた中小企業支援機関の連携方法など、施設の運営方法の動向等を調査し、今後都内で求められるイノベーション創出に向けた施設の在り方について整理する。

## 29 中小企業の経営安定化に向けたエネルギー自給促進事業（経営支援課）

原油価格等の高騰やエネルギー供給の不安定化に伴い、都内中小企業の経営に懸念が生じている。そこで都内中小企業が、自ら使用する電気を安定的に供給することができるよう、創電・蓄電の取組について、専門家の派遣及び助成金による支援を行う。

## 30 オフィスビル等のエネルギー効率化による経営安定事業（経営支援課）

原油価格等の高騰やエネルギー供給の不安定化に伴い、都内中小企業の経営に懸念が生じている。そこでオフィスビルが集積する東京において、オフィスビル等の所有者がビル等の省エネ化、創エネ化に取り組み、エネルギー消費量を削減することで都内中小企業の経営基盤を安定化することができるよう、専門家の派遣及び助成金による支援を行う。

## 31 日系製造業等に対する投資促進事業（調整課）

海外でのビジネスには様々なリスクがある中で、海外に拠点等を持つ中小企業が都内への投資により安定した事業活動が行えるよう、投資の計画策定から実行までの支援を行う。

### 32 デジタル技術を活用した産業マーケティング事業（調整課）

都内中小企業を取り巻く経営環境は急激に変化し、直面する課題は多岐にわたるなど、厳しい状況が続いている。都においては、様々な中小企業支援策を展開しているところだが、よりの確な施策を届けるためには、都内中小企業の現状やニーズとともに、都の支援策の浸透度等を把握することで、施策の改善等を図っていく必要がある。

そこで、これらの事項を毎年度継続して調査・分析することで、中小企業支援策の検討や施策のブラッシュアップ等に活用していく。

### 33 新たな事業環境に即応した経営展開サポート事業（経営支援課）

中小企業を取り巻く経営環境は、エネルギー、原材料価格や人件費の高騰が長期化するなど、厳しい状況にある一方、コロナ後の需要回復、消費者ニーズの変化や米国関税措置への対応なども喫緊の課題となっている。

こうした中、中小企業・小規模企業の創意工夫を活かして、既存事業を深化・発展させる計画を作成した場合に、経費の一部を助成し、アドバイザーによる運用改善などのアドバイスを実施する。

## 第7 試験研究機関

先端技術による革新的な技術開発によって新たな製品等を開発し、ユーザーの信頼を勝ち取ることは中小企業にとって重要な課題である。

そこで、東京都は、試験研究機関を設置して、中小企業の抱える技術的課題の解決を積極的に支援している。

### 試験研究機関名及び所在地

＜地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター＞ 分野：産業技術（食品工業技術を含む）

- ・ 本部 江東区青海 2-4-10
- ・ 多摩テクノプラザ 昭島市東町 3-6-1
- ・ 城東支所 葛飾区青戸 7-2-5 ※休館中
- ・ 墨田支所 墨田区横網 1-6-1 KFCビル 12階
- ・ 城南支所 大田区南蒲田 1-20-20
- ・ 食品技術センター 千代田区神田佐久間町 1-9  
東京都産業労働局秋葉原庁舎 6～8階
- ・ DX推進センター 江東区青海 2-5-10 テレコムセンタービル東棟
- ・ バンコク支所(タイ王国)  
399 Interchange building, 20th Fl, Sukhumvit Road,  
Khlong Toey Nua, Wattana, Bangkok 10110 Thailand

＜皮革技術センター＞ 分野：皮革技術

- ・ 皮革技術センター 墨田区東墨田 3-3-14
- ・ 台東支所 台東区花川戸 1-14-16

### 1 地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター

東京都立産業技術研究センターの業務運営に必要な経費を交付し、試験研究施設・設備の整備や必要な人材の確保・育成など、運営体制の維持・強化を図ることにより、都内中小企業に対する技術支援や研究開発を効率的かつ効果的に実施し、もって東京の産業の発展と都民生活の向上に寄与する。

#### (1) 総合的支援

中小企業の「稼ぐ力」を高めていくため、新製品開発などに意欲のある中小企業のニーズを的確に捉えて、東京都立産業技術研究センターが保有する幅広い技術分野の研究開発を実施する。また、研究成果を技術相談などの各種支援施策を通して社会に還元していく。

(主な事業)

- ・ 技術相談
- ・ 依頼試験

- ・ 機器利用
- ・ オーダーメイド型技術支援
- ・ 基盤研究
- ・ 共同研究
- ・ 外部資金導入研究・調査
- ・ 知的財産の取得と活用

## (2) プロジェクト型支援

情報技術を活用した新産業の創出や社会的課題解決に向けて、最先端の技術を用いた製品や、これらに組み込まれる付加価値の高い部品の開発を支援する。

(主な事業)

- ・ 航空機産業への参入支援事業
- ・ 活発な活動を支える障害者用具等研究開発推進事業
- ・ 介護現場のニーズに対応した研究開発推進事業
- ・ バイオ基盤技術を活用したヘルスケア産業支援事業
- ・ ものづくりベンチャー育成事業
- ・ クラウドと連携した5G・IoT・ロボット製品開発等支援事業
- ・ ゼロエミッションに資するモビリティ産業支援事業
- ・ フードテックによる製品開発支援事業
- ・ サーキュラーエコノミーへの転換支援事業
- ・ 海外展開競争力強化支援事業
- ・ 水素エネルギーの活用に関する研究開発推進事業

## (3) 新事業展開支援

企業や大学など多様な主体と連携することにより、オープンイノベーション等を促進することで、新製品開発などを支援する。また、東京都立産業技術研究センターの保有する資源やネットワークを活用して、起業を目指す方などの製品化・事業化を後押しする。

海外市場への展開を目指す中小企業に対して、首都圏の広域連携や現地支所と本部の連携を活用して、きめ細かい支援を実施する。

(主な事業)

- ・ 業種別交流会、技術研究会
- ・ 公設試験研究機関連携
- ・ 製品開発支援ラボ
- ・ 海外展開技術支援（広域首都圏輸出製品技術支援センター（MTEP））
- ・ 海外支援拠点（バンコク支所）

## (4) 地域や支所の特色を活かした支援

多摩や城南などの地域の産業特性を踏まえ、技術支援を実施する。また、公益財団法人東京都中小企業振興公社や大学などとの連携を通じて、中小企業の製品開発や技術的課題の解決を支援する。

食品技術センターでは、食品分野への技術支援を引き続き行うとともに、東京都の食の安全・安心の確保や地産地消関連部署との連携も図っていく。

#### (5) 産業人材の育成

新技術や産業動向に係わる実践的な研修・セミナーを行い、中小企業の技術力向上や中核人材の育成を支援する。

また、大学や高専などから研修学生を受け入れることにより、次世代を担う人材の育成も推進していく。

(主な事業)

- ・ 技術セミナー、講習会
- ・ 研修学生の受入れ

#### (6) 情報発信の推進

研究発表会や展示会、オンラインによるイベント開催など様々な機会や各種広報媒体を活用して、東京都立産業技術研究センターの研究開発成果や保有する技術情報等を発信し、その普及・利活用を促進する。

## 2 東京都地方独立行政法人評価委員会の運営（創業支援課）

地方独立行政法人法で定める附属機関である評価委員会を運営し、地方独立行政法人法に基づき知事が行う東京都立産業技術研究センターの各事業年度及び中期目標期間に係る業務の実績に関する評価、同センターの業務運営に関する中期目標の策定や中期計画の認可等について意見の聴取などを行う。

## 3 東京都立皮革技術センター

### (1) 依頼試験

品質管理や性能評価などの要望に応じて、皮革原材料、革製品、靴についての各種試験を行う。また、この試験を通じて、企業の技術開発力の強化、品質向上等に結びつける技術支援も合わせて実施する。

### (2) 受託事業

皮革工業技術の高度化、需要の多様化に対応するため、探求的要素を含む分析を必要とするなど依頼試験にはなじまない試験、開発について、受託事業として実施する。

(受託事業実績例)

- ・ 皮革から溶出する六価クロムの定量
- ・ ソフトネステスト
- ・ ブリ皮の鞣製
- ・ 海外製革の性状調査
- ・ ISO規格に基づく透湿度の測定
- ・ 靴底の耐滑性試験
- ・ トウシューズ及び芯材の性能評価試験

(3) 技術支援

皮革産業が抱える技術的課題に対し、随時技術相談に応じるとともに、講習会、講演会、セミナー、情報誌、ホームページなどにより情報提供を行う。実験棟内にある皮革製造用機械を試験・製品開発用として有料で開放している。

(事業実績例)

- ・ホームページによる情報提供
- ・皮革産業技術者研修
- ・情報誌「かわとはきもの」の発行
- ・皮革関連セミナー

(4) 研究

業界の要望や行政需要にマッチしたテーマを取り上げ、皮革技術の応用研究に重点をおいて多様な研究に取り組んでいる。その結果を各種講習会、実地技術支援などで活用し、皮革関連産業の技術振興を図っている。

(研究事例)

- ・ISO規格に基づく試験方法の検討ー吸湿度ー
- ・靴用材料の性状調査～甲材料と裏材料～
- ・加水分解ケラチンによる豚ウェットブルーの改質
- ・ウォッシュャブル革の性状調査

## 第8 金融支援

中小企業が経営の安定化や積極的な事業展開を図るためには、新たな取組に必要となる事業資金を円滑に調達することが重要である。しかし、中小企業は大企業と比べて信用力が弱く、金融機関からの融資を受けにくい状況にあり、資金調達の選択肢も限られている。

そこで都は、中小企業の資金調達の円滑化を図るため、信用保証制度に基づく中小企業制度融資を実施するとともに、資金調達手法の多様化に向けて、地域金融機関と連携した都独自の融資制度（東京プラスサポート）や、動産・債権などの事業用資産を担保に活用した融資制度（ABL制度）などを実施している。また、創業や事業承継など個別の経営課題への対応として、融資と経営サポートを組み合わせた支援やファンド、クラウドファンディングを活用した支援などにも取り組んでいる。

さらに、貸金業者の適切な業務運営を確保し、資金需要者等の利益保護を図るため、貸金業の指導監督を行っている。

### 1 中小企業制度融資（金融課）

中小企業制度融資は、信用力が弱く、金融機関からの融資を受けにくい中小企業の資金調達の円滑化を図るため、都、東京信用保証協会及び金融機関の3者が協調して行う融資である。都は融資の原資となる資金を金融機関へ預託し、金融機関が都の定める融資条件の範囲内で、東京信用保証協会の保証を付して融資を行っている。

令和7年度は、「政策課題対応資金（HTT・女性活躍・DX・育業等）」の融資対象に、①賃上げに取り組む中小企業者等を追加するとともに、②「えるぼし認定」を取得した事業者や、女性活躍推進法で情報公開義務のない事業者が自発的に国の女性活躍推進企業データベースへ登録した場合も対象に追加した。

また、③外部環境の変化に伴い事業活動に影響を受けている中小企業の資金ニーズの増加に対応するため、「経営一般」において、物価高騰などで営業利益率が減少した事業者を融資対象へ追加し、融資限度額の引上げを行ったほか、④様々な経営課題を抱える中小企業が業態転換や事業多角化等に積極的に取り組むことをサポートするため「事業再構築・業態転換」の融資対象を拡充し、「金融・経営一体型支援事業」（後掲）の利用者を追加した。

### 2 中小企業金融の信用補完等（金融課）

中小企業の資金需要に対し東京信用保証協会の積極的な保証を促進するため、東京信用保証協会が保証債務の履行により取得した求償権の一部について、原則として償却の際に補助を行うほか、中小企業の資金調達に係る費用負担軽減のため、信用保証料の一部を都が負担する。

<令和6年度実績>

- |                        |             |
|------------------------|-------------|
| ・東京信用保証協会保証債務履行に伴う損失補助 | 39億6,819万円  |
| ・信用保証料補助               | 103億9,805万円 |

<東京信用保証協会>

- ・根拠法令 信用保証協会法（昭和28年法律第196号）

- ・業 務 中小企業者等に対する資金融資が円滑に行われるよう、中小企業又はこれらの組織する組合が、銀行その他の金融機関から資金の貸付等を受ける際に、その貸付金等の債務を保証する。

・令和6年度末基本財産	3,699億5,554万円	(都出えん金	129億1,954万円)
・令和6年度保証承諾額	7万4,291件	1兆1,064億1,384万円	
・令和6年度代位弁済額	7,027件	863億827万円	

### 3 金融・経営一体型支援事業(金融課)

東京都信用金庫協会等と連携を図りながら、金融機関と経営支援機関を一体的につなぐ体制を整備するとともに、コーディネーターの派遣を通じ、資金繰りや経営改善など様々な経営課題を抱える中小企業を支援する。

### 4 金融機関と連携した海外展開支援(金融課)

(独)日本貿易振興機構(JETRO)、信金中央金庫、(独)中小企業基盤整備機構、(公財)東京都中小企業振興公社と金融機関とが連携し、融資実行と併せ、状況に応じた継続的なハンズオン支援を実施し、中小企業の海外展開を後押しする。

### 5 東京都と地域の金融機関とが連携して実施する融資制度(東京プラスサポート)(金融課)

高い技術力や優れたビジネスプラン等を有しているにもかかわらず、当面の事業継続に必要な運転資金等の確保に困窮する中小企業に対し、都と地域の金融機関とが連携して金融支援を適切かつ円滑に実施し、中小企業の資金繰りの改善を図る。

金融機関に対して都が貸付原資の一部を預託して、低利な資金を供給するとともに、個別の中小企業の債務不履行に伴う保証機関又は金融機関が被る損失に対し、補助を実施する。

### 6 東京都動産・債権担保融資(ABL)制度(金融課)

中小企業の資金調達が多様化を図るため、不動産に頼らずに、中小企業が保有する機械・設備(車両、建設機械、工作機械等)や売掛債権、在庫など様々な資産を担保として有効活用し、事業資金を融資する。

担保物件の種類ごとに優れたノウハウを持つ専門機関が動産や債権の評価・管理等を行い、金融機関の融資をサポートする。

都は、中小企業の負担軽減のため、担保物件の評価費用や保証料等の必要経費を補助するとともに、個別の債務不履行等に対して、損失補助を実施する。

### 7 女性・若者・シニア創業サポート事業(金融課)

都内での女性・若者・シニアによる地域に根ざした創業を支援するため、信用金庫・信用組合を通じた低金利・無担保の融資と地域創業アドバイザーによる経営サポートを組み合わせ提供

する。  
都は東京都信用金庫協会・東京都信用組合協会を通じて、融資原資を信用金庫・信用組合に預託して低利な資金を供給するとともに、アドバイザーによる経営サポート費用を補助している。

(融資実行は令和6年3月まで)

## 8 女性・若者・シニア創業サポート 2.0 (金融課)

都内での女性・若者・シニアによる地域に根ざした創業を支援するため、信用金庫・信用組合を通じた低金利・無担保の融資と地域創業アドバイザーによる経営サポートを組み合わせ提供している。

都は東京都信用金庫協会・東京都信用組合協会を通じて、融資原資を信用金庫・信用組合に預託して低利な資金を供給するとともに、アドバイザーによる経営サポート費用を補助している。

## 9 外国人起業家の資金調達支援 (金融課)

外国人が東京で起業しやすい環境の整備を図るため、金融機関を通じた融資と、外国人起業家に対する事業計画の日本語化サポート、融資実行後の経営サポート等を組み合わせ提供し、資金調達を支援する。(融資実行は令和6年3月まで)

## 10 地域金融機関による事業承継促進事業 (金融課)

地域経済において大きな役割を果たす中小企業が保有する技術や人材を次世代に引き継ぐため、都と地域金融機関が連携し、事業承継に係る啓発から計画の策定などの取組を支援する。

## 11 中小企業経営承継円滑化法による金融支援 (金融課)

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第13条及び第14条による金融支援の前提となる同法第12条に基づく認定等を行う。

## 12 中小企業向けファンドへの出資 (金融課)

中小企業やベンチャー企業は、事業拡大に必要となる資金の調達が困難であるとともに、技術のさらなる展開や販路拡大等に必要なネットワークの構築が難しい現状がある。そこで都は、ファンドへの出資を通じて、中小企業やベンチャー企業に対して資金供給と経営支援を行っている。

### (1) ベンチャー企業成長支援ファンド

平成25年1月、民間事業者等とともに本ファンドへの出資を行い、有望な技術力を持つものづくりベンチャー企業を対象に、資金・経営の両面からの支援を行っている。

### (2) 中小企業連携促進ファンド

平成28年11月、民間事業者等とともに本ファンドへの出資を行い、知名度の低さなどによりネットワーク構築に取り組むことが困難な中小企業を対象に、大学・大企業・地方の企業等との連携を促進し、資金・経営の両面からの支援を行っている。

### (3) ベンチャーファンド

平成29年12月、民間事業者等とともに本ファンドへの出資を行い、IoTやAIなど先端技術を活用したイノベーションの創出やグローバルな活躍を目指すベンチャー企業を後押ししていくとともに、ベンチャーに対する民間投資の活性化につなげていくための支援を行っている。

(4) 事業承継支援ファンド

平成 31 年 1 月、民間事業者等とともに本ファンドへの出資を行い、成長可能性を有する中小企業の事業承継を円滑に進めるとともに、事業承継を契機とした次なるステージへの成長を促進するための支援を行っている。

(5) 事業承継M&Aファンド・オブ・ファンズ

令和 2 年 12 月、事業承継を手掛ける複数のファンドに出資を行う本ファンド・オブ・ファンズへの出資を行い、より多様な中小企業の事業承継と更なる成長支援を積極的に後押ししている。

(6) DXスタートアップ成長支援ファンド

令和 3 年 12 月、民間事業者とともにDXスタートアップの支援に実績のある本ファンドへの出資を行い、将来のネクストユニコーンとなり得るスタートアップを創業から支援し、DX活用が進んでいない分野でのイノベーションの流れを後押ししている。

(7) 脱炭素化ベンチャー支援ファンド・オブ・ファンズ

令和 4 年 12 月、脱炭素化への貢献が期待できるベンチャー企業を支援する複数のファンドに出資を行う本ファンド・オブ・ファンズへの出資を行い、脱炭素社会の実現に向けた動きを後押ししている。

(8) 脱炭素化に向けたスコープ 3 対応・中小企業支援ファンド・オブ・ファンズ

令和 6 年 3 月、企業のサプライチェーン全体でスコープ 3 への対応に取り組む中小企業を支援するファンド・オブ・ファンズへの出資を行い、より多様な中小企業の脱炭素化の取組と更なる成長を積極的に後押ししている。

(9) 開発途上国の社会課題解決に資するスタートアップ支援ファンド

令和 6 年 3 月、本ファンドへ出資を行い、独自の技術・アイデアにより開発途上国などの海外で社会課題解決に貢献することが期待されるスタートアップを支援している。

(10) 女性活躍推進スタートアップ支援ファンド

令和 7 年 3 月、本ファンドを設立し、女性起業家や女性活躍推進に資するサービス・商品を有するスタートアップを後押ししている。

(11) TOKYO白馬の騎士ファンド

令和 7 年 3 月、本ファンドを設立し、経営者が安心して会社を引き継げる後継者の確保を通じて中小企業の円滑な事業承継を後押ししている。

### 13 ファンドを活用した多摩・島しょ地域における中小企業支援（金融課）

ファンドへの出資を通じ、多摩・島しょ地域において事業展開を行う魅力的なベンチャー企業や地域を支える中小企業を支援し、地域経済の持続的な発展と、地域特有の社会問題の解決を後押しする。

### 14 ファンドを活用した人手不足問題の解決に取り組む中小企業支援（金融課）

ファンドへの出資を通じ、人手不足問題の解決に資する技術やサービス等を有するベンチャー企業を支援し、当該ベンチャー企業の技術等が広く普及していくことで、中小企業の人手不足問

題の解決を後押しする。

#### 15 クラウドファンディング（購入寄付型・株式型）を活用した資金調達支援事業（金融課）

ベンチャー企業や中小企業者等による、新しいビジネスへの挑戦を促進するため、クラウドファンディング（購入寄付型・株式型）による資金調達を支援する。また、本事業を通じクラウドファンディングの普及も推進する。

#### 16 債権譲渡による資金調達支援（金融課）

法令等による業規制がないファクタリングについて、自主規制等の取組みを進める業界団体等と連携し、中小企業者が安心して資金調達できる環境の整備を後押しする。

#### 17 私募債を活用した事業承継支援（金融課）

中小企業の円滑な事業承継を促進するため、金融機関と連携し、私募債を活用して、事業承継課題の解決と事業承継時の資金調達を支援する。

#### 18 私募債を活用した女性活躍支援（金融課）

中小企業の女性活躍支援の取組を促進するため、金融機関と連携し、私募債による資金調達と対外的PRを支援し、社会全体における女性活躍の機運醸成を推進する。

#### 19 地域金融機関による脱炭素化支援事業（金融課）

中小企業の脱炭素化を促進するため、地域金融機関が行う、脱炭素化に係る啓発から、排出量の現状診断や計画策定等の支援を後押しする。

#### 20 災害復旧資金融資等利子補給（金融課）

平成 25 年 10 月に発生した大島台風、令和元年 9 月に発生した台風 15 号、同年 10 月に発生した台風 19 号及び 21 号の被害に係る災害復旧資金融資について、被災者の負担を軽減するため利子補給を行う。

#### 21 高度化資金貸付（金融課）

独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成 14 年法律第 147 号)に基づき、中小企業者が事業の共同化、協業化、工場・店舗等の集団化等、中小企業構造の高度化に寄与する事業を実施する場合に必要な資金の一部を、事業協同組合等中小企業者が組織する団体に貸し付ける。

#### 22 包括連携協定に基づく金融機関との連携推進等（金融課）

都は株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ等と締結している「東京における産業振興に関する包括連携協定」に基づく金融機関との連携の推進等を図っている。

また、都は株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループの株主であることから、同社の経営

状況の把握等を行っている。

## 23 都内中小企業に対する施策活用促進事業（金融課）

地域に密着した地域金融機関の力を最大限に活用し、都内中小企業に対して都の産業振興施策の更なる浸透を図るため、オンラインコミュニティ等による産業振興施策のPRや産業振興施策コーナーの設置等を行っている。

## 24 貸金業の指導監督（貸金業対策課）

貸金業法等の関係法令に基づき、新規・更新等の登録や立入検査等による貸金業者の指導監督を実施するとともに、苦情・相談等に適切に対応することにより、貸金業者の業務の適正化と資金需要者等の利益の保護を図る。

### (1) 根拠法令

「貸金業法」（昭和58年法律第32号）、同法施行令（昭和58年政令第181号）、同法施行規則（昭和58年大蔵省令第40号）、「利息制限法」（昭和29年法律第100号）、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」（昭和29年法律第195号）

### (2) 事業内容

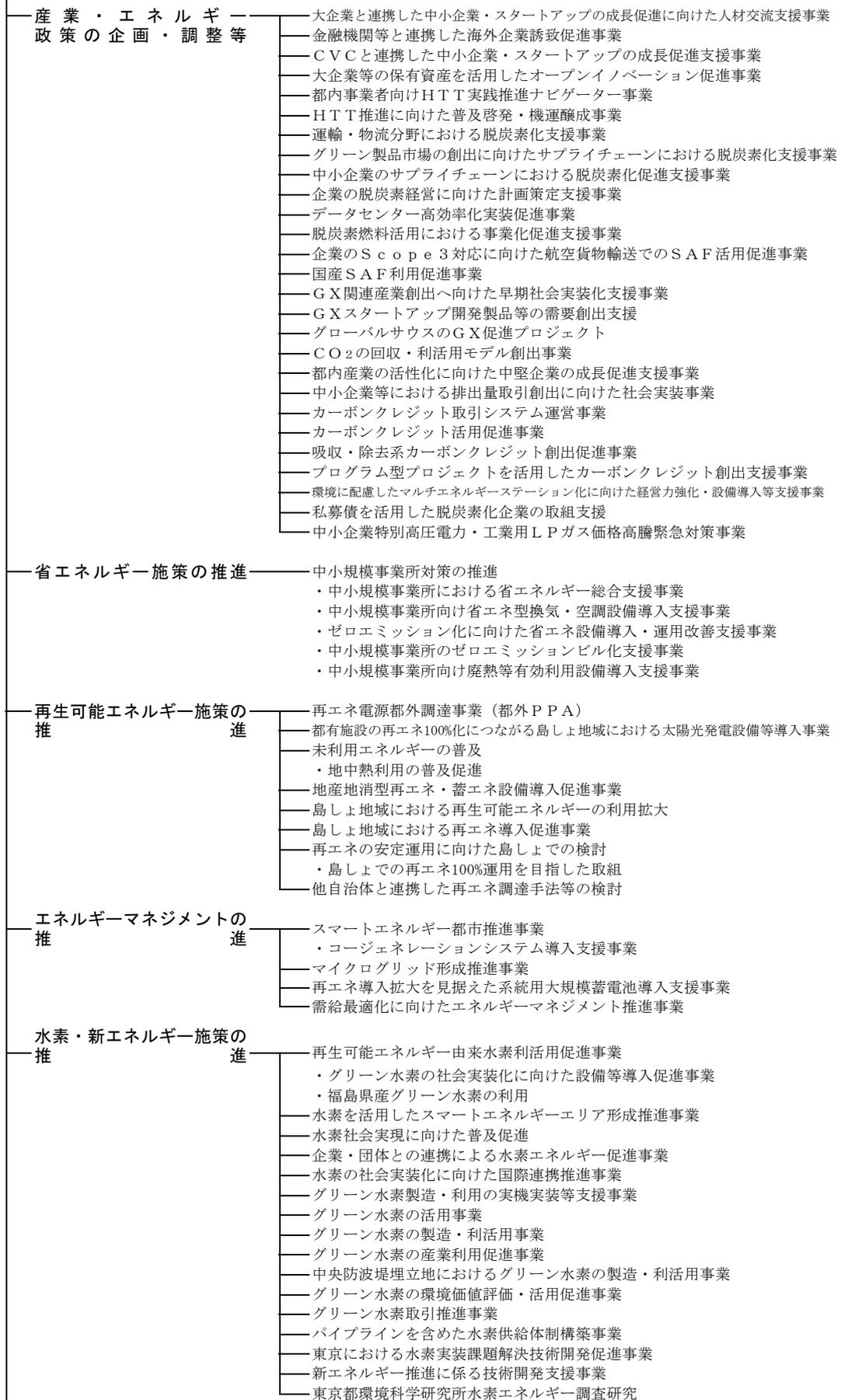
- ア 貸金業者の登録事務（新規・更新の登録、休業・廃業等の届出受理、証明・照会・閲覧等に係る事務）
- イ 貸金業に係る苦情・相談への対応
- ウ 登録業者の指導・立入検査及び行政処分、事業報告書・業務報告書の徴求及び集計
- エ 貸金業に係る会議、関係機関との連絡調整
- オ 貸金業の総合的監督対策（登録業者の資質向上のための取組等）
- カ 資金需要者等に対する啓発宣伝事業等

## IV 産業・エネルギー対策



○ 施策の体系（令和7年8月1日現在）

産業・エネルギー対策



## └ Z E V の 普 及 促 進

- Z E V 等 普 及 促 進 事 業
  - ・ Z E V 普 及 促 進 事 業
  - ・ 燃 料 電 池 バ ス ・ タ ク シ ー 導 入 促 進 事 業
  - ・ E V バ ス ・ E V ト ラ ッ ク 導 入 促 進 事 業
  - ・ Z E V 活 用 に よ る 島 しょ 地 域 防 災 力 向 上 事 業
  - ・ シ ェ ア リ ン グ ・ レ ン タ ル 用 車 両 Z E V 化 促 進 事 業
  - ・ e - モ ビ リ ティ 等 利 活 用 促 進 事 業
  - ・ 燃 料 電 池 等 ト ラ ッ ク 実 装 支 援 事 業
  - ・ 燃 料 電 池 フ ォ ー ク リ フ ト 実 装 支 援 事 業
  - ・ Z E V ご み 取 集 車 実 装 支 援 事 業
  - ・ 空 港 等 に お け る F C モ ビ リ ティ 早 期 実 装 化 支 援 事 業
- 充 電 設 備 普 及 促 進 事 業
- 電 動 バ イ ク 充 電 環 境 促 進 事 業
- 水 素 ス テ ー シ ョ ン 設 備 等 導 入 促 進 事 業
- 水 素 ス テ ー シ ョ ン と カ ー シ ェ ア 等 の パ ッ ケ ー ジ 支 援 事 業
- 水 素 モ ビ リ ティ ・ ス テ ー シ ョ ン 普 及 加 速 化 総 合 支 援 事 業
- ガ ソ リ ン ス タ ン ド 等 に お け る 水 素 ス テ ー シ ョ ン 導 入 支 援 事 業
  - ・ 中 小 企 業 等 へ の 水 素 ス テ ー シ ョ ン 導 入 に 向 け た 支 援 事 業
- G X 実 現 に 向 け た キ ャ ン ペ ー ン の 展 開

# 第1 産業・エネルギー政策の企画・調整等

エネルギー安定供給をめぐる情勢の変化に対応することが必要である一方、深刻化する気候変動への対策も引き続き喫緊の課題であり、都は、エネルギーの安全保障の確立と脱炭素化を目指し、電力を「④へらす、①つくる、①ためる」H T Tの取組等を実施している。

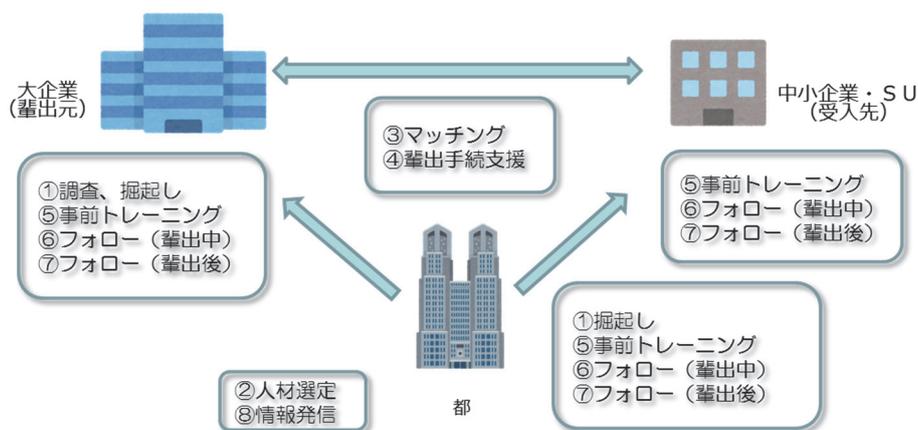
こうしたエネルギー対策の実効性を高めるためには、都内経済を支える中小事業者のG Xの推進が欠かせない。そのためには、環境政策の視点に加え、脱炭素の最新動向を踏まえた企業経営への支援や革新的なイノベーションの創出・活用など、産業政策の視点を併せ持った施策を、大企業を含む多様な主体と連携しながら展開していくことが必要である。

また、大企業の知見・リソース等の活用により、企業間人材交流の促進や投資活動の活性化を図り、中小企業・スタートアップの成長を促すとともに、中堅企業の新事業展開なども支援することで、エネルギー・G X分野のみならず、多様な領域における社会課題の解決につなげていく。

## 1 大企業と連携した中小企業・スタートアップの成長促進に向けた人材交流支援事業（計画課）

円滑な企業間人材交流を促進するため、人材の輩出元となる大企業と、受入先となる中小企業・スタートアップをマッチングし、人材交流に向けた総合的な支援体制を構築する。

※在籍型出向及び副業を支援対象とする。



## 2 金融機関等と連携した海外企業誘致促進事業（計画課）

都内企業との取引拡大など都内産業の振興につなげるため、金融機関等と協定を締結し、海外企業誘致を促進するとともに、海外企業の都への進出費用等への補助を行う。

図表 1-1 金融機関等と連携した海外企業誘致促進事業の補助内容等

区分	補助額・成功報酬額
海外企業への補助金	都内進出に係る経費の3分の2以内（最長令和9年度末までの合計額 上限1億円/社）
金融機関等への成功報酬	支援対象企業の補助対象経費の3%（1件あたり上限2千万円）

### 3 CVCと連携した中小企業・スタートアップの成長促進支援事業（計画課）

CVC\*と中小企業・スタートアップ（SU）とのマッチングや投資に結びつけるための取組を支援することで、中小企業・SUの成長を促し、都内産業を活性化していく。

#### (1) CVCと中小企業・スタートアップとのマッチング支援

CVCの活動促進のため、投資領域の明確化と投資分野の選定を支援する。あわせて、投資先となり得る中小・SUの発掘、CVCへの紹介・マッチングを支援する。

#### (2) CVCによる中小企業・スタートアップへの投資環境整備

上記(1)で選定したCVCに対して、投資資金以外の投資活動に必要な概念実証（POC）経費\*を補助し、中小・SUへの投資に結びつけるための取組を支援する。

#### ※CVC（コーポレート・ベンチャー・キャピタル）

自社事業との相乗効果を得ることを主な目的に、SU等への出資や支援を行う大企業が設立する法人等

#### ※概念実証（POC）経費

CVCが投資判断前に仮説検証を行うため、SU等が開発したい製品やサービスについて簡易版の作成等を行うための経費

### 4 大企業等の保有資産を活用したオープンイノベーション促進事業（計画課）

大企業等の保有する設備について、利用を希望するスタートアップ（SU）等とのマッチングを支援することで、オープンイノベーションを促進し、中小企業・SUの成長を支援していく。

#### (1) 大企業等の保有する設備等の活用可能性調査

都内大企業等が保有する研究開発設備の状況や技術の商業化ニーズ等の実態把握のための調査を実施する。

#### (2) 中小企業・スタートアップとのマッチング支援

中小・SUとの協業を見据え、設備提供の意向がある大企業等を公募し、利用を希望するSU等とのマッチングを支援する。

### 5 都内事業者向けHTT実践推進ナビゲーター事業（計画課）

脱炭素化・省エネルギー等の取組に興味のある潜在的関心層を掘り起こし、個々の事業者に適したHTTの取組を促すため、HTT実践推進ナビゲーターによる都の支援策の周知やセミナーを実施する。

#### (1) HTT実践推進ナビゲーター

都内事業者への電話やダイレクトメールによる周知を行うことで、脱炭素化・省エネルギー等の取組に興味のある潜在的関心層に対して、アウトリーチ型の掘り起こしを行う。あわせて、当該事業者への訪問を実施し、個々の状況に適した都の支援策の活用につなげていく。

#### (2) HTT実践推進セミナー

HTT実践推進ナビゲーターによる事業者へのアウトリーチ型の掘り起こしと組み合わせ、より効果的にHTTの取組を周知するため、脱炭素化やGX等をテーマとした事業者向けセミナーを実施する。

## 6 H T T 推進に向けた普及啓発・機運醸成事業（計画課）

脱炭素社会の実現に向け、H T T 推進に向けた P R や情報発信等を行うことで、事業者等への普及啓発を行う。

### (1) H T T 推進に向けた事業者の先進的な取組の創出・情報発信

節電・省エネ等に積極的に取り組む事業者を「H T T 取組推進宣言企業」として登録し、ウェブサイト等で登録事業者の取組を発信する。

### (2) 企業等と連携したH T T 推進に向けた取組の P R

H T T 取組推進宣言企業等と連携し、各企業の特徴を活かした多くの人に訴求できるイベントや P R キャンペーン等の実施に加え、都が主催するイベントへのブース出展等を通じて、H T T 推進に向けた取組の P R を行う。

## 7 運輸・物流分野における脱炭素化支援事業（計画課）

運輸・物流分野における脱炭素化の促進を図るため、荷主である中小企業者等がグリーン経営認証等を取得した運輸事業者を利用する場合の運送費を支援するとともに、運輸事業者がグリーン経営認証等を取得するために必要な経費を支援する。

図表 1-2 運輸・物流分野における脱炭素化支援事業の補助対象等

補助内容	
1 荷主に対する支援 次のいずれかの認証等を取得している貨物自動車運送事業者を利用 グリーン経営認証制度、I S O 14001 の認証、東京都貨物輸送評価制度の「三つ星」評価	
2 運輸事業者に対する支援 新たに次のいずれかの認証を取得する運輸事業者 グリーン経営認証制度、I S O 14001 の認証	
補助対象者	補助率
1 荷主である中小企業者等	1 運送にかかる経費の 2 分の 1（上限 100 万円）
2 認証等を取得する運輸事業者	2 認証の審査及び認証登録経費の 2 分の 1（上限 50 万円）

## 8 グリーン製品市場の創出に向けたサプライチェーンにおける脱炭素化支援事業（計画課）

都内産業の脱炭素化の取組促進のため、カーボンフットプリント算定を活用し、従来品よりも G H G 排出量が少ないグリーン製品の開発・生産、P R を実施するサプライチェーン等に対し、ハンズオン支援や開発・生産、P R 等に要する経費を支援する。

図表 1-3 グリーン製品市場の創出に向けたサプライチェーンにおける脱炭素化支援事業の補助内容

補助対象	補助上限額	補助率
中小企業等	5,000 万円	2 / 3
中堅企業	5,000 万円	1 / 2

## 9 中小企業のサプライチェーンにおける脱炭素化促進支援事業（計画課）

グループで一体的に脱炭素化に取り組む中小企業に対し、削減計画の策定等のハンズオン支援やCO<sub>2</sub>排出量の可視化システム・設備の導入等の助成支援を実施する。

図表 1-4 中小企業のサプライチェーンにおける脱炭素化促進支援事業の補助内容

補助上限額	補助率
3,000万円	2 / 3

## 10 企業の脱炭素経営に向けた計画策定支援事業（計画課）

企業の脱炭素化の促進に向けCO<sub>2</sub>排出量の見える化を支援するとともに、CO<sub>2</sub>削減目標の認定であるSBTの取得に向けた経費支援を実施する。

図表 1-5 企業の脱炭素経営に向けた計画策定支援事業の補助内容

補助対象	補助上限額	補助率
中小企業	80万円	2 / 3
大企業	600万円	1 / 2

## 11 データセンター高効率化実装促進事業（計画課）

生成AI等の普及に伴う電力需要の増加を見据え、データセンターの省エネ・高効率化に資する先駆的な取組についてモデルを構築するとともに、省エネ等に向けたノウハウの共有などを図るための調査を実施し、省エネ・高効率化技術の実装を促進する。

図表 1-6 データセンター高効率化実装促進事業（モデル構築）の支援内容

区分	上限額
大規模	1事業につき 250,000千円
中小規模	1事業につき 50,000千円

※大規模：大規模な設備の導入・改修等を想定

※中小規模：中小規模の設備導入や運用改善、ソフトウェア開発によるエネルギーマネジメント等を想定

## 12 脱炭素燃料活用における事業化促進支援事業（計画課）

バイオ燃料の活用を促進するため、新たな分野で商用化・実装化に取り組む事業者やバイオ燃料の活用・普及拡大に取り組む事業者に対し、それに係る経費を支援する。また、バイオ燃料と同様に環境負荷の少ない合成燃料の普及拡大を図るため、合成燃料の普及拡大に取り組む事業者に対し、それに係る経費を支援する。

図表 1-7 脱炭素燃料活用における事業化促進支援事業の補助内容（バイオ燃料）

募集分野	補助上限額	補助率
新たな分野におけるバイオ燃料活用	8,000万円	4 / 5
国際的なスポーツイベントでのバイオ燃料活用	1億2,000万円	4 / 5

図表 1-8 脱炭素燃料活用における事業化促進支援事業の支援内容（合成燃料）

支援上限額	対象期間
< 1 件あたり > 令和 7 年度：2,200 万円 令和 8 年度：2,200 万円	令和 8 年度末まで

### 13 企業の Scope 3 対応に向けた航空貨物輸送での SAF 活用促進事業（計画課）

SAF を使用した航空貨物輸送を利用する事業者に対し、SAF 使用に伴う輸送料の上乗せ分を貨物代理店を通じて支援する。

図表 1-9 企業の Scope 3 対応に向けた航空貨物輸送での SAF 活用促進事業の補助内容

荷主	補助上限額	補助率
大企業	400 万円	1 / 2
中小企業	240 万円	10 / 10

### 14 国産 SAF 利用促進事業（計画課）

航空燃料の脱炭素化のみならず、東京の国際競争力強化、SAF の安定的な供給や市場の発展に寄与するため、羽田空港において航空会社へ国産 SAF を供給する都内事業者に対し、国産 SAF と海外産 SAF との供給価格の差を助成する。

図表 1-10 国産 SAF 利用促進事業の支援内容

助成単価（上限）	対象期間
100 円/L	令和 7 年度末まで

### 15 GX 関連産業創出へ向けた早期社会実装化支援事業（計画課）

GX 関連産業の創出のため、新たなビジネスの構築や技術の社会実装に取り組む事業者等を支援する。

図表 1-11 GX 関連産業創出へ向けた早期社会実装化支援事業の支援内容

区分	支援期間	支援上限額
短期	最長 2 か年度	1 億円/年度
長期	最長 5 か年度	2 億円/年度

### 16 GX スタートアップ開発製品等の需要創出支援（計画課）

事業会社と GX スタートアップ等とのマッチングを行い、GX スタートアップ等が開発した製品等への需要を創出する。

### 17 グローバルサウスの GX 促進プロジェクト（計画課）

優れた GX 関連の技術やビジネスモデルを有する都内企業がグローバルサウス諸国に展開するために必要な経費を補助するとともに、現地での事業展開を関係機関等と連携しながら伴走支援する。

図表 1-12 グローバルサウスのGX促進プロジェクトの補助内容

補助対象経費	補助上限額	補助率	
マスタープラン ・FS経費	1億円	中小企業・スタートアップ	2/3
		中堅企業	1/2
実証・事業化 経費	3億円からマスタープラン・FS費用を除いた額	1/2	

### 18 CO<sub>2</sub>の回収・利活用モデル創出事業（計画課）

都内で排出されたCO<sub>2</sub>を利活用するサプライチェーンの構築に向け、民間事業者等と研究会を設置し、都市におけるカーボンリサイクルモデルの創出を目指す。

### 19 都内産業の活性化に向けた中堅企業の成長促進支援事業（計画課）

中小企業やスタートアップを牽引し、都内産業の活性化に重要な役割を果たす中堅企業の成長促進のため、新事業展開や事業多角化、研究開発等に必要な計画策定からプロジェクト推進までを一気通貫で支援する。

### 20 中小企業等における排出量取引創出に向けた社会実装事業（計画課）

中小企業等における脱炭素化の取組を加速させるため、GXの普及啓発や排出量取引事例を創出する実装事業等を実施する。

### 21 カーボンクレジット取引システム運営事業（計画課）

中小企業等が国内外のカーボンクレジットを容易に取引できる都独自の取引システムの円滑な運営及び運用改善を実施する。

### 22 カーボンクレジット活用促進事業（計画課）

都の取引システムで購入したカーボンクレジットを活用してブランディングを行う場合に、プロモーション経費等を助成する。

図表 1-13 カーボンクレジット活用促進事業の補助内容

対象事業者	補助対象経費	補助率	補助上限額
中小企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商品・イベント等に係るGHG排出量の算定に要する経費</li> <li>・ブランディング及びプロモーションの企画立案等に係るコンサルティングに要する経費</li> <li>・プロモーション実施に要する経費</li> </ul>	2/3	200万円
中小企業以外	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プロモーション実施に要する経費</li> </ul>	1/2	100万円

### 23 吸収・除去系カーボンクレジット創出促進事業（計画課）

スタートアップと連携し、都内における吸収・除去系カーボンクレジットの創出モデルとなる事業を実施する。

## 24 プログラム型プロジェクトを活用したカーボンクレジット創出支援事業(計画課)

複数の中小企業等の小規模なCO<sub>2</sub>削減活動を集約してカーボンクレジット化する「プログラム型プロジェクト」の活用に取り組む事業者を支援することで、中小企業等によるクレジット創出を促進する。

## 25 環境に配慮したマルチエネルギーステーション化に向けた経営力強化・設備導入等支援事業(計画課)

将来のマルチエネルギーステーション化を目指す中小企業者等が経営するガソリンスタンドに対して、設備の機能向上や事業多角化に向けた取組、事業者に対して、空きスペースを活用した事業展開等を支援する。

図表 1-14 環境に配慮したマルチエネルギーステーション化に向けた経営力強化・設備導入等支援事業の補助対象等

補助対象者	補助額	条件
1 都内でガソリンスタンドを営む中小企業者等	ガソリンスタンドの機能向上や事業多角化に関する取組に係る経費の3分の2(上限額2,500万円)	専門家派遣における助言等に基づき、設備等の導入等を行うこと
2 都内のガソリンスタンド内の空きスペース等を活用して、ビジネスを展開する都内中小企業者等	土地使用料などガソリンスタンドに支払われる経費の2分の1(上限額75万円)※脱炭素化に役立つビジネスの場合3分の2(上限額100万円)	

## 26 私募債を活用した脱炭素化企業の取組支援(計画課)

中小企業等の脱炭素化への取組の推進と脱炭素社会の実現に向けた機運醸成のため、脱炭素化に取り組もうとする中小企業等に対し、私募債の発行に必要な手数料の一部を補助し、私募債を活用した資金調達とPRを支援する。

## 27 中小企業特別高圧電力・工業用LPガス価格高騰緊急対策事業(計画課)

特別高圧電力や工業用LPガスを利用する中小企業者等の負担軽減に向けた緊急対策として、支援金を支給する。

図表 1-15 中小企業特別高圧電力・工業用LPガス価格高騰緊急対策事業の支援内容

特別高圧電力		(3) 工業用LPガス
(1) 直接受電	(2) テナント	
500万円 /所	10万円 /所	10万円 /所

## 第2 省エネルギー施策の推進

都は、2050年「ゼロエミッション東京」の実現に向けて、都内温室効果ガス排出量を2035年までに60%以上削減(2000年比)を目指している。

さらに、脱炭素化に向けた取組、とりわけ事業活動におけるエネルギーの効率的利用(省エネルギー)が喫緊の課題となっている。

都内には、約63万の中小規模事業所(燃料、熱及び電気の使用量を原油に換算して年間1,500kL未満となる事業所又は事業所内に設置する事務所、営業所等)があり、都における業務・産業部門の約6割のCO<sub>2</sub>を排出している。

都は、これら中小規模事業所に対し、省エネルギー診断や省エネルギー研修会、助成事業などを実施し、中小規模事業所の省エネルギー対策を推進している。

### 1 中小規模事業所における省エネルギー総合支援事業(事業者エネルギー推進課)

都は、中小規模事業所の省エネルギー対策を推進するため、東京における地球温暖化対策の拠点である東京都地球温暖化防止活動推進センターと連携し、個々の事業所の実態に即した無料の「省エネルギー診断」や、対策の基本から実践的な知識を学べる「省エネルギー研修会」のほか、省エネ・再エネ等に係るワンストップ相談窓口、業種別省エネルギー対策推進研修会、地球温暖化対策ビジネス事業者登録紹介制度などの各種支援策を実施している。

また、地球温暖化対策報告書(環境局所管)を提出した中小企業者が、都で指定した機器を導入した場合、法人(個人)事業税の減免を受けられる中小企業者向け省エネ促進税制(主税局所管)において、対象となる照明設備、空調設備、ボイラー設備類、再生可能エネルギー設備の各機器について、メーカー及び機器型番を指定し、ホームページにより対象機器を検索できる仕組みになっている。

### 2 中小規模事業所向け省エネ型換気・空調設備導入支援事業

(事業者エネルギー推進課)

都内で中小規模事業所を所有又は使用する中小企業者に対し、換気の確保と、エネルギー消費量及びCO<sub>2</sub>排出量の増加抑制を両立できるよう高効率な換気設備と空調設備の導入に対する補助を行う。申請期間は、令和3年度から令和4年度まで。

### 3 ゼロエミッション化に向けた省エネ設備導入・運用改善支援事業

(事業者エネルギー推進課)

2050年ゼロエミッション、2035年までの都内温室効果ガス排出量60%以上削減(2000年比)を目指して、中小企業等の更なる省エネルギー化を推進するため、省エネ設備の導入及び運用改善の実践に要する経費の一部を助成する。

図表2-1 ゼロエミッション化に向けた省エネ設備導入・運用改善支援事業の補助対象等

補助対象設備	
1 省エネ設備の導入 高効率空調設備、全熱交換器、LED照明設備、高効率ボイラー、高効率変圧器、断熱窓、高効率コンプレッサ、高効率冷凍冷蔵設備などの省エネ設備	
2 運用改善の実践 人感センサー等の導入、照明スイッチ細分化工事などの運用改善	
補助対象者	補助率 ※上限額に応じた要件あり
1 中小企業者等 2 上記と共同で事業を実施するリース事業者 又はESCO事業者	○年間CO <sub>2</sub> 排出量を更新前後で3t-CO <sub>2</sub> 又は30%以上削減可能な省エネ設備導入又は運用改善の実践に要する経費の3分の2 (上限額2,500万円ほか) ※年間CO <sub>2</sub> 排出量を更新前後で28t-CO <sub>2</sub> 以上の場合は助成率4分の3 (上限額4,500万円)

#### 4 中小規模事業所のゼロエミッションビル化支援事業

(事業者エネルギー推進課)

業務・産業部門における建物由来のCO<sub>2</sub>排出量は、都内排出量全体の約4割以上を占めており、その削減に向けた取組が重要である。

そこで、建物の断熱性能の向上と省エネ設備の導入等を行い、ゼロエミッションビル化を図る取組の支援を実施する。

図表 2-2 中小規模事業所のゼロエミッションビル化支援事業の補助対象等

補助対象	
① ゼロエミビル化設計支援【要件】BELS認証取得 全体又は部分改修を行うために必要な調査、設計、計画策定等に係る経費の一部を助成	
②ゼロエミビル化設備導入支援【要件】ZEB水準の省エネ性能を達成 断熱材、空調設備、再エネ設備等の導入に係る経費の一部を助成	
補助対象者	補助率
1 中小企業者等 2 上記と共同で事業を実施するリース事業者 又はESCO事業者	補助対象①の場合 助成対象経費の3分の2 (上限1,000万円) 補助対象②の場合 助成対象経費の3分の2 (上限1億5,000万円)

#### 5 中小規模事業所向け廃熱等有効利用設備導入支援事業

(事業者エネルギー推進課)

事業所や工場等から発生する廃熱等を有効利用する設備の導入に要する費用の一部を助成する。

図表 2-3 中小規模事業所向け廃熱等有効利用設備導入支援事業の補助対象等

補助対象設備	
1 事業所等から発生する廃熱や大気熱を抽出するために必要な設備の導入 熱交換器、ヒートポンプ、ヒートパイプ、ポンプ、熱導管、蓄熱システム等	
2 再生可能エネルギー熱を利用するために必要なヒートポンプの更新	
補助対象者	補助率
1 中小企業者等	助成対象経費の3分の2
2 上記と共同で事業を実施するリース事業者又はESCO事業者	(上限額1,000万円)

### 第3 再生可能エネルギー施策の推進

都は、エネルギーの大消費地としての責務を踏まえ、一層の省エネ・節電とともに、再生可能エネルギーの基幹エネルギー化による脱炭素化を推進していくことが必須である。

このため、再生可能エネルギーによる電力利用割合を、令和12(2030)年に50%程度、令和17(2035)年に60%以上とする目標を掲げ、事業者等の再エネ設備導入と利用の両面での取組を積み重ねながら、令和32(2050)年の「使用エネルギーの100%脱炭素化」を目指していく。

#### 1 再エネ電源都外調達事業（都外PPA）（事業者エネルギー推進課）

都外に再エネ発電設備を設置し、その再エネ電気又は環境価値の利活用に取組む都内需要家に対し、当該設備の導入に必要な経費の一部を補助する。都外からの再エネ電気又は環境価値の利活用を促進し、都内需要家の再エネ比率向上の手法を確立することで、都内の再生可能エネルギー電力利用割合を拡大していく。

図表 3-1 再エネ電源都外調達事業（都外PPA）の補助対象等

種別		都内施設に供給する種類毎の助成率		対象設備の助成上限額	
		再エネ電気	環境価値	特別高圧以外	特別高圧
同時設置※	再エネ発電設備	2 / 3 以内	1 / 2 以内	3 億円	6 億円
	蓄電池	2 / 3 以内			
単独設置	再エネ発電設備	1 / 2 以内	1 / 3 以内	2 億円	5 億円
	蓄電池	2 / 3 以内		1 億円	

※蓄電池容量が再エネ発電設備の発電容量×1時間以上の場合に限る。なお、蓄電池容量が再エネ発電設備の発電容量×1時間未満の場合は単独設置の助成率等を適用する。

#### 2 都有施設の再エネ100%化につながる島しょ地域における太陽光発電設備等導入事業（事業者エネルギー推進課）

（個人、区市町村向け補助は環境局で所管。事業者向け補助は環境局へ執行委任）

都有施設の再エネ電力100%化に向け、島しょ地域の事業所等に対して、都への環境価値の帰属を条件に、太陽光発電設備・蓄電池の導入に係る経費の一部を補助する。

図表 3-2 都有施設の再エネ100%化につながる島しょ地域における太陽光発電設備等導入事業の補助対象等

補助対象機器	補助額	条件
島しょ地域の事業所等に設置する太陽光発電設備・蓄電池 ※蓄電池の補助上限容量を撤廃	設備設置に係る設計費、機器費、工事費の4分の3以内（上限額1億円）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・系統負荷軽減に資すること</li> <li>・発電により得られる環境価値を都に帰属すること</li> <li>・島しょ地域の自然条件を踏まえ、設置する場所における風況、塩害等への対策を考慮して設置すること等</li> </ul>

### 3 地中熱利用の普及促進（事業者エネルギー推進課）

地中熱は、地中の温度と外気との温度差を空調などの熱源として利用する再生可能エネルギー熱の一つであり、電力消費量の削減に寄与するとともに、再生可能エネルギーの利用拡大という面からも、導入の意義は大きい。

都内においては、有明アリーナをはじめとする都有施設やオフィスビル等に導入されているが、地中熱交換器設置に係るボーリング工事等の導入費用の負担が大きいこと、事業者等の認知度が低いこと等の理由から、十分に普及が進んでいない。

このため、都は、東京地中熱ポテンシャルマップを作製するなど、地中熱利用について普及啓発を行ってきた。引き続き、普及啓発ツールの活用等により、事業者等の認知度向上を図っていく。

### 4 地産地消型再エネ・蓄エネ設備導入促進事業（事業者エネルギー推進課）

エネルギー価格上昇の長期化が懸念される中、系統負荷の軽減や地域防災力の向上などにも資する地産地消型再エネ設備の導入促進がますます重要になっている。

そこで、都内に地産地消型再エネ発電等設備・熱利用設備若しくは蓄電池を設置、または、都内に環境価値を還元することを条件に、都外（東京電力管内）に地産地消型再エネ発電等設備を設置する事業者に対して、当該設備の導入に必要な経費の一部を補助する。

図表 3-3 地産地消型再エネ・蓄エネ設備導入促進事業の補助対象等

助成対象事業	中小企業等 <sup>※1</sup>	その他
・ 都内再エネ発電等設備 ・ 都外再エネ発電等設備	再エネ発電設備：2 / 3 以内 同時設置する蓄電池：3 / 4 以内 (上限 2 億円 <sup>※2</sup> <sup>※3</sup> )	再エネ発電設備：1 / 2 以内 同時設置する蓄電池：2 / 3 以内 (上限 2 億円 <sup>※2</sup> <sup>※3</sup> )
・ 都内再エネ熱利用設備 ・ 都内地域活性化につながる再エネ設備 <sup>※4</sup>	3 / 4 以内 (上限 2 億円)	2 / 3 以内 (上限 2 億円)
・ 都内蓄電池単独	3 / 4 以内 (上限 900 万円)	2 / 3 以内 (上限 800 万円)

※1 中小企業、学校法人、公益財団法人、医療法人、社会福祉法人等

※2 都外設置の場合、再エネ発電設備の発電容量×1時間以上の蓄電池同時設置で上限 2 億円、それ以外の場合は上限 1 億円

※3 同時設置の再エネ発電設備と合わせた上限

※4 営農型太陽光発電、廃材等を利用したバイオマス発電

### 5 島しょ地域における再生可能エネルギーの利用拡大（事業者エネルギー推進課）

島しょ地域は豊かな自然環境を有し、再生可能エネルギーのポテンシャルが大きい地域である一方、電力の多くを重油を燃料とする内燃力（ディーゼル）発電で賄っている。

各島の特性を生かした再生可能エネルギーを活用することにより、内燃力による発電を低減することが可能となることから、割高な化石燃料の使用が抑えられ、気候変動対策にも貢献で

きる。また、島のエネルギー自給率が高まることで、防災力の向上にもつながる。

具体的な取組として、平成 25 年 1 月から都は八丈町とともに、八丈島の地熱発電所において、検討委員会を設置し、地熱利用の継続拡大について検討してきた。平成 28 年度には、町が地熱発電事業者を公募選定し、協定書を締結した。平成 29 年度から選定事業者による事業化に向けた本格的な取組を行っている。

令和 6 年度からは、大島にて先駆的な再エネ機器を小規模で実装する再エネパイロット事業を開始するとともに、浮体式洋上風力発電の設置に向けた支援を実施している。

## 6 島しょ地域における再エネ導入促進事業（事業者エネルギー推進課）

島しょ地域では再生可能エネルギーの初期費用が大きく、輸送費等の導入費用が本土と比べ割高であることから民間事業者の参入が進まない。

令和 7 年度から、固定価格買取制度（F I T）対象の電源を導入する事業者を対象に、島しょ地域への再生可能エネルギー普及拡大に向け、発電量に応じた支援を実施する。

## 7 島しょでの再エネ 100%運用を目指した取組（事業者エネルギー推進課）

ゼロエミッションアイランドの実現に向けた取組の一環として、平成 30 年度から小笠原母島において太陽光発電と蓄電池を組み合わせて 1 年のうち半年程度の電力供給を行う実証事業に向けた調査を実施している。令和 6 年度からは設備の設置工事を行っており、令和 7 年度に実証を開始する。実証後は、太陽光発電による電力供給を継続するとともに、更なる再生可能エネルギーの拡大を目指していく。

また、令和 7 年度からは、母島実証事業で得られた知見を活かし、他島展開に向けて土地調査等を実施する。

## 8 他自治体と連携した再エネ調達手法等の検討（事業者エネルギー推進課）

再エネの更なる導入拡大には、再エネ資源を豊富に有する他自治体と連携し、その再エネを都内に調達する取組を進めていくことが重要である。

そこで、再エネ利用による利益を地域に還元することで、再エネ設置地域の活性化を支援するとともに、都内事業者が再エネをより調達しやすいスキームを検討する。

## 第4 エネルギーマネジメントの推進

都は、「ゼロエミッション東京」の実現に向けて、エネルギーマネジメントによるエネルギーの需給最適化に向けた取組を行っている。この中で、再生可能エネルギーの導入拡大が進み、出力変動を補完する調整力の重要性はますます高まっている。

このため、事業者向けの支援として、大規模な調整力として電力の安定供給に貢献する系統用大規模蓄電池の導入や、事業者が主体的にエネルギーマネジメントを行うためのシステム導入、再エネや蓄電池等の分散型電源を束ねて需給をマネジメントするアグリゲーションビジネス等の取組のほか、再生可能エネルギーの出力変動を補完するコージェネレーションシステムや熱電融通インフラの導入を支援し、さらなる電力需給の安定化を目指す。

加えて、地域内での再エネを面的に融通するマイクログリッドのモデル構築を支援する。

### 1 コージェネレーションシステム導入支援事業（事業者エネルギー推進課）

「ゼロエミッション東京」の実現に向けて、再生可能エネルギーの導入拡大が進む中、再エネの出力変動を補完する調整力の重要性はますます高まっている。コージェネレーションシステム（CGS）は、需給ひっ迫時の焚き増し対応等による需給安定化への貢献などにより導入意義がさらに高まっている。

こうした背景を受けて、東京都内における大規模開発や設備更新等を見据えて開発規模や期間に応じたCGSの導入を支援し、面的利用・面的融通による需給最適化を図ることで、調整力確保と災害時のレジリエンス強化を進め、カーボンハーフの実現を目指す。

図表 4-1 コージェネレーションシステム導入支援事業の補助対象等

補助対象機器	補助額	条件
① CGS	○中小企業	○CGSを設置する建築物及び供給対象建築物においてエネルギーマネジメントを実施し、デマンドレスポンスの実行を可能にする体制を構築すること
② 熱電融通インフラ (送電線、熱導管等)	① 2分の1(上限4億円)	
	② 2分の1(上限1億円)	○事業規模に応じ、CGSを設置する建築物又は供給対象建築物に一時滞在施設の設置や従業員の安全確保等の災害時の対策を行うこと
	○中小企業以外	
	① (②と同時設置) 2分の1(上限4億円)	
① (単独設置) 4分の1(上限2億円)		
	② 熱電融通インフラ 2分の1(上限1億円)	等

## 2 マイクログリッド形成推進事業（事業者エネルギー推進課）

地域内での電気の地産地消、エネルギーの効率的な利用の促進に加え、レジリエンス強化、地域活性化にも資するマイクログリッドの普及拡大を図ることは重要である。そこで、先進的な取組を含むモデル事業を公募し、その成果を広く発信することで、地域での最適な再エネの面的な融通による分散型エネルギーマネジメントシステムの実装を加速化していく。

事業内容：

平常時及び非常時において、再エネを地域で無駄なく最適に利用する分散型エネルギーマネジメントシステムの実装に向けた事業（公募によるモデル事業）の実施

## 3 再エネ導入拡大を見据えた系統用大規模蓄電池導入支援事業

（事業者エネルギー推進課）

電力の需給バランス調整を行う事業者に対して、東京電力管内の電力系統に直接接続する大規模蓄電池の導入に必要な経費の一部を補助する事業を実施している。変動型の再エネ導入を進めるための大規模な調整力を確保し電力の安定供給に貢献するとともに、電力市場を通じて調整力を供出することで、需要最適化の取組を後押しする。

図表 4-2 再エネ導入拡大を見据えた系統用大規模蓄電池導入支援事業の補助内容等

助成率	助成上限額
助成対象経費の3分の2以内* （国等の助成金と併給する場合でも、合計3分の2以内）	20億円

※ EVバッテリーをリユースする場合は4分の3以内

## 4 需給最適化に向けたエネルギーマネジメント推進事業

（事業者エネルギー推進課）

現在、「ゼロエミッション東京」の実現や再生可能エネルギーの導入拡大等を見据えた電力需給最適化の推進や、調整力確保が急務となっている。

そこで、東京都内又は東京電力管内における電力需給の最適化の推進を目指すものとして、エネルギー消費の見える化やデマンドレスポンス等の最適化などのエネルギーマネジメントや、アグリゲーションビジネス（ERAB）※、新たな電力料金体系の構築等、需給最適化に資する取組を行う事業者の設備導入等に係る経費の一部を助成するとともに、事業者の取組を促すための普及啓発を行う。

※ ERAB：エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネス

分散型エネルギーリソースを束ね、あたかも1つの発電所のように制御するVPP（バーチャルパワープラント）の構築・形成を行うビジネス

図表 4-3 需給最適化に向けたエネルギーマネジメント推進事業の補助対象等

① 区分：エネルギーマネジメント

助成対象経費*1	助成率	1事業所あたり 助成上限額

システムの導入・改修	都内中小企業 : 2 / 3	見える化 1,000 万円
エネルギー貯留設備の導入・改修	都内での ERAB 実施 : 2 / 3	最適制御 5,000 万円
	上記以外 (東電管内 <sup>※2</sup> ) : 1 / 2	

※1: リース契約等の事前の現地調査費・機器設置工事費等(ランニングコストは助成対象外)

※2: 都外の場合は ERAB 参画が必須

② 区分：アグリゲーションビジネス (ERAB)

助成対象経費	助成率	助成上限額
システムの構築・改修 (都登録アグリゲーター <sup>※3</sup> のみ申請可)	都内中小企業 : 2 / 3	1,250 万円 / システム
再エネ発電の設備の導入	都内での電力の市場供出 : 2 / 3	7,500 万円 / 所
エネルギー貯留設備の導入	上記以外 (東電管内) : 1 / 2	1 億 5,000 万円 / 所
通信機器の導入		50 万円 / 所

※3: 都登録アグリゲーター:

電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)第 2 条第 1 項第 15 の 4 号に規定する特定卸供給事業者及び、特定卸供給事業者と契約を締結して、需要家に対して ERAB を提供する事業者で、別に定める登録を受けた者

## 第5 水素・新エネルギー施策の推進

水素は、利用の段階でCO<sub>2</sub>を排出しないなど多くの優れた特徴を有しているほか、大規模・長期間のエネルギー貯蔵が可能であり、再生可能エネルギー由来電力が大量導入された際の調整力として有望である。また、昨今の国際情勢や自然災害などによりエネルギーの安定供給が危ぶまれる中、水素は、多様な資源からの製造が可能なることから、調達先を多様化することができ、エネルギーの安全保障やレジリエンスの向上にも寄与する。

水素は産業のすそ野が広く、運輸・発電・熱利用等幅広い分野での活用が期待されることから、水素エネルギー技術の一層の社会実装化を進め、更なる需要拡大を目指す必要がある。

しかし、社会実装化に当たっては、インフラ整備などのコスト面、法規制などの制度面、サプライチェーンの構築、都民の理解促進など様々な課題がある。

都は、2050 東京戦略で 2035 年までの水素エネルギーの普及拡大に関する政策目標を設定している。

### 政策目標

商用車対応水素ステーションの整備※	
目標	2030年：約40基、2035年：約100基
燃料電池自動車・商用モビリティの普及※	
目標	【燃料電池自動車】 2030年：都内で新車販売される乗用車100%非ガソリン化 【燃料電池商用モビリティ】 2030年：約5,000台、2035年：約10,000台

※水素ステーションの整備及び燃料電池自動車・商用モビリティの普及については、第6 Z EVの普及促進に掲載

「ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフ（令和7年3月）」では、再エネ由来のCO<sub>2</sub>フリー水素であるグリーン水素は、再エネの調整力としても有望であるほか、運輸・発電・熱利用等幅広い分野の脱炭素化に貢献するため、脱炭素社会実現の柱の一つとなるよう、需要拡大・早期社会実装化が必要であると位置付けている。

国に対しては、令和6年5月に「水素社会推進法」が成立したことを踏まえ、大規模水素需要の創出、大量かつ安定的な水素供給の確立に向けた取組及び技術開発支援、水素ステーションの整備促進に向けた更なる規制緩和及びグリーン水素の環境価値評価の確立のほか、民間事業者が長期的視点を持って事業展開ができるよう複数年にまたがる長期的かつ柔軟な財政支援等を強く要望している。

また、令和4（2022）年3月に「東京水素ビジョン」を策定し、2050年の目指す姿（ビジョン）とマイルストーンとなる2030年に向けた水素施策展開について、取組の方向性を紹介するとともに、令和4（2022）年8月から7回にわたり、国際的な水素サプライチェーン構築やグリーン水素等の普及について先進的な取組を行う企業や自治体と意見交換等を実施する「東京グリーン水素ラウンドテーブル」を開催し、企業との連携を強化して、水素の更なる社会実装やサプライチェーン構築に向けて取り組んでいる。

加えて、脱炭素社会に向け、水素を含む新エネルギーの開発・利活用に係る取組の支援を強力に進める必要から、新エネルギー等の開発・普及を早期に促進するための支援も行っている。

## 1 再生可能エネルギー由来水素利活用促進事業（新エネルギー推進課）

### (1) グリーン水素の社会実装化に向けた設備等導入促進事業

（区市町村向け補助は環境局で所管）

脱炭素社会を支えるエネルギーの柱のひとつとなるグリーン水素の活用を促進するため、事業者による設備の導入を促進する。

図表5-1 グリーン水素の社会実装化に向けた設備等導入促進事業の補助対象等

補助対象設備	補助率 <sup>*1</sup>	補助上限額	補助要件
グリーン水素製造設備	2/3	3億円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象設備を都内（グリーン水素製造・貯蔵・運搬設備については、東京電力管内も可<sup>*2</sup>）の事業所等において新たに設置すること。</li> <li>・グリーン水素や水素を利用する機器に関する普及啓発を実施すること。</li> </ul>
グリーン水素貯蔵設備			
グリーン水素運搬設備			
純水素型燃料電池			
その他の水素利用設備 <sup>*3</sup> （専焼/混焼）	2/3（混焼機器は1/2）	3億円（混焼機器は2億2,500万円）	

（※1）国補助併給時には、助成対象経費から国補助額を差し引いた額に、都補助率を乗じた額とする。

（※2）都内へのグリーン水素供給量を1/2以上にすること。

（※3）混焼機器には水素利用率の条件あり。

### (2) 福島県産グリーン水素の利用

東京都、福島県、国立研究開発法人産業技術総合研究所及び公益財団法人東京都環境公社の四者で締結した協定（平成28年5月）に基づき、環境イベントなどでの相互の取組紹介やグリーン水素の活用等に関する専門的知見の共有等に取り組んでいる。令和7年2月に福島県と協定を締結し、水素社会の実現に向け、モビリティ分野等における普及拡大、グリー

ン水素の活用促進、水素関連産業の振興等を図るため、相互に連携・協力している。

令和6年5月からは、NEDOの実証施設である「福島水素エネルギー研究フィールド(FH2R)」で製造したグリーン水素について都内での利用拡大を進めている。さらに、都営バスが保有する燃料電池バスの一部で福島県浪江町の子ども達がデザインしたラッピングバスを運行し、取組のPRを行っている。

## 2 水素を活用したスマートエネルギーエリア形成推進事業（新エネルギー推進課）

（区市町村向け補助は環境局で所管）

事業所等における低炭素化とレジリエンス機能向上を図るため、業務・産業用燃料電池を導入する事業者に対して、設置に対する補助を行う。

図表5-2 水素を活用したスマートエネルギーエリア形成推進事業の補助対象等

補助対象	補助率・補助上限額	条件
業務・産業用 燃料電池	3分の2 * 定格発電出力 (5kW超* 上限額3億3,300万円 1.5kW超～5kW以下* 上限額1,300万円)	設置した設備を活用し、水素エネルギーに関する普及啓発を実施すること等

※ 国補助併給時には、国補助を控除

## 3 水素社会実現に向けた普及促進（新エネルギー推進課）

水素エネルギーの普及に当たっては、利用する意義や安全性などに関する都民・事業者の理解を深めることが重要であることから、イベント等への出展及び水素エネルギー特集ホームページの運営を通じて、都民等に対して幅広く水素の情報発信を行うことにより認知度を高めていく。

## 4 企業・団体との連携による水素エネルギー促進事業（新エネルギー推進課）

平成29年度に水素エネルギーの普及に向け、官民一体によるムーブメントを醸成すべく、民間企業や都内自治体等の100以上の団体と共に「Tokyo スイソ推進チーム」を組織した。

都と「Tokyo スイソ推進チーム」参加団体が連携してイベントを実施し、企業・団体等の取組状況をPRすることで普及促進に向けたムーブメントを醸成する。

## 5 水素の社会実装化に向けた国際連携推進事業（新エネルギー推進課）

水素の社会実装化に向けて先進的な取組を行う都市等を招聘した国際会議の実施や、協定締結都市との連携事業を実施することで、国際サプライチェーン構築や需要拡大に向けた取組を推進している。

令和5年度からは、海外都市・企業等の先進的な取組及び都施策の情報発信や、取組の加速等を目的とした水素エネルギーをテーマとする国際会議「HENCA Tokyo」（水素エネルギー行動会議）を開催している。また、令和6年2月には、豪ニュー・サウス・ウェールズ州と水素エネルギーの社会実装化に関する合意書を締結、同年12月には、豪クイーンズランド州とクリーンエネルギーの貿易・投資における協力に関する合意書を締結した。

令和7年度は、これら豪2州との連携事業として、シドニーで開催される水素エネルギー関連の展示会に出展し、水素関連技術等を持つ都内中小企業等のPRやビジネスマッチングを新たに行う。また、東京を目的地とした国際的な水素サプライチェーン構築に向けた課題等の検討調査を新たに実施する。

## 6 グリーン水素製造・利用の実機実装等支援事業（新エネルギー推進課）

都内設置に適した形でグリーン水素の製造から利用まで設備をパッケージ化したモデルプランを水素製造設備メーカー等から公募し、当該モデルプランを導入する事業者に対し支援を実施する。

図表5-3 グリーン水素製造・利用の実機実装等支援事業の補助対象等

補助対象設備	補助率	補助上限額
ワンパッケージ	10/10	4億円 (水素製造能力 10N m <sup>3</sup> /h 以上)
		3億3,000万円 (水素製造能力 10N m <sup>3</sup> /h 未満)
ワンパッケージ以外	10/10	2億8,000万円 (水素製造能力 10N m <sup>3</sup> /h 以上)
		2億4,000万円 (水素製造能力 10N m <sup>3</sup> /h 未満)
再エネ電力製造設備	10/10 (水素製造能力を超える分は 2/3 以内)	5,400万円 (24kW あたり 720万円)

※ 国補助等併給時には、補助対象経費から国補助等を控除した額を補助対象経費とする。

## 7 グリーン水素の活用事業（新エネルギー推進課）

グリーン水素の活用促進等に関し連携することを目的として、令和4年10月に「グリーン水素の活用促進に関する基本合意書」を山梨県と締結した。これを踏まえ、令和5年5月に東京国際展示場に、令和7年4月にお台場海浜公園に燃料電池を設置し、グリーン水素を供給、当該施設の電力の一部に活用するとともに、施設来場者等へのグリーン水素活用のPRを実施している。

## 8 グリーン水素の製造・利活用事業（新エネルギー推進課）

都がグリーン水素製造・利活用のモデルを示しグリーン水素の普及拡大を推進するため、都営地におけるグリーン水素製造設備の設置に向けた施設整備等を実施し、水素製造設備第一基目の稼働を開始する。

## 9 グリーン水素の産業利用促進事業（新エネルギー推進課）

都民にグリーン水素を身近に感じてもらうとともに、民間事業者のグリーン水素の利用・転換を推進するため、産業分野において東京都産グリーン水素を原料として利用するパイロット事業を実施し、取組や成果を発信する。

## 10 中央防波堤埋立地におけるグリーン水素の製造・利活用事業（新エネルギー推進課）

中央防波堤に太陽光発電設備及び水素製造設備等を整備し、太陽光発電による電力を活用してグリーン水素を製造する。

## 11 グリーン水素の環境価値評価・活用促進事業（新エネルギー推進課）

東京都内でグリーン水素を率先して利用する事業者等を前年度の利用実績に応じて認証し、取組を広く周知するとともに、利用量に対する奨励金を支給することで、都内におけるグリーン水素の活用等を促進していく。

## 12 グリーン水素取引推進事業（新エネルギー推進課）

グリーン水素取引所の立ち上げに向けた取組として、制度設計及び水素需給等に係る調査検討を行う。併せて、国産グリーン水素を用いたトライアル取引を実施し、得られた知見を制度設計に活用する。

## 13 パイプラインを含めた水素供給体制構築事業（新エネルギー推進課）

将来的な海外からの水素受入を想定した空港臨海エリアへの水素供給体制構築に向け、関係者間での合意形成を目指し、官民の協議会を設置・事務局運営を実施するとともに、川崎臨海部から空港臨海エリアに対するパイプライン等の検討を主導的に進めていくため、事業性に関するフィージビリティスタディ等を民間企業と共同で実施する。

## 14 東京における水素実装課題解決技術開発促進事業（新エネルギー推進課）

東京における水素の運搬方法等、水素の利活用に係る課題について、優れた技術を有する民間企業等と都が協定を締結の上、その解決に向け共同で取り組むことにより、水素の更なる普及拡大を目指す。

## 15 新エネルギー推進に係る技術開発支援事業（新エネルギー推進課）

2030年のカーボンハーフや2050年のゼロエミッション東京の実現、そして東京の産業振興等に寄与するため、新エネルギーの開発及び当該エネルギーの利活用・普及に資するシステム・製品・サービスの調査研究、技術開発、実証、実装等にかかる取組に対して、必要な経費を支援する。

図表 5-4 新エネルギー推進に係る技術開発支援事業の主な概要

補助対象	補助額等	主な条件
新エネルギー推進に係る技術開発や実証等に必要経費	補助限度額 30 億円 対象となる経費の 3 分の 2 以内。 下限となる総事業費は 10 億円。	都内に本店又は支店を置く大企業と一体となったグループ (事業期間中に都内中小企業 1 者以上を含む。)

## 16 東京都環境科学研究所水素エネルギー調査研究（新エネルギー推進課）

温室効果ガスの排出が少ない水素の水準や水素製造装置等の技術開発動向把握など、水素エネルギーの都内実装に必要な調査・研究を実施する。

## 第6 ZEVの普及促進

ゼロエミッション東京の実現に向け、自動車についても、走行時にCO<sub>2</sub>を排出しないゼロエミッションビークル（以下「ZEV」という。）の普及が重要である。平成30年5月に開催した国際会議「きれいな空と都市 東京フォーラム」において知事は、令和12（2030）年の都内の乗用車新車販売に占めるZEVの割合を50%まで高めるとの目標を掲げた。

さらに都は、令和元年12月の「ゼロエミッション東京戦略」及びその個別プログラムである「ZEV普及プログラム」において、上記の目標に加えて、令和12（2030）年までに小型路線バスの新車販売原則ZEV化、ゼロエミッションバスの導入300台以上、公共用急速充電器1,000口とする目標を掲げ、続いて令和3年3月の「ゼロエミッション東京戦略2020 Update & Report」においては、都内で新車販売される乗用車を令和12（2030）年までに、二輪車を令和17（2035）年までに100%非ガソリン化する目標を掲げ、さらに令和7年3月の「ゼロエミッション東京戦略 Beyondカーボンハーフ」においては、令和17（2035）年までにEVバス導入1,300台、EVトラック導入7万台とする目標を掲げた。

これらの目標の達成に向け、ZEVの普及を加速させるため、事業者の取組を支援する施策等を進めていく。

### 1 ZEV等普及促進事業（事業者エネルギー推進課・新エネルギー推進課）

#### (1) ZEV普及促進事業

（個人、区市町村向け補助は環境局で所管）

#### ア 電気自動車・電動バイク等の普及促進

都内に事業所等を有する事業者に対して、電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、外部給電器及び電動バイクの購入補助を行う。

令和7年度から、自動車メーカー別の上乗せ補助額において、ZEV乗用車の販売実績等に加え、新たにGX実現に向けた取組や車両のラインナップ数等について評価し補助額を設定することを開始した。

図表 6-1 電気自動車・電動バイク等の普及促進事業の補助対象等

補助対象	補助額	条件
電気自動車・プラグインハイブリッド自動車	①基本補助額 給電機能有 20万円 給電機能無 10万円	補助対象自動車の使用の本拠が都内にあること等
	②自動車メーカー別の上乗せ補助額 最大40万円	
	③再エネ電力導入による上乗せ補助額 再エネ100%電力メニューの契約時 15万円 又は 太陽光発電システム設置時 電気自動車30万円、 プラグインハイブリッド自動車15万円	

	④充放電設備（V2B）又は公共用充電設備導入による上乗せ補助額 一口につき最大10万円	
	⑤高額車両における補助額 高額車両（税抜840万円以上）については、①～④の合計額に0.8を乗じた額	
電気自動車・プラグインハイブリッド自動車用外部給電器	購入額の2分の1（上限額 40万円）	
電動バイク	同種同格のガソリン車両との価格差から国の補助金を除いた額（上限額 48万円）	

イ 燃料電池自動車等の普及促進

都内に事業所等を有する事業者に対して、燃料電池自動車（FCV）及び外部給電器の購入補助を行う。

図表 6-2 燃料電池自動車等の普及促進事業の補助対象等

補助対象	補助額	条件
燃料電池自動車	①基本補助額 給電機能 有 150万円 給電機能 無 140万円	補助対象自動車の使用の本拠が都内にあること等
	②自動車メーカー別の上乗せ補助額 最大40万円	
	③充放電設備（V2B）導入による上乗せ補助額 最大10万円	
	④再エネ電力導入による上乗せ補助額 25万円	
	⑤高額車両における補助額 高額車両（税抜840万円以上）については、①～④の合計額に0.8を乗じた額	
燃料電池自動車用外部給電器	購入額の2分の1（上限額 40万円）	燃料電池自動車の所有者であり、主に都内で使用されること等

(2) 燃料電池バス・タクシー導入促進事業

（区市町村向け補助は環境局で所管）

バス・タクシー事業者等に対して、燃料電池バス（以下「FCバス」という。）の車両導入費及び燃料電池タクシー（以下「FCタクシー」という。）の車両導入費・燃料費の補助を行う。

図表 6-3 燃料電池バス・タクシー導入促進事業の補助対象等

補助対象	補助額	条件
燃料電池バス	<p>助成対象経費から国等の補助額及び基準額（助成対象バスと乗車定員、全長等の仕様が同等であって、かつ、原動機に内燃機関を用いた自動車の本体の購入に要する費用の標準的な額として別に定める額）を差し引いた額                      上限額：5,000万円</p> <p><b>【上乗せ補助】</b>                      ①集中的な導入に対する補助                      ②水素ステーション整備と連動した補助                      上限額（①②いずれかの要件を満たす場合）：2,000万円                      ③グリーン経営認証又は ISO14001 認証取得事業者の場合 50万円上乗せ</p>	<p>使用の本拠が都内にあること等</p> <p>①集中的な導入に対する補助                      5年度以内に、FCバスを5台以上純増させる計画書の提出                      ②水素ステーション整備と連動した補助                      都内の自らの営業所等に定置式水素ステーションの整備又は誘致を図り、商用の目的で運用する場合                      ③グリーン経営認証又は ISO14001 認証取得事業者の場合                      ①、②のどちらも対象外の場合</p>
燃料電池タクシー	<p><b>【車両導入費】</b>                      本体購入費用、装備類費用及び改造費の合計額から国補助等の額及び基準額（助成対象タクシーと乗車定員、全長等の仕様が同等であって、かつ、原動機に内燃機関を用いた自動車の本体の購入に要する費用の標準的な額として別に定める額）を差し引いた額                      上限額：370万円</p> <p><b>【上乗せ補助】</b>                      ①集中的な導入に対する補助                      ②水素ステーション整備と連動した補助                      上限額：240万円（①②いずれかの要件を満たす場合）</p> <p><b>【燃料費】</b>                      水素燃料代実績から水素充填量実績にLPガス相当分単価を乗じた額を差し引いた額                      上限額：130万円</p>	<p>使用の本拠が都内にあること等</p> <p>①集中的な導入に対する補助                      5年度以内に、FCタクシーを5台以上純増させる計画書の提出（中小企業者は3台以上）                      ②水素ステーション整備と連動した補助                      都内の自らの営業所等（コンソーシアムやグループ会社の敷地内の場合を含む）に定置式水素ステーションの整備又は誘致を図り、商用の目的で運用する場合</p>

(3) EVバス・EVトラック導入促進事業

（区市町村向け補助は環境局で所管）

バス又はトラックを事業用に供する者に対して、EVバス、PHEVバス、EVトラック及びPHEVトラックの購入補助を行う。

図表 6-4 EVバス・EVトラック導入促進事業の補助対象等

補助対象	補助額	条件
EVバス、PHEVバス、EVトラック、PHEVトラック	同等燃費水準車（ディーゼル車）の車両価格との差額 （上限額：4,200万円） <b>【上乗せ補助】</b> ①グリーン経営認証又はISO14001認証取得事業者の場合 50万円上乗せ ②充放電設備（V2B）又は公共用充電設備を導入した場合 一口につき最大10万円上乗せ	使用の本拠が都内にあること等

(4) ZEV活用による島しょ地域防災力向上事業

（個人、町村向け補助は環境局で所管）

島しょ地域（都と協定を締結した町村に限る。）において、災害時の給電等に可能な限り協力する事業者に対して、ZEV中古車の購入補助を行う。

図表 6-5 ZEV活用による島しょ地域防災力向上事業の補助対象等

補助対象	補助額	条件
ZEV中古車	上限額 30万円	使用の本拠が都と協定を締結した町村内にあること等

(5) シェアリング・レンタル用車両ZEV化促進事業

カーシェアリング事業者やレンタカー事業者等に対して、事業等に供する電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車・電動バイクの購入補助を行う。

図表 6-6 シェアリング・レンタル用車両ZEV化促進事業の補助対象等

補助対象	補助額	条件
電気自動車 プラグインハイブリッド自動車	①基本補助額 給電機能 有 50万円 給電機能 無 40万円	使用の本拠が都内にあり、カーシェアリング又はレンタカー事業用車両であること等
	②自動車メーカー別の上乗せ補助額 最大40万円	
	③充放電設備（V2B）又は公共用充電設備導入による上乗せ補助額 一口につき最大10万円	
	④高額車両における補助額 高額車両（税抜840万円以上）については、①～③の合計額に0.8を乗じた額	
燃料電池自動車	①基本補助額 給電機能 有 215万円 給電機能 無 205万円	

	②充放電設備（V 2 B）導入による 上乗せ補助額 一口につき最大10万 円	
	③高額車両における補助額 高額車両（税抜 840 万円以上）に ついては、①・②の合計額に 0.8 を 乗じた額	
電動バイク	同種同格のガソリン車両との価格差 から国の補助金を除いた額に 5 万円 を加えた額（上限額 53 万円）	

(6) e-モビリティ等利活用促進事業

e-モビリティ等（特定小型原動機付自転車、電動バイク及び電動バイク用のバッテリー）の新たな利活用を促進する先駆的取組を公募し、需給両面からバイクの非ガソリン化に向けた取組を共同で実施する。

(7) 燃料電池等トラック実装支援事業

燃料電池トラック（以下「FCトラック」という。）または水素エンジントラックを導入する事業者等に対して、車両導入費、改造費及び燃料費の補助を行う。

図表 6-7 燃料電池等トラック実装支援事業の補助対象等

補助対象	補助額	条件
燃料電池トラック 水素エンジントラック	<p>【車両導入費（FCトラック）】 車両本体価格（助成対象者が中小企業の場合はリース契約費用）から国補助等の額及び助成対象トラックと同等仕様のディーゼルトラックの車両本体価格（またはリース契約費用）を差し引いた額 上限額： 1,300 万円（FC小型トラック） 5,600 万円（FC大型トラック） ※助成対象者が中小企業の場合 2,600 万円（FC小型トラック） 9,600 万円（FC大型トラック）</p> <p>【改造費（水素エンジントラック）】 車両改造費用から国補助等の額を除いた額に 3 分の 2 を乗じた額 上限額：1,100 万円</p> <p>【上乗せ補助（車両導入費・改造費）】 ①集中的な導入に対する補助 ②水素ステーション整備と連動した補助</p>	<p>使用の本拠が都内にあること等</p> <p>【上乗せ補助】 ①集中的な導入に対する補助 5 年度以内に、FCトラッ</p>

	<p>上限額（①または②を満たす場合）：  3,400万円（FC小型トラック）  11,500万円（FC大型トラック）  1,100万円（水素エンジントラック）  *FCトラックは基本補助と合わせた上限額</p> <p>③グリーン経営認証又はISO14001認証取得事業者の場合 50万円上乗せ（FCトラックのみ）</p> <p><b>【燃料費】</b>  水素燃料代実績から水素充填量実績に軽油相当分単価を乗じた額と国補助等の額を差し引いた額</p> <p>上限額：  900万円（FC小型トラック）  2,880万円（FC大型トラック）  1,200万円（水素エンジントラック）</p>	<p>クを一定台数以上純増させる計画書の提出  *一定台数  大企業：5台（大トラ含まない場合は10台）  中小企業：3台</p> <p>②水素ステーション整備と連動した補助  都内の自らの営業所等に設置式水素ステーションの整備又は誘致を図り、商用の目的で運用する場合</p> <p>③グリーン経営認証又はISO14001認証取得事業者の場合  ①、②のどちらも対象外の場合</p>
--	---	---

(8) 燃料電池フォークリフト実装支援事業

燃料電池フォークリフトを導入する事業者等に対して、車両導入費の補助を行う。

図表 6-8 燃料電池フォークリフト実装支援事業の補助対象等

補助対象	補助額	条件
燃料電池フォークリフト	<p>助成対象経費から基準額（定格荷重、装備類等の仕様が同等のエンジン式フォークリフトの購入費用）を差し引いた額の2分の1又は基準額及び国等の補助金を差し引いた額</p> <p>上限額：600万円</p> <p><b>【上乗せ補助】</b>  ・水素ステーション整備と連動した補助</p> <p>上限額：350万円</p>	<p>使用の本拠が都内にあること等</p> <p>・水素ステーション整備と連動した補助</p> <p>都内の自らの営業所等に設置式水素ステーションの整備又は誘致を図り、商用の目的で運用する場合</p>

(9) ZEVごみ収集車実装支援事業

早期に燃料電池ごみ収集車（以下「FCごみ収集車」という。）の量産化を促進するため、令和5年度に試験利用を希望する区市町村及び本格的導入を目指す区市町村を募集し、実施区市町村を決定した。この試験利用を希望する区市町村に一定期間無償貸与することで、車両性能の体感や導入効果の検証等ができる機会を創出する。また、本格的導入を目指す区市町村に対して車両導入費等の支援を行う。

図表 6-9 Z E V ごみ収集車実装支援事業の補助対象等

補助対象	補助額	条件
燃料電池ごみ収集車	① F C ごみ収集車を 5 台以上導入 助成対象経費の 4 分の 3 から国補助等を差し引いた額 ② 商用水素ステーションの整備又は誘致を図り、F C ごみ収集車を 10 台以上導入 助成対象経費から国補助等を差し引いた額(水素ステーション運用開始前は、助成対象経費の 5 分の 4 から国補助等を差し引いた額)	使用の本拠が都内にあること 等

(10) 空港等における F C モビリティ早期実装化支援事業

空港臨海エリアにおける水素需要を喚起するため、航空機地上支援車両（以下「G S E 車両」という。）を燃料電池等によって駆動する G S E 車両に改造し試験運用及び導入効果の検証を行うなどし、事業者を支援する。

2 充電設備普及促進事業（事業者エネルギー推進課）

（住宅、区市町村向け補助は環境局所管）

充電設備の所有者に対して、都内に設置する充電設備の設置及び運営に係る経費の補助を行う。

図表 6-10 充電設備普及促進事業の補助対象等

補助対象	補助額	条件
非公共用充電(事務所・工場等)、公共用充電(商業施設・宿泊施設等)	<p><b>【設備購入費】</b> 国の補助金交付額と合わせて 10 分の 10 (機器によって上限額あり。一部都単独で 10 分の 10)、蓄電池付きの場合 335 万円上乗せ</p> <p><b>【V 2 B 設備購入費】</b> 設備購入費から国の補助金交付額を除いた額※ 上限額：250 万円 (V 2 B) 30 万円 (エネルギーマネジメントシステム)</p> <p>V 2 B 導入基数 1 基：補助率 2 分の 1 V 2 B 導入基数 2 基：補助率 4 分の 3 V 2 B 導入基数 3 基以上：補助率 10 分の 10</p> <p><b>【設置工事費】</b> 設置工事費から国補助額を除いた額 上限額： 普通充電設備 (充電用コンセント以外)</p>	都内に設置され、国の補助事業の対象となっている機器を導入すること 等

	<p>135 万円(1 基目)、68 万円(2 基目以降)  充電用コンセント  95 万円(1 基目)、48 万円(2 基目以降)  機械式駐車場  171 万円(1 基目)、86 万円(2 基目以降)  (車両導入と同時申請の場合は、普通  充電設備(充電用コンセント以外) 定額 20  万円/基、充電用コンセント 定額 10 万円/  基)  急速充電設備 合計出力 1 kW 当たり  6.2 万円を乗じた額  超急速充電設備 合計出力 1 kW 当たり  8 万円を乗じた額  先行配管工事 7 万円/区画(機械式の  場合 30 万円/区画)  ほか、機器及び場所に応じた上乗せあ  り</p> <p><b>【V2B 設置工事費】</b>  設置工事費から国補助額を除いた額※  上限額：125 万円  V2B 導入基数 1 基：補助率 2 分の 1  V2B 導入基数 2 基：補助率 4 分の 3  V2B 導入基数 3 基以上：補助率 10 分  の 10</p> <p><b>【受変電設備改修費】</b>  新設する充電設備の合計出力が 50kW 以  上になる場合  上限額 435 万円</p> <p><b>【遠隔制御用エネルギーマネジメント  設備導入費】</b>  上限額 30 万円</p> <p><b>【既設充電設備の撤去費】</b>  充電設備の更新にて、合計出力が向上  する場合、撤去費の 1/2 を補助  超急速：上限額 100 万円/基  急速：上限額 75 万円/基  上記以外：上限額 25 万円/基</p> <p><b>【機械式駐車場パレット更新費】</b>  充電設備を設置し、パレットの改修が  必要な場合  上限額 140 万円/パレット</p> <p><b>【運営費】</b>  公共用充電設備が対象。維持管理費は  設置から 3 年間、電気基本料金及び土  地の使用に要する経費は設置から 8 年  間を対象(維持管理費及び電気基本料  金は、超急速・急速充電設備のみ対象  )</p>	
--	---	--

	維持管理費：上限額 40 万円／年 電気基本料金：上限額 66 万円／年(急速) 334 万円／年(超急速) 土地の使用に要する経費：上限額 62 万円／年	
--	---	--

※ 設置基数により、上限額は異なる。

### 3 電動バイク充電環境促進事業（事業者エネルギー推進課）

（個人向け補助は環境局で所管）

都内に事業所等を有する事業者に対して、電動バイクの充電環境の整備を促進するため、バッテリーの専用充電器の購入費やバッテリーシェアリングサービス料の補助を行う。

図表 6-11 電動バイク充電環境促進事業の補助対象等

補助対象	補助額	条件
電動バイク専用充電器等、バッテリーシェアリングサービスの基本料金	上限額 5 万円 ※バッテリーシェアリングサービスの場合は月 1,400 円を上限とし、最大 3 年間にわたって交付	「ZEV普及促進事業」または「シェアリング・レンタル用車両ZEV化促進事業」に申請する電動バイクで利用するものであること等

### 4 水素ステーション設備等導入促進事業（新エネルギー推進課）

#### (1) 水素ステーション整備及び運営に対する補助

水素ステーションの整備又は運営をする事業者に対して、水素ステーションの整備費及び運営費の補助を行う。

図表 6-12 水素ステーション設備等導入促進事業の補助対象等

補助対象	補助額	条件
整備費	<p>【大規模 ST 整備】（供給能力 500N m<sup>3</sup>/h 以上） 国と都の補助を合わせて全額補助 （国と都補助を合わせた上限額 10 億円）</p> <p>【大規模以外の ST 整備】 国と都の補助を合わせて整備費用の 5 分の 4（中小企業は全額補助） （供給能力 300N m<sup>3</sup>/h 以上 500N m<sup>3</sup>/h 未満 上限額 5 億円、供給能力 50N m<sup>3</sup>/h 以上 300N m<sup>3</sup>/h 未満 上限額 3.6 億円、50N m<sup>3</sup>/h 未満 上限額 2 億円）</p> <p>【増設・改修】 燃料電池バス・トラック対応に必要な費用の 5 分の 4（中小企業は全額補助）（上限額 4 億円）</p> <p>【障壁】 整備費用の 5 分の 4（中小企業は全額補助）（上限額 3,000 万円）</p> <p>【既存設備等の撤去・移設】</p>	都内に設置されていること等

	<p>整備費用の5分の4（中小企業は全額補助）（上限額 3,000万円）（バス・トラック対応に必要な増設・改修時を含む。）</p> <p>【土地の造成】 造成費用の5分の4（中小企業は全額補助）（上限額 2億円）</p> <p>【水素 ST 併設・転換に伴う損失経費】 全額補助（上限額 500万円）（バス・トラック対応に必要な増設・改修時を含む。）</p> <p>【FCV 以外（FL・船等）用 ST 整備】 整備費用の5分の4（中小企業は全額補助）（上限額 3億円）</p> <p>【建築工事費等】 整備費用の5分の4（中小企業は全額補助）（上限額 1億円。ただし、次世代キャノピーを含む場合 2億円）</p> <p>【水素パイプライン整備】 整備費用の5分の4（中小企業は全額補助）（上限額 10億円）</p> <p>【基本設計費】 全額補助（中小企業のみ）（上限額 1,000万円）</p> <p>【太陽光発電設備の設置】 設置費用の5分の4（中小企業は全額補助）（上限額 2億円）</p> <p>【水電解装置の設置】 設置費用の5分の4（中小企業は全額補助）（上限額 10億円）</p>	
運営費	<p>【土地賃借料（令和3年度以前整備）】 土地賃借料の4分の1</p> <p>【土地賃借料（令和4年度以降整備）】 土地賃借料の5分の4（中小企業は全額補助）</p> <hr/> <p>ステーション運営費 乗用車用の場合 大企業 上限額 500万円/年 中小企業 上限額 1,000万円/年 燃料電池バス対応で1系統設備の場合 大企業 上限額 1,000万円/年 中小企業 上限額 2,000万円/年 燃料電池バス対応で2系統設備の場合 大企業 上限額 2,000万円/年 中小企業 上限額 4,000万円/年 営業時間拡大に伴う上乗せ 大企業 上限額 2,000円/時間(深夜割増1.25倍) 中小企業 上限額 4,000円/時間(深夜割増1.25倍)</p> <hr/> <p>【機器予備品購入費】 全額補助（中小企業のみ）（上限額 500万円）</p> <p>【計画外設備修繕費】 全額補助（中小企業のみ）（上限額 1,000万円）</p>	

	【グリーン電力購入費】 グリーン電力と通常電力の価格差（中小企業のみ）	
水素燃料費	都内燃料電池バス 水素販売価格と軽油相当額の価格差	

(2) 都用地等活用水素ステーション整備

平成 28 年 3 月に、江東区潮見の公益財団法人東京都環境公社の用地を活用して、民間事業者が商用水素ステーションを開設した。

また、令和 2 年 2 月に都用地としては初めて、下水道局が所管する葛西水再生センターの敷地の一部を活用して、民間事業者が燃料電池バス対応水素ステーションを開設した。

令和 5 年 9 月に、江東区新砂の都用地で燃料電池バス・トラック対応の水素ステーションを整備する事業者を公募の上、決定し、水素ステーション開設に向けた準備を進めている。

令和 7 年 1 月に、都内初の都用地（新宿区西新宿）を活用したグリーン水素を供給する定置式水素ステーションを整備する事業者を公募の上、決定し、水素ステーション開設に向けた準備を進めている。

5 水素ステーションとカーシェア等のパッケージ支援事業（新エネルギー推進課）

35MPa の水素ステーションとカーシェア等※を併せて実施する事業者に対象経費をパッケージで補助を行う。

※カーシェア・レンタカー事業、タクシー・ハイヤー事業、カーリース事業

図表 6-13 水素ステーションとカーシェア等のパッケージ支援事業の補助対象等

補助対象	補助額	条件
ステーション整備費	整備費用の 5 分の 4（中小企業は全額補助）（上限額 ST 規模により 1.5 億円～5 億円）	都内に設置されていること等
ステーション運営費	整備費用の 2 分の 1（中小企業は全額補助）（大企業 上限額 500 万円／年、中小企業 上限額 1,000 万円／年）	
カーシェア等 F C V 導入費	上限額 300 万円／台	
カーシェア等事業開始費	事業開始費用の 2 分の 1（上限額 500 万円）	

6 水素モビリティ・ステーション普及加速化総合支援事業（新エネルギー推進課）

水素モビリティの需要創出やステーション事業者とのマッチング等の一体的支援により、水素モビリティの普及や水素ステーションの整備を促進する。

## 7 中小企業等への水素ステーション導入に向けた支援事業

(新エネルギー推進課)

中小企業等に対し、水素ステーション導入や運営に関する相談窓口の開設や講習会等の実施により、水素ステーションの整備や運営に向けた支援を行っている。

また、中小企業等による水素ステーションの整備を促進するため、水素ステーション導入に向けた手続の支援など経営面と技術面において伴走型で支援する。

## 8 GX実現に向けたキャンペーンの展開（計画課）

令和5年度から開始しているZEVの認知度向上に向けた年間キャンペーンを引き続き実施することに加え、脱炭素社会の実現に向けた取組について、集客力のある大規模イベントを活用して普及啓発を行う。

## V 観光産業対策



○ 施策の体系（令和7年8月1日現在）

観光産業対策

外国人旅行者誘致の  
新たな展開

- 情報の収集及び発信
  - ・観光マーケティング調査
  - ・観光データマーケティング
  - ・ウェブサイトによる情報発信
  - ・東京ブランドの推進
  - ・インナーブランディングの強化
  - ・海外市場向け東京の魅力発信プロモーション
  - ・成長見込市場等におけるPRの推進
  - ・メタバースを活用した観光PR
- 観光プロモーション等の積極的な展開
  - ・高付加価値旅行者向けプロモーション
  - ・多様なチャネルを活用したB to Bプロモーション
  - ・東京観光レップの運営
  - ・日本各地とのインバウンド誘客促進事業
  - ・国際スポーツ大会を契機とした観光振興
  - ・世界自然遺産を活用した観光振興
  - ・近隣県と連携した海外向けレガシーPR事業
  - ・山形県との連携による女性の視点を生かした観光振興
  - ・自治体等と連携した観光促進事業
  - ・東京をゲートウェイとした日帰り旅行の魅力発信事業
  - ・江戸を感じる観光の魅力発信
- イベントを通じた観光振興
  - ・東京アニメアワードフェスティバル
  - ・東京国際映画祭
  - ・ショートショート フィルムフェスティバル
  - ・「マラソン祭り」を通じた観光振興事業
  - ・春の食フェスティバルの実施・運営
  - ・東京の食の魅力発信プロモーション
  - ・東京の多彩な食のプレゼンテーション
  - ・国際的なイベントを活用した観光PR
- アニメ等拠点の運営

MICE誘致の  
推進

- 東京都MICE連携推進協議会の運営
- MICE誘致に向けたプロモーションの展開
  - ・MICEマーケティング戦略の構築
  - ・MICE情報発信の展開
  - ・MICEプロモーション基盤の強化
- MICEの誘致・開催支援
  - ・国際会議誘致・開催支援事業
  - ・報奨旅行等誘致・開催支援事業
  - ・多摩地域におけるMICE誘致促進事業
  - ・島しょ地域におけるMICE誘致促進事業
  - ・ユニークベニューワンストップ窓口の設置
  - ・ユニークベニューの魅力発信
  - ・ユニークベニュー利用促進事業
  - ・ユニークベニュー施設の受入環境整備支援
  - ・ユニークベニュートライアル開催支援
  - ・イベント等誘致・開催等支援事業
- MICE拠点育成支援事業
- 多摩地域におけるMICE拠点の育成支援
- MICE施設の受入環境整備支援
- 都市間連携によるMICE誘致の推進
- 次世代型MICEの推進
- 環境配慮型MICEの推進
- サステナブルMICE発信

魅力を高める  
観光資源の開発

自然と調和した観光

- ・多摩・島しょ地域観光施設整備等補助事業
- ・島しょ地域の観光振興事業
- ・島しょ地域における観光連携実践プロジェクト
- ・東京都版エコツーリズムの推進
- ・多摩地域魅力PR事業
- ・島しょ地域魅力PR事業
- ・多摩・島しょ観光交通促進プロジェクト
- ・島しょ地域を活用した縁結び観光プロジェクト
- ・キャッシュレスを活用した島しょ地域誘客促進事業
- ・多摩・島しょアドベンチャーツーリズム推進事業
- ・滞在型旅行（ロングステイ）推進事業
- ・多摩・島しょ地域観光課題解決事業
- ・多摩・島しょ安定集客促進事業
- ・多摩地域誘客促進プロジェクト
- ・島しょ地域におけるクルーズ船寄港地でのアクティビティ開発事業
- ・サステナブルトラベラーの獲得に向けた観光促進事業

観光まちづくり

- ・地域における観光まちづくりの支援
- ・東京の多様性を活かした観光まちづくり推進支援事業

地域資源発掘型プログラム事業

水辺のにぎわい創出事業

東京ライトアップ発信プロジェクト

東京プロジェクションマッピング促進支援事業

プロジェクションマッピング国際アワードTOKYO

都庁舎におけるプロジェクションマッピング運営事業

民間との協力等によるプロジェクションマッピング展開事業

ナイトタイム等における観光促進事業

ナイトタイム観光推進エリアの創出事業

ナイトタイム観光プロモーション事業

東京ナイトタイム魅力創出プロジェクト

多摩の観光・産業振興ネットワーク事業

旅行博による東京の魅力PR

東京フィルムコミッション事業

海外作品制作支援事業

アニメ等コンテンツを活用した誘客促進事業

アニメ関連観光情報等発信事業

デザインマンホール等ツーリズム推進事業

DXを活用したアニメ等コンテンツの魅力発信事業

観光まちづくりサポート事業

Old meets New 日本文化を活用した観光振興支援事業

サステナブル・ツーリズム推進事業

観光協会等と連携した観光産業活性化支援事業

江戸情緒あふれる景観創出事業

江戸・東京の魅力を活用した観光周遊促進事業

観光まちづくりにおける江戸の文化財等の活用促進事業

受入環境の充実

温かく迎える仕組みづくり

- ・ウェルカムカードの作成・配布等
- ・宿泊業活性化対策

ムスリム等多様な文化・習慣に関する受入環境整備

多言語メニュー作成支援ウェブサイト保守・運営

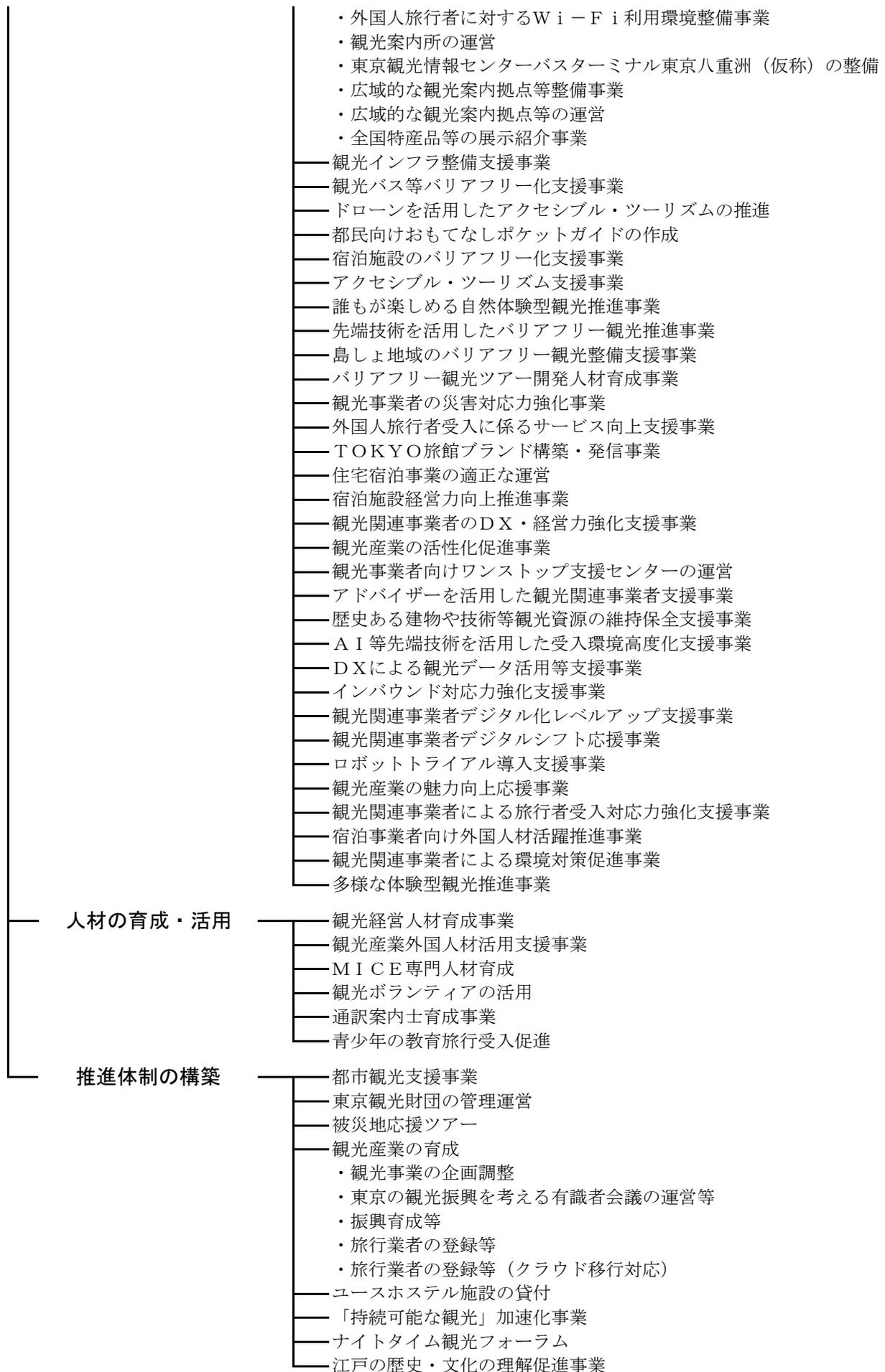
多言語コールセンター事業

タクシー事業者向け多言語対応端末導入補助事業

飲食事業者向け食の多様性対応支援事業

観光案内機能の充実

- ・東京ひとり歩きサイン計画
- ・デジタルサイネージを活用した観光情報ネットワーク事業



# 第1 外国人旅行者誘致の新たな展開

東京に旅行者を誘致するため、官民一体となったブランディングを進めるとともに、効果的・的確なプロモーション活動を実施し、東京の魅力を国内外にアピールしていく。

## 1 情報の収集及び発信（企画課・受入環境課）

### (1) 観光マーケティング調査

#### ア 市場動向調査

各種プロモーションの検討にあたり、各市場における旅マエの旅行行動や興味・関心などを把握する。

#### イ 観光客数等実態調査

今後の観光施策の基礎資料とするため、訪都旅行者数、観光消費額、経済波及効果等を把握する。

#### ウ 国・地域別外国人旅行者行動特性調査

訪都外国人の行動特性を国籍又は地域別に把握することで、旅行者の特徴を国ごとに明らかにし、効果的な観光施策の実施につなげていく。

#### エ 持続可能な観光振興に向けた現況調査

経済、文化、環境等のバランスのとれた持続可能な観光の推進に係る各種指標を把握することで、今後の施策展開につなげていく。

#### オ 新たな観光コンテンツ発掘調査

今後ニーズが高まる可能性のある新しい観光テーマを探求するためのリサーチを行い、今後の取組につなげていく。

#### カ 東京都観光データカタログ（統計データダッシュボードサイト）の運営

都内の各地域や団体等が行うマーケティング活動を支援するため、既存の統計調査データをダッシュボード化したウェブサイトの運営を行う。

#### キ ナイトタイム観光に関する実態調査

東京のナイトタイム観光に関する旅行者のニーズなどを調査し、今後の施策展開に活用していく。

### (2) 観光データマーケティング

データを有効活用した観光マーケティングを推進するため、各事業の過程で蓄積したデータを集約し、旅行者の属性や関心などの傾向を分析することで、より詳細なターゲティングに基づく戦略的なプロモーションを展開する。

### (3) ウェブサイトによる情報発信

東京の観光公式サイト「GO TOKYO」やSNSを活用し、東京の魅力や観光情報を世界に発信する。

(4) 東京ブランドの推進

アイコンとキャッチフレーズ「Tokyo Tokyo Old meets New」を活用しながら東京ブランドの浸透を図るとともに、PR映像や公式サイト、各種広告等を展開し、東京の持つ都市としての魅力をより印象的に発信する。

(5) インナーブランディングの強化

東京や各地域への愛着を向上させ、観光客の受入気運を醸成するため、地域と連携した都民参加型のキャンペーンや次世代の観光を担う若者が東京の魅力を考えるプログラムを提供し、インナーブランディングの強化を図る。

(6) 海外市場向け東京の魅力発信プロモーション

ア テレビCMの放映やオンライン広告の掲出

世界的なケーブルテレビネットワーク等を活用したCMを放映するほか、ウェブメディアにおけるオンライン広告や世界的なニュースサイト、旅行サイト等を活用して、「旅行地としての東京」を効果的にPRする。

イ 東京観光レップを活用した広告展開

東京観光レップのネットワークを活用し、現地で訴求力の高い広告媒体を通じて、現地市民の志向に応じた東京観光のプロモーションを行う。

ウ 世界有数の観光都市等との相互PR

パリ、ニューヨーク等世界有数の観光都市と相互に連携し、広告媒体等を通じて各都市の魅力を一般市民向けにPRすることで、旅行地としての各都市の認知度を高め、都市間の旅行者の増加を図る。

(7) 成長見込市場等におけるPRの推進

世界に開かれた観光都市・東京としてのプレゼンスを高めるため、より幅広い国・地域からの誘客促進の観点で、新規市場の開拓や今後訪都旅行者の増加が見込まれる地域へのプロモーションを強化する。

(8) メタバースを活用した観光PR

高度なデジタル技術を活用して、世界各国へより効果的な観光プロモーションを行うため、メタバース空間において実際の訪都旅行に繋げる仕掛けづくりなどを展開する。

## 2 観光プロモーション等の積極的な展開（企画課）

(1) 高付加価値旅行者向けプロモーション

滞在中に多くの消費が期待できることに加え、都市のイメージ向上にも寄与する高付加価値旅行者を誘致するため、「ILTM※ カンヌ」等の旅行商談会への出展をはじめ、旅行会社等が加盟する高付加価値旅行者に特化したサービスを提供するVirtuosoやConnections等の国際組織を活用したプロモーションのほか、ウェブサイト等を通じ高付加価値旅行者向けに東京の魅力を発信する。

また、高付加価値旅行に係る人材を育成し都内の高付加価値旅行の受入体制の充実を図る。

※International Luxury Travel Market

(2) 多様なチャネルを活用した B to B プロモーション

アジア及び欧米豪地域における、現地の旅行博や商談会への出展に加え、旅行事業者向けのセミナーを開催する。また、東京観光レップを設置している市場の旅行事業者を東京へ招聘して商談イベントを開催するなど、市場の特性に応じた観光プロモーションを実施する。

(3) 東京観光レップの運営

現地の旅行事業者やメディアに対する東京の最新情報の提供や、訪都旅行商品造成・販売促進のためのセールス活動等を継続的に行う「東京観光レップ」を設置し、一般市民や現地旅行事業者の東京に対する関心を惹きつけ、訪都旅行者の拡大を図る。

・設置状況：アジア地域 6 市場、欧米豪地域 9 市場

(4) 日本各地とのインバウンド誘客促進事業

東京と日本各地双方へのインバウンド誘客を促進するため、東京と日本各地の地方自治体、民間事業者等が連携し、東京と各地双方の魅力を堪能できる観光ルートを設定し、共同招聘や都内外国人旅行者向け広報などにより、効果的な PR を実施する。

(5) 国際スポーツ大会を契機とした観光振興

国内で実施される国際スポーツ大会の機会を活用し、東京及び東京以外の各地の観光情報を発信し、観戦客の東京及び日本各地への観光を促進する。

(6) 世界自然遺産を活用した観光振興

世界自然遺産を有する都と 5 道県（北海道、青森県、秋田県、鹿児島県、沖縄県）とが連携し、世界自然遺産の知名度を生かした共同プロモーションを実施する。

(7) 近隣県と連携した海外向けレガシー PR 事業

東京 2020 大会が開催された近隣県と連携して海外向けプロモーションを実施し、東京を拠点に近隣県への旅行を促す。

(8) 山形県との連携による女性の視点を生かした観光振興

女性目線の新たな観光の推進に向け、女性有識者等を含む協議会を設置するとともに、東京都と山形県とが連携した共同キャンペーン等を実施する。

(9) 自治体等と連携した観光促進事業

都がこれまで連携していない、もしくは都との連携意欲が高い自治体等とタイアップし、双方の魅力を発信していくことで、相互送客の促進につなげていく。

(10) 東京をゲートウェイとした日帰り旅行の魅力発信事業

東京に長期滞在しながら、都外の観光地への訪問を促すプロモーションを実施することで、地方への送客と持続可能な都内観光の推進を図る。

(11) 江戸を感じる観光の魅力発信

日本各地に存在する江戸の歴史や文化を感じられる観光スポット等を海外向けウェブサイトにより発信し、江戸をテーマとした観光における東京と日本各地の相互送客を促進する。

### 3 イベントを通じた観光振興（振興課・企画課）

(1) 東京アニメアワードフェスティバル

国際的なアニメーション映画祭の開催を通じて、アニメーション制作を担う次世代の人材

の発掘・育成等を行い、アニメーション産業の発展・振興を図るとともに、海外でも評価の高いアニメの魅力を発信する。

(2) 東京国際映画祭

映像産業の発展、国際文化交流の推進及び地域の振興に寄与することを目的に開催される「東京国際映画祭」を共催し、海外の映像関係者等へ東京の魅力をアピールする。開催都市として映画祭の円滑な発展を支え、都民等に楽しんでもらうとともに、国際的なイベントにおいて国内外に東京が誇る映像コンテンツを発信していく。

(3) ショートショート フィルムフェスティバル

アジア発の新しい映像文化の発信、新進若手映像作家の育成、映像を通じた国際的な芸術・文化交流の振興などを目的に開催される「ショートショート フィルムフェスティバル アジア」を共催し、海外の映像関係者等に東京の魅力をアピールする。東京の多彩な魅力を発信するためのプロジェクトとして、国内外の多くの人々が訪れたい「東京」をテーマにしたコンペティション「Cinematic Tokyo 部門」を実施する。

(4) 「マラソン祭り」を通じた観光振興事業

東京マラソンの開催に合わせて、マラソンコース周辺の観光マップを作成し、広く広報宣伝活動を行うことで、都内の観光周遊につなげる。

(5) 春の食フェスティバルの実施・運営

東京が誇る食の魅力を体験できる大規模なグルメフェスティバル「Tokyo Tokyo Delicious Museum」を開催し、東京の優れた食の魅力を国内外に広く発信する。

(6) 東京の食の魅力発信プロモーション

伝統的な江戸前料理、世界中の様々な料理、地場産の食材の豊かさ等、東京ならではの多彩な食の魅力を、将来の訪都者にとってより価値の高い情報として発信していくためのPR施策を実施する。

(7) 東京の多彩な食のプレゼンテーション

海外のメディア等を対象とした調理実演等のプレゼンテーションイベントを実施し、東京が誇る食の魅力を効果的に発信する。

(8) 国際的なイベントを活用した観光PR

インバウンドの誘客を一層促進するため、世界各国から注目が集まる国際的なイベントの機会を捉え、観光都市としての東京の魅力を効果的に発信する観光プロモーションを実施する。

#### 4 アニメ等拠点の運営（振興課）

アニメ・マンガ等国内外からの評価が高いコンテンツを活用した集客拠点「アニメ東京ステーション」（所在地：豊島区南池袋2-25-5）を運営し、展示イベントやワークショップ等を行うことで、インバウンドの誘客促進を図る。

## 第2 MICE誘致の推進

MICE<sup>※</sup>の開催は、多くの外国人旅行者を呼び込むことで、高い経済波及効果をもたらすとともに、都市のプレゼンス向上や観光地としての東京のPRにもつながることから、様々な施策を効果的に展開し、東京への誘致を推進する。

※ M: Meeting (企業等の会議)、I: Incentive Travel (企業等の報奨・研修旅行)、C: Convention (国際機関等が行う国際会議)、E: Exhibition/Event (展示会やイベント等)の頭文字を取った総称

### 1 東京都MICE連携推進協議会の運営 (企画課)

#### (1) MICE連携推進協議会の設置

東京観光財団が中心となり、国や政府観光局(JTO)、民間事業者、地域の団体などの関係主体からなる官民一体の協議会を設置し、MICEの誘致や開催に向けて連携した取組を進める。

#### (2) MICEシンポジウムの開催

MICE誘致の意義や取組等を関連事業者のほか都民にも広くPRし、普及啓発を図るためのシンポジウム等を開催する。

### 2 MICE誘致に向けたプロモーションの展開 (企画課)

#### (1) MICEマーケティング戦略の構築

戦略的なプロモーションのため、国内及び海外の競合都市のMICE誘致活動状況を把握するための調査等を実施し、今後のマーケティング戦略や事業の見直しに活用する。

#### (2) MICE情報発信の展開

海外専門誌、学術研究誌等への広告掲載や海外への訪問営業等を通じ、開催都市としての東京の魅力を発信する。

また、開催地決定に影響力のある海外のMICE専門事業者等の招待旅行を実施するほか、MICE専門の海外見本市において開催都市としての東京の魅力を効果的にPRする。

#### (3) MICEプロモーション基盤の強化

東京観光財団が加盟する国際的なコンベンションビューローの連携組織等を通じて、国際会議の誘致に有益な情報の収集やプロモーション活動を戦略的に進めていく。

### 3 MICEの誘致・開催支援 (企画課)

#### (1) 国際会議誘致・開催支援事業

国際会議の東京誘致を優位に進めるための支援を実施する。

ア 国際会議誘致・開催資金助成

(ア) 国際会議誘致資金助成

東京が開催候補地となっている国際会議を対象に、一定の要件を満たすものについて、主催者に対し広報宣伝費や渡航費などの誘致活動に必要な経費を支援する。

- ・助成率：10/10 以内
- ・助成限度額：800 万円

(イ) 国際会議開催資金助成

東京が開催候補地となっている国際会議を対象に、一定の要件を満たすものについて、主催者に対し開催時の会場借上費などを支援する。

- ・助成率：10/10 以内
- ・助成限度額：1 億 5,000 万円

イ 国際会議開催支援プログラム

(ア) 誘致支援事業

東京が開催候補地となっている国際会議を対象に、一定の要件を満たすものについて、誘致競争の段階で、都内観光ツアーや日本文化体験プログラムの提供など、開催時の支援を確約する。

(イ) 開催支援事業

a 東京開催における支援

東京で開催される一定の要件を満たす国際会議に対し、参加者が実際に東京の魅力を体験できるプログラム等を提供する。

b 前回大会における支援

東京での開催が予定されている国際会議について、他国で開催される前回大会に参加し東京の魅力をPRすることにより、東京大会への参加を促進する。

ウ 観光ボランティアを対象とした国際会議向けの研修

東京で開催される国際会議において運営をサポートするため、観光ボランティアに対して必要な知識やマナー等の研修を実施し、主催者の要望に応じて派遣する。

(2) 報奨旅行等誘致・開催支援事業

ア 報奨旅行等誘致・開催支援事業

企業等の会議や報奨・研修旅行の東京誘致を優位に進めるための支援を実施する。

(ア) 誘致支援事業

東京が開催候補地となっている報奨旅行等を主催する海外企業等を対象に、一定の要件を満たすものについて、視察の際の滞在費などを負担するとともに、視察ツアーを提供するなどの支援を行う。

(イ) 開催支援事業

東京で開催される報奨旅行等を主催する海外企業等を対象に、一定の要件を満たすものについて、開催時にギブアウェイやアトラクション、東京ならではの特別感のある体験メニュー等のプログラムを提供する。また、一定規模以上の報奨旅行等を対象に、会場借上げ手配を行う。

イ 報奨旅行等誘致・開催支援メニューの開発

報奨旅行等の誘致を優位に進めるため、開催時に参加者へ提供する体験メニューの開発を行う。

(3) 多摩地域におけるMICE誘致促進事業

多摩地域におけるMICE誘致を促進するため、多摩地域でのMICE開催を予定している主催者に対して、参加者の輸送費用など地域の特性を踏まえた支援を実施する。

- ・助成率：10/10 以内
- ・助成限度額：M/C/E 600 万円  
I 350 万円

(4) 島しょ地域におけるMICE誘致促進事業

島しょ地域へのMICE誘致促進に向けた支援を実施する。

ア 島しょ地域におけるMICE誘致・開催資金助成

(ア) 島しょ地域におけるMICE誘致資金助成

島しょ地域が開催候補地となっているMICEを対象に、一定の要件を満たすものについて、主催者等に対し広報宣伝費や渡航費などの誘致活動に必要な経費を支援する。

- ・助成率：10/10 以内
- ・助成限度額：500 万円

(イ) 島しょ地域におけるMICE開催資金助成

島しょ地域が開催候補地となっているMICEを対象に、一定の要件を満たすものについて、主催者等に対し開催時の会場借上費などを支援する。

- ・助成率：10/10 以内
- ・助成限度額：1,500 万円

イ 島しょ地域におけるMICE開催支援プログラム

島しょ地域が開催候補地となっているMICEを対象に、一定の要件を満たすものについて、誘致競争の段階で、島内観光ツアーや日本文化体験プログラムの提供など、開催時の支援を確約する。

ウ 島しょ地域におけるMICE開催に向けたプロモーション

主催者や開催地決定に影響力のある海外のMICE専門事業者等の招待旅行等を実施し、開催地としての島しょ地域の魅力をPRする。

エ 「島しょ地域へのMICE誘致のモデル地区」等への支援

観光協会をはじめとした地元関係者などによるMICE受入体制構築に向けた支援を実施する。

(5) ユニークベニューワンストップ窓口の設置

東京観光財団内に設けたワンストップ総合支援窓口において、主催者等が行うユニークベニューの選定作業や手続等の負担軽減、施設へのサポートを行うことにより、利用者と施設側との効果的なマッチングを推進する。

※ユニークベニュー：博物館・美術館や歴史的建造物等で、会議・レセプションを開催することで特別感や地域特性を演出しながら開催できる会場

(6) ユニークベニユ어의魅力発信

国内外のMICE主催者等に向けて都内ユニークベニユ어의魅力や活用方法等を幅広く発信するため、ショーケースイベントを実施するとともに、都内ユニークベニユ어를紹介する専用ウェブサイトの内容の更新・充実を図る。

(7) ユニークベニユ어利用促進事業

ユニークベニユ어의利用を促進するため、主催者等に対して、ユニークベニユ어의利用に伴う会場設営費等を支援する。

・助成率：2／3以内

・助成限度額：1,500万円

(8) ユニークベニユ어施設の受入環境整備支援

ユニークベニユ어의会場となる民間施設等を対象に、レセプション等の開催に必要な設備などの整備を支援する。

・助成率：2／3以内

・助成限度額：1,500万円

(9) ユニークベニユ어トライアル開催支援

施設又は都内MICE拠点のトライアルとして開催するユニークベニユ어의ショーケースイベント経費を支援する。

・助成率：10／10以内

・助成限度額：1,500万円

(10) イベント等誘致・開催等支援事業

ア 展示会における海外参加促進支援

都内で展示会開催を予定する主催者に対して、当該展示会の海外PR経費等を支援する。

・助成率：1／2以内

・助成限度額：400万円

イ イベント等開催支援プログラム

(ア) 誘致支援事業

東京が開催候補地となっている国際イベント等を対象に、一定の要件を満たすものについて、誘致競争の段階で、都内観光ツアーや日本文化体験プログラムの提供など、開催時の支援を確約する。

(イ) 開催支援事業

東京で開催される国際イベント等に対し、参加者が実際に東京の魅力を体験できるようなプログラム等を提供する。

#### 4 MICE拠点育成支援事業（企画課）

会議・宿泊・商業施設などのMICE関連施設が集積しているエリアを都が指定し、受入体制の強化に向けた取組、各エリア間又は国内他都市との連携に向けた取組等を支援することで、MICE拠点として育成していく。

## 5 多摩地域におけるMICE拠点の育成支援（企画課）

都心部以外でもMICEの開催を増やしていくために、多摩地域におけるMICEの誘致・受入れや人材育成に向けた取組、国内見本市への出展を支援し、拠点の育成を図る。

## 6 MICE施設の受入環境整備支援（企画課）

国際会議等の会場となる会議施設やホテル、大学などの施設機能の強化を図るため、Wi-Fiや高解像度プロジェクター、同時通訳システムなどMICEの開催に役立つ設備の導入等を支援する。

### (1) 情報通信機能、映像機能、会場設備機能、多言語対応機能等

- ・助成率：1／2以内
- ・助成限度額：3,000万円

### (2) オンライン会議整備機能

- ・助成率：1／2以内
- ・助成限度額：3,000万円

### (3) 環境配慮機能等

- ・助成率：ア 環境配慮機能（国際認証資格取得） 10／10以内  
イ 環境配慮機能（国際認証資格取得に伴う設備導入経費） 2／3以内  
ウ 先端テクノロジー機能 3／4以内
- ・助成限度額：3,000万円

## 7 都市間連携によるMICE誘致の推進（企画課）

連携都市と共同で、東京と異なる魅力を有する国内他都市を周遊する報奨・研修旅行の誘致や、国際会議等参加者の他都市への送客に向けた取組を実施する。

（連携都市）札幌市、福島県、石川県、愛知県・名古屋市、京都市、福岡市、沖縄県

## 8 次世代型MICEの推進（企画課）

主催者向けのテクノロジー導入ガイドラインを活用し、オンライン併用のハイブリッド型MICEの開催や先端テクノロジーの実装を推進する。

### (1) ハイブリッド型会議等開催資金助成

都内でMICE開催を予定している主催者に対して、会議等の一部オンライン化に要する経費を支援する。

- ・助成率：10／10以内
- ・助成限度額：600万円

### (2) 次世代型MICE開催資金助成

都内でMICE開催を予定している主催者に対して、先端テクノロジーの活用等に要する経費を支援する。

- ・助成率：10／10以内
- ・助成限度額：3,000万円

## 9 環境配慮型MICEの推進（企画課）

都内でMICE開催を予定している主催者等に対し、環境に配慮した取組を推進するためのノウハウ提供や経費助成等の支援を行う。

### (1) サステナブルMICEサポートデスクの運営

MICE主催者が環境に配慮した取組を実施するための支援を行うサポートデスクを運営する。また、サステナブルMICEアドバイザーの派遣を行う。

### (2) 環境配慮型MICE開催資金助成

都内でMICE開催を予定している主催者に対し、サステナビリティに配慮した取組に要する経費等を支援する。

- ・助成率：10／10 以内
- ・助成限度額：700 万円

## 10 サステナブルMICE発信（企画課）

都内でMICE開催を予定している主催者、MICE施設をはじめとした関連事業者等に対し、MICEにおけるサステナビリティに配慮した取組を推進するためのノウハウ提供や開催方法等を幅広く発信・展開していくため、多様な手法を提案するショーケースイベントを実施する。

## 第3 魅力を高める観光資源の開発

東京が持つ様々な観光資源を生かし、旅行者のニーズを把握しながら、多様な観光資源を複合的に組み合わせ、旅行者を惹き付けるとともに、来訪者の回遊性を高める。

### 1 自然と調和した観光（振興課）

#### (1) 多摩・島しょ地域観光施設整備等補助事業

多摩・島しょ地域への旅行者の誘致促進を目的として、市町村が行う観光施設整備や情報発信、観光振興イベント等の事業を支援する。

- ・補助対象事業：施設整備事業 案内板、標識の整備等  
観光振興事業 ①観光パンフレット、ホームページの作成等  
②観光振興イベント

・補助率：1／2以内

- ・補助限度額：施設整備事業 2,000万円  
観光振興事業 ①500万円、②250万円

#### (2) 島しょ地域の観光振興事業

観光を主要な産業の一つとしている島しょ地域において、地域が主体的に取り組む観光振興事業を支援し、地域の更なる魅力の向上を図る。

##### ア 島しょ観光産業活性化支援事業

島しょ地域の民間団体が主体的に取り組む誘客事業を、町村とともに支援することで、島しょ地域の観光産業の活性化を図る。

##### イ 島しょ観光客誘致支援事業

島の個性的な魅力を活かして実施されるイベント事業を活用して旅行者を誘致し、島しょ観光の振興を図る。

#### (3) 島しょ地域における観光連携実践プロジェクト

島しょ地域の観光関連団体を中心とした広域連携によるPR体制を維持するとともに、実際の誘客につなげる新たなツールや商品等を開発し、東京諸島の連携強化につなげる。

#### (4) 東京都版エコツーリズムの推進

小笠原村、御蔵島村及び三宅村において、貴重な自然を保護するとともに、それを新たな観光資源として活用し、自然への理解と関心を深める啓発等に取り組むことを通じて、「東京都版エコツーリズム」を定着させる。

##### ア 小笠原諸島

世界自然遺産地域における国内旅行者の誘致に向けて、旅行者の実態やニーズについて調査を行う。

##### イ 御蔵島

御蔵島村が実施する観光施設整備事業を支援する。

ウ 三宅島

三宅村が実施する観光施設整備事業を支援する。

(5) 多摩地域魅力PR事業

多摩地域の魅力を様々な情報発信ツールを活用して発信し、国内外の旅行者の認知を高め、多摩地域への誘客を促進する。

(6) 島しょ地域魅力PR事業

島しょ地域の魅力を様々な情報発信ツールを活用して発信し、国内外の旅行者の認知を高め、誘客を促進する。また、島しょ地域における魅力的なコンテンツを開発・磨き上げ、広くプロモーションしていくことで、認知拡大を図る。

ア 魅力PR事業

イ 島しょ地域の観光資源開発・磨き上げ支援

(7) 多摩・島しょ観光交通促進プロジェクト

多摩・島しょ地域において、新たな交通サービスの導入など、市町村等の交通インフラ開発を支援する。

・補助率：2／3以内

・補助限度額：①シェアサイクルの実施支援 1,000万円

②新たな交通用具の導入支援 1,000万円

③PRツールの作成支援 200万円

(8) 島しょ地域を活用した縁結び観光プロジェクト

婚活や縁結びに関連する観光資源開発、観光資源を活用したイベント等への支援により、島しょ地域への誘客を促進する。

・補助率：2／3以内

・補助限度額：ハード整備事業 1,000万円

ソフト事業 500万円

(9) キャッシュレスを活用した島しょ地域誘客促進事業

島しょ地域で利用可能なプレミアム付き宿泊旅行商品券「しまぼ通貨」を発行し、島しょ地域のPR及び旅行者の誘客を促進し、島しょ地域の観光産業の活性化を図る。

※プレミアム付き宿泊旅行商品券「しまぼ通貨」

10,000円の宿泊旅行商品券を発行し、うち3,000円を都が負担する。12万セット発行

(10) 多摩・島しょアドベンチャーツーリズム推進事業

多摩・島しょ地域におけるアドベンチャーツーリズムに係る新たな取組に必要な経費を助成するとともに、アドバイザー支援及び広報支援を行う。

・補助率：2／3以内

・補助限度額：2,000万円

(11) 滞在型旅行（ロングステイ）推進事業

多摩・島しょ地域における滞在型旅行（ロングステイ）に係る新たな取組に必要な経費を助成するとともに、アドバイザーによる支援を行う。

- ・補助率：2／3以内
  - ・補助限度額：1,500万円
- (12) 多摩・島しょ地域観光課題解決事業  
多摩・島しょ地域の観光産業の課題解決に向けた取組の支援や取組状況の周知により、多摩・島しょ地域における観光産業の活性化を図る。
- ・補助率：2／3以内
  - ・補助限度額：2,000万円
- (13) 多摩・島しょ安定集客促進事業  
多摩・島しょ地域における閑散期の誘客につながるコンテンツの開発やプロモーション等の安定集客促進に係る新たな取組に必要な経費を助成する。
- ・補助率：2／3以内
  - ・補助限度額：2,000万円（新たな観光施設の整備に係る取組は補助限度額3,000万円）
- (14) 多摩地域誘客促進プロジェクト  
多摩地域への誘客を目的として、都内外に向けて魅力の認知度を更に向上させるため、地元観光協会や観光関連事業者等と連携し、PRイベント等の観光プロモーションを実施する。
- (15) 島しょ地域におけるクルーズ船寄港地でのアクティビティ開発事業  
クルーズ船寄港地において、クルーズ船客をはじめとする来島者に向けた新たな体験型アクティビティ開発を行うことで、島しょ地域の魅力向上を図り、誘客促進に繋げていく。
- (16) サステナブルトラベラーの獲得に向けた観光促進事業  
近年、観光の世界的な潮流となっているサステナブルな志向を持つ旅行者を島しょ地域に誘客するため、宿泊施設整備を行う民間企業等を支援し、地域経済の持続的な発展に結びつけていく。

## 2 観光まちづくり（振興課）

### (1) 地域における観光まちづくりの支援

地域が主体となって取り組む観光まちづくりを推進するとともに、地域観光の担い手である観光協会等の経営力の強化や、観光協会に加え多様な主体と連携した取組を支援する。

#### ア 観光活性化フォーラムの開催

地域の観光まちづくりの参考となる基調講演や事例発表等を行うとともに、地域の取組等を他の観光協会や関連団体、自治体等に紹介する展示交流会を実施する。

#### イ アドバイザー派遣事業

東京観光財団の地域支援窓口において、地域の様々な課題に対応するとともに、地域の要望に応じた観光まちづくりの専門家を観光協会等へ派遣し、指導・助言等を行う。また、観光協会等を対象としたポータルサイトを活性化させるための支援や、観光協会等が地域の多様な主体と連携し、マーケティングを活用して策定する事業計画等の取組に対する支援を行う。

## ウ 地域の観光力強化事業

### (ア) 学生インターン事業

関東圏の大学及び専門学校の学生を観光協会等に派遣し、新たな視点による取組を促進するとともに、将来の地域活性化の新たな担い手を育成する。

### (イ) 観光人材育成支援事業

地域の観光振興を担う観光協会等に対して人材育成研修を行い、地域の観光振興をリード・コーディネートしていくことのできる人材の育成を図る。

### (ウ) 観光まちづくり支援助成事業

観光協会、商工会・商工会議所・商工会連合会、観光協会を含む地域の多様な主体の連携による地域の観光振興を主たる活動目的とした協議会（DMO等）が行う、地域の観光産業の活性化や経営力強化を図ることを目的とした事業を支援する。

※広域連携（他道府県の協会等との連携を含む）も可

・助成対象事業：観光協会・協議会（DMO等）の設立支援、情報発信、イベント実施、旅行商品造成、経営力強化、地域における旅行者受入気運の醸成に向けた取組

・助成率：2／3以内

・助成限度額：300万円（広域の取組は600万円）

### (2) 東京の多様性を活かした観光まちづくり推進支援事業

国内外の旅行者の多様な観光ニーズに応えるため、その地域ならではの特性を活かした観光まちづくりに対する支援を行う。

・補助対象事業：

#### ① 次に掲げるテーマに関する観光ルートの整備など

伝統・文化、産業、食、景観、自然、水辺、スポーツ、インフラツーリズム、国内会議等の誘致、国内外他都市との連携、SDGsに配慮した観光

#### ② 区市の直接事業及び民間事業者への補助事業

・補助率：1／2以内

・補助限度額：施設等整備事業 2,000万円

広報・PR事業等 500万円

※1区市 上限2,000万円

## 3 地域資源発掘型プログラム事業（振興課）

観光協会のほか民間企業など多様な主体が共同で実施する観光資源の発掘や既存の観光資源の磨き上げなどによる特産品の開発、イベント等の誘客の取組を支援する。

### (1) 対象事業

- ・地域における特産品の企画・開発
- ・旅行者誘致イベントの企画・実施
- ・着地型旅行商品の企画・造成 など

(2) 助成内容

ア 新規採択事業（委託）

- ・各区市町村内での取組（単域）

委託金額上限 600 万円

※以下の条件を満たした場合は各 50 万円の増（最大上限 800 万円）

- ①外国人対応の取組、②地域の子供達が積極的に参加する取組、③デジタル技術を活用し、旅行者の満足度の向上に資する取組、④地域住民達が街への誇り・愛着を深める取組
- ・複数の区市町村（他道府県との連携を含む）にまたがる取組（広域）

委託金額上限 1,000 万円

イ 継続支援助成（補助）

- ・2年目：助成率 1 / 2 以内、3年目：助成率 1 / 3 以内

#### 4 水辺のにぎわい創出事業（振興課）

観光協会や水辺活動団体等による、水辺空間に新たなにぎわいを創出する事業に対して支援を行うとともに、水辺の観光ルートやイベント等の情報発信を行うことで、水辺空間に多彩なにぎわいを演出する。

- ・助成率：1 / 2 以内（初めて採択される団体は、初年度は 2 / 3 以内）
- ・助成限度額：1,000 万円

#### 5 東京ライトアップ発信プロジェクト（振興課）

都内の建造物、春の桜や秋の紅葉を活用したライトアップ等を行う取組を支援することで、地域の魅力を高めていく。また、都内の夜景やライトアップの魅力を Web サイト等で発信し、旅行者誘致に繋げていく。

(1) 建造物等のライトアップモデル助成

都内の建造物等を保有する民間事業者、区市町村等が行う常設のライトアップの取組を支援する。

- ・助成率：2 / 3 以内
- ・助成限度額：3,000 万円（広域の場合 6,000 万円）

(2) 春・秋のライトアップモデル助成

地域が行う春の桜や秋の紅葉を活用したライトアップの取組を支援する。

- ・助成率：10 / 10 以内（2年目：1 / 2 以内、3年目：1 / 3 以内）
- ※節電や H T T の取組を行う場合は、2年目 2 / 3 以内、3年目 1 / 2 以内
- ・助成限度額：600 万円

※継続 2 年目案件は助成限度額 300 万円、継続 3 年目案件は助成限度額 200 万円

(3) ライトアップスポット等の P R

都内のライトアップ施設やおすすめのエリア等をマップ及び Web サイト通じて紹介し、ライトアップの魅力を発信する。

## 6 東京プロジェクションマッピング促進支援事業（振興課）

プロジェクションマッピングを利用した地域の取組を支援し、活用を促進することで、東京の新たな夜間観光の盛り上げに繋げる。

### (1) プロジェクションマッピング促進支援助成

民間事業者、区市町村等が行うプロジェクションマッピングの取組を支援する。

・助成率：2／3以内（2年目：1／2以内、3年目：1／3以内）

※プロジェクションマッピング投影用のプロジェクター購入費は4／5以内

・助成限度額：2,500万円

※継続2年目案件は助成限度額2,000万円、継続3年目案件は助成限度額1,500万円

※プロジェクションマッピング投影用のプロジェクター購入費は以下のとおり

1年目：1,000万円、2年目：750万円、3年目：500万円

### (2) プロジェクションマッピング総合相談窓口

プロジェクションマッピングに係る総合相談窓口を設置し、プロジェクションマッピングの実施に向けて調整が必要な行政機関や補助制度の案内、専門家派遣を通じたアドバイスを行う。

## 7 プロジェクションマッピング国際アワードTOKYO（振興課）

プロジェクションマッピングの国際大会を実施することで、東京のプレゼンスを一層高めるとともに、本大会の実施を通して民間事業者等によるプロジェクションマッピングの取組の裾野拡大とその定着を図る。

## 8 都庁舎におけるプロジェクションマッピング運営事業（振興課）

都庁第一本庁舎をキャンバスに、光と音で多彩なアートを表現するプロジェクションマッピングの通年での上映を実施する。

## 9 民間との協力等によるプロジェクションマッピング展開事業（振興課）

民間施設をはじめ、歴史・文化的な建造物などを効果的に活用し、民間事業者等と連携したプロジェクションマッピングの取組を促進させ、ナイトタイム観光の新たな名所とすることで、都内でのプロジェクションマッピングを面的に広げていく。

## 10 ナイトタイム等における観光促進事業

夜間・早朝に行われるイベント等の取組を支援し、これらの時間帯に楽しめる観光スポットをWebサイト等で情報発信することで、東京への誘客を推進する。

・助成率：2／3以内（2年目：1／2以内、3年目：1／3以内）

・助成限度額：一定期間において定期的実施する夜間・早朝イベント等

3,000万円（2年目：2,250万円、3年目：1,500万円）

地域の夜間・早朝の観光振興に向けた取組

500万円（2年目：375万円、3年目：250万円）

ナイトツアー造成 500万円（2年目：375万円、3年目：250万円）

## 11 ナイトタイム観光推進エリアの創出事業（振興課）

国内外からの旅行者誘致の促進を図るとともに、東京のナイトタイム観光を楽しんでもらうため、地域の理解や持続可能性にも配慮しながら、エリアごとの特色を生かしてナイトタイム観光を推進する地域を支援する。

## 12 ナイトタイム観光プロモーション事業（振興課）

ナイトタイム観光に関する情報発信を充実させるとともに、ナイトタイムも楽しめる街としてのムーブメントづくりを進めることで、訪都外国人旅行者の誘致促進につなげる。

## 13 東京ナイトタイム魅力創出プロジェクト（振興課）

東京の夜の賑わいを創出するためのイベントを実施するとともに、東京のナイトタイムの魅力を広く発信する。

## 14 多摩の観光・産業振興ネットワーク事業（振興課）

多摩地域のコーディネーター役となる団体に対して支援を行い、面的・広域的に事業を展開することで、多摩地域への国内外の旅行者誘致とリピーター増加を促進し、多摩地域の観光振興を図る。

## 15 旅行博による東京の魅力PR（振興課）

世界最大級の国内旅行博「ツーリズムEXPOジャパン2025」（開催場所:Aichi Sky Expo）でPRし、地域への誘致拡大を図ることで、地域の活性化につなげる。

## 16 東京フィルムコミッション事業（振興課）

### (1) 東京ロケーションボックス（TLB）の運営

円滑なロケ撮影を支援するため、都内での撮影に関する情報提供や施設管理者との撮影許可の調整等を行う。また、支援作品を活用したパネル展の実施等により、ロケ撮影に対する都民等の理解促進を図るとともに、国内外の観光客を誘致する。

### (2) 地域におけるフィルムコミッション設立等支援事業

ロケ撮影の円滑化及びそれを活用した地域振興を図るため、活動の中核となるフィルムコミッションの設立に対しアドバイザーとして支援を行う。また、各自治体等におけるロケ撮影担当者を対象に講習会を行うことで、窓口担当者の育成を図る。

### (3) 国内外へのPR活動

海外の制作者が多数集まる映画見本市にブースを出展するとともに、海外の映像制作会社等を招聘し、都内のロケ地等のツアーを実施することで、ロケ地としての東京の魅力を世界に向け広くPRし、海外作品のロケ誘致を推進する。

## 17 海外作品制作支援事業（振興課）

都内で撮影の全部又は一部を行う、海外で公開又は放映が見込まれる映像作品の撮影やロケハンを支援することにより、海外映像作品のロケ地誘致を積極的に行い、映像作品を通じて東京の魅力を国内外に発信する。

- ・助成率：ロケハン1／2以内  
撮影1／2以内（本事業を活用しロケハンを実施した場合2／3以内）
- ・助成限度額：ロケハン100万円／件  
撮影1,000万円／件

## 18 アニメ等コンテンツを活用した誘客促進事業（振興課）

国内外で関心の高いアニメ等のコンテンツを活用して観光振興を行う区市町村、地域の観光振興団体の取組に対して支援を行う。

- ・補助率：区市町村2／3以内、観光振興団体4／5以内
- ・補助限度額：①施設・構造物等の建設・改修・整備に関する事業2,000万円／件  
②情報発信等に関する事業、集客イベント事業500万円／件

## 19 アニメ関連観光情報等発信事業（振興課）

### (1) 「GO TOKYO」での情報発信

東京の観光公式サイト「GO TOKYO」に、都内全域のアニメ関連観光情報等を多言語で掲載することにより、アニメファンをはじめとする旅行者の誘致促進を図る。

### (2) アニメツーリズム推進事業

都内複数箇所をデジタルスタンプラリーのスポットに選定し、特設サイトを活用したアニメツーリズムを実施することにより、都内における回遊性向上を図る。

### (3) アニメ関連スポット周遊マップ

都内のアニメ関連スポットや周遊ルートを掲載したマップを作成し、アニメ東京ステーション等において配布することにより、アニメファンをはじめとする旅行者の誘致促進を図る。

## 20 デザインマンホール等ツーリズム推進事業（振興課）

東京に集積するアニメ関連産業のキャラクター等を活用したデザインマンホール等を巡るデジタルスタンプラリーを実施し、都内全域における回遊性向上を図る。

## 21 DXを活用したアニメ等コンテンツの魅力発信事業（振興課）

高度なデジタル技術を活用して、メタバース空間においてアニメ関連情報を発信するとともに、貴重なアーカイブ資料を活用できる仕掛けづくり等を展開することで、世界中のアニメファンの誘客促進を図る。

## 22 観光まちづくりサポート事業（振興課）

都内の観光協会が抱える地域の観光まちづくりの課題を解決するため、多様な職務経験等を有するプロボノ人材のノウハウを活用した支援を実施する。

## 23 Old meets New 日本文化を活用した観光振興支援事業（振興課）

東京にある芸術・音楽・伝統芸能や伝統工芸、歴史的な建造物等の日本文化を活用したイベント等の観光振興の新たな取組を支援し、持続的な賑わい創出につなげる。

・助成率：2／3以内

・助成限度額：A 協議会 1,300 万円、B 協議会 600 万円

A 協議会…都内で活動する複数の団体・企業が3者以上連携し、設置する協議会（※）

※文化・芸術団体を1者以上含むこと

B 協議会…都内で活動する複数の団体・企業が2者以上連携し、設置する協議会（※）

※都内の地域で主体となって観光まちづくりに取り組む団体等（観光協会、商工会等）及び文化・芸術団体を各1者以上含むこと

## 24 サステナブル・ツーリズム推進事業（振興課）

観光協会や観光関連事業者等が行うコンテンツ開発やプロモーション等、環境配慮型旅行に係る新たな取組を支援する。また、地域における持続可能な観光まちづくりに係る取組を支援することで、都内のサステナブル・ツーリズムの推進を図る。

### (1) 環境配慮型旅行推進事業

環境配慮型旅行に係る新たな取組に対して費用を助成するとともに、アドバイザー支援及び広報支援を行う。

### (2) 地域のサステナブル・ツーリズム推進事業

経済・文化・環境などの観点から持続可能な観光まちづくりを目的として実施する新たな取組を支援する。

・助成率：2／3以内

・助成限度額：500 万円

## 25 観光協会等と連携した観光産業活性化支援事業（振興課）

都内の観光協会等と連携して実施する、地域の特産品の販売及び地域の観光PRを目的としたイベント「TOKYO 周穫祭 2025」に対して支援を行う。

## 26 江戸情緒あふれる景観創出事業（振興課）

都内の地域が主体となり、のれんや提灯、簾などを活用して江戸情緒あふれる地域の景観を創出する。また、セレモニーイベントの開催や情報発信等の取組を実施することで、地域の認知度向上や集客力の強化を図り、地域の持続的な賑わいの創出につなげていく。

## 27 江戸・東京の魅力を活用した観光周遊促進事業（振興課）

「江戸・東京の歴史・文化」を観光資源として効果的に活用していくため、隠れた名所等を巡る新たな観光モデルコースを作成し、東京を訪れる国内外の旅行者へ情報発信する。また、モニターツアー等を実施し、東京の魅力を再発見・発信することにより、民間ツアーへの活用を推進するなど、旅行者誘致に繋げていく。

## 28 観光まちづくりにおける江戸の文化財等の活用促進事業（振興課）

都内各地に残る江戸の文化財等の魅力や価値を体感できる取組を支援することで、地域の住民が江戸の文化財や歴史・文化を大切に守る意識を高めるとともに、旅行者をはじめ多くの人々がその魅力に触れる機会を創出し、地域の魅力向上や来訪者の増加に繋げていく。

## 第4 受入環境の充実

東京を訪れる旅行者が安心かつ快適に観光を楽しめるよう、旅行者への円滑な情報提供に取り組むとともに、多言語対応や宿泊施設のバリアフリー化支援など、旅行者を迎え入れる滞在環境の整備を推進する。また、観光関連事業者のDX導入推進や収益力向上に向けた支援などにより、経営基盤の強化を図る。

### 1 温かく迎える仕組みづくり（受入環境課）

#### (1) ウェルカムカードの作成・配布等

観光スポット、観光地図、緊急時連絡先及び施設割引情報などを記載した「TOKYO TRAVEL GUIDE」を作成し、東京観光情報センター及び観光案内窓口等で配布する。

#### (2) 宿泊業活性化対策

宿泊施設における受入環境の充実を図るため、宿泊事業者により構成される団体が実施する、旅行者の誘致やサービス向上につながる取組等を支援する。

・補助率：1／2以内

・補助限度額：810万円

### 2 ムスリム等多様な文化・習慣に関する受入環境整備（受入環境課）

ムスリムを含む多様な文化・習慣を持つ外国人旅行者の受入環境整備に取り組んでいる施設などを紹介するとともに、事業者等に対して、必要な知識・ノウハウなどの普及啓発を図る。

#### (1) パンフレットの作成・配布

ムスリム旅行者の受入れに取り組んでいる都内の飲食店や宿泊施設、礼拝所などを紹介したパンフレットに加え、ベジタリアン向けメニュー対応の飲食店を紹介したパンフレットを作成・配布する。

#### (2) 受入対応セミナーの開催

受入環境整備に必要な知識・ノウハウなどに関する情報提供や、先進事例の紹介などを目的とした事業者向けセミナーを開催する。

#### (3) 専門家の派遣

飲食メニュー開発等に取り組む事業者に対し、専門家を派遣し受入環境整備を支援する。

#### (4) マッチング会の実施

ムスリムやベジタリアン対応の製品取扱事業者と、飲食事業者等とのマッチング会を実施する。

#### (5) 外国人旅行者向け観光マナー啓発パンフレットによるマナー啓発

日本旅行時におけるマナー等を紹介する外国人旅行者向けパンフレットを多言語化し、外国人旅行者に向けた観光マナー情報の動画等による発信を実施する。

### 3 多言語メニュー作成支援ウェブサイト保守・運営（受入環境課）

都内の飲食店が多言語のメニューを簡単に作成でき、外国人旅行者が外国語メニューを置く飲食店を検索できる機能を備えたウェブサイト「EAT 東京」を運営する。

また、多言語メニューのさらなる普及を図るため、ウェブサイトの操作研修会や登録済み店舗に対する個別のフォローアップ等を行う。

### 4 多言語コールセンター事業（受入環境課）

外国人旅行者の利用頻度の高い施設（都内宿泊施設、飲食店、タクシー事業者及び小売店（免税店含む））に対して、通訳等を行う 24 時間対応のコールセンターサービスを提供する。

### 5 タクシー事業者向け多言語対応端末導入補助事業（受入環境課）

多言語対応及び決済機能を持つタブレット端末等を導入する都内タクシー事業者に対して、支援する。

- ・助成率：法人事業者 1 / 2 以内、個人事業主 9 / 10 以内
- ・1 台あたりの助成限度額：法人事業者 5 万円、個人事業主 9 万円

### 6 飲食事業者向け食の多様性対応支援事業（受入環境課）

#### (1) 食の多様性に向けた普及啓発

先進的な料理店等の協力を得て、ヴィーガンなど食の多様性に対応したメニューを開発するとともに、レシピのコンテンツを作成し、ウェブサイト等で発信する。

#### (2) ベジタリアン・ヴィーガン認証取得支援

都内飲食店が、新規顧客獲得のため、ベジタリアン及びヴィーガンに関する認証を新たに取得する際に要する経費について助成する。

- ・補助率：1 / 2 以内
- ・補助限度額 1 店舗当たり 20 万円

### 7 観光案内機能の充実（受入環境課・企画課）

#### (1) 東京ひとり歩きサイン計画

##### ア 案内サインの統一化の周知・推進

外国人旅行者や障害者、高齢者が安心して東京の観光を楽しめるように、平成 27 年 2 月に改定した「国内外旅行者のためのわかりやすい案内サイン標準化指針」に基づき、各区市町村等に対して、案内サインの統一化を周知・推進していく。

##### イ 歩行者用観光案内標識の維持管理(都道)

ピクトグラム(絵文字)や多言語で表記した観光案内標識について、地図面の更新等の維持管理を行う。（建設局への執行委任）

#### (2) デジタルサイネージを活用した観光情報ネットワーク事業

多言語での観光情報の提供を目的にデジタルサイネージを屋内外に設置するとともに、地図上に表示する様々な情報を効率的に収集・管理するためのデータベースを運営する。

(3) 外国人旅行者に対するWi-Fi利用環境整備事業

東京を訪れる外国人旅行者が観光情報の収集等を目的にインターネットを利用する際に、ストレスフリーで無料Wi-Fiに接続できる環境を整備する。

(4) 観光案内所の運営

ア 東京観光情報センターの運営

都内5カ所にある東京観光情報センターを運営し、観光情報の提供を行う中核として、国内外旅行者のニーズに合った情報を提供するとともに、国内外からの問合せに対し、コンシェルジュ及び生成AIによりビデオ通話やチャット等で案内するオンライン観光案内を実施する。また、東京2025デフリンピック大会において臨時観光案内所を設置し、東京の魅力を広くPRする。

・東京観光情報センター設置場所

東京都庁第一本庁舎1階、羽田空港、京成上野駅、バスタ新宿、エキュート立川

イ 全国観光PRコーナーの運営

東京都と全国の各自治体が連携して、都庁舎を「全国の観光情報発信拠点」として活用し、日本各地域の魅力を広くPRするため、各自治体の最新の観光パンフレット等を設置、配布するとともに、観光・物産等のPRイベントを行うスペースを提供する。

設置場所：東京都庁第一本庁舎1階

(5) 東京観光情報センターバスターミナル東京八重洲（仮称）の整備

東京駅八重洲口周辺において整備が進められている高速バスターミナルに新たな東京観光情報センターを整備するため、実施設計等の開設に向けた準備を行う。

(6) 広域的な観光案内拠点等整備事業

都内の観光案内窓口を強化し、都内全域での観光案内機能の充実を図る。

（観光案内窓口整備）

・助成率：2／3以内（区市町村は1／2以内）

・助成限度額：1施設 300万円（区市町村は225万円）

(7) 広域的な観光案内拠点等の運営

国内外の旅行者に対して観光情報を円滑に提供できるよう、デジタルサイネージの貸与や東京トラベルガイドの提供など、広域的な観光案内拠点及び観光案内窓口の運営を支援する。

(8) 全国特産品等の展示紹介事業

都内アンテナショップ等と連携した特産品の販売イベントを開催し、全国の特産品を販売する。また、都内アンテナショップを周遊し、各地の魅力に触れることができるイベントを実施する。

## 8 観光インフラ整備支援事業（受入環境課）

都内全域における受入環境の整備を促進するため、旅行者を迎え入れる快適な滞在環境の整備を促進していく。

(1) 区市町村観光インフラ整備支援

多言語対応の改善・強化や情報通信技術の活用など、地域の特色を生かし、地域の実情に応じて旅行者の受入環境整備を計画的に実施する区市町村の主体的な取組を支援する。

①多言語対応の改善・強化、②情報通信技術の活用、③国際観光都市としての標準的なサービスの導入、④多様な文化や習慣に配慮した対応、⑤観光バス車両乗降場等のバリアフリー化、⑥安全・安心の確保、⑦地域・住民に寄り添った観光地域経営の推進（混雑緩和やマナー啓発等）

・助成率：1／2以内（①～⑤）

2／3以内（⑥～⑦のうち、実効性のある具体的な対応策は3／4以内）

・助成限度額：1区市町村 1億円（令和7年度から5か年合計）

(2) 観光施設の国際化支援

多様化する旅行者のニーズに対応し、旅行者の受入環境整備を実施する都内の民間美術館・博物館等の取組を支援する。

・助成率：1／2以内

・助成限度額：1施設 1,000万円（令和7年度から5か年合計）

## 9 観光バス等バリアフリー化支援事業（受入環境課）

国内外から多様な旅行者を迎えるにあたり、障害者や高齢者が安心して都内観光を楽しめるよう、主要な交通インフラである観光バスのバリアフリー化を推進するため、リフト付観光バスの新たな導入に取り組む事業者に対して支援する。

・助成率：10／10以内

・助成限度額：1車両 大型 800万円、中型 500万円、小型 300万円

## 10 ドローンを活用したアクセシブル・ツーリズムの推進（受入環境課）

都内旅行事業者がドローンを活用し、障害者や高齢者など、誰もが都内観光を楽しみ地域の魅力を実感できる旅行商品を造成・販売・運営する取組を支援する。

・補助率：2／3以内

・補助限度額：500万円

## 11 都民向けおもてなしポケットガイドの作成（受入環境課）

障害者や外国人旅行者等に対する道案内や配慮の仕方などを掲載した冊子を配布し、都民のおもてなしの心の醸成を図る。

## 12 宿泊施設のバリアフリー化支援事業（受入環境課）

東京を訪れる高齢者や障害者等が、宿泊施設を安全かつ快適に利用できるよう、都内宿泊施設のバリアフリー化を推進する。

(1) 宿泊施設バリアフリー化支援補助金

宿泊施設の段差解消や手すりの設置など、バリアフリー化のための施設整備（共用部）、客室整備、備品購入、コンサルティング等に要する経費を支援する。

(2) 宿泊施設バリアフリー化促進事業

宿泊施設のバリアフリー化を推進するため、宿泊事業者や備品製造事業者等に向けたセミナーを開催するとともに、宿泊事業者に対しアドバイザー派遣を実施する。

### 13 アクセシブル・ツーリズム支援事業（受入環境課）

障害者や高齢者等が積極的に外出して、快適に移動しながら都内観光を行う、アクセシブル・ツーリズムの充実に向けた取組を推進する。

(1) 都民・観光関連事業者向け支援

ア シンポジウムの開催

都民や観光関連事業者等を対象に、アクセシブル・ツーリズムの普及啓発と機運醸成を図る。

イ アクセシブル・ツーリズム推進セミナー

経営層等に対するセミナーを開催し、アクセシブル・ツーリズム推進に向けた受入環境整備の取組を促す。

ウ アクセシブル・ツーリズム推進ウェブサイトの運営・情報発信

障害者や高齢者等の受入事例や観光地の情報等を集約した総合ウェブサイト等を用いて、都内のアクセシブル・ツーリズムの情報を発信する。

(2) 旅行者向け支援

ア バリアフリー観光情報集約・発信

都内（区部・多摩地域、島しょ地域）の主な観光ルート上のバリアフリー情報や留意事項、観光モデルコースの360°動画等を集約し、「東京観光バリアフリー情報ガイド」としてウェブサイト等を通じて情報提供する。

イ 乗降用リフト装置付バス利用支援事業

リフト付観光バスを貸切で手配し旅行を催行する旅行者に対して、通常のバスの貸切バス料金との差額について支援する。

### 14 誰もが楽しめる自然体験型観光推進事業（受入環境課）

(1) 助成事業

障害者や高齢者等がアクティビティを通じ、自然を体験する観光を安心して楽しめる環境を整備するため、観光プログラムの実施に必要な備品導入等を支援する。

・補助率及び補助限度額：4／5以内 200万円

ただし、施設整備を伴う場合は、500万円

(2) 事業者向けセミナー

障害者等が自然を楽しむ体験型観光への理解促進及び観光プログラムの実施に必要な専門的知識の付与を目的とした、事業者向けのワークショップやモニターツアーを実施する。

(3) 専用サイトによる情報発信

誰もが楽しめる自然体験型観光に係る事業者の取組の事例や自然体験スポット等を発信する。

**15 先端技術を活用したバリアフリー観光推進事業（受入環境課）**

大学や民間事業者が開発した障害者等の観光を手助けするツールやサービスなどの先端技術について、大学と協定を締結し、都内観光関連事業者等への導入を支援する。

**16 島しょ地域のバリアフリー観光整備支援事業（受入環境課）**

障害者等が島しょ地域の観光を楽しむことができる環境を整備するため、島内交通や飲食店等のバリアフリー化を推進する。

(1) 島しょ地域のバリアフリー観光整備支援事業補助金

ア 島しょ地域の民間の観光関連施設等のバリアフリー化整備に係る施設整備、備品購入、実施設計に要する経費

・補助率及び補助限度額：4／5以内 1,500万円

イ タクシー、レンタカーのバリアフリー車両の導入（リフト装置、スロープ等の設置費用）に要する経費

・補助率及び補助限度額：10／10以内 上限1台 40万円、ただし車いすごと乗れるリフト装置導入の場合は150万円

(2) 島しょ地域のバリアフリー観光整備支援事業アドバイザー派遣

島しょ地域の飲食店、小売店、その他観光施設向け補助事業の対象事業者を対象として、施設のバリアフリー化のアドバイス等を実施する専門家を派遣する（1施設3回まで）。

**17 バリアフリー観光ツアー開発人材育成事業（受入環境課）**

障害者を含む旅行者が楽しめる観光の実現に向け、旅行商品を造成する旅行会社の担当者、旅行に随行する添乗員やガイドに向けた実践的な講習会を実施する。

**18 観光事業者の災害対応力強化事業（受入環境課）**

外国人旅行者の安全・安心の強化を図るため、「外国人旅行者の安全確保のための災害時初動対応マニュアル」の活用、周知を図るとともに、宿泊施設等を対象としたセミナーを実施する。

**19 外国人旅行者受入に係るサービス向上支援事業（受入環境課）**

外国人旅行者による観光を東京での消費活動につなげるよう、旅行者の一層の消費拡大や受入に係るサービス向上に向けた観光関連事業者の取組を促進する。

(1) 派遣型セミナー・ワークショップの開催、コンサルタント等活用による支援

外国人旅行者受入に取り組もうとする宿泊、飲食、小売事業者等に対してセミナーやワークショップを開催するとともに、アドバイザーの派遣を行い、その取組を後押しする。

(2) 観光タクシー普及事業

観光タクシーでSNS等において発信力がある外国人を案内し、海外に情報発信するとともに、東京の観光タクシーPRパンフレットを配布することで、観光タクシーの普及啓発と利用促進を図る。

(3) 地域通訳案内士育成等事業

一定の語学力を有するタクシー運転手等に対し、地域通訳案内士に必要とされる基礎知識に加え、観光英語や旅程管理等に関する研修を行い、円滑に外国人旅行者を案内できる人材の育成と、サービスレベルの維持・向上を図る。

## 20 TOKYO旅館ブランド構築・発信事業（受入環境課）

旅行者と地域をつなぐ役割を担う「旅館」が、国内外の旅行者の誘致を地域と協力して進める取組を支援するとともに、こうした「旅館」の観光の拠点としての機能充実を通じた、旅館ブランドの構築と発信体制の強化を図る。

(1) 地域グループへの支援

ア 旅館が地域の観光協会や商店などと協力して旅行者誘致を行う取組を支援するため、モデルとなる地域グループに対して、必要となる経費等を支援する。

イ 観光人材（地域コンシェルジュ）の育成

(2) 旅館ブランドの発信

和の文化とおもてなしを体験できる旅館の優れたイメージを、海外に向けてブランドとして発信する取組を支援する。

## 21 住宅宿泊事業の適正な運営（振興課）

特別区・保健所設置市（八王子市・町田市）を除く区域において、住宅宿泊事業を営む事業者の届出を受け付けるとともに、衛生・建築・消防などの関係部署と連携して、適正な事業実施に向けた指導監督を行う。

・根拠法令等：住宅宿泊事業法（平成29年 法律第65号）

東京都における住宅宿泊事業の実施運営に関するガイドライン 等

## 22 宿泊施設経営力向上推進事業（受入環境課）

観光産業の活性化を図るため、設備投資等により、収益力の向上と合わせて従業員の待遇改善に取り組む都内宿泊施設を支援する。

・助成率：2／3以内（中小企業は3／4以内）

・助成限度額：1施設 500万円

## 23 観光関連事業者のDX・経営力強化支援事業（受入環境課）

観光関連事業者が生産性向上や高付加価値実現のために行う、DX・デジタル技術の活用や各種設備導入等の取組を、企画段階から取組完了まで一貫した専門家による伴走支援と、取組に要する経費の補助により支援する。

- ・助成率：2／3以内（賃上げ計画を掲げ申請する事業者には3／4）
- ・助成限度額：1事業者 3,000万円

## 24 観光産業の活性化促進事業（受入環境課）

観光産業の活性化を促進するため、観光関連業界団体等が行う生産性向上・新サービス開発、情報発信等の取組を支援する。

- ・補助率：2／3以内（4社未満の観光関連事業者グループの場合は1／2以内）
- ・補助限度額：1団体（グループ）2,500万円

## 25 観光事業者向けワンストップ支援センターの運営（受入環境課）

観光事業者からの相談にワンストップで対応する窓口を設置するとともに、ウェブサイトでは支援メニューを効果的に発信すること等により、事業者のニーズに合った支援を実施する。

### (1) 観光産業総合支援ウェブサイトの運営

観光事業者向けの支援策を一元的かつ網羅的に紹介するウェブサイトを経営する。

### (2) 観光産業総合相談窓口

- ・観光事業者からの相談事項等について、対応する支援メニュー（補助制度、セミナー等）を案内する総合相談窓口を運営する。

- ・経営相談については必要に応じ専門家を派遣し、生産性の向上や新商品・サービスの開発等、経営に関する助言を実施する。

- ・DXナビゲーターを設置し、事業者の経営課題の整理やニーズに合わせた観光DXを専門とした助言及び補助事業のハンズオン支援等により、デジタル化促進を後押しする。

### (3) 事業説明会等による情報発信

- ・都内観光関連事業者に対し、先進的な取組の紹介や生産性の向上、新技術活用等の紹介を行うとともに、各種支援メニューも案内する経営セミナーを開催する。

- ・関連団体と連携した事業説明会、出張相談や事業者交流会も実施する。

## 26 アドバイザーを活用した観光関連事業者支援事業（受入環境課）

観光関連事業者が専門家からアドバイスを受けて行う、経営改善や新商品・サービス開発等の取組を支援する。

- ・補助率：2／3以内
- ・補助限度額：1事業者 200万円（コンサルタント経費については100万円）

## 27 歴史ある建物や技術等観光資源の維持保全支援事業（受入環境課）

都内の貴重な観光資源の喪失を防ぐため、観光関連事業者を対象に、東京の魅力発信に資する観光資源の維持・保全に係る取組を支援する。

- ・補助率：2／3以内
- ・補助限度額：1,000万円

ただし、地域の協議会等が作成する計画を基に指定する重点エリア内は、以下のとおり

- ・補助率：3 / 4 以内
- ・補助限度額：1,500 万円

## 28 AI等先端技術を活用した受入環境高度化支援事業（受入環境課）

エリア単位で観光関連事業者等が連携し、AI等先端技術を活用した観光地の面的な高付加価値化を図る取組を支援する。

- ・補助率：1 / 2 以内
- ・補助限度額：4,000 万円

## 29 DXによる観光データ活用等支援事業（受入環境課）

観光地での回遊性の向上や消費の最大化に向け、区市町村が抱える観光課題に対してデータを活用しながら解決を図る取組を支援する。

## 30 インバウンド対応力強化支援事業（受入環境課）

外国人旅行者が都内で快適に滞在できるよう、宿泊施設、飲食店・免税店・体験型コンテンツ施設（中小企業に限る）、観光バス・タクシー事業者等における、多言語対応やキャッシュレス機器等の導入、トイレの多機能化、災害時における外国人旅行者の受入対応等の経費を支援する。

- ・助成率：1 / 2 以内（多言語対応については2 / 3）
- ・助成限度額：300 万円（団体等は1,000 万円）

## 31 観光関連事業者デジタル化レベルアップ支援事業（受入環境課）

観光関連事業者がIT等に関する知見・資格を有するDXナビゲーターの助言を受けて行う、デジタル技術による業務効率化やサービス向上の取組を支援する。

- ・補助率：2 / 3 以内（賃上げ計画を掲げ申請する事業者には3 / 4）
- ・補助限度額：1 事業者 1,000 万円

## 32 観光関連事業者デジタルシフト応援事業（受入環境課）

観光関連事業者が抱える人手不足等の課題解決に向け、デジタル化の裾野を広げるための事業者向けセミナー等を行うとともに、事業者が行う初歩的なデジタルツール等の導入を支援する。

### (1) 事業者向けセミナー等の開催

観光関連事業者向けのセミナー等を行い、デジタル化に関する知識の普及啓発や、デジタルツール等導入に関心を有する事業者の掘り起こしを図る。

(2) デジタルツール等の導入補助

観光関連事業者によるデジタルツールの購入経費等を支援

- ・補助率：2／3以内（賃上げ計画を掲げ申請する事業者には3／4）
- ・補助限度額：1事業者 200万円

**33 ロボットトライアル導入支援事業（受入環境課）**

人材不足に悩まされる宿泊事業者の業務効率化・省力化を促進するため、令和6年度に実施した配膳・清掃等各種ロボットのトライアル導入の事後調査を実施し、ロボット導入の実施効果を検証するとともに、宿泊施設におけるロボット導入事例の発信を行う。

**34 観光産業の魅力向上応援事業（受入環境課）**

観光の仕事のやりがいや魅力を伝えるイベントの開催や職場見学会等を実施して、観光産業への就業意欲を喚起することにより事業者の人材確保を支援する。

(1) 観光産業の魅力発信イベント

観光産業の魅力や仕事のやりがいを伝えるイベントを開催する。

(2) 動画作成、配信

観光産業の魅力や仕事のやりがいを伝える動画等を作成し、HP等で配信する。

(3) 職場見学、就業体験等

宿泊施設への職場見学や就業体験等を実施する。

**35 観光関連事業者による旅行者受入対応力強化支援事業（受入環境課）**

観光産業における深刻な人材不足に対し、観光需要への対応力を強化するため観光関連事業者が行う求人や人材育成等の取組を支援する。

- ・補助率：2／3以内（大企業の場合1／2）

DX人材・外国人材に関する取組については3／4（大企業の場合2／3）

- ・補助限度額：1事業者 300万円（コンサルタント経費については100万円）

**36 宿泊事業者向け外国人材活躍推進事業（受入環境課）**

宿泊事業者による外国人材活用を促進するため、外国人留学生等に向け観光産業への興味喚起からインターンシップの受入支援まで段階的に支援を実施することで、宿泊事業者のインバウンド対応力の向上を支援する。

(1) 学内セミナー

外国人留学生の在籍する教育機関において、留学生を対象とした学内セミナーを開催し、宿泊事業を中心とした観光産業への興味・関心を高める。

(2) 宿泊事業者と教育機関の交流会

宿泊事業者と教育機関における採用・就職に関する情報交換を行う交流会を実施し、相互理解及び課題共有を図るとともにネットワークを形成する。

(3) インターンシップ

宿泊事業者の要望に応じたインターンシッププログラムを策定し、外国人材とのマッチングを行う。

(4) インターンシップ実施支援

(3) によりインターンシップを実施した宿泊事業者に対して、インターンシップ生に支払う経費を補助（中小企業に限る） 補助率 10/10、限度額 10,000 円/日

### 37 観光関連事業者による環境対策促進事業（受入環境課）

観光関連事業者がSDGs・環境対策として実施する設備導入やそれらの取組を国内外に向けてPRする経費の一部を補助することで、持続可能な観光を促進し、選ばれる観光都市東京の実現を目指す。

- ・補助率：1/2以内（中小企業は2/3以内）
- ・補助限度額：1,500万円

### 38 多様な体験型観光推進事業（受入環境課）

(1) 新たなサービス・コンテンツ開発支援

海外からの旅行者向けに東京の高い美容技術を新たな観光資源とするため、美容室等を運営する事業者が外国人旅行者向けに新たなサービスを開始する取組を支援する。

- ・補助率及び補助限度額：2/3以内 200万円

(2) 多様な体験型観光モニターツアー

外国人旅行者等が先進的で快適な美容サービスを受けられる観光モデルコースを作成し、東京の美容体験型観光の魅力を効果的に発信する。

## 第5 人材の育成・活用

東京の観光振興を支える人材や、国際的視野を持つグローバルな人材など、幅広い人材を育成・活用していく。

### 1 観光経営人材育成事業（受入環境課）

観光関連産業（旅行業、宿泊業、飲食業、小売業等）の経営人材を対象とした講座を開講することにより、経営の視点からサービス提供ができる人材の輩出につなげるとともに、観光関連事業者の経営力を向上させる。

(1) 都立大学と連携した観光経営専門人材育成に向けたプログラムの開発

都立大学と連携し、ICT やデジタルマーケティング等を活用できる高度な人材育成プログラムの開発及び実施支援を行う。

(2) 経営人材・マネジメント人材育成のためのプログラムの開発・実施

都内の大学等と連携し、観光関連産業における経営やマネジメントを担う人材の育成に向けた新たな教育プログラムの開発及び実施支援を行う。

### 2 観光産業外国人材活用支援事業（受入環境課）

事業者のインバウンド対応力を高めるため、観光産業への就職を希望する留学生など、外国人材の活用に向けた支援を実施する。

(1) 観光産業の魅力発信

外国人留学生等に対し、リーフレット等により就職先としての観光産業の魅力を発信する。

(2) 外国人材活用支援事業

外国人材の活用に取り組む宿泊施設・飲食店・小売店の事業者に対して、外国人材採用に向けたセミナーの開催、専門家の派遣、職場見学会、合同企業説明会を実施する。

(3) 外国人材定着支援事業

外国人材の定着に向け、事業者・留学生双方に対して研修会を実施することにより、普及啓発を図る。また、ビジネス日本語研修を実施し、外国人材定着を支援する。

### 3 MICE専門人材育成（企画課）

MICEに関わる事業者や世界で通用する専門人材を、研修等を通じて育成する。

(1) MICE専門人材育成講座

都内MICE関連事業者や学生等を対象に、誘致や開催に必要な知識、高度で実践的なスキルの習得を目的とした講座を実施する。

(2) MICEプロフェッショナル人材育成

世界で通用する人材の育成を目的として、都内MICE関連事業者に対し、国際団体等が実施する海外の育成プログラムの参加に要する経費等の一部を支援する。

(3) 国際会議主催者向け東京都MICE施策紹介

国際会議誘致に係る東京都のMICE施策を紹介する冊子を改訂し、国際会議主催者向けに更なる普及啓発を図る。

#### 4 観光ボランティアの活用（受入環境課）

東京を訪れる国内外からの旅行者を温かく迎え入れる環境の整備を進めるため、東京の観光スポットを案内する観光ボランティアの育成を図る。

(1) 東京都観光ボランティア

・登録者数 3,060名（令和7年4月1日現在）

(2) おもてなし親善大使育成塾

都内在住又は在学の中学生・高校生を対象に、外国人旅行者に英語で観光案内等を行う「おもてなし親善大使」を育成する。

・令和7年度任命予定者数：200名

#### 5 通訳案内士育成事業（振興課）

東京を訪問する外国人旅行者の多様なニーズに対応し、東京の魅力を伝えることのできる質の高い通訳案内士を育成するため、研修等の実施や通訳案内士としての活動の支援を行う。

#### 6 青少年の教育旅行受入促進（企画課）

観光、教育、私学等の関連部署の連携により「東京都訪日教育旅行促進協議会」を設置して、学校交流のマッチングや交流活動の支援を行うとともに、教育旅行の訪問先としての東京を国内外に向けPRすることで、青少年の東京への教育旅行の受入を促進する。

## 第6 推進体制の構築

### 1 都市観光支援事業（振興課）

都内の観光協会等が、訪都旅行者の増加を図るために実施する地域の魅力の掘り起こしや、その発信等につながる事業を支援する。

- ・補助対象：都内に所在する観光協会等
- ・補助率：1／2
- ・補助限度額：200万円

### 2 東京観光財団の管理運営（企画課）

公益財団法人東京観光財団は、東京都の産業・技術及び歴史的・文化的資源を活用し、観光及びコンベンションの振興を図ることにより、地域の産業経済の活性化及び文化の向上並びに国際相互理解の増進に資することを目的として、各種事業を実施している。

都は、東京における観光産業の振興を図るため、行政と民間事業者等の架け橋となる公益財団法人東京観光財団を支援する。

### 3 被災地応援ツアー（受入環境課）

都内旅行事業者と連携し、福島県を目的地とする旅行を促進することで、現地での消費を喚起し地域経済復興の支援を行う。また、福島県が推進する「ホープツーリズム」を支援対象とするとともに、県が実施する「福島県教育旅行復興事業」と連携し、都内の学校等が実施する福島県への教育旅行などを支援する。

### 4 観光産業の育成（企画課・振興課）

#### (1) 観光事業の企画調整

東京都の観光事業の振興充実を図るため、知事の附属機関として「東京都観光事業審議会」を運営するとともに、企画調整・調査を行うことにより、観光事業施策の重要な柱を確立していく。

#### ア 東京都観光事業審議会の運営

- ・委員：25名以内

#### イ 各種連絡会議等の運営

##### (ア) 東京都区市町村観光行政連絡会議

- ・構成員：各区市町村観光主管課

##### (イ) 東京都観光情報連絡会

- ・構成員：ホテル・旅館業界、交通業界、旅行業界等

#### (2) 東京の観光振興を考える有識者会議の運営等

観光を巡る環境の変化に的確かつ迅速な対応を図るため、幅広い分野の有識者との意見交換を通じて、今後の観光振興の方向性や具体的な観光施策について検討する。

- ・委員：15名（令和7年8月1日現在）

(3) 振興育成等

ア 観光団体振興育成

都内の観光振興を推進するため、広域事業を実施する観光団体に分担金等を支出する。

イ 多摩地域観光活性化事業

大多摩地域全体の観光振興を目的とし、地域の魅力発信や観光サービスの充実を図ることと、更なる観光客誘致に繋げる。

(4) 旅行業者の登録等

ア 旅行業

主たる営業所を東京都内に置き、旅行業（第二種・第三種・地域限定）、旅行業者代理業又は旅行サービス手配業を営む者について登録制度を実施し、あわせて旅行業等を営む者の業務の適正な運営を確保するとともに、その組織する団体の適正な活動を促進することにより、旅行業務等に関する取引の公正の維持、旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進を図る。

イ 通訳案内士

都内に住所を持つ全国通訳案内士及び都が行う研修を修了した地域通訳案内士について登録制度を実施し、あわせて通訳案内士の業務の適正な運営を確保することにより、外国人観光旅客に対する接遇の向上を図り、もって国際観光の振興に寄与する。

**5 ユースホステル施設の貸付（受入環境課）**

ユースホステル施設を民間事業者に貸し付けることで、より柔軟な運営を図るとともに、都施設所有者として、建物の修繕等にかかる経費を負担する。

**6 「持続可能な観光」加速化事業（企画課）**

区市町村や観光関連事業者向けに、サステナブル・ツーリズムの推進に効果的な取組や、サステナビリティを高い水準で確保していることの国際的な認証の取得に必要な取組等を学べる講座を実施する。

**7 ナイトタイム観光フォーラム（企画課）**

ナイトタイム観光の振興を持続可能で効果的なものとするため、地域住民や事業者と意見や知識を共有するフォーラムを開催する。

**8 江戸の歴史・文化の理解促進事業（企画課）**

江戸の歴史・文化を活かした観光を推進するため、シンポジウムや観光関係者向けのワークショップを実施するとともに、旅行者向けウェブ冊子を作成する。

## VI 農林水産対策



○施策の体系（令和7年8月1日現在）

農林水産対策

農業の振興

農業振興計画及び情報提供等

- 農業振興計画等
- 農地利用調整事務
- 農林水産業の普及啓発
- 東京産食材の魅力発信事業
- Tokyo Farm To Tableプロジェクト
- 国産米粉消費の促進
- 農林水産物の相互PR事業
- 東京産食材おもてなしチャレンジ
- 未来に残す東京の農地プロジェクト
- 都市農地活用推進モデル事業
- 農業体験農園の開設支援事業
- 生産緑地買取・活用支援事業
- 東京の農地流動化促進事業
- 農業振興地域活用計画支援事業
- 地域計画策定支援事業
- 農業振興事務所の管理運営

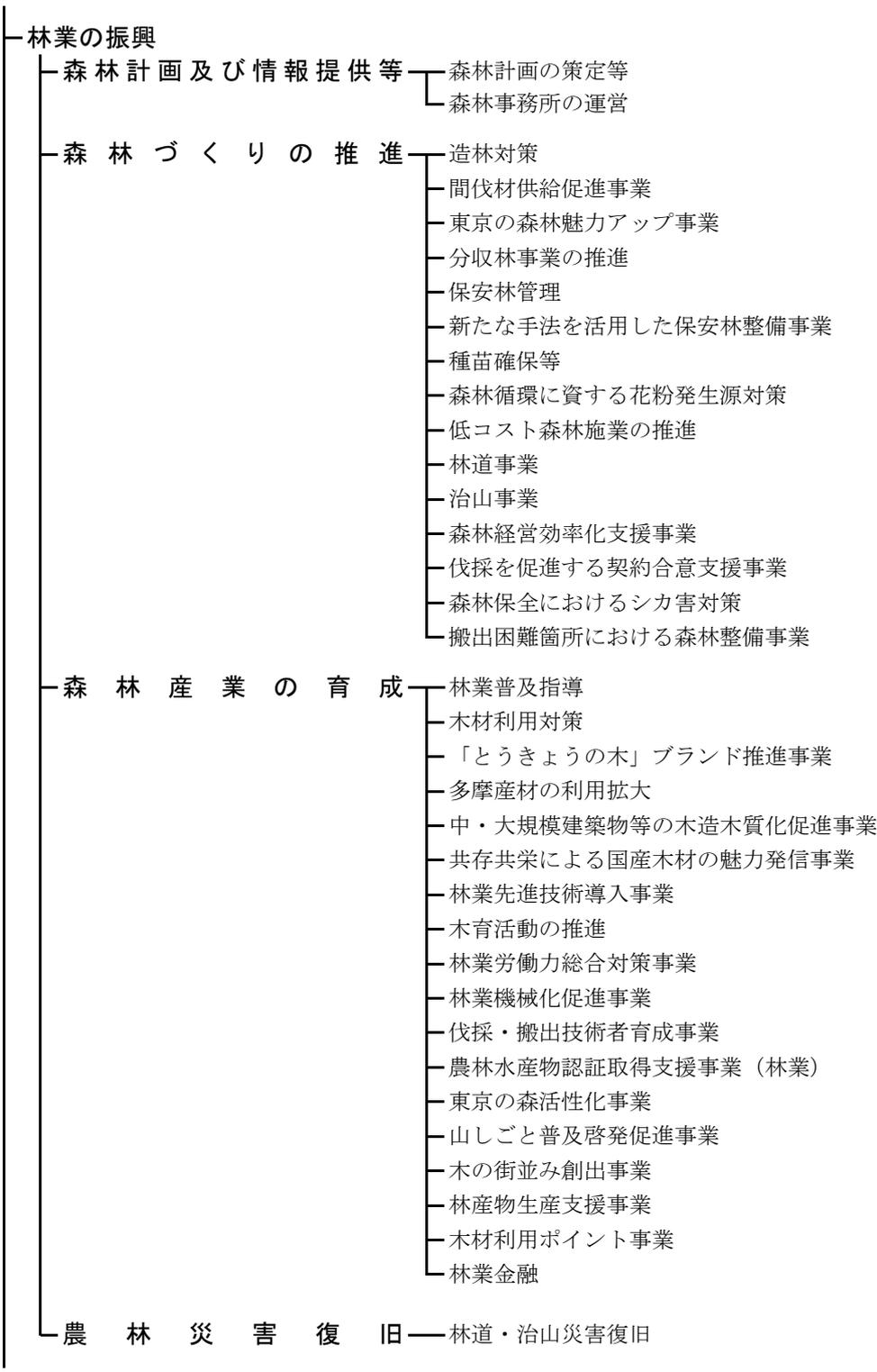
農業基盤の整備

- 土地改良
- 農業用水整備
- 島しょ地域等における農業のDX推進事業
- 地理情報システムを活用した島しょ農業基盤DX推進事業

食の安全・安心の確保

- 食の安全安心・地産地消拡大事業
- 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業
- 東京産農産物消費拡大支援事業
- 食育の推進
- 東京産農産物の学校給食活用促進事業
- 病害虫等の防除
- 農産物安全確保調査分析
- 農薬適正指導強化事業
- 環境と調和した農業の推進
- 有機質肥料利用促進事業
- 農林水産物認証取得支援事業（農業）
- 新東京都GAP推進事業
- 畜産振興総合対策
- 青梅畜産センター等運営費補助
- 動物薬事・獣医事取締指導
- 家畜衛生対策（危機管理体制整備対策）
- 野生イノシシ豚熱対策
- 家畜保健衛生所の運営
- 家畜衛生サポートDX

農業経営の安定	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域特産化の推進（農業振興地域、振興山村・過疎・離島・特定農山村地域等）</li> <li>東京農業経営強靱化事業</li> <li>チャレンジ農業支援事業</li> <li>東京広域援農ボランティア事業</li> <li>農業次世代人材投資事業</li> <li>新規就農者育成総合対策</li> <li>新規就農者初期投資支援事業</li> <li>農地長期貸借促進奨励事業</li> <li>野菜供給確保対策事業</li> <li>農園芸総合奨励等</li> <li>東京産ブランド農産物育成ステップアップ支援事業</li> <li>江戸東京野菜生産流通拡大事業</li> <li>農業改良普及指導等</li> <li>東京農業アカデミー事業</li> <li>就農準備支援事業</li> <li>多様な担い手育成支援事業</li> <li>雇用就農推進支援事業</li> <li>農業者出産・育児期支援事業</li> <li>東京農業の働き方ガイドラインの策定</li> <li>農協指導</li> <li>農協経営改善対策</li> <li>農業共済団体</li> <li>収入保険加入推進支援事業</li> <li>東京型スマート農業の新展開</li> <li>東京型スマート農業実装化促進事業</li> <li>島しょ地域等における農業のDX推進事業</li> <li>木質バイオマスエネルギー農業利用推進事業</li> <li>環境配慮型農業への転換促進緊急対策事業</li> <li>農業金融</li> </ul>
農林総合研究センターの運営等	<ul style="list-style-type: none"> <li>農林水産試験研究総合推進</li> <li>農林総合研究センターの運営</li> <li>（公財）東京都農林水産振興財団の運営</li> <li>島しょ地域農業振興プロジェクト</li> <li>島しょ農林水産総合センターの運営</li> </ul>
緑化推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>苗木の生産供給</li> </ul>
農林災害復旧	<ul style="list-style-type: none"> <li>農地災害復旧等</li> </ul>
小笠原振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>小笠原農業基盤整備</li> <li>島しょ地域等における農業のDX推進事業</li> <li>地理情報システムを活用した島しょ農業基盤DX推進事業</li> <li>小笠原農業生産流通対策</li> <li>硫黄島旧島民定住促進対策</li> <li>植物防疫</li> <li>亜熱帯農業センター・営農研修所の運営（総務局所管）</li> </ul>
産業労働施設整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>青梅畜産センター施設整備</li> <li>農林総合研究センター施設整備</li> </ul>



└ 水産業の振興

- └ 漁業資源の管理
  - └ 漁業調整委員会の運営
  - └ 漁業調整等
  - └ 漁業取締
  - └ 水産資源利用の持続化推進
  - └ 移動生態の解明に基づく資源管理型漁業の推進
  - └ DXによる漁船操業情報収集事業
  - └ 漁場環境保全対策
  - └ 栽培漁業の育成
  - └ 漁場の荒廃・海の異変対策
  - └ 食害生物等追払い対策
  - └ 持続可能な網漁業の推進
  - └ 漁業と遊漁の共存に向けた資源管理体制の構築
  - └ 漁協運営型陸上養殖プロジェクト
  
- └ 漁業生産流通基盤の整備
  - └ 漁業振興施設整備
  - └ 水産物供給基盤整備
  - └ 魚類等防疫対策
  
- └ 漁業経営の安定
  - └ 漁協指導等
  - └ 漁協指導強化対策等
  - └ 漁業経営革新プログラム
  - └ 東京の漁業人材確保・育成事業
  - └ ぎょしょく普及事業
  - └ 東京産水産物生産・流通促進事業
  - └ TOKYO魚食促進事業
  - └ 東京産水産物の海外販路開拓
  - └ 農林水産物認証取得支援事業（水産業）
  - └ 離島漁業再生支援事業
  - └ 島しょ漁業経営支援緊急対策事業等
  - └ DXによる漁協荷捌き作業効率化推進事業
  - └ スマート計量システム導入支援事業
  - └ 漁業共済加入促進支援事業
  - └ 東京の水産業振興に向けた専門懇談会の運営
  - └ 島しょ漁業資材高騰緊急対策事業
  - └ 内水面養殖用配合飼料価格高騰緊急対策事業
  - └ 漁業金融
  
- └ 島しょ農林水産総合センターの運営
  - └ 島しょ農林水産総合センター試験研究
  - └ 漁業調査指導等
  - └ 島しょ農林水産総合センター維持管理
  
- └ 小笠原振興
  - └ 小笠原漁業基盤整備
  - └ 沖ノ鳥島総合対策
  - └ 水産センターの運営（総務局所管）
  
- └ 産業労働施設整備
  - └ 島しょ農林水産総合センター施設整備

# 第1 農業の振興

東京農業の振興計画策定や農業基盤の整備、農業経営の安定、食の安全・安心の確保に向けた施策及び農業者・都民に対する各種情報提供や調査研究等を実施する。

## 1 農業振興計画及び情報提供等（農業振興課・食料安全課・調整課）

### (1) 農業振興計画等

#### ア 農業振興計画

地域の実態に即した農業施策を展開する上で、必要な情報・資料の収集や各種調査等を行う。

#### イ 農作物生産状況調査

東京産の農作物に関して、区市町村・農業委員会の協力の下、区市町村毎の品目別の作付面積・生産量等の調査を実施する。

#### ウ 農業委員会及び農業会議等

##### (ア) 区市町村農業委員会交付金等

農業委員会の委員手当、事務局職員の設置に要する経費を交付する。

農業委員会数：44委員会（7区、26市、4町、7村）

農業委員数：561人、農地利用最適化推進委員数：48人、職員数：231人

（令和6年度農業委員会実態調査）

##### (イ) 東京都農業会議補助

都道府県に置かれる農業会議の運営に必要な経費の補助を行う。

##### (ウ) 都推進指導

農業委員会及び農業会議の各事業の円滑な執行のための指導等を行う。

#### エ 東京の農業振興に向けた専門懇談会

東京の農業を取り巻く情勢の変化を踏まえ、その課題に早急かつ的確に対応するため、各分野の専門家等からの意見を参考に、都の施策を取りまとめる。

#### オ 都市農業対策

都市と調和した農業を育成することを目的として、都市農業推進協議会の開催、都市農業実態調査等を実施する。

#### カ 都市における農的活動に関する基礎調査

東京農業の新たな課題等について、より効果の高い農業施策の展開に資することを目的とし、各種調査等を実施する。

#### キ 農業振興地域等の農業実態調査

農業振興地域と山村・島しょ地域の農業経営や流通、新規就農者の確保・育成状況等の実態のほか、時勢に応じたテーマに沿った農業者の意向などの各種調査等を実施する。

### (2) 農地利用調整事務

- ア 農地調整  
農地に係る訴訟、調停、和解の仲介等に関する業務を行う。
  - イ 農地相談  
農地の転用、賃貸借の解除等に係る許可及び農地に関する相談業務を行う。
  - ウ 国有農地管理  
国有農地及び開拓財産並びに貸付使用料に係る債権の管理業務を行う。
- (3) 農林水産業の普及啓発
- ア 東京の農林水産プロモーション事業  
SNS上に東京の農林水産施策をテーマにしたショート動画を投稿し、若年層が東京の農林水産業の魅力に気づく契機とする。また、新鮮で安全・安心な東京産農林水産物や、東京で営まれる農林水産業の魅力を専用サイトで紹介する。
  - イ 東京味わいフェスタの実施・運営  
東京産の農林水産物やこれを用いた料理、伝統文化など、東京の多彩な魅力を国内外へ発信するとともに、エリアマネジメント組織と連携し、各エリアの特徴や創意工夫を活かした地域の賑わいを創出する。
  - ウ 東京の農林水産業魅力発信プロジェクト  
農林水産業の活性化と担い手の確保を図るため、東京の農林水産業の若手生産者が農林水産業の魅力を様々な場面で広く効果的に発信する。
- (4) 東京産食材の魅力発信事業
- 東京産食材の魅力を伝え、都民に実際に食べてもらう機会を増やすため、東京産食材の魅力発信戦略に基づく施策を展開する。
- ア 東京産食材の魅力発信キャンペーン事業  
都心部の消費者を中心に、繁華街や交通機関でのCM放映等多様な広告を活用して東京産食材の魅力を情報発信し、認知度の向上を図ることで、東京産食材の消費拡大につなげる。また、多摩地域において、島しょ産農水産物のPRを積極的に展開し、島しょ産農水産物の購買促進につなげる。
  - イ 東京産食材のトライアル・ユース事業  
東京産食材を使ったことがないレストラン等に、食材をサンプルとして提供し、料理の試作を通じて東京産農産物の魅力を感じてもらい、継続的な取引につなげる。また、東京産農産物の取扱事業者を登録し、ホームページにて公開する。
- (5) Tokyo Farm To Tableプロジェクト
- 東京産農産物の区部等での流通を推進するため、複数の都内小売店や飲食店等に納品する流通事業者の地産地消の取組を支援するとともに、東京産農産物の価値向上に向けたPRツールを制作し、都民の認知度向上を図る。
- (6) 国産米粉消費の促進
- 国産米粉需要の高まりを捉え、米粉を使った製品全般をPRするキャンペーンやイベント等を実施し、東京から国産米粉消費を促進する。

(7) 農林水産物の相互PR事業

新潟県と締結した「米粉の活用と消費の促進及び農林水産物の魅力の発信等に関する協定」に基づき、農林水産物やその加工品等を相互に紹介するPR販売を実施する。

(8) 東京産食材おもてなしチャレンジ

東京産食材の魅力を世界に発信することで食を通じた経済効果を呼び込み、東京産食材の価値向上を図るため、観光ガイド等と協働した体験型学習による情報の発信やレセプション会場等における披露、国内外におけるPR活動を行う。

(9) 未来に残す東京の農地プロジェクト

農地保全を積極的に推進するため、農地の創出や再生、農業・農地の持つ多面的機能を強化させるための施設整備や農地保全の理解促進に向けた取組など、区市町村が行う農地保全策に対してハード・ソフトの両面から支援する。

ア 農地創出型

宅地や公有地を、農地や区民農園等に整備する場合の建築物の基礎や舗装版等の撤去に係る経費を補助

補助率：2/3以内

イ 農地再生型

農家が貸借等した遊休農地等を再生利用するために必要な経費（伐採・伐根・深耕・整地等）を補助

補助率：2/3以内（認定新規就農者は3/4以内）

ウ 生活環境型

地域や環境に配慮した施設を整備するために必要な経費（土留め・農薬飛散防止施設・簡易直売所・農業体験農園等）を補助

補助率：3/4以内

エ 防災安全型

防災農業用井戸の設置（周知看板、非常用発電機含む）

補助率：3/4以内

オ 公的利用型

区市町村が公有地に市民農園、福祉農園、農業公園等を整備するために必要な経費を補助

補助率：3/4以内（1億円/箇所を上限）

カ 推進支援型

補助率：1/2以内

(ア) 整備支援に関連する調査設計や基本設計

(イ) 農地保全の理解促進を図る情報発信などにより、都市農地の多面的機能をより発揮させる取組

(ウ) 農地保全に係るPR、広報活動などの支援

(エ) 整備した農業体験農園のPR など

(10) 都市農地活用推進モデル事業

- ア 高齢者活躍に向けたセミナー農園事業  
生産緑地の貸借制度を活用し、高齢者層が技術指導を受けながら農作業に取り組める「セミナー農園」を管理し、農地保全とともに高齢者の活躍を進めるモデルを確立する。
- イ インキュベーション農園事業  
買取申出等があった生産緑地を都が買入れ、農業者に新たな栽培技術を試行する場を提供する「インキュベーション農園」を整備し、公有化による農地活用モデルを示すとともに、施設の確保が難しい農業者へ貸し出すことにより高収益化へのチャレンジを支援する。
- ウ 生産緑地を活用した体験農園等普及事業  
都市農地の保全と地域交流の活性化を図り、将来の東京農業の支え手育成を実現するため、生産緑地の貸借制度を活用して体験農園等の整備・運営に取り組む自治体や民間企業を支援する。
- エ 体験農園等修了生の人材活用事業  
「セミナー農園」の修了生と体験農園運営者をマッチングすることで、修了生を東京農業の担い手として活躍する場を確保するとともに、体験農園等運営者を支援する。
- (11) 農業体験農園の開設支援事業  
農家開設型の体験農園の設置数が少ない地域での開設を促進するため、都内自治体や農業者等に対し、体験農園に関する普及啓発や相談・講師派遣を実施する。
- (12) 生産緑地買取・活用支援事業  
区市の生産緑地等の買取りを支援するとともに、高収益農業を目指す農家の育成や区市による福祉農園等の開設に必要な施設整備費及び運営経費を支援する。
- (13) 東京の農地流動化促進事業
- ア 都市農地貸借円滑化促進事業  
都市農地を保全し、担い手等への生産緑地の貸借を促進するため、貸借に関する意向調査を実施するとともに、生産緑地バンク制度の創設支援や貸借促進のための制度啓発等を実施する。
- イ 農地中間管理事業  
市街化区域以外の区域において、農地の中間受け皿となる農地中間管理機構（（一社）東京都農業会議）の活動を支援する。また、農地中間管理機構にまとめた農地の貸付けを行った地域及び同機構に対する貸付けに伴って離農又は経営転換する者等に対して協力金を交付する。
- ウ 農地利活用促進事業  
遊休農地の解消・防止を図るため、新規就農希望者や規模拡大を志向する認定農業者等への農地のあっせん等を実施し、農地の保全・利活用を促進する。
- (14) 農業振興地域活用計画支援事業  
農業振興地域の効率的な活用につなげ、農地利用の活性化を図るため、市町村の農業振興地域整備計画の見直しに係る調査検討に要する経費の一部を支援する。
- (15) 地域計画策定支援事業

市町村が地域の農地を保全し、適正な利用を図るため、農業者等による話し合いを踏まえて地域の農業の在り方や農地利用の姿を明確にした地域計画の策定に必要な経費を支援する。

(16) 農業振興事務所の管理運営

農業振興事務所の管理運営及び建物維持管理を行う。

## 2 農業基盤の整備（農業振興課）

(1) 土地改良

ア 基盤整備促進事業

土地改良法等に基づき、農業振興地域で総事業費 200 万円以上かつ受益戸数 2 戸以上の地区を対象にした国庫補助事業を実施する。

(ア) 基盤整備促進事業（用排水施設等）：八丈町

(イ) 調査設計事業：令和 7 年度該当なし

イ 小規模土地改良

総事業費 200 万円以上かつ受益戸数 2 戸以上の地区（国庫対象外のもの）に対し、都単独の補助事業を実施する。

(ア) 農作業道：大島町、三宅村

(イ) 農業用排水施設：日野市、稲城市、青ヶ島村

(ウ) 農地開発：令和 7 年度該当なし

(エ) 調査設計：国立市、あきる野市、大島町、青ヶ島村、小笠原村

(オ) 調査・調整：青ヶ島村

(カ) 災害査定設計書の作成補助：都内全区市町村（総事業費 200 万円以上かつ受益戸数 2 戸以上の採択基準は適用されない。）

ウ 地域農業水利施設ストックマネジメント事業

(ア) 地域農業水利施設ストックマネジメント事業：三宅村

市町村や土地改良区等の団体営事業で造成された農業水利施設であって、その受益面積が 10ha 以上の施設について機能保全計画に基づく対策工事を国庫補助事業で実施する。

(イ) 農業水利施設保全合理化事業：令和 7 年度該当なし

市町村や土地改良区等の団体営事業で造成された農業水利施設であって、管理省力化のための農業用排水施設の整備、水管理施設、維持管理施設、安全施設等の農業用排水施設に附帯する施設の整備等を国庫補助事業で実施する。

(ウ) 農業用水路等長寿命化・防災減災事業：新島村、神津島村、三宅村、昭島用土地改良区

国庫補助事業によって造成された農業水利施設等であって、機能の安定的な発揮に必要な長寿命化対策及び防災減災対策を実施する。

エ 農村総合整備

農業集落を単位とした農業生産基盤及び農村生活環境の総合的な整備に対して国庫補助事業を実施する。

- (ア) 農村総合整備事業：令和7年度該当なし
- (イ) 農業集落排水事業：神津島村
- オ 土地改良指導等
  - (ア) 都指導事務費
  - (イ) 事業評価委員会
  - (ウ) 土地改良諸調査
  - (エ) 土地改良区強化対策支援
  - (オ) 水土里保全活動支援事業
- (2) 農業用水整備
  - ア 畑地灌漑施設等実態調査
 

農業用水水利組織等実態調査（多摩・島しょ地域）を実施する。
  - イ 魚の遡上を阻害する土砂撤去等
 

魚道を魚（アユ等）が支障なく遡上できるよう、主要な農業用水堰がある市町村、土地改良区、漁協等の関係者の連携のもと、農業用水堰及び魚道の機能の維持・改善をする。
- (3) 島しょ地域等における農業のDX推進事業
  - ア DXによる農業基盤の防災力強化
 

デジタル技術を活用した畑地かんがい施設への遠隔・遠方監視設備の設置を支援し、貴重な水資源の適正管理、災害発生の防止、維持管理の負担軽減を図る。（農業水利施設：1か所）
  - イ DXによる島しょ農業基盤の防災力強化
 

デジタル技術を活用した畑地かんがい施設への遠隔・遠方監視設備の設置を支援し、島しょ地域における貴重な水資源の適正管理、災害発生の防止、維持管理の負担軽減を図る。（農業水利施設：2か所）
- (4) 地理情報システムを活用した島しょ農業基盤DX推進事業
 

地理情報システムの導入により、農業基盤施設の効率的な維持管理や災害時における被災規模・被害額の迅速な把握等を行う。（3か所）

### 3 食の安全・安心の確保（食料安全課・農業振興課）

- (1) 食の安全安心・地産地消拡大事業
 

新鮮で安全安心な東京産農産物について、都内での販売ルートの拡大やPR・販売促進活動等の支援を行い、地産地消の取組を拡大していく。

  - ア 東京産農林水産物を扱う飲食店等の登録・PR
 

安全安心な東京産農林水産物を積極的に使用している飲食店等を「とうきょう特産食材使用店」として、また、島しょ産農林水産物を使用している島しょ地域の飲食店等を「東京島じまん食材使用店」としてそれぞれ登録し、東京都ホームページへの掲載、PR冊子の作成や各種イベントでの配布等により広く消費者へPRする。
  - イ 新たな登録店拡大と食材PRのための取組

- (ア) 食材使用店の英語版ガイドブックの更新  
訪都外国人向けに、東京産食材を食べてもらう機会を増やすため、食材使用店の英語版ガイドブックを作成し、観光情報センター等へ配布する。
- (イ) J A東京アグリパークを活用した地産地消に係るイベントの開催と食材マッチングサポートデスクの運営  
東京の農林水産物の情報発信拠点であるJ A東京アグリパークを活用して農産物の魅力発信や、食材調達、東京都地域特産品認証食品などの加工品に関するマッチングを支援する。
- (2) 食品産業の輸出向けH A C C P等対応施設整備事業  
輸出先のニーズに対応するための施設や機器の整備及び体制整備を支援し、農林水産物・食品の輸出促進を図る。  
補 助 率：1 / 2以内（負担は国及び事業者）  
実 施 主 体：食品製造業者、流通業者、中間加工業者等  
補助対象経費：輸出先のニーズを満たすために必要な施設整備（新設、増設、改築及び修繕）及び機器整備の経費等
- (3) 東京産農産物消費拡大支援事業  
東京産農産物の消費拡大と販路開拓等の取組を積極的に行う区市町村及び農業協同組合や非営利活動法人等を支援し、東京全体の地産地消を推進する。  
補 助 対 象：区市町村、区市町村内において当該区市町村民を対象に活動する団体、農業協同組合、非営利活動法人等の団体  
補 助 率：1年目2 / 3以内、2年目1 / 2以内、3年目1 / 3以内  
補助限度額：1年目1,000万円、2年目750万円、3年目500万円
- (4) 食育の推進  
ア 交流と体験支援事業  
東京都食育推進計画に示す食育の推進の基本的考え方にに基づき、区市町村や民間団体が実施する食育推進活動を支援する。また、関連団体や事業者等で構成する協議会を設置・運営し、事業や施策の検証及び評価を行う。  
(ア) 区市町村食育推進活動支援  
補 助 対 象：区市町村、区市町村内において当該区市町村民を対象に活動する団体  
補 助 率：1 / 2  
補助限度額：100万円  
(イ) 広域食育推進民間活動支援  
補 助 対 象：都内の広域に渡り活動し、都内を住所地とする農業協同組合、漁業協同組合、特定非営利活動法人等の団体  
補 助 率：1 / 2  
補助限度額：120万円  
イ 東京の食の魅力の発信（食育フェアの開催）

食育関連団体の参加を募り、各種団体の活動内容の展示や事例発表、講演会、料理講習会、農業体験などの実施により、食の安全・安心の普及啓発や、食文化、東京産の農畜水産物を紹介する。

ウ 食育の情報発信

イラストやクイズ等を用いたWebコンテンツを活用し、東京都食育推進計画を都民に発信するとともに、子供をはじめあらゆる世代の「食」に関する意識向上を図る。

エ とうきょう元気農場の運営

とうきょう元気農場を活用し、地産地消の一層の促進や農業への理解、生産者への感謝の気持ちの醸成を図る。

オ 農地を活用した食育の推進

食育への関心を喚起し、東京産農産物の認知度向上を図るとともに、生産現場での体験の機会を提供し、更なる食育の推進を図る。

(5) 東京産農産物の学校給食活用促進事業

地域における地場産農産物の利用を一層図るため、東京産農産物を用いたレシピコンテストや栄養士向けセミナーの開催のほか、学校給食に取り組む農業者への農業機械等導入支援等を実施する。

(6) 病害虫等の防除

ア 病害虫防除対策

農業生産環境の変化に伴う病害虫発生の複雑化に対応するため、病害虫発生予察の効率化や新しい防除技術の検討を行い、高品質で安全な農作物の生産を支援する。

イ 病害虫防除所の運営

病害虫の種類、発生時期、発生量を予測する病害虫発生予察や、病害虫の診断に基づいた的確な防除方法の助言を行うことにより、効果的な病害虫防除を推進する。

ウ 農作物獣害防止対策事業

野生獣による農林作物被害に対応するため、加害獣の侵入を防ぐ対策や有害鳥獣の捕獲支援、地域での普及啓発活動、加害獣の生息状況調査などによる総合的かつ効果的な対策を展開する。また、中型野生獣対策に貢献する地域リーダーやサポーターを育成する講座を開催する。

エ 島しょ農作物獣害防止緊急対策事業

島しょにおいて農作物に重大な被害を与えている外来野生獣の早期撲滅を図るため、集中的に捕獲を行う緊急対策を実施する。

オ プラムボックスウイルス（PPV）の防除対策

PPV未発生地域への感染防止のため、発生地域内で生産された苗木・盆栽類等の検査を実施するとともに、これまで防除強化対策を行ってきた地域の取組等を支援する。

(7) 農産物安全確保調査分析

東京産農産物の安全・安心を確保するため、新作物型、新品種などにおける農作物への農薬残留調査分析を行う。

(8) 農薬適正指導強化事業

農薬の安全使用を推進するため、農薬販売者に対する届出指導、巡回調査・立入検査及び農薬管理指導士の認定等を行う。また、農薬の適正使用による安全・安心な農作物の生産振興のため、農薬登録の拡大、I P M（総合的病害虫・雑草管理）を推進する。

(9) 環境と調和した農業の推進

ア 東京都エコ農産物の生産支援

環境保全型農業の普及・啓発を図るため、環境保全型農業に関する講習会、視察研修会などを実施し、東京都エコ農産物の生産支援に資する。

イ 東京都エコ農産物認証制度

環境にやさしく安全で安心な農産物の普及を進めるため、土づくり、化学肥料削減及び化学合成農薬削減の技術を導入し、都の慣行基準から化学合成農薬や化学肥料を25%、50%及び100%削減して作った農産物を認証する。

ウ 環境負荷低減事業活動実施計画の認定（みどり認定）

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（みどりの食料システム法）に基づき、環境負荷低減の取組を認定する。

エ 東京都エコ農産物販売力強化事業

東京都エコ農産物の認知度向上と販売力強化のため、都心エリアでの情報発信とPR販売、資材補助等を実施する。

(10) 有機質肥料利用促進事業

化学肥料使用量を削減することで環境負荷の軽減及び経営コスト低減を図るため、土壌診断に基づく適切な施肥指導を受けた農業者に対し、化学肥料の代替資材として堆肥等の有機物を利用する場合や機械化に係る購入経費の一部を支援する。

(11) 農林水産物認証取得支援事業（農業）

持続可能性に配慮した農業の推進を図るとともに、J G A P等の民間認証取得を取引の条件としている流通事業者との取引の継続、若しくは新たな取引のために、民間認証取得及び更新に係る経費を支援する。

(12) 新東京都G A P推進事業

多くの農業者がG A Pに取り組めるよう、東京農業の特性を反映した「新東京都G A P認証制度」の認証取得を推進するとともに、認証農産物の流通拡大を図るため、認証取得や維持に必要な施設等の整備費用の支援及びPRを行う。

(13) 畜産振興総合対策

都市に適した畜産業の推進のため、家畜の生産性向上、畜産環境対策、品質の良い畜産物の提供、牛乳・乳製品の需給調整、肉畜の安定生産・流通体制の確立等を図る。また、生産・流通・消費の強化を図る。

ア 畜産活性化総合対策

畜産振興対策の総合的な推進と円滑・適正な執行を図るための指導監督、畜産基本調査、事業啓発等を行う。また、家畜排せつ物法に適応した家畜排せつ物の管理の適正化及び利用

の促進など、資源循環型で環境に調和した畜産を確立する。

イ 畜産物価格安定対策

牛乳及び肉用牛価格の安定を図るため、加工原料乳生産者補給金制度及び肉用子牛生産者補給金制度等への運営支援、並びに肉用子牛基金造成に対して助成を行い、酪農及び肉用牛生産者の経営安定を図る。

ウ 高品質畜産物普及定着事業

家畜の能力検定と新技術の活用により、優良家畜の確保・生産段階での安全確保をすすめ、消費者に安全・安心で高品質の畜産物を提供する。また、東京都の銘柄畜産物の生産普及を支援する。

エ 畜産経営基盤強化支援事業

酪農ヘルパー制度による省力化の推進、リース事業を活用した機械施設導入促進による生産性向上・省力化推進・家畜排せつ物の適切な処理の実施を推進することにより畜産経営の継続性を確保する。

オ 畜産獣医療体制整備

畜産農家戸数の減少により診療効率が低下した都内の畜産獣医療の体制整備のため、地域の畜産獣医師を活用し、繁殖検診等を行う。

カ TOKYO Xブランド強化支援

農家に対する指導や新規生産者獲得活動などの生産基盤強化対策を実施するとともに、生産組合の販売・PRを支援することで、TOKYO Xのブランド力強化を図る。

キ 配合飼料価格高騰緊急対策事業

配合飼料の価格上昇により影響を受ける畜産農家の負担を軽減するため、国の「配合飼料価格安定制度」で畜産農家が負担する積立金の一部を補助する。

ク 国産粗飼料流通円滑化支援事業

牧草やわら草等の外国産粗飼料の価格高騰による畜産農家の経営負担の緩和を図るため、国産粗飼料を購入する際に必要となる経費等の一部を支援する。

(14) 青梅畜産センター等運営費補助

ア 青梅畜産センター事業

青梅畜産センターで実施するトウキョウX、東京しゃも、東京うこっけいなどの系統維持及び配付事業を支援し、都民に安全・安心な銘柄畜産物を供給するとともに農家経営の安定を図る。

イ 堆肥センター事業

堆肥センターは、青梅畜産センター等の家畜排せつ物等を利用して優良堆肥を製造し、農家等に配布している。このセンターの事業を支援し、環境と調和した農業と有機農業の推進を図る。

ウ 青梅畜産センター等施設管理

青梅畜産センター事業及び堆肥センター事業を円滑に実施するため、施設管理費を補助する。

(15) 動物薬事・獣医事取締指導

ア 動物用医薬品取締指導

動物用医薬品等の製造・製造販売・販売業者の取締指導等により動物用医薬品等の適正流通及び品質の確保、使用を図る。

イ 獣医師等の指導監督

獣医師及び飼育動物診療施設等に対し指導を行い、獣医師の育成と獣医療の向上を図る。

(16) 家畜衛生対策（危機管理体制整備対策）

家畜の急性伝染病発生時に備えた対策の一環として、事前対応型の防疫体制及び監視体制の整備を図る。また、慢性伝染病の摘発、清浄化の推進、動物由来感染症等の防除を行う。

ア 事前対応型防疫体制整備：家畜伝染病防疫対応強化、人獣共通感染症対策

イ 地域防疫清浄化対策：地域防疫清浄化対策、診断予防技術向上対策、生産農場清浄化対策、ワクチン接種の推進

ウ 畜産物安全性確保対策：動物由来感染症監視体制整備、抗菌性薬剤残留調査

エ 牛海綿状脳症(BSE)対策：BSE対策推進、BSE検査体制強化

オ 特定家畜伝染病侵入防止対策：特定家畜伝染病侵入防止対策普及指導、特定家畜伝染病病原体侵入防止対策支援

カ 特定家畜伝染病防疫体制整備：埋却場所事前調査と試掘調査、家畜防疫用大型装置整備、防疫資材備蓄と更新、ワクチン接種及び抗インフルエンザ薬処方

(17) 野生イノシシ豚熱対策

飼育豚への感染拡大の原因となる野生イノシシの豚熱(CSF)感染を予防するため、経口ワクチン散布による野生イノシシへの豚熱対策を行う。

(18) 家畜保健衛生所の運営

ア 家畜衛生等

(ア) 家畜衛生技術指導事業

家畜飼養者に対し、家畜衛生技術の普及啓発、各種疾病等による家畜の損耗防止及び生産性の向上を図り、家畜衛生の向上と経営の安定に資する。

(イ) 家畜防疫

家畜伝染病予防法に基づき、発生予防及びまん延防止のための検査、調査等を行う。

(ロ) 病性鑑定

家畜の各種疾病等の診断、原因究明のための専門検査の実施により、迅速かつ適切なまん延防止、生産阻害疾病の防除等を図る。

(ハ) 肥飼料検査等

肥料の登録及び肥料・飼料の届出の受理、成分分析、製造業者・販売業者への立ち入り検査、指導等を行う。

イ 管理運営及び建物維持管理

(ア) 本所〔西多摩郡日の出町〕

- (イ) 肥飼料検査センター〔立川市〕
- (ウ) 立川庁舎旧本館〔立川市〕
- (エ) 大島・三宅・八丈支所
- (オ) 青梅施設

(19) 家畜衛生サポートDX

家畜伝染病対策及び家畜衛生技術の向上を図るため、飼養者や家畜の情報をクラウド上で一元管理し、オンラインによる病性鑑定等を実施する。

#### 4 農業経営の安定（農業振興課・調整課）

(1) 地域特産化の推進（農業振興地域、振興山村・過疎・離島・特定農山村地域等）

ア 経営構造対策事業

地域農業の再編と活力ある農村社会を築くため、土地基盤の整備、近代化施設、都市農村交流施設等の導入や、農業の担い手の育成など、地域の独創的、自発的な取組を支援する。

- (ア) 構想策定：令和7年度該当なし
- (イ) 施設整備：令和7年度該当なし

イ 山村振興等特別対策

(ア) 山村振興等特別対策

地域特性を活かした農林漁業の振興と関連地場産業の育成、都市との交流促進等による就業機会の確保を図るとともに、高齢者対策の推進と地域社会の環境整備を実施し、農村地域の総合的定住条件を整備する。

(イ) 山村・離島振興施設整備

山村や離島での基幹作物の生産振興に必要な施設等を整備し、農業経営の近代化を図り、農家の生活安定と中山間地域経済の活性化を図る。

実施地区：奥多摩町、大島町、神津島村、三宅村、八丈町、小笠原村

(2) 東京農業経営強靱化事業

都市農業を担う認定農業者等の意欲ある経営体に対して、効率的で生産性の高い農業を展開するための施設等の整備を支援し、農業経営力の向上等を図るとともに、都市農地の保全及び多面的機能の発揮により、都市の特性を生かした東京農業の「稼ぐ力」を強化し、東京農業を魅力ある産業に育成する。

ア 都市農業振興特別対策事業

国の交付金事業を活用し、地域における中心的な農業法人や農業者団体等に対して生産施設や集出荷貯蔵施設等の基幹施設の導入支援を行う。

国庫補助事業名：強い農業づくり総合支援交付金

補助対象メニュー事業：産地基幹施設等支援タイプ

事業実施主体：区市町、農業者の組織する団体、公社農業協同組合、農業協同組合連合会及び知事が関東農政局長と協議して認める団体

対象地域：「都市的地域」

事業費：原則として補助対象経費が1億円以上のものを対象  
補助率：国1/2以内、都1/4以内

#### イ 都市農業振興施設整備事業

都市農業を担う認定農業者等の意欲ある経営体に対して、経営力の強化、新技術の導入、経営の継続や生産基盤の高度化、地域農業の活性化等を図る施設等の導入を支援する。

また、認定新規就農者等に対し、就農に必要な施設整備費等を補助し、新規就農者の都内定着を図る。

対象地域：「都市的地域」

事業実施主体：認定農業者（隣接県との広域認定を含む）、新規就農者、区市町、農業協同組合

事業費：1事業の補助対象経費の下限額は200万円  
都が負担する補助金の上限額は5,000万円

補助率：1/2以内（経営力強化、生産基盤高度化、地域農業活性化）  
3/4以内（スマート農業支援、農業振興地域支援、新規就農者支援、温室効果ガス排出削減支援、労働環境快適化支援、GAP及びエコ農産物推進支援、畜産経営強化支援）

#### (3) チャレンジ農業支援事業

（公財）東京都農林水産振興財団にチャレンジ農業支援センターを設置し、経営改善に意欲ある農業者とそのグループ、団体に対し、課題解決のための専門家派遣や農業経営の多角化・改善に向けた新たな取組に必要な経費の一部を助成し、東京農業の産業力を強化する。また、大消費地東京の強みを活かし、販路開拓を包括的に支援し、販売のプロフェッショナルとともに最適な販売先を見つけて、売込みを支援する。

##### ア 相談業務等

###### (ア) 相談業務

農業者が抱える経営課題について相談業務を行うとともに、問題点の整理を行う。

###### (イ) 専門家の登録・派遣

経営コンサルタント、Webデザイナー、食品加工、新商品開発などの専門家を登録し、相談内容に応じて派遣することで、農業者の課題解決を図る。先進的な取組を希望する農業者には、複数の専門家等によるプロジェクトチームにより多面的な支援を行う。

###### (ウ) 啓発事業

講演会の開催や成果事例集を作成し、収益性の高い農業経営に転換しようとする農業者の取組を支援する。

##### イ 販路開拓支援

###### (ア) ブランド化コンサルの派遣

農業経営に関係するブランド化に知識や経験のあるコンサルタントや営業のプロフェッショナル人材等を派遣し、ブランド化に向けた生産及び経営上の課題を整理し、農産物の特性に合わせた戦略の構築等を支援する。

(イ) 販路開拓ナビゲータの派遣

百貨店やレストラン等の単価の高い販路に詳しい販路開拓ナビゲータを派遣し、農産物の価値を高める取引先の紹介や、商品の売込みや商談など営業活動をハンズオンでサポートする。

(ウ) 販路開拓プラットフォームの整備

農家が自らの農産物を掲示するサイトと販路先が求めている農産物を掲示するWebサイトを整備し、リアルタイムで効率的なマッチングを図る。

ウ 補助事業

(ア) 内容

農業経営の多角化・改善に向けた新たな取組に必要な経費の一部を助成

(イ) 事業実施主体

チャレンジ農業支援センターの専門家派遣を受けた、都内の農業者（就農が確実な者も含む）、農業者が構成するグループや団体、その他知事が認めたもの

(ウ) 事業費

30～500万円以内

(エ) 補助率 2 / 3 以内

(オ) 対象事業

都内産農産物の販売促進、商品開発、Eコマースやマルシェへの出店等

(4) 東京広域援農ボランティア事業

都内農地の遊休化・低利用化を防止するため、広域ボランティアを育成・活用して農地の保全・利活用の促進を図る。

(5) 農業次世代人材投資事業

新規就農者の確保育成を図るため、次世代を担う農業者となることを志向する者に対して、就農準備段階や経営開始時の経営を支援するための資金を交付する。

(6) 新規就農者育成総合対策

次世代を担う農業者の確保・育成に向けた取組を総合的に講じていくため、経営発展のための機械・施設等の導入を支援するとともに、就農準備段階や就農直後の経営を支援するための資金を交付する。

(7) 新規就農者初期投資支援事業

新規就農者の初期投資の負担を緩和し、農業経営の早期安定化及び新規就農者の都内定着を図るため、認定新規就農者等に対し、就農時に必要な施設や機器等の導入を支援する。

(8) 農地長期貸借促進奨励事業

農業の担い手を育成し、農地を保全するため、新規就農者や経営規模拡大志向農家等へ一定期間以上の長期の賃貸借契約を締結する農地所有者に対して、奨励金を交付する。

(9) 野菜供給確保対策事業

市場価格低落の価格差を補てんし、野菜生産の出荷安定と農家経営の安定を図る。

ア 対象品目：7品目（こまつな、ほうれんそう、キャベツ、だいこん、ブロッコリー、

にんじん、アシタバ)

- イ 保証基準額：市場平均価格の8/10又は9/10
  - ウ 実施主体：(公財)東京都農林水産振興財団
- (10) 農園芸総合奨励等
- ア 園芸奨励指導
    - 園芸関係の情報の収集と提供及び農業経営の安定と生産流通改善に関する指導並びに東京農業のPR等を行う。また、令和8年度に当番都県となる「関東東海花の展覧会」の準備を行う。
  - イ 経営所得安定対策等の推進
    - 農業経営の安定と食料の安定供給を図るために、国内と国外の生産条件の格差から生ずる不利益を補正するための交付金及び農業収入の減少が農業経営に及ぼす影響を緩和するための交付金を交付する経営所得安定対策を推進する。
  - ウ 農園芸作物の生産販売力強化支援事業
    - 生産や輸送の共同化、販売、農産品のPR等を共同又は協力して行っている地域や団体に対して、生産販売力の強化のための新たな取組への支援を行う。
      - (ア) 事業実施主体：都内の農園芸作物の生産者団体、区市町村
      - (イ) 補助率：1/2以内（山村・離島地域は2/3以内）
      - (ウ) 補助対象事業費：1件当たり上限200万円
      - (エ) 対象とする内容：区市町村や生産者団体が行う生産・出荷・販売力を強化するための新たな取組（施設整備等ハード事業は除く）
- (11) 東京産ブランド農産物育成ステップアップ支援事業
- 都試験研究機関で開発された新品種や新技術を用いて生産される農産物、あるいは地域特産農産物などを、「認知度」、「品質」、「生産量」、「ストーリー」、「継続性」といったブランドとしての5つの要素を高め、東京産ブランド農産物に育成していくため、都内生産者を核として、研究から生産、販売等の各ステークホルダーの協働を促し、計画的かつ包括的・多層的な取組を支援する（事業実施主体：(公財)東京都農林水産振興財団）。
  - ア 生産者団体及び都関係機関等で構成する協議会の設置・運営
    - 協議会では、品目ごとに「5要素」を高めるため、産地形成や生産量確保、PR展開の方向性などを検討する。
  - イ 産地形成・生産拡大のための生産支援
    - 対象農産物の種苗確保、都内生産者団体における試作等を支援する。
  - ウ PR対策
    - 品目や生産量など「5要素」の充足状況に応じて、生産拡大、流通拡大、販売拡大のためのPRを実施する。
- (12) 江戸東京野菜生産流通拡大事業
- 江戸東京野菜の計画的な生産と品質向上のため生産団体の組織化等による産地化を推進するとともに、効果的かつ継続的な流通改善対策の推進による供給力強化を図り、東京産野

菜のイメージアップにつなげていく。

ア 江戸東京野菜供給力強化対策

(ア) 事業推進組織の整備

生産振興、普及促進を統括する江戸東京野菜普及推進担当の設置運営支援

(イ) 江戸東京野菜産地化推進

生産団体の組織化を推進するとともに出荷規格や生産計画の作成を支援し、江戸東京野菜の産地化を推進

(ウ) 流通改善・販路拡大支援

(a) 江戸東京野菜の生産流通に係る実態把握支援

(b) 江戸東京野菜を扱う卸・仲卸等業者の開拓支援

(c) 卸・仲卸等業者と飲食店・加工業者等の連携による江戸東京野菜の販売促進活動支援

イ 江戸東京野菜生産技術向上対策

江戸東京野菜である東京ウドは、その多くが地下穴タイプの軟化施設で生産されているが、壁や天井の崩落など危険な状態のものが増えており、代替策を早急に開発・普及する必要がある。このため、「地下穴に代わる軟化施設の開発と栽培管理技術の確立」について、東京都農林総合研究センターにて試験研究を行う。

(13) 農業改良普及指導等

ア 農業改良普及指導

(ア) 農業技術及び農家経営等の改善を図るために普及指導を実施し、能率的農法の開発や、農業生産の増大を指導するとともに、農家経営の安定化を図る。

(イ) 普及事業の成果を発表するとともに、関係機関・団体との連携を強化するため、普及事業フォーラムを開催する。

(ウ) 的確な普及活動を実施するため、体系的に研修を実施し、普及指導員の資質向上を図る。

(エ) 年々減少している担い手の確保・育成を強化するとともに、稼ぐ農業の実践を実現するため、普及指導体制の強化を図る。

(オ) 迅速かつタイムリーな普及指導のためのタブレット端末を配備し、現場にて必要なコンテンツを素早く活用できる仕組みづくりを行う。

イ 農業改良特別指導

(ア) 女性農業者の社会参画及び経営参画促進を図るため、女性活躍推進会議を開催する。

(イ) 技術職員が常駐していない離島に対する技術指導や新技術の積極的な導入を図る。

(ウ) 大島において定年退職者等を対象として講習会を開催する。

(14) 東京農業アカデミー事業

東京農業の担い手を確保・育成するため、都内への就農希望者及び都内の農業者の全てを対象として、就農検討期から経営発展期に至るまでの各ステージに応じた研修等を実施する。

ア 青年農業者確保育成対策

次代の東京農業を担う優れた農業後継者や、他産業から転職した新規就農者を確保・育成

するため、就農計画策定支援、就農支援活動や就農相談活動等を実施するとともに、就農支援資金の貸付金の管理を行う。

イ 担い手確保育成及び女性就農支援事業

将来の東京農業の中核を担う農業者の育成に熱心に取り組む先進的な農業者を「東京都指導農業士」として認定し、担い手の指導・育成を推進する。また、女性が就農相談しやすい窓口を設置するとともに、新たに東京の農業経営に参入しやすい環境を整備して、就農促進、定着を支援する。

ウ 女性が輝く東京農業特別支援事業

女性農業者の活躍推進や女性農業経営者の育成を図るため、女性の労働環境や社会進出に知見を持つ専門家のノウハウを活用した実効性の高い講座やフォーラム等を開催する。

エ 八王子研修農場事業

農外からの新規就農希望者を対象として、実践的な栽培技術や農業経営に関する知識を習得するための研修事業を実施する。

オ 農業後継者育成発展事業

次代の東京農業を担う優れた農業後継者を確保・育成するため、フレッシュ&Uターン農業後継者セミナーや、農業実践力養成セミナー、経営力強化セミナー、高度・先進技術セミナーを開催する。

(15) 就農準備支援事業

新規就農希望者が都内で就農地を確保するまでの一定期間、都が営農場所を提供する。

(16) 多様な担い手育成支援事業

区市町村、大学等研究機関、中間支援組織、農業者団体等の連携により、東京農業の担い手をつなぐプラットフォームを構築し運営することで、副業的農業希望者等、多様な担い手を確保・育成する。

(17) 雇用就農推進支援事業

東京農業の担い手が減少する中、新たな人材育成として、法人の新規参入による雇用就農を促進するため、相談、人材育成、施設整備など総合的な支援を実施する。

ア 企業参入等経営相談事業

都内に農業参入を希望する法人や法人化しようとする農業経営体を対象にした相談窓口を設置し、意欲的な企業等の参入を支援する。

イ 雇用就農推進事業

都内で新たに農業参入又は規模拡大した農業経営体に対して、雇用就農者の人材育成や研修に要する経費の一部を助成する。

ウ 雇用就農推進施設等整備事業

都内で新たに農地を取得又は貸借した法人を対象に、雇用就農による農業経営を展開するための施設整備に要する経費を助成する。

補助率：4/5以内

補助対象地域：都内農業振興地域等

補助上限額：8億円

補助対象者：農地を貸借又は購入して、新たに農業参入し、雇用就農を実施する法人

(18) 農業者出産・育児期支援事業

農業者が出産・育児等により就業困難になる、あるいは働き続けながら子の養育を行う場合など、農業経営体として労働力不足になり、一時的にでも事業規模を縮小せざるを得なくなる。農業経営体の安定的な農業生産を維持するため、代替人材の確保に必要な経費の一部を助成する。

(19) 東京農業の働き方ガイドラインの策定

農業者が自らの働き方を見直し、働きやすい職場環境を整備するための方向性を示し、推進するためのガイドラインを策定し、持続可能な農業経営を実現する。

(20) 農協指導

ア 農協・漁協検査及び指導

農林水産業協同組合の健全な運営の確保と組合員等の保護を図るため、農協等に対し、組織、財務、事業等の経営全般に関する検査及び指導を行う。

(ア) 総合農協：14（区部 4、多摩 10）

(イ) 専門農協：9（多摩 3、島しょ 6）

(ウ) 農事組合法人：10（区部 1、多摩 4、島しょ 5）

イ 農業者年金等監査指導

農業者年金制度の健全な運営に資するため、有事の際に独立行政法人農業者年金基金が業務を委託している区市町村の農業委員会及び農業協同組合に対し、監査指導等を実施する。

(21) 農協経営改善対策

東京都農業協同組合中央会が、特別指導組合の経営改善指導等の目的で設置する特別対策指導員の設置補助を行う。

(22) 農業共済団体

農業共済組合が行う業務に必要な経費を補助するとともに、検査及び指導を行う。

ア 農業共済団体補助

農業者が不慮の災害によって受ける損失を補てんして、農家経営の安定を図ることを目的に、農業共済事業を行う団体に対して、事業費等を補助する。

イ 農業共済団体に対する検査及び指導

農業共済事業の効率化や組織運営の適正化を図るため、法令に基づく検査、指導等を行う。

(23) 収入保険加入推進支援事業

台風や雪害、雹害といった自然災害や、販路喪失などの様々なリスクに備えるため、農業経営のセーフティネットである収入保険への加入促進を図る。

ア 助成対象者

個人：令和8年を責任期間とする収入保険に新規加入する農業者

法人：令和7年6月から令和8年5月までに責任期間が開始する収入保険に新規加入する農業関係法人

イ 助成対象経費、助成率

新規加入者が負担する保険料（掛捨て部分）、1／2

(24) 東京型スマート農業の新展開

収益性の高い農業経営の確立に向け、これまでの研究における課題や成果をベースに、産官学の連携等により技術の実装と開発をさらに進め、現場での課題解決を進めていく。

(25) 東京型スマート農業実装化促進事業

農作業の省力化や農畜産物の品質向上を図るため、東京型スマート農業を実施する際に必要となる農業用機械等導入費を支援するとともに、DX等の専門家を派遣しアドバイスを行う。

(26) 島しょ地域等における農業のDX推進事業

東京型スマート農業の確立に向けて、現地調査や発情検知システムの整備など島しょ地域におけるデジタル技術を活用した農業振興を支援する。

(27) 木質バイオマスエネルギー農業利用推進事業

農業分野においても脱炭素社会の実現に向けた取組を進めることが求められていることから、持続可能な東京農業の実現を目指すため、暖房等のエネルギーシフトに向けた木質バイオマスの利活用について検証する。

(28) 環境配慮型農業への転換促進緊急対策事業

農業由来の廃棄物減量や農薬使用量の削減につながる環境配慮型農業への転換に必要な農業用資材の導入を支援し、農業経営の継続と環境保全を図る。

(29) 農業金融

ア 農業近代化資金利子補給

- (ア) 資金の種類 施設資金、果樹等植栽育成資金他
- (イ) 対象者 農業者、農協等
- (ウ) 融資枠 4億5,800万円
- (エ) 貸付限度額 個人1,800万円 法人等2億円
- (オ) 償還期間 最長20年
- (カ) 利子補給率 1.25%（令和7年5月19日現在、例外あり）

イ 農業経営基盤強化資金利子補給（貸付主体は日本政策金融公庫）

平成23年度までに利子補給承認された案件について、都において利子補給を実施する。

ウ 農業改良資金・就農支援資金

農業改良資金の貸付条件となる農業改良措置（新作物分野及び加工分野への進出、新技術導入等の取組）の認定等を実施する。また、就農支援資金の債権管理を行う。

エ 農業金融指導事務

農業近代化資金をはじめとする農業に係る制度資金の円滑な運用を図ることを目的とした各種調査・審査・承認等の事務を実施する。

## 5 農林総合研究センターの運営等（調整課・鳥しょ農林水産総合センター）

### (1) 農林水産試験研究総合推進

農林水産業の振興と都市の良好な生活環境の保全に積極的に貢献していくため、都民や農林漁業者等のニーズに的確に応えて試験研究を推進する。

#### ア 農林水産試験研究外部評価委員会の開催

学識経験者を委員とする試験研究外部評価委員会を開催し、専門的な見地から、試験研究に対する評価及び指導・助言を受ける。

#### イ 研究成果合同発表会

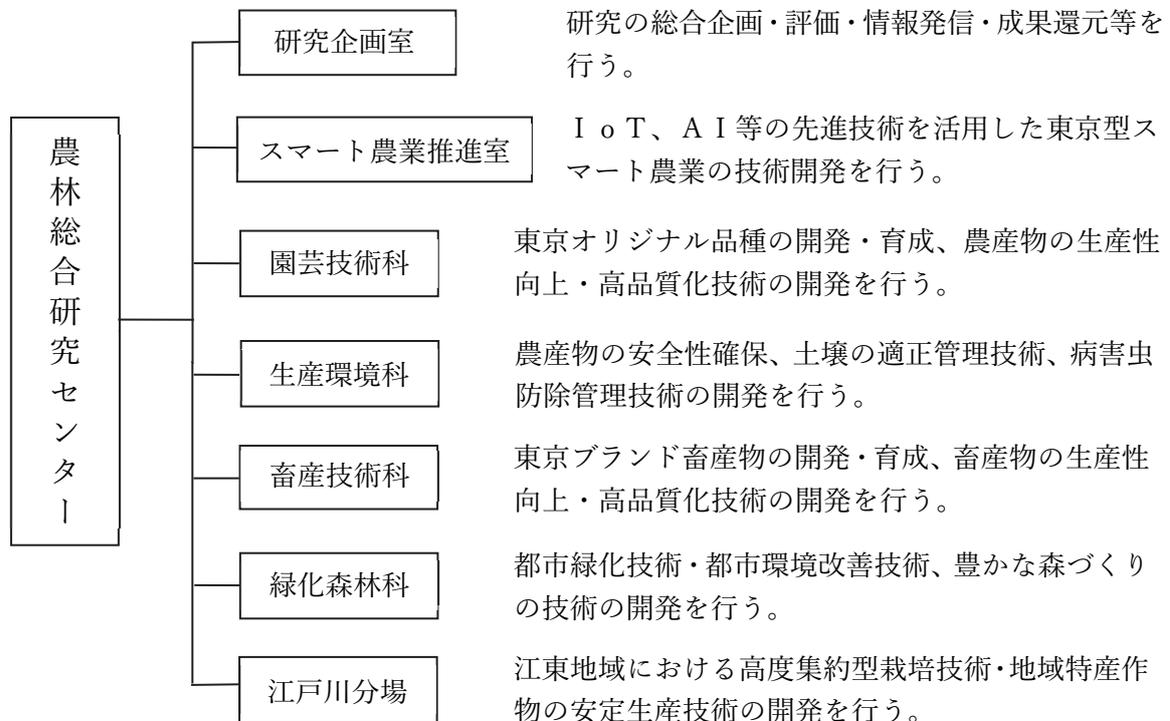
試験研究機関等が実施した研究等の成果を、わかりやすく都民に提供することで、都民が農林水産業に対する理解を深める一助とする。

### (2) 農林総合研究センターの運営

#### ア 試験研究 41テーマ

#### イ 管理運営及び施設整備等

- (ア) 立川庁舎〔立川市〕
- (イ) 青梅庁舎〔青梅市〕
- (ウ) 江戸川分場〔江戸川区〕
- (エ) 日の出試験林〔日の出町〕
- (オ) 日原試験林〔奥多摩町〕



(3) (公財) 東京都農林水産振興財団の運営

農林水産業の担い手となる後継者の確保・育成や農林水産業の振興、森林の保全整備及び緑化推進事業等、行政を補完し、弾力的かつ機動的な施策展開を行うために設立された(公財)東京都農林水産振興財団の管理運営に必要な経費を補助する。

(4) 島しょ地域農業振興プロジェクト

持続可能な島しょ農業を実現するため、担い手の確保・育成に係る支援や就農情報の発信を実施するとともに、協同組織の体制強化のために専門家による講習会の開催など、関係機関と連携して島しょ地域の農業振興を推進する。

(5) 島しょ農林水産総合センターの運営

ア 試験研究 6テーマ

イ 管理運営及び施設整備等 各事業所〔大島町・三宅村・八丈町〕

## 6 緑化推進(農業振興課)

苗木の生産供給

東京を緑豊かな都市とするため、公共事業や公共施設などの緑化を推進するとともに、緑化用の苗木の生産を行うことで、市街化区域内及び市街化調整区域の農地の保全を図る。また、「緑施策の新展開」、「東京都環境物品等調達方針」等に基づき、都の環境関連施策に対応した供給を行う。

(1) 苗木の育成：48万本(令和3～令和6年度購入分)

(2) 苗木の供給：15万本(令和3～令和5年度購入分)

## 7 農林災害復旧(農業振興課)

農地災害復旧等

田、畑、農道、かんがい施設等を対象として、台風、地震などによる被害を復旧する。あわせて災害の発生を未然に防止する。

(1) 農地及び農業用施設災害復旧

(2) 農地防災：農業用河川工作物応急対策事業 令和7年度該当なし

：ため池一般型工事(ため池改修) 八丈町

：実施計画策定事業 令和7年度該当なし

：用排水施設整備工事 令和7年度該当なし

## 8 小笠原振興(農業振興課・食料安全課・調整課・島しょ農林水産総合センター)

(1) 小笠原農業基盤整備

農道・かんがい施設などの農業基盤施設を整備し、父島・母島の農業振興を図る。

令和7年度は、父島及び母島において農業用水槽各1基(計2基)について改修工事を実施するとともに、前年度までに設置したかんがい用貯水施設の供用開始に向けた付帯施設整備を実施する。

(2) 島しょ地域等における農業のDX推進事業

島しょ地域における貴重な水資源の適正管理、災害発生の防止、移動手間の負担軽減を図るため、デジタル技術を活用した畑地かんがい施設について支援する。

(3) 地理情報システムを活用した島しょ農業基盤DX推進事業

遠隔地にある農業基盤施設について維持管理の省力化や緊急時対応の迅速化を図るため、地理情報システムを導入した施設管理体制の整備を進める。

(4) 小笠原農業生産流通対策

台風等による農作物被害を軽減するとともに、農作物の生産性向上と高品質化を図るため、農業協同組合の施設整備を行う。

(5) 硫黄島旧島民定住促進対策

母島蝙蝠谷地区において農業生産基盤を整備（平成3年度～8年度）し、硫黄島及び北硫黄島旧島民の営農による定住（移住）を促進してきたが、旧島民による生産組合の解散により、平成29年度をもって営農による定住支援は終了した。母島蝙蝠谷地区の土地を有効利用し、小笠原の農業振興に活用するため、平成30年度から再整備を進め、平成30年度から令和6年度までに18区画（計23,045㎡）を村に有償で貸し付け、農業利用に供している。

(6) 植物防疫

植物防疫法に基づく指定害虫の防除、特に被害の大きいアフリカマイマイの総合的な防除法の確立及び、ミカンコミバエの再侵入防止のための警戒調査を実施する。

(7) 亜熱帯農業センター・営農研修所の運営（総務局所管）

ア 亜熱帯農業センター

(ア) 試験研究 6テーマ

(イ) 管理運営及び施設整備等

イ 営農研修所

(ア) 研修会(基礎・ほ場)、巡回指導、営農指導

(イ) 管理運営及び施設整備等

## 9 産業労働施設整備

(1) 青梅畜産センター施設整備

東京ブランド畜産物の種畜の供給拠点である青梅畜産センターの施設を改修し、将来にわたる畜産物の安定供給と畜産経営の安定化を図るとともに、都民の食に対する興味・関心をより一層促していくため、家畜とのふれあい体験等が行える食育機能も充実させていく。

(2) 農林総合研究センター施設整備

農林業に関する試験研究を効率的に推進するため、施設・機器等の整備を行う。

## 第2 林業の振興

森林計画の策定や森林づくりの推進、森林産業の育成等に向けた施策及び林業者・都民に対する各種情報提供や、調査研究等を実施する。

### 1 森林計画及び情報提供等（森林課）

#### (1) 森林計画の策定等

##### ア 森林計画

木材等林産物の安定供給と森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、市町村が定める市町村森林整備計画の規範となる森林整備の方向を明らかにする。

##### イ 森林審議会

地域森林計画の樹立、林地開発許可、保安林解除等の案件を審議する。

##### ウ 東京の林業振興に向けた専門懇談会

東京の森林・林業の課題に対し早急に取り組むべき事項等について、専門家等から出された意見を参考に、都の施策を取りまとめる。

##### エ 森林情報基盤整備

航空レーザー計測で得られた高精度な地形や森林のデータ等を、市町村、林業事業者と共有し、森林整備や林業経営に有効活用するためのシステムの円滑な運用を図る。

#### (2) 森林事務所の運営

森林事務所の管理運営及び建物維持管理を行う。

### 2 森林づくりの推進（森林課）

#### (1) 造林対策

##### ア 造林対策

森林資源の造成及び森林の持つ公益的な機能の確保のため、人工造林、保育等に対する補助を実施する。また、高品質な木材を生産していくため、きめ細かな保育管理に対する補助を実施する。

##### イ 間伐対策

間伐、森林作業道整備、間伐材搬出に対する補助を実施する。

区 分		補助対象面積	実施主体
造 林 事 業	人 工 造 林	4.00ha	森林所有者 林業事業者
	保 育 等	21.00ha	
間 伐 事 業	間 伐	370.00ha	市町村 等
	計	395.00ha	

##### ウ 都行造林管理

都行造林の保育及び管理を行う。

(2) 間伐材供給促進事業

多摩産材の供給量を増やすため、搬出間伐のための作業道の作設支援や搬出間伐に特化した林業機械の導入等に対する補助を実施する。

(3) 東京の森林魅力アップ事業

ア 森林資源を活用した魅力創出事業

多摩地域の森林の魅力をさらに引き出すため、良好な景観の支障となっている立木を伐採し、園地整備を行うことで、森林の恩恵を受けられる環境を整えるとともに、地域の活性化を促進する。

イ 島しょ観光資源・林産物生産振興事業

伊豆諸島・小笠原諸島において、各島の魅力を引き出すため、景観の向上等に資する森林整備や、有用広葉樹の育成を促進するための伐採等を行う。

(4) 分収林事業の推進

森林の土地所有者と（公財）東京都農林水産振興財団の二者又はこれに育林費用負担者（森のオーナー）を加えた三者が共同で育林し、伐採収益を一定の割合で分収する分収林の保育及び管理を行う。

(5) 保安林管理

保安林及び都有林を適切に管理することなどにより、それぞれの森林が持つ機能の強化を図る。

ア 保安林管理：保安林の指定、解除、指定施業要件の変更、標識の設置、伐採許可、台帳の整備等

イ 都有林管理：林内歩道改修、境界刈払、標柱整備等

ウ 保安林整備：標識設置、森林保育整備、歩道改修、境界刈払等

(6) 新たな手法を活用した保安林整備事業

都有保安林においてヘリコプター集材を導入し、遠隔地での森林整備を推進する。

(7) 種苗確保等

林業種苗法に基づき、優良な種苗の供給を確保するため、採種園等の維持管理を行う。また、花粉対策を進めるため、花粉の少ないスギ・ヒノキの採種園の整備、種子採取、樹齢1年生の幼苗生産費の補助等を行う。

(8) 森林循環に資する花粉発生源対策

利用期に達したスギ・ヒノキ等人工林における主伐事業に加え、都民ボランティアの活用など、総合的に森林循環を進め、花粉削減と多摩産材の安定供給を図る。

ア 主伐事業

花粉の少ないスギ・ヒノキ等への伐採更新及び保育に加え、民間の主伐実施促進のため、伐採された木材の運搬経費を補助する。

イ とうきょう林業サポート隊

都民ボランティアとの協働による森づくりの場として、主伐事業地を活用し、将来の林業担い手の確保・育成につなげる。

ウ スマート立木計測システム導入事業

最新のレーザー計測技術の活用により、立木調査業務の効率化を図る。

(9) 低コスト森林施業の推進

コンテナ苗の導入に関する調査分析や、低コスト森林施業モデル調査を行う。

(10) 林道事業

森林資源の高度利用を促進し、林業経営の安定及び適切な森林管理を行うために林道を開設する。また、既設林道の機能向上と交通の安全を確保するため林道の改良を行う。

ア 林道開設：2路線

イ 林道改良：14路線

ウ 林道維持管理：83路線

エ 林道高規格化：0路線

オ 林道整備促進事業：4路線

(11) 治山事業

山地荒廃の復旧・予防、水源かん養、森林環境の整備を行い、国土の保全を図る。

ア 公共治山：0箇所

イ 都単治山：9箇所

ウ 治山施設機能保全：12箇所

エ 治山調査委託事業：全体計画調査、測量、設計

(12) 森林経営効率化支援事業

境界明確化等の現地調査及び確認・測量及び森林所有者への説明会開催などの経費について補助を行う。

(13) 伐採を促進する契約合意支援事業

伐採等の森林整備を促すため、経営・管理をしていない森林について、専門家の活用により所有者を特定し、境界を明確にする。

(14) 森林保全におけるシカ害対策

ア シカ害防止対策

東京都第二種シカ管理計画に基づきニホンジカの管理捕獲を実施する。

【実績】

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
シカ捕獲	887頭 (内一般狩猟304頭)	982頭 (内一般狩猟347頭)	965頭 (内一般狩猟271頭)

イ シカ害造林地対策事業

森林における多摩地区のシカ被害軽減のため、管理捕獲に加え、ICTを活用した箱罠による捕獲等、新たな捕獲対策を導入する。

(15) 搬出困難箇所における森林整備事業

人家や公共施設等に隣接する森林においては、木材の搬出が困難であることから、花粉発生源対策の更なる促進や防災機能強化のため、森林の整備に対する補助を実施する。

### 3 森林産業の育成（森林課・調整課）

#### (1) 林業普及指導

地域林業を振興するため、林業に関する技術及び知識の普及指導、林業後継者の育成を行う。  
また、森林の公益的機能・林業の社会的役割の重要性について、都民にPRする。

#### (2) 木材利用対策

環境保全と経済発展を調和させた「持続可能な森林経営」の実現に向けて、木材産業を育成強化する。また、消費者に普及啓発を行うとともに、木材安定供給に向けた体制を整備し、木材需要の拡大を図る。

##### ア 木材需給対策情報事業

木製材業に従事し、その発展に寄与した模範従業員の表彰等により、勤労意欲の向上及び後継者の育成を図るとともに、業界の健全な発展に資する。

##### イ 木材利用普及啓発強化推進事業

木や木造住宅の良さ、木材の重要性を都民にPRし、木とふれあう体験や木製品の展示即売等を通じて森林資源に対する正しい理解を求めることで、木材需要の拡大を図る。

#### (3) 「とうきょうの木」ブランド推進事業

東京の木 多摩産材認証協議会により「とうきょうの木」ブランドの付加価値を確立し、PRを強化して需要拡大を図るとともに、多摩産材を適正に管理する体制を整備することで、需要に対応できる供給体制を構築する。

#### (4) 多摩産材の利用拡大

都民共通のかけがえない財産である多摩の森林の循環に資するため、多摩産材の利用拡大を推進し、多摩の林業・木材産業の活性化を図るとともに、木の良さや多摩産材を使う意義を普及PRする。

##### ア 多摩産材の公共利用の促進

都民が利用する都有施設等において多摩産材の利用を進め、木の良さや、多摩産材を使うことの大切さを普及PRする。

##### (ア) 公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト

多摩産材と触れあえる場を創出するため、区市町村における公共施設のモデル的な内装木質化・什器導入等を支援する。

##### (イ) 公共施設木質空間創出事業

都民が利用する都関連施設において、多摩産材什器等を整備し、木の良さや魅力を発信することで、多摩産材の認知度向上と区市町村や民間への波及を図る。

##### イ 多摩産材の民間利用の促進

##### (ア) 多摩産材利用啓発推進事業

多摩産材を使った家づくりを行う団体等に対し、多摩産材の良さや多摩産材を使った家づくりを普及啓発するための活動経費を支援する。

##### (イ) 森林吸収源機能評価

とうきょう森づくり貢献認証制度に基づき、森林や木材の二酸化炭素吸収量等を評価・

認証し「見える化」することで、都民や企業等の木材利用と森林整備への参加を促進する。

(a) 森林整備による二酸化炭素の吸収量を認証

(b) 木材利用による二酸化炭素の貯蔵量を認証

(ウ) にぎわい施設で目立つ多摩産材推進事業

商業施設等のPR効果が高い施設への多摩産材利用を推進する。

(エ) 建築物木材利用促進協定

事業者等と協定を締結し、建築物における木材利用を促進する。

ウ 多摩産材の供給体制整備

(ア) 多摩産材情報センターの運営

多摩産材の製品や調達方法等の情報を一元化し利用者へ提供するなど、供給者と利用者をコーディネートする組織を運営する。

(イ) 多摩産材需給情報システムの運用

伐採出材情報及び多摩木材センターの市売り情報の収集・提供を実施する。

(ロ) 木材加工流通施設等の整備支援事業

多摩産材の利用を一層推進するため、生産性や品質の向上を図る製材業等の施設整備に係る経費を支援する。

(ハ) 多摩産材流通拠点の整備

多摩産材の安定供給に向けた体制を整備するため、多摩産材取扱原木市場における供給量拡大に向けた取組に係る費用を支援する。

(ニ) 多摩産材の販路拡大支援事業

都内の製材業者が多摩産材を出荷する際の輸送費の一部を支援する。

(ホ) 製材業供給力強化事業

多摩産材製材品の供給力強化のため、製材業者の実態把握及び外国人材の受入れに向けた課題等を調査するとともに、JAS認証取得や労働安全衛生対策に係る経費を支援する。

(5) 中・大規模建築物等の木造木質化促進事業

ア 中・大規模建築物の木造木質化支援事業

木造の中・大規模建築物の建築促進に向け、設計や施工にかかる経費への支援を行う。

イ 木造木質化を担う建築士の育成事業

中・大規模建築物の構造や内装等の実践的な知識を得られる講習会を開催し、非住宅木造木質化建築を担う建築士を育成する。

(6) 共存共栄による国産木材の魅力発信事業

ア 国産木材の魅力発信拠点の運営

多摩産材をはじめとした国産木材の魅力と、木を使うことの意義を、民間企業等に普及・PRする常設展示拠点「MOCTION」を運営する。

イ 多摩産材の情報発信拠点の運営

多摩産材に関する情報を、相談窓口や製品の展示機能を備えた情報発信拠点「TOKYO MOKUNAVI」において、ビジネスユーザー及び一般消費者向けに広く発信する。

## ウ 日本各地との連携による国産材利用推進

### (ア) 木材製品展示会の開催

日本各地の木材を取り扱う建材・什器メーカーや団体等が出展する木材製品展示会を、東京ビッグサイトとオンラインで同時開催し、建築関係者や行政、商社等との商談の機会を提供する。また、消費者を対象とした国産木材製品の展示販売等も併せて実施する。

### (イ) 木材利用建築物のコンクール

国産材を活用したモデル的な都内の建築物を表彰し、広く紹介することで、木材利用への機運を高める。

## (7) 林業先進技術導入事業

東京の森林において、先進技術による林業機械等の導入支援等を行う。

## (8) 木育活動の推進

次世代を担う子供たちを中心に木育事業を実施し、森林や多摩産材への理解を深め、森づくりに対する意識の醸成を図る。

## ア 木育推進事業

### (ア) 木育体験プログラム

現場で、東京の森林・林業や多摩産材の素材生産から木材利用まで体験しながら学ぶプログラムを実施する。

### (イ) 多摩産材利用体験プログラム

都内小学生を対象に多摩産材を使った木工・工作コンクールの実施や、都内の学校に対し授業等で使用する副教材として多摩産材を提供する。

### (ウ) 東京の森林・林業を知る木育アドバイザー

東京の森林・林業の情報を理解し、提供できる人材を都内の保育園・幼稚園や小中高等学校等に派遣し、教育現場の各段階に応じたコンテンツを提供する。

## イ 木育活動支援事業

### (ア) 情報提供支援

東京の森林・林業について学ぶことができるインターネット教材の提供や木育関連セミナーを実施する。

### (イ) 助成支援

都内の保育園等が行う木育活動や内装木質化等整備を支援する。また、多摩産材を使った木育活動を行う団体に対しイベントへの出展費用等を支援する。

## ウ 東京の森林を支える未来の担い手育成支援事業

未来の林業の担い手育成を図るため、全国育樹祭を契機に結成された緑の少年団が行う森林づくり等の活動を支援することにより、東京における森林への理解を深める。

## (9) 林業労働力総合対策事業

林業労働力の確保のため、林業技術者の確保・育成や、林業経営体等の強化、林業労働力の把握などを総合的に推進する。

## ア 林業技術者の確保・育成

都内の森林整備を担う技術者を育成するため、新規就労者への基礎的研修から多岐にわたる専門技術の習得まで、レベルに応じた研修を実施する。

イ 林業経営体等の強化

林業経営体等の経営基盤を強化し、林業技術者の雇用の維持・安定化を図るため、林業経営体等に対し、経営の拡大・多角化に係る経費、装備等の支給経費、キャリアアップの経費などの助成を行う。

ウ 林業労働力の把握

森林整備に係る林業労働力の確保に向け、都内外の労働力の実態把握を行うとともに、他県事業者にも都内での森林整備事業の情報提供等を行う。

(10) 林業機械化促進事業

林業の生産性の向上による多摩産材の供給体制を強化するため、先進技術を搭載した林業機械等の導入経費に助成を行う。

(11) 伐採・搬出技術者育成事業

森林循環に必要な主伐を行うため、木材の伐採・搬出技術者の確保育成に向け、伐採・搬出といった高度な技術を習得する研修を行う。

(12) 農林水産物認証取得支援事業（林業）

多摩産材の販路を維持・拡大し、SDGsを推進するために、森林管理者・木材加工流通事業者への森林管理及びC o C（木材加工流通過程の管理）の認証取得等に要する費用を支援する。

(13) 東京の森活性化事業

東京の森林に対する機運醸成を図るため、「多摩の森」活性化プロジェクト推進協議会等の運営や各自自治体における木材利用の促進及び普及啓発を支援する。

(14) 山しごと普及啓発促進事業

東京の森林・林業の役割や重要性の普及啓発と、それを守り育てる林業技術者の認知度向上を図るための体験型イベントを実施する。

(15) 木の街並み創出事業

外壁や外構に木材を用いることで、木の良さや木を使うことの大切さを普及PRし、多摩産材をはじめとする国産木材の利用拡大を図るとともに、森林整備の促進につなげていく。

(16) 林産物生産支援事業

ウッドショック等の影響により林産物の生産に係る資材費が高騰していることを踏まえ、原木の搬出等に要する経費の一部を支援する。

(17) 木材利用ポイント事業

木材の需要の喚起やゼロエミッション東京の実現に向け、多摩産材及び国産木材を利用し、住宅を新築・リフォームをした建築主に対して、東京の特産物等と交換できるポイントを交付する。

(18) 林業金融

ア 林業近代化資金利子補給

- (ア) 資金の種類 林業・林産業経営資金、林業・林産業用機械・施設資金他
- (イ) 対象者 林業者、森林組合等
- (ウ) 融資枠 4,000万円（一般3,000万円 災害1,000万円）
- (エ) 貸付限度額 個人 600万円 団体 4,000万円
- (オ) 償還期間 5年
- (カ) 利子補給率 1.25%（令和7年5月19日現在）

イ 木材産業等高度化推進資金貸付（間接金融制度）

- (ア) 資金の種類 林業経営高度化推進資金、素材生産等促進資金
- (イ) 対象者 林業者、森林組合等
- (ウ) 融資枠 4,820万円
- (エ) 貸付限度額 林業経営高度化推進資金 4,400万円  
素材生産等促進資金 420万円
- (オ) 償還期間 1年
- (カ) 利子補給率 なし

ウ 林業・木材産業改善資金助成会計繰出（林業・木材産業改善資金）

- (ア) 資金の種類 林業・木材産業改善資金
- (イ) 対象者 林業者、森林組合等
- (ウ) 融資枠 5,000万円
- (エ) 貸付限度額 個人 1,500万円、会社 3,000万円、会社以外の団体 5,000万円
- (オ) 償還期間 10年以内
- (カ) 利子補給率 なし（無利子資金）

#### 4 農林災害復旧（森林課）

林道・治山災害復旧

台風・豪雨などにより被災した林道、治山施設、荒廃森林の復旧を行う。

- (1) 林道災害復旧（単）：16箇所
- (2) 治山施設災害復旧（単）：3箇所
- (3) 林地荒廃復旧（公）：1箇所
- (4) 林地荒廃復旧（単）：10箇所

## 第3 水産業の振興

水産業の振興計画の策定や漁業資源の管理、漁業生産流通基盤の整備や漁業経営の安定に向けた施策並びに水産業者・都民に対する各種情報提供や調査研究等を実施する。

### 1 漁業資源の管理（水産課・島しょ農林水産総合センター）

#### (1) 漁業調整委員会の運営

漁業者を主体とする漁業調整機構の運用により、水面を総合的に利用し、漁業生産力の発展と漁業の民主化を図る。

##### ア 東京海区漁業調整委員会

漁場の秩序や各種の漁業調整を漁民の総意に基づいて行う目的で、都道府県に設置されている行政委員会で、知事に当該海区の区域内における漁業権の免許、許可等について意見を述べ、入漁権の設定、変更、消滅の裁定など、漁業に関する事項を処理する。

##### イ 東京都内水面漁場管理委員会

内水面における漁業生産力の発展と漁場利用の調整を図るため、遊漁規則の変更などの必要事項を、本委員会において審議する。また、うなぎ種苗の特別採捕許可方針、河川放流魚の増殖計画の策定や禁漁区などの指示を行う。

#### (2) 漁業調整等

##### ア 漁業調整対策

東京都海面及び内水面における漁業権の免許、入会漁業の調整、漁業許可等の事務を行い、漁業秩序の維持を図る。

##### イ 漁場利用調整対策

東京都海面及び内水面における漁業と親水レクリエーション（遊漁、ダイビングなど）との紛争を防止し、漁場の円滑な利用のための調整を行う。

##### ウ 漁船登録

法に基づき、漁船の登録・変更・抹消、建造許可、トン数の測度などの事務を行う。

#### (3) 漁業取締

漁業関連法に基づき、無許可操業、禁止区域及び禁止期間等の違反を対象に、指導船、航空機、大型船を活用し、漁業取締を実施する。また、国の役割である外国漁船の取締について国と連携し監視を行う。

#### (4) 水産資源利用の持続化推進

漁業法の下、資源の状態を正確に把握、評価するとともに、資源評価の結果を漁業者に提供し、漁業者の理解の下で、資源の持続的利用を推進する。

##### ア 漁獲努力量管理

資源の持続的利用の手法として、漁獲努力量管理を実施するとともに、漁業者の取組を支援する。

- (ア) 資源管理協定策定指導
- (イ) 漁業収入安定対策
- (ウ) 資源管理措置促進・指導協議会
- (エ) 資源評価の精度向上に向けた試験調査
- イ 漁獲可能量管理
  - 資源の持続的利用の手法として、漁獲可能量管理（TAC）を実施し、資源管理方針の策定と漁業者への指導を実施する。
  - (ア) 資源管理方針作成
  - (イ) TAC管理、指導
- ウ 水産資源利用の持続化推進に向けた漁業取締
  - 資源の持続的利用を図る手法である漁獲努力量管理と漁獲可能量管理の実効性を担保するため、資源管理対象魚種を操業対象とした漁業取締体制を強化する。
  - (ア) 航空機
  - (イ) 大型備船
- エ フィッシュタグによる骨太の資源管理推進
  - 漁業者の協力のもと標識放流調査の充実を図り、資源評価精度の向上に必要なデータを収集する。
- (5) 移動生態の解明に基づく資源管理型漁業の推進
  - ハマトビウオの摂餌傾向に関する研究やキンメダイの回遊行動生態に関する研究、アカイセエビの回遊行動生態解析を大学等と連携して行い、精度の高い資源管理に繋げていく。
- (6) DXによる漁船操業情報収集事業
  - 精度の高い資源量推定の必須情報となる操業情報収集のためのシステムを構築し、資源管理の取組の着実な推進を図る。また、当該システムを活用し、令和8年度からクロマグロに義務付けられる漁獲情報伝達の仕組みづくりを行う。
- (7) 漁場環境保全対策
  - ア 漁場環境改善対策
    - 河川における廃棄物の回収処理や、ウミガメの産卵場等における廃棄物の回収処理、カワウによる食害の防止対策等を行う。
  - イ DXによる内水面漁業被害軽減手法の開発
    - カワウにGPSデータロガーを装着し、得られた位置情報等を解析し、行動範囲を把握することで、効果的な被害軽減手法を開発する。
  - ウ 漁場環境監視指導
    - 漁場環境の監視及び情報の収集を行い、被害発生時には漁業者等に対し、緊急に措置すべき事項を指導する。
  - エ 貝毒安全確保対策
    - 東京内湾、河川において、アサリ、シジミ等の二枚貝類を採取し、下痢性及び麻痺性貝毒の検査を実施する。

- オ 江戸前アユ資源を増やし活用するための支援事業  
アユ産卵親魚の放流や遡上アユの有効活用に向けた内水面漁協の取組を支援するとともに、江戸前アユ資源を有効に活用する手法について検討調査を行う。
- カ 魅力的な内水面漁場づくり支援事業  
禁漁区やキャッチ&リリース区間の設定等による魅力的な漁場づくりや、電子遊漁券の導入による釣り人の利便性向上など、内水面漁協の取組を支援する。
- キ 演習に係る漁業補償調査  
自衛隊・在日米軍の演習に伴う操業規制により生じた損失を国が補償するための基礎資料となる漁獲高・操業状況などを調査する。
- (8) 栽培漁業の育成
- ア 栽培漁業センターの施設整備  
栽培漁業の種苗生産基地である栽培漁業センターの整備・改修等を行う。  
令和7年度該当なし
- イ 栽培漁業センターの運営等  
魚貝類の放流種苗の生産・供給を行い、島しょ地域における、稚貝等の放流と育成の場となる漁場整備、資源管理をあわせて実施する「つくり育てる漁業」を育成することで、漁業者の経営安定と都民への新鮮な魚貝類の安定的な供給を図る。  
種苗の生産配付：アワビ、トコブシ、サザエ
- ウ 栽培漁業センターの機能強化  
生産した種苗の放流、漁場造成や資源管理と連携した取組の方法、海洋環境保全や環境学習、地域拠点としての取組など栽培漁業センターの機能強化に向けた施設設計を進める。
- エ 島しょ貝類陸上養殖事業化試験  
既存の漁協蓄養施設と栽培漁業センターで生産した貝類種苗を用いて陸上養殖の実証試験を行い、養殖事業の事業化を図る。
- オ 奥多摩さかな養殖センターの運営  
都内河川中上流域の水産資源の増殖と冷水性魚類養殖業の振興を図るため、養殖技術の改良・普及、種苗の生産配付、魚病対策を行い、養殖業の経営安定を図る。  
発眼卵、春稚魚、秋稚魚の生産配付：ニジマス、ヤマメ、奥多摩やまめ、イワナ
- カ スマート内水面養殖業推進事業  
奥多摩さかな養殖センターにA I機器を試験導入し、養殖作業の効率化を検証、都内養殖業者への技術移転を目指す。
- (9) 漁場の荒廃・海の異変対策  
サメ等による漁業被害の軽減対策を実施し漁家経営の安定を図る。
- (10) 食害生物等追払い対策  
イルカによる漁業被害を減らすため、火薬類を使用し地域が連携して行う追払いの取組を支援する。あわせて、追払い活動で使用する火薬類の取扱いに際し必要な保安講習の開催経費を補助する。

- (11) 持続可能な網漁業の推進  
資源の状況を正確に把握した上で策定した資源管理協定に基づき、効率的な操業体制への転換を図ることで持続可能な網漁業を推進することを目的とし、漁船試験操業調査を実施する。
- (12) 漁業と遊漁の共存に向けた資源管理体制の構築  
より効果的な資源管理施策の検討を行うため、遊漁に係る基礎的な調査を実施し、漁場や資源の利用実態を明らかにする。
- (13) 漁協運営型陸上養殖プロジェクト  
水産業の振興と地域活性化に貢献するため、陸上養殖の分野で強みを持つ民間事業者等と連携し、東京型の陸上養殖ビジネスモデルを創出する。

## 2 漁業生産流通基盤の整備（水産課・島しょ農林水産総合センター）

- (1) 漁業振興施設整備
  - ア 島しょ漁業振興施設整備  
漁業の生産性向上、近代化、合理化などに必要な施設等の整備を行い、島しょ沿岸漁業の発展を促進し、漁業者の生活安定と地位の向上を図る。  
(令和7年度計画)
    - (ア) 新 島：特産品物流センター改修（新島村）
    - (イ) 神 津 島：燃油運搬車、貯氷施設改修、砕氷施設、荷捌施設改修工事設計（神津島漁協）
    - (ウ) 三 宅 島：出荷運搬等車両（三宅島漁協）
    - (エ) 八 丈 島：出荷運搬等車両（八丈島漁協）
    - (オ) 小 笠 原：冷凍施設機械設備改修工事（小笠原母島漁協）
  - イ 内水面漁業振興対策  
養殖マス類の生産・加工・流通基盤や釣り場等の整備等を行い、内水面漁業の振興を図る。
- (2) 水産物供給基盤整備  
魚礁の設置、増殖場の造成など島しょにおける漁場の開発を総合的かつ計画的に実施する。  
(令和7年度計画)
  - ア 漁場環境管理施設  
漁場環境予測システムの管理運営及び改修等
  - イ 漁場造成調査  
漁場の評価と生産性向上対策及び造成漁場の効果把握調査
- (3) 魚類等防疫対策  
農林水産省の定める水産防疫対策要綱に基づき、天然域のモニタリング調査や種苗生産施設等におけるまん延防止対策のほか、今後発生が懸念される新たな魚類等の疾病について防疫対策を行う。

### 3 漁業経営の安定（水産課・調整課・島しょ農林水産総合センター）

#### (1) 漁協指導等

都内漁協への経営改善等の指導を実施することにより、漁協の健全な発展を図る。

#### (2) 漁協指導強化対策等

漁協の経営能力の向上と財務体質の改善を目的として設置された漁連指導室に対する補助及び指導、信用基金協会の執行体制強化による信用保証事業の円滑な実施等への指導を行う。

##### ア 漁協指導強化対策

都漁連内に設置された指導室の一部経費を助成することにより、漁協系統団体の指導体制の整備・強化を図る。

##### イ 漁業信用基金協会補助

基金協会東京支所の運営経費の一部を補助することにより執行体制及び財務基盤を強化し、信用保証事業の円滑な実施を図る。

#### (3) 漁業経営革新プログラム

漁協の経営診断を実施するほか、外部専門家等の意見を参考に経営不振漁協に対する伴走型特別指導等を行い、漁協の経営安定化を支援する。

#### (4) 東京の漁業人材確保・育成事業

漁業就業者の確保・育成を主導する東京漁業就業支援センター（東京フィッシャーズ・ナビ）を中心に、助言・相談窓口の設置や担い手ごとのキャリアに応じた支援を行い、漁業者の確保と技術力の向上を図る。あわせて、将来の東京の漁業を支える担い手を島外から募集し、育成することを目的とした研修費や住宅費、資格取得（対象者：漁業者、漁協職員等）に係る経費等の補助を実施する。

#### (5) ぎょしょく普及事業

東京の水産物や水産業を介した食育活動を積極的に展開することで、新鮮で安全・安心な東京産水産物の魅力を都民に伝え、消費拡大につなげていく。

#### (6) 東京産水産物生産・流通促進事業

新たなニーズに合わせた商品開発や生産能力の強化、販路開拓などの経営力の強化や、食の安全安心の確保・向上に向けた衛生管理体制の改善、生産品の品質向上に係る取組を支援することで、水産業経営の安定化を図る。

#### (7) TOKYO魚食促進事業

東京産水産物の理解を向上させるため、小中学生を対象とした出前授業や生産現場講習会等開催の支援、調理講習会の開催等を実施する。

#### (8) 東京産水産物の海外販路開拓

販路の多角化の一環として東京産水産物を取扱う事業者が行う販売活動への支援を行うとともに、国際水産見本市への出展を実施する。

#### (9) 農林水産物認証取得支援事業（水産業）

SDGsへの社会的な関心の高まりや、国際的な評価の向上、輸出の促進に向けMEL（マリン・エコラベル・ジャパン）などの国際認証の取得が求められているため、水産認証を希望

する事業者に対して認証の取得、維持等について支援する。さらに、認証を取得した水産物が円滑に流通ルートを確保できるように販路開拓等の支援を行う。

(10) 離島漁業再生支援事業

都内離島地域において漁業の再生に共同で取り組む漁業集落に対する支援を行う。

ア 離島漁業再生支援事業

漁業集落が行う漁場の生産力の向上に関する取組や、漁業の再生に関する実践的な取組を支援することにより、離島漁業の再生を図る。

イ 新規就業者特別対策事業

新規就業者が独立する際に必要な漁船や漁具のリース料を最長3年間補助し、就業にかかるコスト負担の軽減を図ることにより、漁業への定着を促進する。

(11) 島しょ漁業経営支援緊急対策事業等

ア 島しょ漁業経営支援緊急対策事業

島しょ地域へ漁業用燃油を運搬する都漁連運搬船の運賃を補助することにより、漁業経費の負担を軽減し、漁業操業の安定化を図る。

イ 島しょ漁業操業支援緊急対策事業

燃油購入経費の一部を補助することで、漁業者負担を軽減し、燃油価格の高止まりによる操業への影響を抑制する。

ウ 燃油価格高騰緊急対策

国で実施している漁業経営セーフティネット構築事業において支払われる補てん金のうち、漁業者積立金取崩額の一部を補助することにより、漁業者の国事業への参加を促進し、漁家経営の安定化を図る。

エ 漁獲物運搬特別支援事業

定期船の欠航や運航スケジュール変更等を原因とする貨物船のチャーター費用の一部を補助することにより、漁業経費の負担を軽減し、漁家経営の安定に資する。

(12) DXによる漁協荷捌き作業効率化推進事業

漁協事務の効率化及び適切な資源管理を推進するため、導入した情報処理機能付き選別機を用いて、データ収集及び解析を行う。

(13) スマート計量システム導入支援事業

漁協事務の効率化及び資源管理の強化を図るため、DXによる漁協荷捌き作業システムの導入を支援する。

(14) 漁業共済加入促進支援事業

漁業災害補償法に基づいて国が行う漁業共済への加入を促進し、漁業経営の安定化を図るため、漁業共済加入に係る漁業者の掛金負担額の一部を助成する。

(15) 東京の水産業振興に向けた専門懇談会の運営

東京の水産業を取り巻く情勢の変化を踏まえ、その課題に的確に対応していくため、早急に取り組むべき事項について、東京都の施策へ反映させることを目的に、専門家等から意見をいただく懇談会を設置し、運営を行う。

- (16) 島しょ漁業資材高騰緊急対策事業  
島しょ地域の漁業者が使用する出荷資材に要する経費の一部を支援する。
- (17) 内水面養殖用配合飼料価格高騰緊急対策事業  
内水面養殖業者が使用する配合飼料購入費のうち、高騰分の一部を支援する。
- (18) 漁業金融
- ア 漁業近代化資金利子補給
- (ア) 資金の種類 漁船資金、その他個人施設、共同利用施設等
- (イ) 対象者 個人他
- (ウ) 融資枠 4億9,900万円
- (エ) 貸付限度額 9,000万円（漁船資金、個人、20t未満）
- (オ) 償還期間 1～20年
- (カ) 利子補給率 1.25%（令和7年5月19日現在、例外あり）
- イ 沿岸漁業改善資金助成会計繰出（沿岸漁業改善資金）
- (ア) 資金の種類 経営等改善資金、青年漁業者等養成確保資金
- (イ) 対象者 個人他
- (ウ) 融資枠 4,700万円
- (エ) 貸付限度額 2,500万円（燃料油消費節減機器等設置資金）
- (オ) 償還期間 2～10年
- (カ) 利子補給率 なし（無利子資金）

#### 4 島しょ農林水産総合センターの運営（島しょ農林水産総合センター）

- (1) 島しょ農林水産総合センター試験研究  
漁業収益の向上、内水面漁協及び養殖業の経営安定化、水産資源の持続的利用の推進、都民共有の海や川の多面的活用等を目的として、各種調査、試験、研究、漁業者への指導を行う。
- (2) 漁業調査指導等  
漁業生産性の向上や漁業秩序の維持を図るため、海洋観測、資源調査、漁業取締、漁業調査指導、漁海況予報、陸上無線局維持管理を行う。また、試験研究成果の普及啓発を図るため、巡回指導や養殖衛生管理体制の整備などを行う。
- ア 漁業調査指導  
広域海域漁業調査指導（みやこ）、伊豆諸島北部海域漁業調査指導（やしお）、伊豆諸島南部海域漁業調査指導（たくなん）
- イ 漁海況予報  
海洋観測調査等、海の天気図発行
- ウ 陸上無線局維持管理  
無線局の運営による指導通信業務
- エ 普及指導  
巡回指導による担い手の確保と育成

(3) 島しょ農林水産総合センター維持管理

島しょ農林水産総合センターの管理運営及び施設の維持管理を行う。

ア 本所〔港区〕

イ 事業所〔大島町、八丈町〕

## 5 小笠原振興（水産課・島しょ農林水産総合センター・調整課）

(1) 小笠原漁業基盤整備

ア 小笠原漁業振興施設整備

後継者育成、流通体制の整備や、養殖漁業の振興等に必要な施設を整備する。

（令和7年度計画） 父島：該当なし

母島：該当なし

イ 硫黄島関連漁業対策

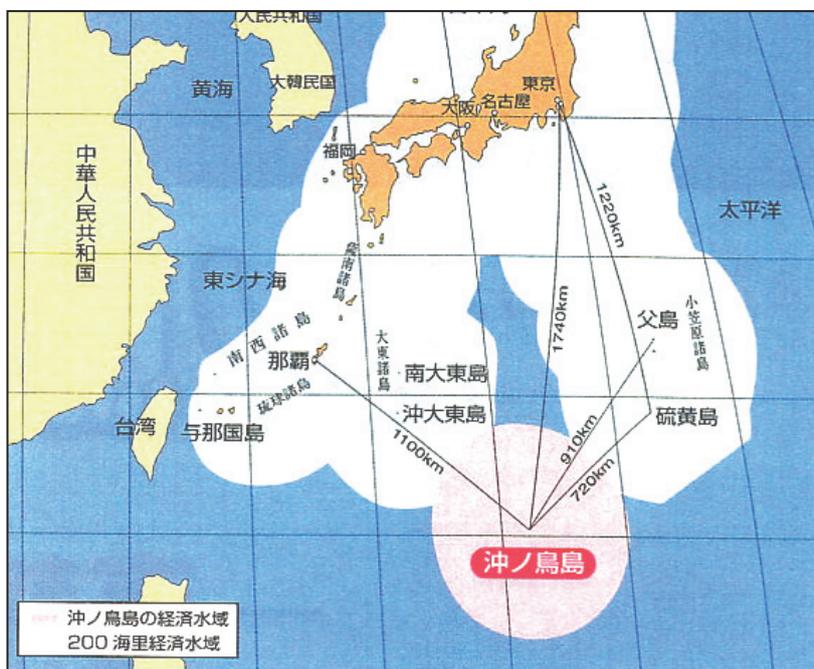
自衛隊の施設設置により、漁業活動が制限されることに伴う損失分を漁業生産基盤等の整備を図ることにより緩和し、漁業の振興と漁家経営の安定を図る。

（令和7年度計画） 父島：漁船漁具保全施設

母島：漁船用補給施設

(2) 沖ノ鳥島総合対策

漁場の調査・分析等を実施する。



【沖ノ鳥島位置図】

(3) 水産センターの運営（総務局所管）

ア 試験研究：3テーマ

イ 漁業調査指導：海洋観測、資源調査、沖ノ鳥島調査、漁業取締

ウ 漁業調査指導船(興洋)の運航等

## 6 産業労働施設整備

島しょ農林水産総合センター施設整備

島しょ農林水産総合センターにおける試験研究及び漁業調査指導の充実と効率化を図るため、施設の整備を行う。

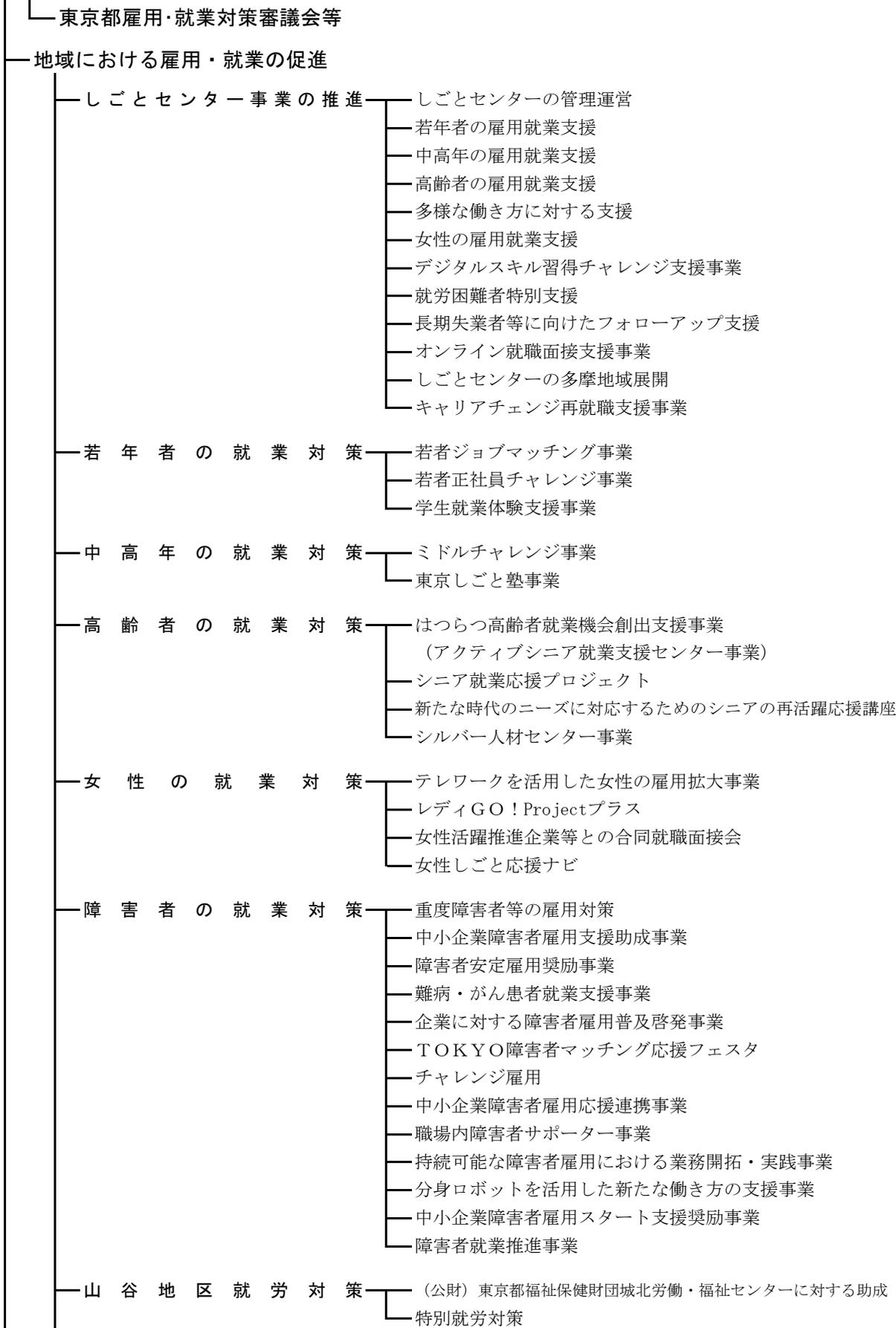


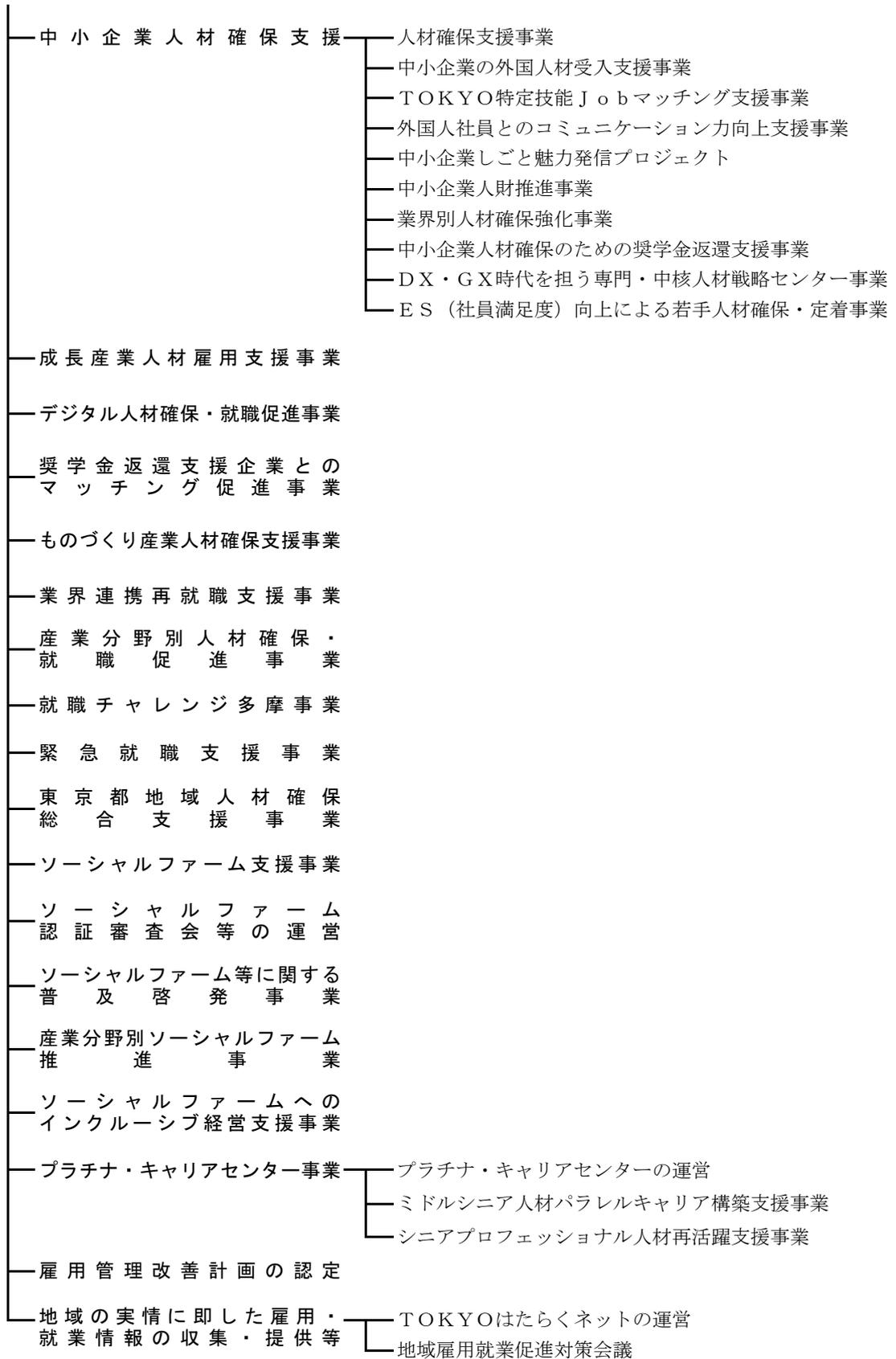
## VII 雇用就業対策



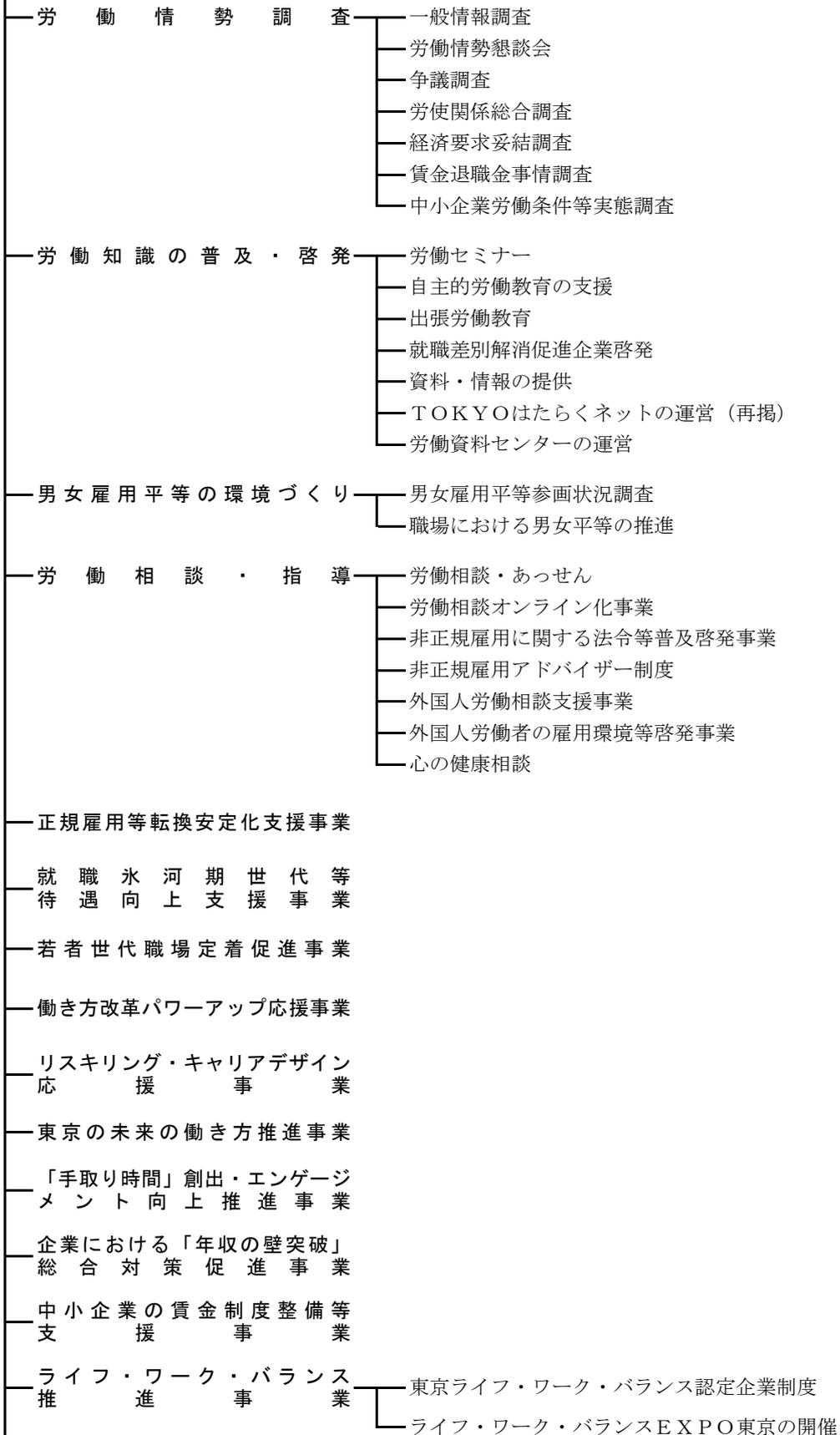
○施策の体系（令和7年8月1日現在）

雇用就業対策

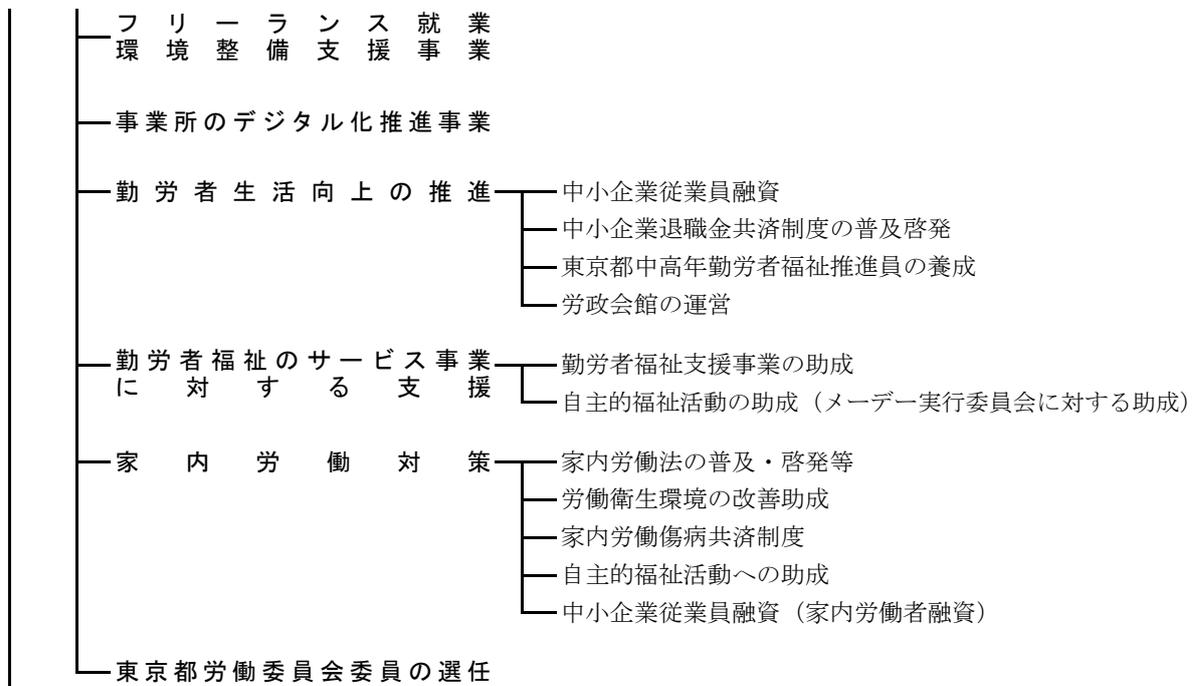




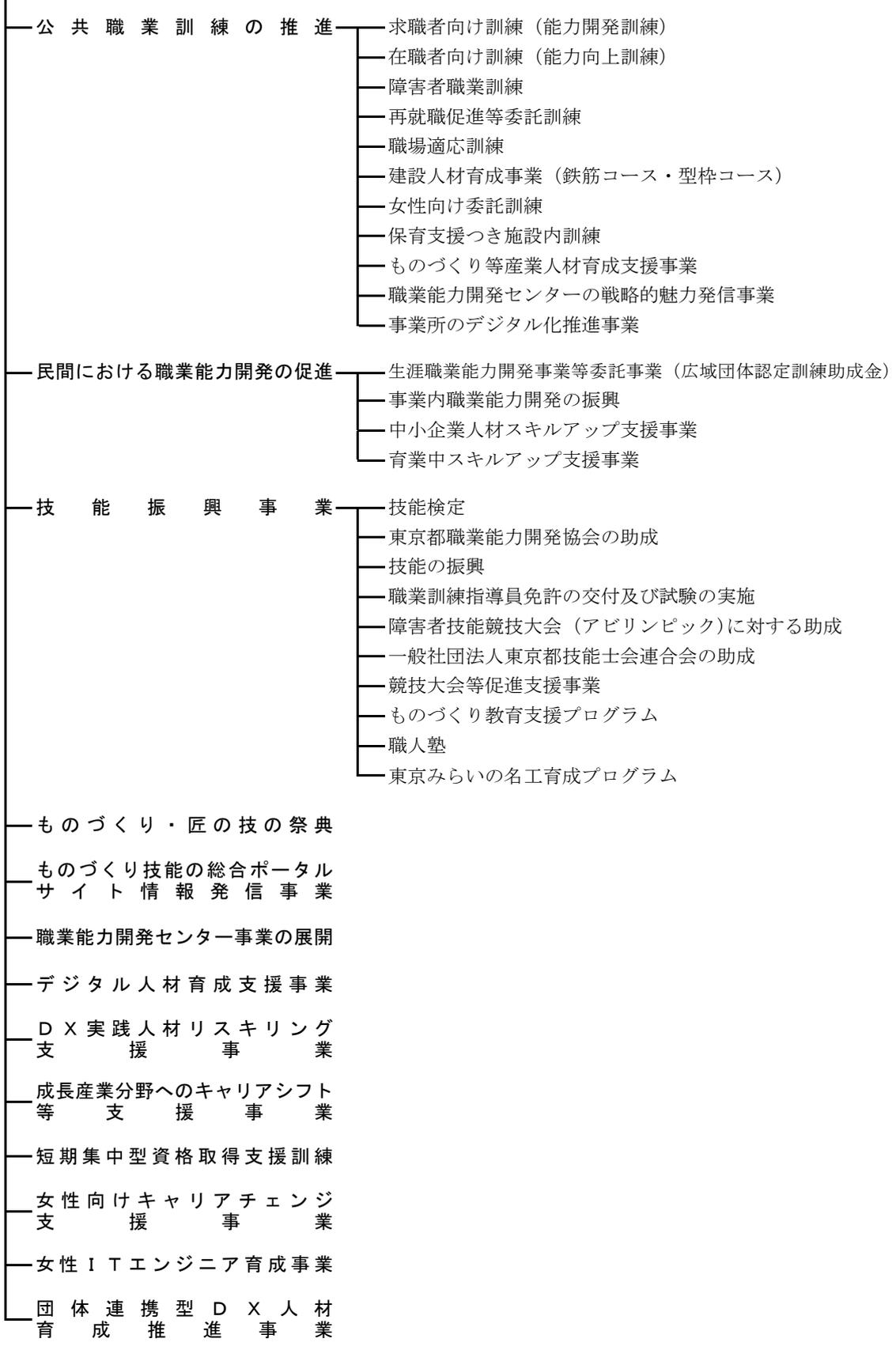
適正な労働環境の確保



- テレワーク等普及推進事業
  - テレワーク導入実態調査
  - テレワーク普及促進プロジェクト
  - 「テレワーク東京ルール」促進事業
  - テレワークとオフィス勤務のベストバランス推進事業
  - テレワークトータルサポート事業
  - ABWオフィス促進事業
  - サードプレイス活用促進事業
  - TOKYOシェアオフィス墨田の運営
- 働きやすい職場環境づくり推進事業
- キャリアとチャイルドプラン両立支援事業
- 働く女性応援事業
- 働くパパママ育児応援事業
- 育児によるパワーアップ応援事業
- 男性育児もっと応援事業
- 男性育児促進に向けた普及啓発事業
- 男性育児推進リーダー事業
- 妊娠や子育て等の知識に係る企業内の普及啓発事業
- 介護休業取得応援事業
- 家庭と仕事の両立支援推進事業
- 働く女性への総合サポート事業
- 女性管理職比率・男女間賃金格差改善促進事業
- 企業と働く女性のキャリアパートナーシップ支援事業
- 働く女性のウェルネス向上事業
- 働く人の健康保持増進事業
- 職場のメンタルヘルス対策推進事業
- ハラスメント防止対策推進事業
- カスタマーハラスメント防止対策推進事業
- 団体連携によるカスタマーハラスメント防止条例普及促進事業



多様なニーズに対応した職業能力の開発・向上



# 第1 審 議 会 等

## 1 東京都雇用・就業対策審議会等（調整課）

### (1) 東京都雇用・就業対策審議会

知事の附属機関として、学識経験者委員・事業主委員・労働者委員による審議を行うことにより、雇用及び就業の促進、職業能力の開発並びに労使関係の安定を図る。

#### ア 委員構成等

【委員合計】	24人以内	
学識経験者	12人以内	
事業主代表	6人以内	※事業主代表と労働者代表は同数
労働者代表	6人以内	

#### イ 任期

2年

#### ウ 所掌事項

- (ア) 雇用及び就業対策に関する事項
- (イ) 職業能力の開発に関する事項
- (ウ) 労使関係の安定に関する事項
- (エ) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要とする事項

#### エ 諮問事項と審議状況

##### 第1期 諮問事項「東京を再生させる雇用就業施策について」

平成14年10月 諮問

平成15年3月 中間のまとめ

平成15年7月 答申

##### 第2期 諮問事項「東京都におけるこれからの職業能力開発行政の基本的な方向及び講ずべき施策について」

平成16年12月 諮問

平成17年7月 中間のまとめ

平成17年12月 答申

##### 第3期 諮問事項「社会ニーズの変化に的確に対応する雇用就業施策のあり方について」

平成24年2月 諮問

平成24年11月 中間のまとめ

平成25年2月 答申

### (2) 公労使会議

2020年に向けた実行プランに掲げた「新しい東京」を目指し、「セーフ シティ」「ダイバーシティ」「スマート シティ」の3つのシティを実現するため、公労使が一堂に会し意見交換を行う場を設ける。

(3) 東京都雇用対策協定運営協議会

知事と厚生労働大臣は、一層連携を強化し、協働して柔軟に雇用対策を推進するため、「東京都雇用対策協定」を平成27年2月10日に締結した。

この協定に基づき、事業計画の策定や事業の評価を行い、都と東京労働局が連携しつつ、事業を効果的に実施することを目的として、東京都雇用対策協定運営協議会を設置する。

(4) 東京の雇用就業を考える有識者会議

雇用就業を取り巻く環境の変化に対して的確な対応を図るため、都における今後の雇用就業対策の方向性や迅速に実施すべき施策等について、有識者との意見交換を通じて検討を進める。

## 第2 地域における雇用・就業の促進

### 1 しごとセンター事業の推進（就業推進課）※事業の実施は、指定管理者である（公財）東京しごと財団に委任

#### (1) しごとセンターの管理運営

雇用のミスマッチを解消し、都民の雇用・就業の促進を図るため、若年者、中高年者、高齢者及び家庭との両立を目指す女性を対象とした窓口を通じて、カウンセリングやセミナー、能力開発などの就職支援を、ワンストップで提供する。

#### ◎東京しごとセンター

##### ○ヤングコーナー（ジョブカフェ）

- ・就職支援アドバイザーによるカウンセリング
- ・ハローワークによる職業紹介

##### ○ミドルコーナー

- ・民間事業者によるキャリアカウンセリング、職業紹介
- ・非正規対策事業

##### ○シニアコーナー

- ・高年齢者就業相談
- ・ハローワークによる職業紹介

##### ○総合相談

- ・総合相談、専門相談、事業所相談、情報コーナー

##### ○女性しごと応援テラス

- ・民間事業者によるキャリアカウンセリング、職業紹介

##### ○専門サポートコーナー

- ・民間事業者による支援計画作成、プログラムの実施

##### ○障害者雇用就業サポートデスク

##### ○専門相談機関等

- ・東京都労働相談情報センター
- ・東京都労働資料センター
- ・（公財）東京しごと財団
- ・東京都福祉人材センター
- ・東京都保育人材・保育所支援センター
- ・東京都ひとり親家庭支援センター
- ・東京都職業能力開発協会

##### ○職業能力開発機関

- ・中央・城北職業能力開発センターしごとセンター校  
職業訓練・各職業能力開発センターの案内・相談

※東京しごとセンター・・・東京都しごとセンターのほか、福祉人材センターなどの関係機関

も含めた仕事に関する多様なニーズにワンストップで応える施設  
全体の愛称

令和6年度東京都しごとセンター・東京都しごとセンター多摩利用実績  
(令和6年4月から令和7年3月まで)

(単位：人)

区分	利用者数			※①就職者数
	新規	再来	計	
ヤング	7,271	40,232	47,503	3,196
ミドル	11,853	88,889	100,742	6,049
シニア	11,423	61,657	73,080	2,881
女性	※②3,186	2,165	23,357	25,522
専門サポート	235	6,013	6,248	109
小計	32,947	220,148	253,095	13,391
総合相談	専門相談・事業所相談		4,681	/
	多様な働き方セミナー等		26,196	
	小計		30,877	
合計			283,972	13,391

※①就職者数には、令和5年度以前の登録者で令和6年度に就職した者を含む。

※②年齢別コーナー等の併用を含む「女性しごと応援テラス（多摩含む）」の新規利用者

(2) 若年者の雇用就業支援

若者の就職支援のために、東京都しごとセンターにヤングコーナーを設け、ワンストップサービスを展開する。各種セミナーやプログラム等によって職業意識の醸成を図るとともに、個々の状況に応じたきめ細かな相談やカウンセリング、能力開発を提供することにより、若年者を就業に結びつける。

ア 様々な職業情報の提供

各種就職情報に関するサイトを取り込んだポータルサイトや職業適性診断システムを組み込んだ情報検索端末を設置するとともに、就職活動のノウハウに関する図書類や雇用関係情報誌等を整備し、求職者へ提供する。

イ 就職スキルアップ支援

(ア) 就職支援アドバイザー（キャリアカウンセラー）の配置

(イ) 出張型支援の充実強化

地域の就労支援機関や教育機関等と連携して、しごとセンターのサービス（就業意識醸成、就活ノウハウ等のセミナー、グループディスカッション、カウンセリング等）を出張型で提供する。併せて新規登録を促し、来所を誘導する。

(ウ) 就活実践力養成講座

就職に役立つ知識やスキルを学ぶことができる1回完結型のセミナーを年間通じて開催する。

- (エ) 能力開発コースの実施  
資格を活用した就職希望者等を対象に、資格取得を視野に入れた就職支援を実施する。
- (オ) 若年者就職力アップ事業  
社会人としての基礎的スキルや希望する職種に必要な職務能力が低く、無職又は非正規雇用者として働く若者に対し、コミュニケーション等の基礎能力や職務能力を向上させるためのプログラムを提供し、就職準備性の向上を図り、正社員就職を支援する。
- (カ) 若年者早期就職支援事業  
正社員として働くことの具体的なイメージを持っていないことや、就活ノウハウが不十分なため、やむを得ず無職又は非正規雇用者として働く若者に対し、短期間のグループワークと個別カウンセリング及びハローワーク飯田橋U-35 と連携したメニューを提供し、早期の正社員就職を支援する。
- (キ) 新卒学生フォローアップ事業  
就活ルールの変更やコミュニケーション能力不足により、就職活動が進まない学生に対して、就職活動の遅れを取り戻しながら本来の活動の流れに乗れるよう、しごとセンターオンライン登録へ誘導し支援につなげるとともに、仲間づくりやグループディスカッション対策のためグループワークを主体とした短期集中型のプログラムを提供する。

#### ウ 若者と企業のマッチング支援

- (ア) 合同就職面接会  
34歳以下の若年者のうち、パート・アルバイトに従事する者又は働く意思のある無職者で、常用雇用を希望する者を対象に、年4回、各回15社程度の小規模面接会を開催する。
- (イ) 合同企業説明会  
大企業志向等によるミスマッチ解消のため、若年者の採用に意欲的な中小企業と若年者が交流できるプレマッチングの場を提供する。
- (ウ) 中小企業見学  
新卒者等の中小企業の理解を促すため、(イ)の合同企業説明会に参加した企業に赴いて、見学会を実施する。
- (エ) 合同企業説明会直前対策セミナー  
合同企業説明会を効果的に活用し、応募の促進につなげるための、直前対策セミナーを実施する。
- (オ) 面接対策セミナー  
面接会等を通じた就職決定を支援するため、就職面接会の上手な活用方法（企業の回り方）と模擬面接をセットにしたセミナーを実施する。
- (カ) 業界職種研究ライブラリーの設置  
情報提供アドバイザーによる企業研究や職種研究に特化したカウンセリングを実施し、業界職種勉強会を開催する。
- (キ) 採用・育成サポートセミナー  
合同企業説明会等マッチング支援事業を通じた採用ノウハウを伝達するセミナーを実施

施する。また、早期離職防止のため、人材育成に力を入れている、あるいは離職率が低い企業の社長等を講師に迎えセミナーを実施する。

(ク) 採用・育成に関する好事例の提供

若年者の採用や人材育成に関する企業の好事例を取材し、ライブラリー登録企業に対してメールマガジンで配信する。

エ 若者のキャリアデザイン支援

(ア) 就職支援アドバイザー（キャリアカウンセラー）の配置

(イ) キャリアデザインセミナー（就職活動中）

就職する前に、自身の職業観や将来のキャリアデザイン、適性等について考え、業界や企業研究を十分に行うなど、就職後のミスマッチを防ぐために必要なテーマを盛り込んだセミナーを実施する。

(ウ) 参加者交流会（就職活動中）

経営者や先輩社会人との意見交換や、同世代とグループワーク等を通して交流することで、自身のキャリアデザインを形成する一助とする。

(エ) 社会人基礎プログラム（入社1年目）

正社員として必要とされる基礎力をつけ、組織の中で働くことへの理解を深めるセミナーを実施する。

(オ) キャリア形成プログラム（入社2年目から3年目）

仕事の応用力や職種ごとの課題解決力等、会社の業務内容と関連付けたテーマを設定することで実践力を養うプログラムを実施する。

(カ) 参加者交流会（入社3年以内）

経営者や先輩社会人との意見交換により、キャリアプランを考える機会を提供する。また、同世代とグループワーク等を通して交流することで、入職早期の孤立化を防ぐ。

(キ) 育成担当者向け早期離職防止セミナー

若手社員の教育の担い手となる育成担当者向けに、早期離職を防ぐためのノウハウを提供する。

(ク) 管理者向け早期離職防止セミナー

管理職や経営者を対象に、若手社員の早期離職を防ぐためのセミナーを実施する。

(ケ) 早期離職防止ガイドブック

研修メニュー、チューター制度等、早期離職防止のノウハウ等をまとめたガイドブックを作成し、セミナー参加企業や関係機関等に配布する。

オ 就活バックアップ支援

大学等就職支援者及び新卒者等の保護者を対象とした事業を実施することで、新卒者等の就職活動の間接的支援を促進する。

カ 高校生向け就業意識啓発講座

進路決定前の時期に、高校生の就業意識を醸成する内容の啓発講座を学校の要望に沿った形で実施する。

キ オンライン就職支援

特設サイトを設置・運営し、オンライン上でキャリアカウンセリング、セミナー及び企業説明会等のサービスを提供する。

#### ク 就活アプローチ事業

##### (ア) ワークスタート支援プログラム

働くことによる社会的自立が必要であるにもかかわらず、就職活動に踏み出せないでいる若者を対象に、専門的なノウハウを有する機関を活用した支援メニューを実施する。

##### (イ) 就労支援機関担当者向けセミナー

若年者就業支援に直接携わるNPO法人等のスタッフに対してセミナーを実施するとともに、行政機関、NPO法人等との連携強化を図る。

#### (3) 中高年の雇用就業支援

##### ア 中高年の雇用就業支援事業

再就職を目指す中高年求職者に対し、多様な情報を一元的に提供し、民間事業者のアドバイザーが豊富な情報とノウハウを活かして、個別カウンセリングによる職業選択・能力開発等のアドバイスから求人情報の提供、職業紹介まで一貫したきめ細かい就職支援を実施する。

##### (ア) アドバイザーによる支援

就職支援アドバイザー（キャリアカウンセラー）を配置することにより、求職者に対する個別カウンセリングを実施し、今までの職歴や職業能力、今後の希望を踏まえた助言・指導を行うとともに、求人情報等の提供から職業紹介までの支援を実施する。

##### (イ) 求職活動支援セミナー

雇用就業情勢等の情報提供と、本人によるキャリアの棚卸しを行い、今後の再就職活動の目標設定、就職活動計画の設計及び具体的な求人情報の探し方や面接技法等について学ぶセミナーを開催する。

##### a 小規模セミナー

自分の職業特性を分析し理解することで、就職活動の展開を考えていく「自己理解促進」と、書類選考や採用面接での自己PR力を実践的に身につけていく「就職対策支援」の2つのセミナーを実施し、就職活動に必要なスキルを身につけることを支援する。

また、就職活動期間が長期になっている者を主な対象に、これまでの活動を振り返り、効果的に活動を行うための「応募活動支援」セミナーを実施し、長期化する活動で低下したモチベーションの向上を図る。

さらに、自律的に就職活動を進めていくことができる利用者を対象に、グループワーク形式のプログラムを実施し、利用者の早期就業を支援する。加えて、転職を予定している在職者向けのセミナーを土曜日に実施し、在職者の円滑な再就職活動を支援する。

##### b 大規模セミナー

雇用就業情勢の十分な周知を行い、求職者に求人市場の現状確認を促すとともに、今後の就職活動の進め方などを指導する。

##### (ウ) 能力開発コース

求人市場で求められている能力を身につける短期の講座を実施する。

##### a 再就職基礎講座

コミュニケーション能力の向上やキャリア開発を支援する講座を実施する。

b スキルアップ講座

パソコンの操作経験が乏しい求職者を対象に、ビジネスで役立つパソコン操作に関する講座を実施する。

c 資格取得等支援講座

資格を活用した就職希望者等を対象に、経理基礎知識、パソコン応用などの資格取得を支援する講義を実施する。

(エ) 雇用就業情報の提供

求人情報等をインターネット上で検索できるようにし、求職活動に活用できる情報を提供する。

(オ) 就職氷河期世代等ミドル向け合同面接会

就職氷河期世代等中高年求職者を対象に合同就職面接会をしごとセンター内外で開催し、早期の就職決定に結びつける。

a 大規模面接会（外部会場）

利用者の未経験業界・職種への転換を含めた視野拡大を図るため、多様な求人企業を集め、1日のイベントとして開催する。

b 小規模面接会（しごとセンター内）

ミドルコーナーの基幹支援（カウンセリング・セミナー等）の支援フローの一環として実施する。

(カ) ミドルアフターのキャリアチェンジ支援

より就職が困難と見込まれるミドルアフター層（45～54歳）の早期就職を図るため、きめ細かなサポートを行い、過去の職歴等にこだわらないキャリアチェンジを促すとともに、合同企業説明会や職場体験等の場を提供し、企業とのマッチングを後押しする。

(キ) 非正規就業者向けアプローチセミナー

非正規雇用歴等が長いミドル層を対象として今後の生活設計等を考えるきっかけとなるセミナーを実施し、就労・正社員化に向けた具体的な行動を起こせずにいる人等を掘り起こして、しごとセンターの正規雇用化支援に誘導する。

(ク) ミドル版ワークスタート支援プログラム

就職活動に入る手前の段階から支援が必要な中高年の就職困難層を対象に、就労準備支援として、自信回復、職場に必要な基礎能力の付与及び就労体験等を組み合わせたプログラムを提供し、働くことを通じて自立を目指すための第一歩を支援する。

(ケ) オンライン化対応

セミナー等オンラインによる事業を実施する。

イ 非正規向け特別支援

非正規での就業経験が長く一貫したキャリア形成が十分でないことから、正社員就業の機会を逸し、パート・アルバイトなどの非正規雇用を余儀なくされている求職者の正社員化を促進するため、個々の状況に応じて受講できるプログラム等を提供し、早期就職を支援する。

(ア) 非正規向け求職活動支援

a 非正規向け求職活動支援セミナーの実施

正社員の就職経験が少ない求職者を対象に、求職活動に必要な情報（キャリアの棚卸し、求人市場の現状と今後の活動方法など）を提供する。

b 非正規向けパソコン講座の実施

パソコンスキル等を付与し、職業人としてのスキルを高めることにより、円滑な就職活動を支援する。

(イ) 就活エクスプレス事業

比較的早期での就職が見込まれる中高年求職者（30～54歳）を対象に、就業意欲を醸成し、就職活動を促進することを目的としたプログラムを提供するとともに、ジョブコーディネーターによるマッチング支援を行い、早期就職を促進する。

a グループワーク

キャリアの振り返りや職場訪問による中小企業理解、応募書類作成等を行うグループワークを実施するとともに、終了後は求職活動を受講者同士で支えあうフォローアップ講座を定期的実施する。

b 企業とのマッチング支援

中小企業の採用や人材活用等に精通したジョブコーディネーターを配置し、個別の求人開拓や正社員登用型求人の活用によりマッチングを支援する。

c 合同面接会

非正規雇用経験者の正社員採用に意欲的な企業を開拓し、合同面接会を開催、マッチングを促進する。

d 短期集中コース

グループワークへの継続参加が困難な求職者に対しては、短期集中型セミナーを実施し、正社員就職を支援する。

(4) 高齢者の雇用就業支援

高齢者への就業相談、人材開発コースによる能力開発や、ハローワーク飯田橋専門援助第三部門（シニアコーナー）との連携による職業紹介を実施するなど、高齢者の雇用就業に関する総合的なワンストップサービスを提供する。

ア 高齢者向け相談の実施

就業を希望する高齢者に対して、経験や職歴等の実情を踏まえた就業相談に応じ、ハローワーク飯田橋専門援助第三部門（シニアコーナー）による職業紹介を通じた就職支援を行う。また、必要に応じて、再就職支援ツールの価値観診断機能、キャリアプランニング機能を活用する。

イ 中小企業向け人材開発コース事業

中小企業団体の協力により、業界に就職する上で必要な技能や基礎知識を短期間で習得するための人材開発コースを実施し、修了時に中小企業団体の傘下企業等との合同就職面接会により就職を支援する。

・コース実施 昼間 20 コース

・主なコース マンション管理員／ベビーシッター／保育補助員／ヘルパー／警備スタッ

フ／医療・福祉施設食アシスタント など

ウ 再就職活動支援セミナー等の実施

高齢求職者の増加や求職者ニーズの多様化に対応するため各種セミナー等を開催し、セミナー受講と就業相談やその他の支援制度等をリンクさせたきめ細かいサービスを提供する。

- ・基本セミナー（「履歴書の書き方」「職務経歴書の書き方」「面接のポイント」など）
- ・実践セミナー（「職務経歴の棚卸し体験」「面接のロールプレイング」）
- ・就活スタート編（「高齢者雇用の現状」「高齢者ニーズの高い職種」など）
- ・「就活応用」編Ⅰ（「経験者の成功談」「グループワーク」など）
- ・「就活応用」編Ⅱ（「業界・職種の特徴」「ポイントと心構え」など）

エ シニアの社会参加サポートプログラム

地域のNPO活動や在宅ワーク等就業ニーズ多様化の動きが見られる一方で、基礎知識の不足等を原因として多様な働き方に踏み出せない高齢者が多い。こうした高齢者に対して、就業相談を行うとともに、基本的知識を整えるための事前セミナーを実施する。

(ア) 就業相談

企業での就業との具体的比較や就業支援ツールの活用により、より現実的な働き方を高齢者自身が選択できるようにサポートする。

(イ) セミナー

就業相談に先立ち、NPO就労や在宅ワークといった高齢者の活動実績が比較的高い分野をテーマに、具体的活動内容や就業現場の状況等多様な働き方に関する基本的知識を理解するためのセミナーとグループワーク形式の事業体験を実施する。

オ シニアのパソコンスキルアップ講座

シニアコーナー利用者のパソコンスキル向上を図り、円滑な就職活動に結びつけるため、講座を実施する。

カ 中小企業向けエキスパート人材開発プログラム

高齢者が培った総合的職務遂行能力を活用し、経験と能力を持った高齢者が中小企業で活躍できるよう人材開発プログラムを実施し、就職を支援する。

キ 就業支援総合セミナー

(ア) 定年退職後の働き方を考えるセミナー

概ね60歳以上の高齢者を対象に、再就職活動のプロセスを網羅した内容に、高齢者特有の再就職状況を加味した総合的なセミナーを行い、退職後の様々な生き方や働き方を選択する際に必要な情報や知識を付与し、高齢者の多様なニーズに対応する。さらに、希望者には、後日、ライフプランの作成等について個別相談を実施する。

(イ) シニア予備群向け出張セミナー

企業等に講師を派遣し、概ね50歳から60代前半の従業員（シニア予備群）を対象に、退職後のキャリアビジョンや高齢期の働き方を考えるセミナーを実施することで、退職後の再就職等に向け準備を始める意識啓発やアドバイスを行う。

ク 65歳以上のシニア対象職場体験事業

65歳以上の就業促進を図るため、企業側、高齢求職者側双方に、再就職の実情についての

理解を促す職場体験事業を実施する。都内の中小企業等に対する高齢者の採用意向調査及び個別訪問により、体験受入先を開拓する。最大3日間の体験後、ハローワークとの連携により就業につなげる。また、今後は70歳以上のシニアの職場体験も一層促進していく。

#### ケ 生涯現役社会推進事業

現在就職活動を行っていないがきっかけがあれば就職に踏み出せる潜在的な求職者である高齢者や、就職活動を行っているものの就職の決まらない高齢者を対象として、マインドチェンジやキャリアチェンジを促す内容のセミナーを、東京労働局や地域のハローワークとの連携により都内全域で実施する。

#### コ オンライン化対応

セミナー等オンラインによる事業を実施する。

#### サ 就職氷河期世代等シニア向け合同面接会

年4回、シニアの合同面接会を開催し、企業と高齢求職者の迅速なマッチングを図る。

### (5) 多様な働き方に対する支援

働く人々が正社員以外の多様な就業形態から適切なものを選択できるよう、相談窓口及び資料・情報コーナーの設置や、普及セミナーの開催、Web上での情報サイトの運営など、総合的な支援を行う。

#### ア 総合相談等

##### (ア) 総合相談窓口

利用者がニーズに応じたサービスを適切に受けられるように、導入となる総合相談で相談者の意向を確認して、適切なサービス窓口・機関への案内や説明を行う。

##### (イ) 事業所相談

人材活用等に関する事業主からの相談、情報提供のサービスを行う。

#### イ 専門相談

##### (ア) 起業・創業相談

##### (イ) 多様な働き方相談（NPO・在宅ワーク等）

##### (ウ) 職業適性相談

##### (エ) 社会保険・年金相談

##### (オ) メンタルケア相談（キャリアカウンセリングを受けているセンター利用者対象）

##### (カ) 就業自立支援相談（キャリアカウンセリングを受けているセンター利用者対象）

#### ウ 多様な働き方情報の収集・提供

##### (ア) 多様な働き方セミナー

様々な働き方、ワークスタイルについての情報提供を行うとともに、働くことに関わる様々な知識、ノウハウなどを身に付けることができるセミナーを行う。

##### (イ) NPOなどでの就業体験

NPOなどでの就業を希望する方などを対象に、インターンシップ事業を行い、短期間の就業体験機会を提供する。

##### (ウ) オンライン化対応

セミナー等オンラインによる事業を実施する。

エ SNS等を活用したオンライン就職支援窓口の設置

(ア) オンライン就職支援窓口の設置

専任のキャリアカウンセラーを配置し、全ての求職者を対象に、LINE、電話、オンラインで相談できる「オンライン就職支援窓口」を設置し、就職活動全般についてのキャリアカウンセリングを実施する。

(イ) 就職活動支援セミナー（オンライン配信）

雇用情勢の説明、就活のノウハウ提供、各種支援策の紹介、しごとセンター事業紹介等に係るセミナーをオンラインで配信する。

(6) 女性の雇用就業支援

ア 女性再就職支援窓口等の運営

女性再就職支援窓口「女性しごと応援テラス」において、出産や育児、介護等で離職した女性など、家庭と両立しながら仕事に就きたいと考えている方を主な対象に、アドバイザーによる個別カウンセリング、求人情報の提供・職業紹介など、きめ細かい就職支援を実施する。

(ア) アドバイザーによる支援

就職支援アドバイザー（キャリアカウンセラー）を配置し、個別カウンセリングを実施するとともに、求人情報を提供し、マッチングを含めた就職支援を行う。また、家庭と仕事を両立しながら働くためのアドバイス、保育に関する情報提供・相談を実施する。

(イ) ミニセミナーの実施

就職に向けて具体的ノウハウを提供するミニセミナーを実施する。

(ウ) 就職面接会等の実施

小規模の就職面接会等を実施し、書類選考を経ることなく気軽に面接ができる機会を確保し、早期就職を支援する。

(エ) 雇用就業情報等の提供

求人情報をインターネット上で検索できる端末の設置や、各種支援窓口の情報提供等、就職活動に活用できる情報を提供する。

(オ) キッズスペースの設置

子ども連れでも安心して来所できるように、キッズスペースを設置する。

(カ) 啓発セミナーの実施

再就職に関心のある女性求職者を応援テラスへ誘導するため、応援テラスでの再就職の事例や各種事業を紹介するセミナーを開催する。

(キ) 職場見学の実施

就職にブランク期間のある専業主婦等の女性や再就職に不安を抱いている子育て中の女性のために、職場見学を実施し、就職に向けた意欲を醸成する。

(ク) 子育て女性向け再就職支援イベントの実施

子育て中の再就職を希望する女性を掘り起こすため、区市町村との連携により、子育て女性向けの再就職支援イベントを実施する。

(ケ) オンライン化対応

セミナー等オンラインによる事業を実施する。

#### イ 女性再就職支援事業

##### (ア) 女性再就職サポートプログラムの実施

###### a 女性再就職サポートプログラム

就職活動のノウハウの提供や、スキルアップを目指す職種別の講義形式のセミナー、自信を深めるための職場体験を組み合わせた総合的な支援プログラムを、しごとセンターにおいて実施する。

###### b 女性再就職サポートプログラム フォローアップセミナー

サポートプログラム受講修了後、一定程度の段階で未就職の受講生に対して、就職活動を行う意欲を高め就職へつなげるため、グループワークを中心としたセミナー及び個別相談会を実施する。

##### (イ) 女性向け在宅ワークセミナーの実施

家庭の事情等により自宅で働くことを希望する女性向けに、在宅ワーク等に関する基本的な情報を提供するセミナーを実施する。

##### (ウ) レディGO！ワクワク塾の実施

出産等を契機に離職し、働き方や再就職の時期等に様々な希望を持つ女性を対象とし、再就職希望者の裾野を拡大するため、育児と仕事の両立方法等を学ぶセミナーや両立支援を推進している企業への職場見学、短期間のインターンシップ等を含めた3か月間の講座を託児サービス付きで実施する。

##### (エ) 地域密着型マッチングイベントの実施

都内をブロックに分け、地域性の高いマッチングイベント（合同就職面接会・個別就業相談・セミナーを1日で実施）を各ブロックで開催する。

##### (オ) 女性キャリアアップ再就職応援プログラム

女性のキャリア形成の実現に向けた就職を後押しするため、セミナーと企業交流を組み合わせたプログラムを実施する。

##### (カ) 利用者向け託児サービスの実施

子ども連れでも女性再就職サポートプログラムなどのサービスをじっくりと利用できるよう、東京しごとセンター内で託児サービスを実施する。レディGO！ワクワク塾等の実施時は、施設借上げにより託児サービスを実施する。

#### ウ 女性しごと応援キャラバン

女性を対象に、都内各地でキャラバン型の就業相談会を開催するとともに、ひとり親の方など、きめ細やかな支援が必要な方へカウンセリング等の就職支援サービスを実施する。

#### エ 女性再就職包括サポート事業

育児や介護等をしながらの就職活動や正規雇用を後押しするため、オンラインによりメンター相談やキャリア講座等の包括的サポートを実施する。

##### (7) デジタルスキル習得チャレンジ支援事業

しごとセンターを利用する求職者に対し、企業が求めるオフィスソフトの操作に加え、急速に普及しているオンラインツールの習得やネットワーク関連の知識、自社での内製化が可

能なローコード・ノーコード開発スキル等を体系的に習得出来るよう支援し、就職活動を後押しする。

(8) 就労困難者特別支援

ア 就労困難者特別支援事業

就労を希望しながら様々な事由により就労することが困難である就労困難者を対象に、関係機関と連携しながら、就労支援及び定着を図るための支援を行う専門サポートコーナーを設置する。

(ア) キャリアカウンセラー等によるチーム支援

キャリアカウンセラー等による個別カウンセリングを実施し、職場見学に同行する等、個々の特性や状況に応じたきめ細かな支援を行う。また、カウンセラー、求人開拓員、職場定着支援員、専門支援員及び就業自立支援員による支援チームを構成して、各利用者ごとに支援計画を策定する。

(イ) 各種プログラムによる支援

支援計画に基づき、生活面を含めた社会的な自立及び就労を支援するためのプログラムを策定し、各利用者の必要性に応じてパソコン等のトレーニングを実施していく。

(ウ) 就労受入先のマッチング（職業紹介）

求人開拓員が都内企業等への求人開拓を行い、勤務条件等の条件緩和の調整を行う等、利用者の特性や状況に沿った就労受入先を確保し、就労の準備が整った利用者とのマッチングを行う。

(エ) 定着支援

職場定着支援員が定期的に利用者が就職した職場を訪問し、利用者とは就労受入先双方に対し、職場定着に関する支援を行う。

イ 非正規・ひとり親・困難を抱える女性等向け就業自立支援

経済的困難を抱える女性等にアウトリーチでアプローチし、就職相談会やセミナー等を通じて、東京しごとセンターの就労支援につなげることで、女性の就職・正規雇用化を後押ししていく。

(9) 長期失業者等に向けたフォローアップ支援

雇用就業対策をより効果的に行っていくため、しごとセンターで実施しているキャリアカウンセリングや職業紹介、求職活動支援セミナー、就職面接会などの支援と職業能力開発センターで行う希望する業種の知識・技能の提供を組み合わせ、それぞれの強みを活かしながらより効果的な支援策を実施していき、就業支援の総合的な支援の仕組みを構築する。

(10) オンライン就職面接支援事業

オンライン就職面接の模擬実施を可能とするテレワークBOXを、東京しごとセンターと東京しごとセンター多摩に設置し、アドバイザーによるオンライン面接対策に活用する。

(11) しごとセンターの多摩地域展開

ア 総合相談サービス

(ア) 総合案内

利用者がニーズに応じたサービスを適切に受けられるように、導入となる総合相談で

相談者の意向を確認して、適切なサービス窓口・機関への案内や説明を行う。

(イ) 情報コーナーの運営

パソコンでの応募書類作成や情報検索のほか、求人情報誌等の閲覧ができる情報コーナーを運営する。

(ウ) 事業所相談

事業主からの人材活用や定着支援等に関する相談に対応する。

イ 全年齢層に対する基幹サービスの提供

(ア) キャリアカウンセリング

利用者の適性や就職に向けた希望条件を勘案しつつ、求人市場の動向を踏まえ、就職活動に関する幅広いサービスを提供する。

(イ) 就業自立支援等相談

社会福祉士、臨床心理士等の専門家を配置し、日常生活及び就職活動に支障がある利用者に対して、就職支援アドバイザーと協力して専門的見地からの助言や支援窓口等の案内を行う。

(ウ) 就職ノウハウセミナー

雇用就業情勢を十分周知するとともに、求職者に求人市場の現状を確認させ、今後の就職活動の進め方等に関する情報を提供するセミナーを実施する。

(エ) 能力開発コース

パソコン操作経験が乏しい求職者を対象に、ビジネスで役立つパソコン操作に関する講座を実施する。

(オ) 土曜就活セミナー

平日に時間の取れない求職者等を主な対象として、毎回仕事に関するテーマを設定して、必要な知識を提供する。

ウ ターゲットを絞ったサービス提供

(ア) フリーター等に対する支援

多摩地域での就業を希望する既卒者等若年者のうち、特に支援が必要な方向けに、1回4社程度の小規模な就職面接会を開催し、マッチングを行う。

(イ) 定年等退職者に対する支援

定年等退職者を対象として、再就職のプロセスを網羅した内容に、高齢者特有の再就職状況を加味した総合的なセミナーを行い、退職後の様々な生き方や働き方を選択する際に必要な情報や知識を提供し、定年等退職者の多様なニーズに応える。

エ 若者のキャリアデザイン支援

就職支援アドバイザー（キャリアカウンセラー）を配置しキャリアデザイン等に関する個別相談を行うとともに、就職後のミスマッチを防ぐために必要なテーマを盛り込んだセミナーや定着支援に向けたセミナー等を実施する。

オ 広域多摩就職応援プログラム

年齢層問わず誰でも気軽に参加しやすく、カウンセリング、セミナーを併せて行う面接会イベントを、利用者が少ない南部地域も含め、多摩地域において広域的に展開する。

## カ 新卒支援事業

### (ア) 面接対策セミナー

就職面接会の上手な活用方法と、模擬面接をセットにしたセミナーを実施する。

### (イ) 合同企業説明会

新卒採用活動中の企業を集めた合同企業説明会を実施し、新卒未内定者にプレマッチングの場を提供する。

### (ウ) 中小企業見学会

新卒者等の中小企業の理解を促すため、(イ)の合同企業説明会参加企業に赴き、中小企業の現場を体験できる見学会を実施する。

### (エ) 大学等就職支援者向けセミナー

大学のキャリアセンター職員等を対象に、新卒者等の就職支援に関するセミナーを実施する。

### (オ) 保護者向けセミナー

若年者の志望先決定に大きな影響力を持つ保護者を対象に、若年者の就職の現状や中小企業への理解を高めるセミナーを実施する。

### (カ) 保護者向け中小企業見学会

保護者が中小企業の現状を理解できるよう、大学等と連携して中小企業の現場を体験できる見学会を実施する。

## キ 多摩地域若者・中小企業交流支援事業

多摩地域の大学等に通う若者に、地元の中小企業への理解を深めてもらうため、中小企業の情報や魅力等に触れる機会を提供する。

### (ア) 講師派遣

大学等に講師を派遣し、中小企業の魅力や適職探しのポイント、自己PRの方法などを学生に伝えるとともに、中小企業交流会について積極的に周知を行う。

### (イ) 企業研究・業界研究セミナー

専門家による当日参加予定の企業・業界研究を中心としたセミナーを行う。

### (ウ) オリエンテーション

参加者同士のコミュニケーションを図り、交流会での企業に対する質問等を考えるワークを行う。

### (エ) 人事担当者向けセミナー

企業人事担当者に向け、自社の魅力の伝え方、人材確保の採用戦略等に関するセミナーを行う。

### (オ) 若者・企業交流会

多摩地域の若者に、中小企業に対する理解を深めてもらうため、企業経営者等との交流会を実施する。

### (カ) 企業見学会・職場体験

参加者の希望業界及び職種に対する更なる理解促進を目的として、交流会参加企業への企業見学会・職場体験を行う。

ク 地域と連携した就業支援

市町村や商工会議所等の地元経済団体等と連携し、就職面接会を実施する等、地域のニーズに合った雇用就業支援を推進する。

ケ 女性向けサービス

多摩地域における女性の就業支援の充実を図るため、「女性しごと応援テラス多摩」を設置するとともに、関係機関と連携したセミナー等を実施する。

コ オンライン化対応

セミナー等オンラインによる事業を実施する。

(12) キャリアチェンジ再就職支援事業（(公財)東京しごと財団基金事業）

トライアル就労とリスクリングを組み合わせ、求職者の最適なキャリアチェンジの実現と人手不足分野への労働移動を実現する求職者・企業双方への伴走型支援を実施する。

また、中高年層に差し掛かるも、依然として不安定就労の多い就職氷河期世代の正規雇用化支援を実施していく。

ア カウンセリング

キャリアコーチによるカウンセリングにおいて、AIによるマッチング技術を活用する等、求職者の状況に即した業界や企業と、最適ナリスクリングのコースを提案する。

イ 事前セミナー

業界理解やリスクリング方法だけでなく、各コースの求職者の状況にあわせた内容のセミナーを実施する。

ウ eラーニング受講

幅広い科目から選択可能なeラーニングによりサービス・建設・運輸等の専門スキルを習得させる。

エ トライアル就労

民間派遣会社の派遣社員として登録後、新たな業種や職種等の企業で、派遣社員として1社当たり最大2か月間、就業する（最大2社まで）。派遣期間終了後、派遣先企業等とマッチングを行い、正社員としての就職を目指す。

## 2 若年者の就業対策（就業推進課）

(1) 若者ジョブマッチング事業

内定を得ていない新規学卒者等を対象として、年4回合同就職面接会を開催し、企業とのマッチングを積極的に進める。

(2) 若者正社員チャレンジ事業（(公財)東京しごと財団基金事業）

正社員としての実務経験等が十分でない既卒29歳以下の求職者を対象に、セミナーと企業内実習（20日間程度）を組み合わせたプログラムを提供し、働く上での実践的な能力を身に付けることを通じて正規雇用化を支援する。併せて、採用後の職場定着を図るために採用から6か月にわたり定着支援のサポートを実施する。

(3) 学生就業体験支援事業

学生の大企業志向等を一因とする求人と求職のミスマッチ解消のために、都内中小企業を

受入先とした就業体験を展開し、学生の中小企業理解等を促進する。

### 3 中高年の就業対策（就業推進課）

#### (1) ミドルチャレンジ事業（(公財) 東京しごと財団基金事業）

一定程度の社会人スキルを有しながらも、非正規での雇用期間が長い中高年層の求職者（30～54 歳）に対し、セミナーと企業内実習をセットにしたプログラムを提供し、実践的な職務能力を身につけ、正社員就職につなげる。

##### ア セミナー

参加者に対し、様々な業種、職種について学べるセミナーを実施し、今まで就職先として視野に入れてこなかった業種、職種についても興味をもたせ、企業とのマッチングの範囲を広げる。

##### イ 合同企業説明会

参加者と実習先企業とのマッチングを目的として、合同企業説明会を開催し、事業内容や実習内容等の説明を聞いたうえで、実習先企業を決定する。

##### ウ 企業内実習

企業内実習に協力する企業を開拓する。参加者は、20 日間程度当該企業内において実習を行い、社会人としての心構えやスキルを身につける。

※受入準備金 協力企業には受入 1 人につき日額 6,000 円を支給

※キャリア習得奨励金 参加者には日額 5,000 円を支給

##### エ 採用奨励金の支給

協力企業が企業内実習を全て履行し、その後参加者を正社員など期間の定めのない雇用契約で採用した場合は、採用から 6 か月後に採用奨励金を支給する。

※採用奨励金 正規雇用化 1 人につき 10 万円

##### オ ジョブリーダーによる支援

事業参加時のカウンセリングから就職後の定着支援まで、ジョブリーダーによる一貫した支援を行う。

#### (2) 東京しごと塾事業（(公財) 東京しごと財団基金事業）

スキルが十分でない中高年層の求職者（30～54 歳）を対象に、正社員として働く上で必要な実践的能力を習得するプログラムを実施するとともに、就職活動から就職後の職場定着までの一貫した支援を講じ、正規雇用化を後押しする。

##### ア 職務実習

グループワークにより、基本的なビジネススキルやコミュニケーション力を習得するとともに、業界研究や経験者交流を通じて中小企業理解を深め、正社員として働く心構えを身につけるなど、2 か月間の実践的な研修を実施する。

##### イ 企業とのマッチング支援

中小企業の採用や人材活用等に精通したジョブトレーナーを配置し、求職者に対して就職活動に関する相談・助言を行うとともに、企業訪問、企業説明会の開催を通じて、企業とのマッチングを支援する。

#### ウ 職場定着支援

就職後3か月間は、就職者へのフォローアップ講座や、企業への人材育成講座などを行うとともに、両者への職場定着支援を行い、就職後の離職を防止する。

### 4 高齢者の就業対策（就業推進課）

#### (1) はつらつ高齢者就業機会創出支援事業（アクティブシニア就業支援センター事業）

地域における高齢者の就業機会を創出し、高齢者の就業促進を図ることを目的として、区市町村が設置するアクティブシニア就業支援センターの実施運営に要する経費を補助するとともに、しごとセンターにおいて、必要な指導及び支援等を行う。

#### ア アクティブシニア就業支援センターで提供するサービス

一般社団法人及び一般財団法人等が、無料職業紹介事業の許可を受けて、概ね55歳以上の都民向けに、就業相談、職業紹介を実施する。また、その他地域における多様な就業（創業・起業、NPO等）についての情報を収集・提供する。

#### イ 事業内容

##### (ア) 事業費補助

アクティブシニア就業支援センターを設置する区市町村に対し、事業費の一部を補助する。

[補助対象] 区市町村

[補助基準] 1/2

[補助上限額] アクティブシニア就業支援センターの前年度事業実績に応じて、9段階のランク（440万円～1,200万円）を設定（この他初度調弁費等あり）。

##### (イ) 地域情報システムの運用

東京しごとセンターと各アクティブシニア就業支援センター間のネットワークにより求人・求職の管理を行う情報配信システムの運用を行う。（しごとセンター事業）

##### (ウ) アクティブシニア就業支援センター職員の育成

アクティブシニア就業支援センター職員を対象に、職業相談及び求人受理等に関する実務研修を実施する。（しごとセンター事業）

##### (エ) 地域別合同就職面接会

しごとセンターとアクティブシニア就業支援センターとの共催による、合同就職面接会を実施する。（しごとセンター事業）

##### (オ) シニア就業支援キャラバン

アクティブシニア就業支援センターと連携し、アクティブシニア就業支援センター設置区市近辺において、潜在的求職者の掘り起こしや、高齢者と地元企業のマッチングを支援するイベントを実施する。（しごとセンター事業）

#### (2) シニア就業応援プロジェクト

高齢者が新たな職場においていきいきと働くことができるように、高齢者の就業を後押しするとともに、企業において高齢者活用が促進されるよう総合的に施策を展開する。

#### ア 企業向けシニア雇用促進事業

就業意欲のある高齢者の増加を踏まえ、企業の高齢者雇用の理解と受入準備の支援を行い、高齢者雇用を行う企業の拡充と、高齢者の雇用促進を図る。

(ア) シニア雇用促進セミナー

企業がシニア雇用の理解と受入準備ができるように、シニア人材の活用方法や配慮事項、企業の活用事例を紹介するセミナーを実施する。一部オンライン配信も行う。

(イ) シニア雇用に関するコンサルタント派遣

シニア人材の採用や活用に関する必要な情報やノウハウが不足している企業に対して、専門家を派遣し、高齢者の受入準備から定着まで、高齢者活用に関するアドバイスを行う。

イ 東京キャリア・トライアル 65

高齢者が派遣社員として企業に短期間の就業を行うことにより、高齢者は当該業界で働くスキルを身に付け、企業は高齢者を活用するノウハウを取得することで、働く高齢者の活躍の場を広げる。派遣就業前的高齢者には事前研修を実施する。

ウ 東京セカンドキャリア塾

65歳以上の高齢者を対象に、楽しみながら就職に必要な知識等を学べる長期の講座を行い、受講生同士の相互交流等を通し、就業意欲の向上を図る。講座終盤には、新たに関連機関からの情報収集や企業との面談ができる機会を提供する。また、定年退職前の50代から60代前半の中高齢者（シニア予備群）を対象に、今後のセカンドキャリアに向けて再就職や多様な働き方について考える一連の講座とともに、職場体験による現場を学ぶ場を設け、セカンドキャリアへ一歩踏み出すためのきっかけ作りを行う。さらに、企業及び中高年齢者（シニア予備群）を対象に、シニアのキャリアデザインの方法やフリーランス等の多様な働き方を学べるオンライン講座を実施することで、企業における高齢者雇用の促進を図る。

エ シニアしごとEXPO

高齢求職者を後押しし、高齢者の就業拡大を図るため、都内の高齢者就業に携わる公的機関の参加を得て、普及啓発イベント等を開催し、併せて合同就職面接会を実施する。イベント内のセミナーや講演の一部についてはオンラインでの配信を行う。

オ シニア雇用事例普及啓発事業

都事業を利用して高齢者を継続雇用している企業を取材し、高齢者の活用のポイントやメリットなど、高齢者雇用のノウハウが分かるような事例集と動画を隔年で作成するとともに、Web広告を活用して事業周知を行い、高齢者の雇用に係る意識啓発を図る。

(3) 新たな時代のニーズに対応するためのシニアの再活躍応援講座

豊富な経験や専門的知見を有するシニアが、セカンドキャリアにおいて円滑に職場適応し即戦力となるため、マインドチェンジを促進する短期間のプログラムを実施し、中小企業での活躍を後押しする。

(4) シルバー人材センター事業

シルバー人材センター事業の推進を図るため、区市町村や東京都シルバー人材センター連合への補助等を行う。

シルバー人材センターとは、働く意欲をもつ健康な高齢者が、その経験・能力・希望を活

かし、相互協力のもとに働く機会を確保することにより、高齢者の生活観の充実、健康の保持、ひいては地域社会の発展に寄与し、その経済的、社会的地位の向上を図ることを目的とする会員主体の公益法人である。

ア シルバー人材センターの運営指導等

都内全域においてシルバー人材センター事業の展開を図るために、シルバー人材センターの設立指導を行うとともに、区市町村及びシルバー人材センター連合等に対する指導監督を通じてシルバー人材センター事業の適正な業務運営の確保を図る。

イ シルバー人材センターに対する助成

地域におけるシルバー人材センターの事業運営について補助を行う区市町村に対し、その補助に要する経費の一部を助成する。

(ア) 公益目的事業費補助

[補助対象] 区市町村

[補助基準] 1/2

[補助上限額] シルバー人材センターの組織規模等に応じて4段階のランク（931万円～1,249万5,000円）を設定

(イ) 重点推進事業費補助

多様化する高齢者の就業ニーズに応じて、シルバー人材センターが提案する高齢者の地域における活躍の推進に向けた意欲的な取組を支援する。

[補助対象] 区市町村

[補助基準] 1/2

[補助対象事業] ①労働者派遣事業の導入・拡充に係る経費、②地域課題解決・地域活性化事業の導入・拡充に係る経費、③困難を抱える世帯等への支援事業の導入・拡充・継続実施に係る経費

[補助上限額] 補助対象事業ごとに、補助上限額（労働者派遣事業：250万円、地域課題解決・地域活性化事業：165万円、困難を抱える世帯等への支援事業：100万円）を設定。

ウ 高齢者就業推進事業（（公財）東京しごと財団補助事業）

（公財）東京しごと財団は、都内でのシルバー人材センター事業を展開するに当たり、区市町村と締結した出捐協定に基づき事業を実施するとともに、高年齢者雇用安定法の指定を受けた東京都シルバー人材センター連合として事業を実施しており、都はこれに要する経費を補助する。

(ア) シルバー向け人材開発コースの実施

シルバー人材センターでの就業を希望する就業意欲のある高齢者が、シルバー人材センターの希望分野で働くことができるよう、必要な基本知識、技術・技能を付与する講習を実施する。

(イ) 広域企画提案による就業機会の確保

労働力人口の減少による人手不足の軽減に寄与するため、シルバー人材センター連合とシルバー人材センターが協働して、複数エリアに渡る就業場所を持つ人手不足の民間

企業を主要なターゲットに、積極的に企画提案することで、就業機会の確保を図る。

また、シルバー人材センター連合の就業開拓ノウハウを活かし、シルバー人材センター自らが、地域にあるニーズを踏まえた事業提案ができるよう支援する。

(ウ) シルバー人材センターの多様な求人開拓の強化

シルバー人材センターが、より高度な業務等を希望する高齢者の受け皿にもなれるよう、人手不足に悩む企業等からの多様な分野・職種の求人の開拓と会員のマッチングを支援する。

(エ) シルバー人材センターのブランド力向上への支援

地域の高齢者が幅広く参画できる新しい仕事や魅力ある活動の開拓と会員の獲得に主体的に取り組むシルバー人材センターを支援するとともに、DXを活用したマッチングの推進により都内シルバー人材センターのブランド力向上を図る。

(オ) 人材情報バンクの整備

就業機会の確保を図るツールとして、各シルバー人材センターからの人材情報をシルバー人材センター連合に集約し、シルバー人材センター連合ホームページからの発信を行うとともに内容の充実、利便性の向上を図り、広報発信力を強化する。

(カ) 安全・適正就業の推進

会員の安全就業を推進するため安全活動強化支援員を2名配置し、詳細な事故分析を基礎とするPDCAの定着を図り、リスクヘッジ型の安全就業対策を展開するとともに、適正就業指導員1名を配置し、都内58シルバー人材センターの就業現場への巡回指導を行う。

(キ) 福祉・家事援助サービスの推進

シルバー人材センターの会員が安心して就業できるよう家事援助・生活援助に必要な能力を付与する研修を実施する。また、シルバー人材センターと関係機関との連携を進め、コーディネーター及び会員の育成、支援を図ることにより、新たな就業先の確保や円滑な事業実施に資するため、家事援助アドバイザーをシルバー人材センター連合に配置する。

(ク) シルバー人材センター等労働者派遣事業の実施

従来から実施している請負の形態に加え、発注者からの指揮命令を受ける職種への就業が可能な労働者派遣事業を拡大し、地域からの事業ニーズに応えると同時に、会員の就業機会拡大と新規会員の増加を図る。

(ケ) これからシルバー応援FESTIVAL

働きながら生きがいづくりを希望する多くの高齢者に向け、従来のように労務系だけでなく、新たな職域の分野で働くことのできるシルバー人材センターの魅力や、ライフスタイルに合わせた無理のない働き方を選択できるメリット等を広く発信するため、連合がけん引役となってシルバー人材センターのイメージアップと会員拡大を図るイベントを都内各地にて年7回実施する。

また、50周年の節目を迎えることから、シルバー人材センター創設50周年記念イベント（シルバー人材センター50周年 応援FESTIVAL2025）を開催する。

(ロ) シルバー人材センター高齢ひとり世帯等サポート事業

長きに渡り地域社会に密着した活動を行っているシルバー人材センターの高齢ひとり世帯等への取組に支援を行い、課題の解決を図るとともに、同世代のシルバー会員が訪問することで、身近な地域での多様な就業やユニークな活動を提供し、高齢者の生きがいやフレイル予防にも資する役割を担うシルバー人材センターの魅力について、認知の機会を広げる。

(ハ) シルバー人材センター連合事業

高齢者雇用安定法に基づき、都道府県ごとにシルバー人材センターを会員とする「シルバー人材センター連合」が設立されており、国庫補助事業（国と都道府県が1/2ずつ、シルバー人材センター連合に指定された団体に補助（限度額あり））として、都道府県下全域においてシルバー人材センターの支援事業を展開している。

なお、都では（公財）東京しごと財団を「東京都シルバー人材センター連合」として指定している。

a シルバー体験講習

地域の一般高齢者に、退職後の新たな働き方の選択肢の一つであるシルバー人材センターの具体的内容を理解してもらい、入会につなげるため、シルバー人材センターの就業体験を含めた講習を実施する。

b 活動分野拡大事業

シルバー人材センターの就業開拓担当者などの育成、就業職種の拡大の検討及び実施を効果的に行うために、就業推進員を設置し、就業機会の確保をより一層推進する。

c 職域拡大技能講習事業

事務系分野や家事援助分野等での職域拡大を目的に、各シルバー人材センターにおいて事業実施に当たってのキーパーソンとなる会員向けに、他の会員に対する指導力を養成する職域拡大技能講習を実施する。

## 5 女性の就業対策（就業推進課）

(1) テレワークを活用した女性の雇用拡大事業

育児・介護等と仕事の両立を図る女性の就業に向けて、再就職準備プログラムや個別カウンセリングを実施するとともに、参加者ニーズに合致したテレワークが可能な求人を開拓し、女性求職者とテレワークが可能な企業とのマッチングを支援する。

(2) レディGO! Project プラス

女性の就業拡大に向けた機運を意識啓発により醸成し、家庭との両立を図りながら再就職を目指す女性等に対し、オンラインセミナーの配信やオンラインのキャリアカウンセリング等を実施することで就職意欲を高め、子育てと仕事の両立に協力的な企業との合同就職面接会を年5回、都内各地で開催することで、女性の就業を後押しする。

(3) 女性活躍推進企業等との合同就職面接会

ライフ・ワーク・バランスの実現をより一層効果的に促進するため、従業員が生活と仕事を両立し、いきいきと働ける職場の実現に向け優れた取組を実施している企業である「東京

ライフ・ワーク・バランス認定企業」や女性活躍推進企業等のうち、特に家庭と仕事の両立に関し、優れた取組を実施している企業と非正規雇用で働く女性等とのマッチングの場として、合同就職面接会を託児付きで開催する。

なお、「ライフ・ワーク・バランスEXPO」と一体的に開催することにより相乗効果を創出し、正規雇用化の促進を図る。

#### (4) 女性しごと応援ナビ

女性活躍の更なる推進に向けて、就職活動や仕事に関する悩みを解消するための「オンラインキャリアカウンセリング」や、様々な「はたらく選択肢」の紹介を通年で実施する。加えて、従来のはたらくイメージを変えて、自身の可能性を発見していただくための3日間のオンラインイベント「女性しごとEXPO」を開催し、女性の就業を後押ししていく。

## 6 障害者の就業対策（就業推進課）

### (1) 重度障害者等の雇用対策

雇用情勢がとりわけ厳しい重度障害者等の雇用の安定及び推進を図るため、関係機関との連絡会を開催するとともに、重度障害者多数雇用事業所である第三セクター企業の指導等を行うほか、啓発用ハンドブックの作成等、一般企業への普及・啓発を行う。

### (2) 中小企業障害者雇用支援助成事業

障害者や難病患者を雇用し、国の特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース又は発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）の受給を満了した事業主のうち、就労場所が都内であること等を要件として、引き続き都が独自に最長3年間賃金助成（重度障害者等：1人当たり月額6万円（定額）、それ以外の障害者：1人当たり月額3万6,000円（定額））を行う。

### (3) 障害者安定雇用奨励事業

障害者等を正規雇用や無期雇用で雇い入れた事業主に対し、奨励金（障害者等1人当たり中小企業：150万円、大企業：100万円）を支給する。また、障害者等を有期雇用から正規雇用や無期雇用に転換した事業主に対し、奨励金（障害者等1人当たり中小企業：120万円、大企業：100万円）を支給する。さらに、精神障害者を正規雇用や無期雇用で雇い入れた場合、正規雇用や無期雇用に転換した場合は、上記に30万円を加算する（企業規模不問）。

### (4) 難病・がん患者就業支援事業

難病やがん患者の雇入れや復職時の就業継続に向けた取組を行う事業主に対し、採用奨励金（企業規模不問）・雇用継続助成金（中小企業）（週所定労働時間に応じて最大70万円）を支給する。さらに、対象となる労働者の雇入れや復職時に、治療と仕事の両立に配慮した制度や産業保健スタッフへの相談体制を新たに整備した場合、最大30万円を加算する（企業規模不問）。

### (5) 企業に対する障害者雇用普及啓発事業

障害者法定雇用率を達成している都内企業のうち、障害者の能力開発や処遇改善を積極的に行うなど、障害者雇用の特色ある優れた取組を行っている企業を顕彰するとともに、好事例の発信を行う。

(6) TOKYO障害者マッチング応援フェスタ

東京労働局等と連携し、区部会場、多摩会場にて、就業を希望する障害者と障害者雇用に取り組む企業をマッチングする「障害者就職面接会」を実施する。併せて、「職場体験実習面談会」や障害者雇用に関わる関係機関及び業界団体等と連携し「普及啓発イベント」も開催し、面接に参加する障害者の職業準備性の向上のほか、障害者雇用を検討している企業等の障害者雇用の取組を促進させる。

(7) チャレンジ雇用

知的障害者、精神障害者の雇用機会の拡大を目指し、地方自治体として都庁におけるチャレンジ雇用を推進するため、都庁内において知的障害者、精神障害者を雇用する事業を実施し、一般企業などへの就職に向けたキャリア形成の充実を図る。

(8) 中小企業障害者雇用応援連携事業

都、(公財)東京しごと財団、国(東京労働局・ハローワーク)、都内障害者就労支援機関が連携し、障害者雇用を進めていく必要のある中小企業に対し個別訪問等を行い、企業のニーズに応じた情報提供や支援メニューの提案等を行う。

(9) 職場内障害者サポーター事業((公財)東京しごと財団基金事業)

企業における自立的な障害者支援を推進するため、企業の人事担当者や障害者と一緒に働く職場の社員を対象に、障害者支援のノウハウが学べる養成講座を実施するとともに、一定の条件を満たした企業には奨励金(1事業所当たり中小企業:24万円、大企業・特例子会社:12万円)を支給する。

(10) 持続可能な障害者雇用における業務開拓・実践事業

障害者の新たな業務開拓・ニューロダイバーシティ(※)の観点から、トライアル雇用により障害者雇用の新たな可能性を模索するとともに、Webサイトやシンポジウムを通じて普及啓発を図る。

※脳や神経、それに由来する個人レベルでの様々な特性の違いを多様性と捉えて相互に尊重し、それらの違いを社会の中で活かしていこうという考え方

(11) 分身ロボットを活用した新たな働き方の支援事業

働く意欲のある重度障害者等がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、遠隔操作が可能な分身ロボット等を活用した職域開拓を都庁舎等で行い、新たな働き方を創出する。併せて、働き方の実践を通じて障害者の働き方に係る普及啓発等を行い、障害者雇用に係る理解を深める。

(12) 中小企業障害者雇用スタート支援奨励事業

障害者を1人も雇っていない中小企業が初めて障害者を雇用した場合に、受入れ初期段階の体制整備の構築を後押しするため奨励金を支給する。対象労働者の週所定労働時間が20時間以上30時間未満の場合は60万円、30時間以上の場合は90万円を支給する。対象労働者が、重度障害者、45歳以上又は精神障害者の場合で、週所定労働時間が10時間以上20時間未満のときは30万円を支給し、20時間以上のときは上記の週所定労働時間に応じた支給額に30万円を加算して支給する。

(13) 障害者就業推進事業((公財)東京しごと財団補助事業)

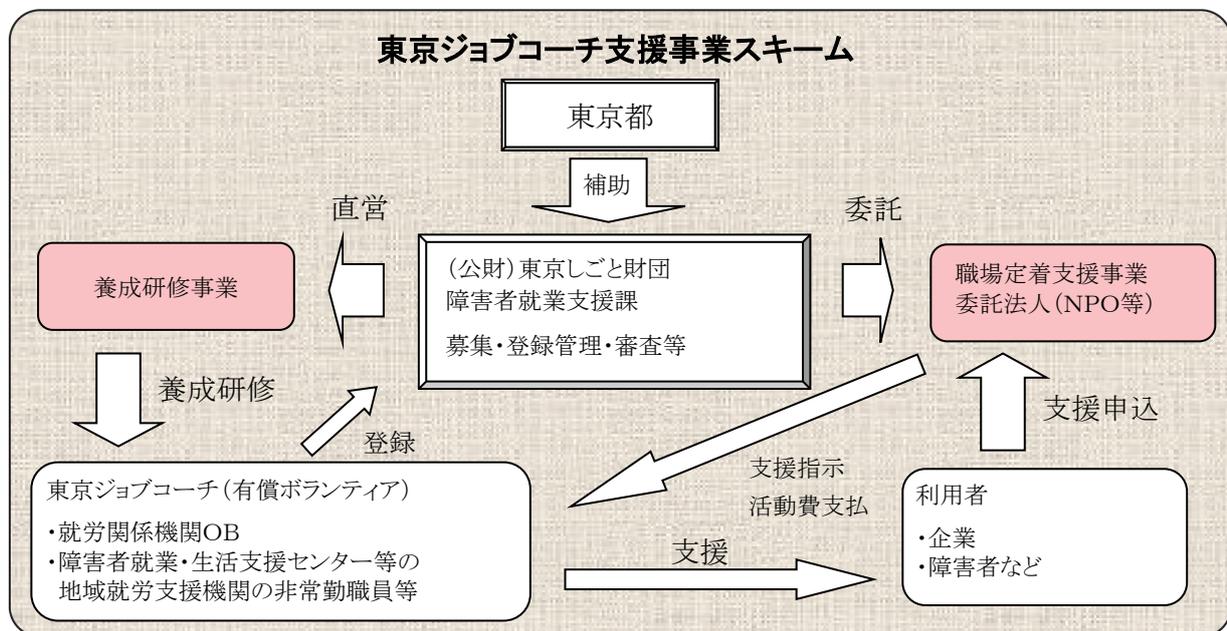
(公財) 東京しごと財団が企業等に対し、障害者雇用の普及啓発を図り、また就職後の職場定着の支援等の施策を行い、一般就労への促進を図るため、障害者雇用就業総合推進事業、東京ジョブコーチ支援事業を実施し、これに対する経費を補助する。

#### ア 障害者雇用就業総合推進事業

障害者雇用就業サポートデスク、就業に関する総合相談会、障害者就活セミナー、普及啓発セミナー、特例子会社向けセミナー、障害者雇用実務講座、企業見学支援事業、職場体験実習開拓・紹介、職場体験実習助成事業、障害者雇用ナビゲート事業等を実施し、障害者の一般就労の拡大を図る。

#### イ 東京ジョブコーチ支援事業

障害者の職場定着支援として、登録した都独自のジョブコーチの質の向上のため、東京ジョブコーチ人材養成研修を実施するとともに、企業のニーズに応え、初めて障害者を雇用する中小企業等に出向いて支援を行う。



## 7 山谷地区就労対策（就業推進課）

山谷地域の日雇労働者の就労機会を確保するため、労働者に対する職業相談、職業紹介、事業所に対する求人開拓など、就労機会の確保のための取組を進める。

### (1) (公財) 東京都福祉保健財団城北労働・福祉センターに対する助成

(公財) 東京都福祉保健財団城北労働・福祉センターが都の行う「山谷対策総合事業計画」に協力して実施する山谷地区居住日雇労働者の就労対策事業に要する経費を補助することにより、山谷地区就労施策の推進を図る。

### (2) 特別就労対策

「山谷対策総合事業計画」に基づいて、日雇労働者の求人確保策として、産業労働局が、関係事業局、職業紹介機関の協力を得て公共事業（都立公園、東京湾埋立地や都道の清掃など都からの仕事発注）を実施し、日雇労働者の就労機会の確保と生活の安定を図る。

## 8 中小企業人材確保支援（調整課・就業推進課・労働環境課）

### (1) 人材確保支援事業

人材確保に課題を抱える中小企業等に対し、採用に関する相談や専門家によるコンサルティング等を通じて支援する。

#### ア 中小企業人材確保総合サポート事業（(公財)東京しごと財団基金事業）

企業の人材確保に関する相談窓口を設置するとともに、セミナーや専門家派遣等を通じて、人材戦略の構築から、女性・高齢者、副業・兼業人材、専門・中核人材等の幅広い人材の採用・活用まで、中小企業等の人材確保を総合的に支援する。

#### (ア) 人材確保相談窓口

企業の求人活動、採用支援等に精通した専門相談員を配置し、採用に悩みを抱える中小企業等の相談に対応する。（採用に関する一般相談、専門・中核人材の採用相談、女性、高齢者等の活用相談、副業・兼業人材の活用相談）

#### (イ) 専門相談窓口

- a 専門・中核人材専門相談窓口
- b 副業・兼業人材専門相談窓口

#### (ウ) 人材確保セミナー

労働市場の動向、採用計画の考え方、求職者の企業選択の視点等の人材確保をテーマとした一般セミナー及び若年求職者を取り巻く労働市場の動向、Webサイト・SNS等を活用した採用活動等の若年者採用をテーマとした若年者採用セミナーを実施する。

#### (エ) 多様な人材活用セミナー

女性・高齢者等を取り巻く労働市場の動向、多様な人材活用のメリット、人材活用成功事例の紹介等の多様な人材活用をテーマとしたセミナーを実施する。

#### (オ) 副業・兼業人材活用セミナー

自社の従業員に対する副業・兼業の承認や、副業・兼業人材の受入れ・活用に関する理解促進を図るセミナーを実施する。

#### (カ) スタートアップ企業向け人材確保課題解決セミナー

スタートアップ企業の人材確保の課題解決に資するセミナーを実施することで、スタートアップ企業への人材確保支援を強化する。

#### (キ) 専門家派遣によるコンサルティング支援

即戦力人材、女性・高齢者、副業・兼業人材等企业が求める人材の確保に向けたコンサルティング支援を実施する。

#### (ク) 専門アドバイザーの設置

##### a 女性活用アドバイザー

女性活用を検討する企業の採用を支援するため、女性活用に精通した専門家を派遣する。

##### b 副業・兼業人材活用アドバイザー

副業・兼業人材の活用を検討する企業を支援するため、副業・兼業人材の活用に精通

した専門家を派遣する。

c 専門・中核人材採用アドバイザー

採用が困難な専門・中核人材の確保を検討する企業を支援するため、専門・中核人材の採用に精通した専門家を派遣する。

(ケ) ツアー型マッチング支援

ハローワークのダイレクト方式による採用手法等を活用し、企業が求職者とのマッチングのために自立的に実施する事業所の見学と面接等を組み合わせた施策構築を支援する。

(コ) 好事例集作成

支援企業の中から、中小企業の採用において参考となるような事例を事例集としてまとめ、広く配布する。

(ク) 業界課題に対応した人材確保好事例セミナー

「業界別人材確保強化事業」等と連携し、中小企業への波及効果が高い取組を紹介する好事例セミナーを開催する。

(ク) 人材確保に向けた人材戦略の構築に関する支援

a 経営者向けセミナー

中小企業等の経営者等を対象に、人材戦略構築や人材マネジメントを行うための基本的な考え方やプロセスを習得するとともに、自社の戦略を実行していく具体的な方法を考察できるセミナーを実施する。

b 人材戦略構築コンサルティング

支援企業の現状や経営目標等を踏まえた人材戦略や人材マネジメントの基盤づくり、具体的な進め方等に関するコンサルティングを実施する。

イ 人材課題サポートガイド事業

都を中心として、各支援機関が連携し、人材確保に係る多様な公的支援メニューを中小企業に情報提供し、その活用を促すことにより、人材課題の解決を促進する。

(ア) 連絡調整会議

各支援機関による連絡調整会議を開催し、人材確保に係る公的支援メニューを中小企業に情報提供するための連携の仕組みを検討、事業ニーズや紹介したメニューの報告等を実施する。

(イ) 人材課題を抱える中小企業の掘り起こし

a 事前診断 郵送によるアンケート及び診断シートのWeb公開

b 金融機関等による紹介

(ウ) 既存事業を活用した企業訪問

アンケート及び診断シートを活用し、既存事業の専門家（※）が企業を訪問、各企業の課題に応じて、適切なメニューを紹介する。

※中小企業人材確保総合サポート事業の専門家、中小企業人財推進事業の「人財ナビゲータ」を活用

(エ) 情報交換会

人材確保に係る公的支援メニューの担当者同士の交流・連携を深める情報交換会を開催し、人材確保に係る公的支援メニューを中小企業に情報提供するための連携の仕組みの底上げを図る。

ウ 労働者協同組合の設立等の支援

労働者協同組合に係る各種届出等の受付を行うとともに、労働者協同組合の設立や運営を後押しするため、相談窓口の運営やWebサイトを活用した情報発信を行う。

(2) 中小企業の外国人材受入支援事業

ア 外国人材受入総合サポート事業

「東京外国人材採用ナビセンター」において、外国人採用に悩む中小企業の相談に常時対応するとともに、外国人材の活用を希望する企業へコンサルタント派遣等を行うことで、多様化する外国人材の受入れをきめ細かに支援する。

(ア) 「東京外国人材採用ナビセンター」の運営

外国人材受入れを希望する企業に対し、ワンストップで支援を行う。また、就労を希望するウクライナ避難民等や、採用を検討している都内中堅・中小企業を対象に、「東京都ウクライナ避難民等就労相談窓口」において、就労に関する相談を受け付ける。

[所在地] 東京都新宿区四谷1-2

[開所時間] 月～金曜日 9:00～17:00

[支援内容] 外国人材の採用や活用に関する相談、当事業の紹介及び申込受付、他機関の支援サービス紹介等

※上記に加え、外国人材向け相談デスクでは、外国人労働者特別相談会において出張相談を実施（年1回、2日間）

(イ) 外国人材受入に関するコンサルタントの派遣

外国人材の採用・活用に必要な情報やノウハウが不足している中小企業に、採用から定着まで、企業の受入段階に応じたきめ細かな支援を展開することにより、企業の多様な外国人材ニーズに対応していく。

[実施規模] 年間延べ 115回（1社最大5回）

※うち25回は、ウクライナ避難民等の採用検討企業向け

[支援内容] 外国人材受入に関する企業の課題の整理、雇用環境整備の支援、求人方法のアドバイス、就業規則の改正の支援等

(ウ) 外国人材の採用・就職に向けた支援

中小企業と外国人材双方に対し、採用・就職に関する情報やノウハウを提供するとともに、交流と就職マッチングに向けた支援を行う。

a 中小企業向け

・採用セミナー（年200人程度、年2回）

・出張版業界団体等向け外国人材受入支援セミナー（年3回）

b 外国人材向け

・小規模セミナー、先輩社会人との交流会等（年16回程度）

c 教育機関向け

- ・留学生の就職支援ノウハウに関するセミナー（年100人程度、年1回）
- d 中小企業と外国人材向け
  - ・インターンシップ（35社程度、1回につき5日間程度）
  - ・合同企業説明会（年5回、1回当たり10社・50人程度）
  - ・中小企業トップ層と外国人材の交流マッチングフェア（年2回、1回当たり5社・30人程度）
- e 中小企業と教育機関向け
  - ・情報交流会（年1回、20社・50教育機関程度）
- f 外国人材と教育機関向け
  - ・出張版留学生向け就職セミナー（年6回）
- (エ) 企業と外国人材との相互理解促進に向けた支援
 

外国人材が都内中小企業で活躍できるよう、都内中小企業に対して、受入れのための支援を行う。

  - ・採用・定着講座
    - 年6回（20名×3コマ×2クール）
    - 年2回（10～20名×1コマ×2回）※ウクライナ避難民等の採用検討企業向け
  - ・中小企業向け外国人材受入マニュアル作成（3,000部）

#### イ 海外高度人材獲得支援事業

海外在住の高度な専門知識や技術を有する外国人材（高度外国人材）に対し、東京の中小企業の魅力を身近に感じられるようなPRを実施することで、都内中小企業への就職意欲向上を図る。さらに、都内中小企業と高度外国人材に対し、マッチングや就業体験の機会を提供することにより、高度外国人材の都内中小企業への就職を促進する。

##### (ア) 人材誘致プロモーション

海外在住の高度な専門知識や技術を有する外国人材（高度外国人材）と企業交流の場を設けることで、相互理解を深めるとともにマッチングを促進する。

###### [実施内容]

- ・都内企業を招いた合同企業説明会
- ・面接ブースの設置
- ・就職相談コーナーの設置
- ・海外啓発イベント（ミニセミナー）

###### [実施規模]

アジア5か国（各回20社程度）

##### (イ) 高度人材インターンシップ

###### [実施内容]

高度外国人材に都内での就労生活を体験してもらい、都内中小企業の魅力を伝え就職意欲向上を図る。中小企業には高度外国人材の受入体験をしてもらうことにより、受入環境の整備につなげる。

###### [実施規模]

年間 40 人程度

期間 最長 3 か月

(ウ) 相談デスクの設置

[実施内容]

東京で働くことに関する相談窓口を海外に設置し、外国人材の相談に対応する。

[実施規模]

5 か国以上

(エ) Web サイト「東京で働こう。」を用いた情報発信

外国人材活用の好事例や、外国人材の活躍事例等の紹介を通じ、東京で働くことの魅力を発信する。

(3) TOKYO 特定技能 Job マッチング支援事業

人手不足に悩む特定技能分野の都内中小企業に対し、外国人材とのマッチングの機会を提供し、受入準備に関するコンサルティングを実施するなどきめ細かな支援を提供することで、特定技能外国人の雇用を促進する。また、特定技能 2 号の対象分野拡大に伴い、中小企業における特定技能 2 号人材の活用につながる支援も併せて実施する。

ア 特定技能 1 号対象

(ア) 特定技能外国人の受入れを希望する中小企業向け

- ・事業説明会
- ・コンサルタント支援

(社内体制整備支援／行政機関手続支援／支援計画実施状況届出等作成支援)

(イ) 都内での就労（特定技能分野）を希望する外国人材向け

- ・事前セミナー
- ・企業紹介資料の提供
- ・特定技能評価試験受験に向けたジョブサポーター支援

(ウ) 中小企業向け・外国人材向け

- ・マッチング支援
- ・事例集の作成

イ 特定技能 2 号対象

(ア) 特定技能 2 号外国人の活用を目指す中小企業向け

- ・勉強会、情報交換会
- ・コンサルタント支援

(イ) 特定技能 2 号を目指す特定技能 1 号外国人向け

- ・技能評価試験に係る情報発信
- ・技能評価試験対策集中講座

(4) 外国人社員とのコミュニケーション力向上支援事業

外国人材の企業での活躍や定着を図るため、外国人社員への日本語教育等支援に加え、受入側の中小企業社員の英語力の向上を図り、双方の文化を理解しながら、コミュニケーションを深められる取組を実施する。

ア 外国人材の育成・定着に向けた支援

就職を希望する留学生や既に働いている外国人材に対して語学支援等を実施する。

(ア) 就職を希望する留学生等外国人材向け

- ・ビジネス日本語講座（5日間を1セット・年3回程度）
- ・ビジネスマナー講座（年3回程度）

(イ) 働いている外国人材向け

- ・ビジネス日本語eラーニング研修（年200人程度）

イ 中小企業の外国人社員に対する研修等支援

中小企業が外国人従業員に対して実施する日本語教育支援等に係る経費の一部を負担する。

(ア) 一般コース

[対 象]外国人社員に対して、ビジネスに必要な日本語教育を行う都内中小企業等

[補助率]標準プラン（50時間以上） 1/2（1社当たりの補助上限額25万円）

短時間プラン（30時間以上） 1/2（1社当たりの補助上限額15万円）

(イ) ウクライナ避難民採用企業コース

[対 象]ウクライナ避難民である外国人社員に対し、ビジネスに必要な日本語教育を行う  
都内中堅・中小企業等

[補助率]標準プラン（50時間以上） 10/10（1社当たりの補助上限額50万円）

短時間プラン（30時間以上） 10/10（1社当たりの補助上限額30万円）

ウ 英語力向上・コミュニケーション促進支援

企業の現状やニーズを踏まえてオーダーメイドでプログラムを構築し、導入セッションからディスカッション（グループワーク）までの一連をきめ細かく伴走支援する。

(ア) 日本人社員向け

- ・導入セッション（2時間×2回程度）
- ・英語研修（1.5時間×10回程度）

(イ) 日本人社員及び外国人社員向け

- ・ディスカッション（グループワーク）（2時間×5回程度）

(5) 中小企業しごと魅力発信プロジェクト

若者・女性等に対して、中小企業で働く魅力をWebサイトや冊子等で発信するとともに、企業と若者等が直接交流し、相互理解を深めるイベントなどの事業を実施し、中小企業のイメージアップ・就業促進を図る。

ア 「東京カイヤハッケン伝」（Webサイト及び冊子）

（Webサイト：通年、冊子発行回数：年4回）

ものづくり分野（製造・建設・IT）をはじめ、人材ニーズが高まるサービス業等において、人材育成の取組等を積極的に行っている都内の中小企業を若者・女性等に向けて広く紹介する。

イ 企業紹介ショートムービーの作成（年90社程度）

1社10秒程度で企業の特徴を紹介する動画を作成・Webサイトに掲載し、効率的に企業探しができるようにする。

ウ 業界PR動画の作成（年8種類）

紹介した様々な業種の職場や現場、実際の作業風景等を撮影し、より身近に中小企業の魅力を感じられる動画をWebサイトに掲載する。

エ しごと体験ワークショップ（年25回）

Webサイトで紹介した中小企業に若者、女性等をバス等で案内し、職場・現場見学、体験や経営者、社員との交流など中小企業への理解を深めるプログラムを実施する。

オ 産業交流展「中小企業魅力発見ツアー」（年1回）

都が主催する中小企業の見本市である「産業交流展」の出展企業ブースへ若者、女性等を案内し、経営者や社員と交流する見学ツアー等を実施する。

カ 中小企業情報交流会（年2回）

中小企業と教育機関等が一堂に会し、企業情報や採用・就職に関する情報交換等を通じて、相互の理解を深める交流会を実施する。

キ 女性の再就職応援交流会（年2回）

「東京カイヤハッケン伝」の掲載企業等と、再就職を希望する女性との交流会を実施する。

(6) 中小企業人財推進事業（（公財）東京都中小企業振興公社補助事業）

中小企業の人財推進をナビゲートするため、専門家によるハンズオン支援のほか、セミナーの開催など、中小企業における人材の確保から育成・定着までを一貫して支援する。また、ものづくり中小企業については、工科高校生等の現場体験を受け入れることでその魅力を発信していくとともに、技能を受け継ぐ人材の定着を支援する。

ア 人財ナビゲート支援

(ア) 人財ナビゲータハンズオン支援

人財ナビゲータ（12名）を配置し、企業の個別ニーズに応じた人事制度の見直しや組織風土改革、体系的な人材育成策の取組を伴走支援する。

(イ) 活性化セミナー

中小企業の人材活用や組織の活性化、人材定着等に資するテーマを設定し、具体的な手法やノウハウを提供する。（年8回）

(ウ) 人財支援ツールの作成・提供

人財づくりに寄与するハンドブックの作成や、エッセンス動画（4コンテンツ）を配信し、タイムリーに情報収集ができるツールを整備する。

(エ) HRテック試験導入支援

人材課題解決に資するHRテックの活用を模索する中小企業に向けた導入セミナー（年4回）を実施するとともに、試験的活用の機会（計10社）を設け、人材の確保・育成・定着の取組を後押しする。

イ ものづくり中小企業魅力体験受入支援

中小企業による工科高校生や高専生の職場体験の受入れを促進するため、受入奨励金を支給する。（8,000円/人・日）

ウ ものづくり中小企業技能人材定着支援

中小企業に就職した若手職員に対して、技能人材サポーターによる技能人材定着支援を実施（20社）（若手社員とベテラン職人との潤滑サポートによる技能伝承伴走等）するとともに、技能人材交流会を年1回（10社）開催する。

(7) 業界别人材確保強化事業（（公財）東京しごと財団基金事業）

各業界において人手不足が深刻化する中、中小企業は業種や業態によって人材確保に関する課題が異なっていることから、業界団体の要望や状況に応じてカスタマイズでの支援を行うとともに、業界団体の自主的な取組に対し、経費を助成することにより、業界全体の人材確保を推進する。

ア 実施内容

(ア) カスタマイズ支援

これまでの業界団体への支援実績やノウハウ等を活用し、採用支援や多様な人材活用の推進などのテーマを設定し、業界団体の希望やニーズを受け、人材確保の課題に沿った支援メニューを組み合わせカスタマイズした支援を実施する。

(イ) 業界団体取組支援

各業界特有の課題解決に向けて、団体が独自に行う人材確保の取組に対して経費を一部助成する。

イ 事業規模

(ア) 15団体

(イ) 15団体程度（うち特例5団体）

[助成率] 1/2

[上限額] 1団体当たり3,000万円

※特例（介護・建設・運輸）の場合、1団体当たり5,000万円

ウ 事業期間

1事業当たり2年間

(8) 中小企業人材確保のための奨学金返還支援事業（（公財）東京しごと財団基金事業）

若手技術者が不足している中小企業の中核人材確保を支援するため、奨学金を利用している大学生等が中小企業に就職し、継続して在籍した場合、奨学金返還をサポートする中小企業の取組を支援する。

ア 支援対象

若手技術者を採用する建設・IT・ものづくり分野の中小企業

イ 実施内容

(ア) 支援対象中小企業の企業情報・魅力等を発信

(イ) 奨学金を利用している大学生等を、(ア)の中小企業が採用した場合、就職後3年間、奨学金返還費用相当額の一部を助成

※都と中小企業が同額を負担（上限150万円）

(9) DX・GX時代を担う専門・中核人材戦略センター事業

（（公財）東京しごと財団基金事業）

DX・GX推進をはじめ、企業の課題解決に寄与する人材の確保を必要とする都内中小企

業等に向け、「専門・中核人材戦略センター」を設置し、人材戦略マネージャーによるアウトリーチ型の支援を実施するとともに、金融機関や関係機関、大企業等とも連携し、企業開拓からマッチング・定着まで一貫して支援する。

ア 専門・中核人材戦略センターの運営

- (ア) 相談窓口（中小企業人材確保総合サポート事業と連携し運営）
- (イ) 人材戦略マネージャーによる企業訪問
- (ウ) 啓発セミナーの実施
- (エ) 大企業等の専門人材と中小企業との交流会の実施

イ 人材確保に要する費用の助成

中小企業等が本事業を利用し人材確保に至った場合に、その費用の一部を助成する。

[助成率] フルタイム 1 / 2（上限 100 万円）、副業・兼業 2 / 3（上限 50 万円）

(10) E S（社員満足度）向上による若手人材確保・定着事業

（（公財）東京しごと財団基金事業）

若手人材の確保・定着に向けて、E S（Employee Satisfaction 社員満足度）の向上を目指す都内中小企業等を、専門家派遣及び助成金により支援する。

[規模] 60 社

ア E S 向上に向けた取組計画の作成支援（専門家派遣）

若手人材の採用・定着や福利厚生制度の充実等について知見を有する専門家を企業に派遣し、取組計画の作成を支援する。（1 社当たり最大 3 回）

イ E S を高める取組への助成

取組計画を作成し E S 向上の取組を実施した企業に、経費の一部を最長 3 年間助成する。

（住宅の借上げ、食事等の提供、健康増進サービスの提供のうち 2 つ以上の実施が要件）

[助成率] 1 / 2

[上限額] 住宅：年間 200 万円 食事：年間 50 万円 健康：年間 50 万円

9 成長産業人材雇用支援事業（就業推進課）（（公財）東京しごと財団基金事業）

成長産業分野での就職を希望する求職者を対象に、労働者派遣のスキームを活用し、派遣社員として働きながら、複数の業種や職種を経験し、適職を探しながら正社員としての就職を目指す支援を行う。

10 デジタル人材確保・就職促進事業（就業推進課）

デジタル産業に特化した合同就職面接会を実施する。デジタル分野未経験者でもエントリー可能な求人に加え、デジタル中核人材の求人も開拓し、中小企業の D X 人材確保のニーズに対応していく。（年 3 回実施、来場見込 1,500 人、参加企業 200 社）

11 奨学金返還支援企業とのマッチング促進事業（就業推進課）

人手不足に悩む中小企業に対し奨学金返還支援制度など人材確保対策の普及を図るとともに、こうした働き手の経済的サポートに取り組む中小企業等と奨学金の返還を抱える求職者とのマッ

チングの機会を提供し、求職者の経済的安定と企業の人材確保を後押しする。（年1回実施、来場見込200人、参加企業30社）

## 12 ものづくり産業人材確保支援事業（就業推進課）

地域の経済団体など関係機関により構成される協議会と連携し、地域経済を支えるものづくり産業において、人材を必要としている地元企業の情報提供を受けて求人を開拓しつつ、都内の潜在的な利用者に働きかけ、派遣制度のスキームを活用して、一定の収入を得ながら正社員就職を目指す支援を行う。

## 13 業界連携再就職支援事業（就業推進課）（(公財)東京しごと財団基金事業）

人材を確保したい業界団体と連携し、業界知識と技能を付与する短期間の講習プログラムと業界傘下企業とのマッチングを組み合わせた再就職支援を実施する。

## 14 産業分野別人材確保・就職促進事業（就業推進課）

人材供給の強化が求められる成長産業分野や人材確保の課題を抱える産業分野への人材シフトを強化するため、求職者と企業とのマッチングイベントを実施する。（年3回実施、来場見込1,800人、参加企業300社）

## 15 就職チャレンジ多摩事業（就業推進課）（(公財)東京しごと財団基金事業）

多摩地域において、セミナーやグループワークを経て、企業内実習やマッチング支援を行うプログラムを提供し、正規雇用化を図る。

就職準備度別に2コースを設定し、就職準備度の低いコースでは、セミナーやグループワーク参加後、企業内実習、合同就職面接会に参加して正社員就職を目指す。就職準備度の高いコースでは、セミナーやグループワーク参加後、企業見学・体験や合同就職面接会に参加して正社員就職を目指す。

## 16 緊急就職支援事業（就業推進課）（(公財)東京しごと財団基金事業）

東日本大震災の被災者及び避難者で都内での就職を希望する方に対して、しごとセンター事業と連携した就業支援、就職後支援及び職場定着支援を行う。併せて、要件を満たす雇用先企業に対して採用助成金を支給する。

### (1) 就職後支援員による支援

企業の人事担当OB等を配置し、求職者や採用企業に対して支援を行う。

（求職者向け）就職後の相談・助言の実施

（採用企業向け）人材育成等に関する相談・助言の実施

### (2) 採用助成金

事業対象者を、正社員など期間の定めのない雇用契約又は6か月以上の有期雇用契約により6か月以上雇用した企業に対し助成金を支給する。

### (3) 職場定着支援

就職後6か月間、就職後支援員による職場訪問等の支援を行う。

## 17 東京都地域人材確保総合支援事業（就業推進課）

女性、若者などすべての人が活躍できる社会の実現に向け、地域の実情に応じて実施する、中小企業の人材確保に向けた区市町村等の自主自立的な取組の継続や、他の地域のモデルとなる先進的な取組を支援する。

### (1) 一般事業

モデル事業に該当しない取組

[補助率] 1/2

### (2) モデル事業

都が設定するテーマに沿った他の地域のモデルとなりうる先進的な取組

[補助率] 10/10

※令和7年度設定テーマ

- ・テレワークや時差出勤等に対応した人材確保の取組
- ・就職氷河期世代の就労支援
- ・就労困難者の就労支援
- ・外国人材の活用
- ・人生100年時代におけるリカレント教育等キャリア形成支援
- ・DX、GXなどの成長分野における人材確保の取組
- ・アフターコロナによる経済活動再開に伴う人材確保支援
- ・人材確保特別支援

※1区市町村（団体）当たりの上限は2,000万円とする。

### (3) 東京都商工会連合会実施事業

主として都が設定する上記のテーマに沿った取組

[補助率] 10/10 上限3億円

## 18 ソーシャルファーム支援事業（就業推進課）（(公財)東京しごと財団基金事業）

就労に困難を抱える方が働く新たな枠組みである「ソーシャルファーム」を普及・根付かせていくため、「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例」を制定した。令和2年度にはソーシャルファームに係る指針を策定、公表した。

当事業では、ソーシャルファームに係る指針に基づき、認証ソーシャルファームの支援を行うとともに、ソーシャルファーム支援センターを設置し、ソーシャルファームの創設・経営相談等を行う。

## 19 ソーシャルファーム認証審査会等の運営（就業推進課）

支援対象となるソーシャルファームを認証するため、企業経営や就労支援の専門家等で組織する認証審査会を設置する。認証審査会において認証基準に適合していることを確認し、支援対象となるソーシャルファームの認証を行う。

## 20 ソーシャルファーム等に関する普及啓発事業（就業推進課）

ソーシャルファームの裾野を広げる「TOKYO SOCIAL FIRM ACTION」の取組を実施し、都民や事業者、就労支援機関へ向けた普及啓発や情報提供を行い、ソーシャルファーム創設等の更なる気運を醸成し、その取組を都内に根付かせていく。

## 21 産業分野別ソーシャルファーム推進事業（就業推進課）

各産業分野におけるソーシャルファームの取組を推進するため、産業分野の特色を捉えたセミナーや交流会等を実施し、認証ソーシャルファームやソーシャルファームに関心のある事業者相互の連携を図る。

## 22 ソーシャルファームへのインクルーシブ経営支援事業（就業推進課）

((公財) 東京しごと財団基金事業)

認証ソーシャルファームの自律的経営への移行を促進するとともに、就労困難者の雇用・定着を後押しするため、専門のサポートチームを設け、経営や雇用に関する課題の解決に向けて伴走型で支援を行う。

## 23 プラチナ・キャリアセンター事業（就業推進課）((公財) 東京しごと財団補助事業)

### (1) プラチナ・キャリアセンターの運営

今後シニア層が活躍できる多様な機会を確保するため、「プラチナ・キャリアセンター」を運営し、シニアのキャリアシフトと中小企業等の人材確保を後押しする。

### (2) ミドルシニア人材パラレルキャリア構築支援事業

経験豊富な50代以降のシニア人材が、副業・兼業など新たな形態の働き方を通じて自らのスキルを活かせるよう、50代以降のシニア人材と中小企業等、それぞれに対し、講座や交流会等を開催し、50代以降のシニア人材の活用を後押しする。

### (3) シニアプロフェッショナル人材再活躍支援事業

経験豊富な50代以降のシニア人材が、セカンドキャリアにおいて、技術者等の人材不足に悩む中小企業等で即戦力として活躍することができるよう、シニア人材と中小企業等のそれぞれに対し、きっかけとなる講座や交流会等を開催し、シニア人材の活用を後押しする。

## 24 雇用管理改善計画の認定（労働環境課）

事業協同組合等が、働きやすい労働時間等の設定、男女雇用均等及び職業生活と家庭生活との両立、職場環境の改善、福利厚生の実施、募集方法の改善、教育訓練の実施等により、職場の魅力を高め、その構成員である中小企業者の人材の確保・育成を促進することを支援するために、組合等が作成する雇用管理改善計画について、中小企業労働力確保法に基づく認定に関する事務を行う。

## 25 地域の実情に即した雇用・就業情報の収集・提供等（調整課・就業推進課）

### (1) TOKYOはたらくネットの運営

雇用就業部ホームページ(「TOKYOはたらくネット」)を活用し、東京都の雇用・就業施

策に関する様々な情報を総合的に提供する。これにより、これらの情報を労使、都民が迅速かつ容易に取得・活用できるようにし、雇用・就業の促進及び行政サービスの向上を図る。

ア 雇用・就業施策の情報提供

イ 各種窓口・イベント・セミナー・職業能力開発の情報提供等

ウ 労働セミナー、キャリアアップ講習のインターネットによる受講申込み

エ 発行資料、労働情勢、調査統計情報の提供等

オ 各支援機関、国機関、区市町村等とのリンクによる情報提供

(2) 地域雇用就業促進対策会議

都における効果的な雇用・就業対策を実施するため、関係行政機関や民間団体等との情報・意見交換の場として「地域雇用就業促進対策会議」を開催する。(年3回)

### 第3 適正な労働環境の確保

#### 1 労働情勢調査（労働環境課）

(1) 一般情報調査

労使団体の活動の動向や労使紛争議などの状況を常時把握し、労働行政の基礎資料とともに、労働情勢資料としてまとめ、労使に提供する。

- ・労働情勢：年1回、600部
- ・メールマガジン「労働情報」：月1回

(2) 労働情勢懇談会

労働問題の今日的課題について主要な労使団体や行政機関等と情報や意見の交換を行う。

- ・雇用就業部：年5回、各所：年6回

(3) 争議調査

都内労働争議状況を随時調査し、情勢資料を作成し、労働行政遂行上の参考とするとともに労使に提供する。

(4) 労使関係総合調査

全国的な調査の一環として、毎年6月末時点での労働組合の実態及び組織率等を把握し、その結果を発表する。

- ・「労働組合名簿」全都版：1,000部

東京及び全国の単位労働組合数・組合員数及び推定組織率（令和6年）

	組合数	構成比	組合員数	構成比	推定組織率
東京都	6,421 組合 (A)	14.0% (A/C)	2,444,093 人 (B)	24.8% (B/D)	25.4%
全国	45,819 組合 (C)	—————	9,851,161 人 (D)	—————	—————

(5) 経済要求妥結調査

都内の17産業、40業種に属する1,000組合を対象に、春季賃上げ、夏季・年末一時金の要求・回答・妥結状況の調査を行う。調査結果は、インターネットのホームページや速報の発行等により、情報を必要とする労使へ迅速に提供する。

令和6年度調査結果

	要求額（円）	妥結額（円）	賃上げ率、月数	対前年比（%）
春季賃上げ	17,159	15,670	4.78%	42.44
夏季一時金	888,361	835,640	2.55 か月	2.96
年末一時金	906,281	866,502	2.57 か月	3.98

注) 加重平均

(6) 賃金退職金事情調査（中小企業の賃金・退職金事情調査）

中小企業の賃金改定等の参考資料とするため、「賃金」は毎年、「退職金」と「労働時間制度」は隔年に調査を実施する。

・「令和7年版中小企業の賃金事情」2,800部

(7) 中小企業労働条件等実態調査

都内中小企業における労働条件等を総合的に把握し、労働行政施策の立案・推進の基礎資料とするとともに、都内労使に情報提供し、労働条件の改善向上と労使関係の安定に寄与することを目的として調査を行う。

・「パートタイマーに関する実態調査（予定）」1,200部

（令和6年度実績：「賃上げと労使交渉に関する実態調査」）

## 2 労働知識の普及・啓発（調整課・労働環境課）

(1) 労働セミナー

労使及び都民に、近年の社会情勢に対応した労働法や労働問題に関する体系別のセミナーを開催し、知識の普及を図る。

セミナー名		実施主体	回数 (回)	定員 (人)
個別課題 セミナー	使用者向けセミナー	各事務所実施回数の1/2はセンターが実施	24	3,400
	労働者向けセミナー		24	3,400
	多様な働き方セミナー		24	2,840
	時事的課題セミナー	都と東京都立大学の共催	4	800
	小計		76	10,440
労働法等周知 セミナー	労働法基礎セミナー	センター	6	680
	eラーニング		—	—
	オンラインセミナー		—	—
	小計		6	680
総合 講座	多摩地域総合セミナー (基本1、専門2)	センター、多摩事務所	1	240
	東京労働大学（総合講座1コース） （専門講座2コース）	都と（独）労働政策研究・研修機構の共催	1	390
	小計		2	630
合計			84	11,750

※使用者向けセミナー、労働者向けセミナー、多様な働き方セミナーは一部オンライン配信予定

(2) 自主的労働教育の支援

都内の労働組合及び使用者団体が行う労働教育活動に対して、都が共催することにより、その助成を図る。

[助成団体] 40団体

[限度額] 3万7,400円/団体

(3) 出張労働教育

職業能力開発センターや労使団体等が実施する研修の場に、労働相談情報センター職員を講師として派遣し、労働法や労働問題に関する知識の普及を図る。

(4) 就職差別解消促進企業啓発

企業・関係団体等に対して、同和・女性・障害者・高齢者問題をはじめとする人権に係る普及啓発、研修等を行い差別問題の解消を図る。

- ・企業・関係団体等に対する研修の実施
- ・就職差別解消促進月間（6月）事業の実施
- ・啓発指導用資料の作成（年1回、6万部）

(5) 資料・情報の提供

ア 「とうきょうの労働」の発行

雇用・就業の促進、適正な労働環境の確保のため、雇用・就業施策や事業を広く都民にPRし、これらに関する情報や知識を提供する。

- ・年12回 各7,000部（A4版、6ページ）
- ・雇用就業部ホームページ「TOKYOはたらくネット」にも掲載

イ 普及・啓発資料の発行

名 称	発行部数
使用者のための労働法	4,000部
労働組合のしおり	4,000部
学生向け小冊子（①大学・短大生向け、②高校生向け）	178,100部
大学等入学者向けリーフレット	95,000部
東京労働局連携資料（若年者向け啓発ポスター）	2,300部
就業規則作成の手引き（改訂版）	8,000部
ポケット労働法	3,500部
外国人労働者ハンドブック（中国語）	1,600部
多言語版労働法周知啓発パンフレット（2言語）	10,000部
通訳制度等案内リーフレット（英中語）	4,300部
テレビ電話通訳制度案内リーフレット（多言語）	2,600部
働く女性と労働法	5,545部

ウ 視聴覚用資料の貸出

労働問題等のビデオソフト・DVDを労働相談情報センター・各事務所（青山事務所を除く）に備え、貸出しを行う。

エ 労働情報システム

賃上げ等の要求・妥結状況を労働相談情報センターで集計し、プレス発表するとともに、TOKYOはたらくネットにより情報を提供する。

また、増加傾向にある労働相談の実態を把握し、総合的・多角的に分析するため、労働相談の集計に活用する。

(6) TOKYOはたらくネットの運営（再掲）

「Ⅶ 雇用就業対策 第2 地域における雇用・就業の促進」25(1)参照

(7) 労働資料センターの運営

雇用就業に関する各種図書・資料等を収集し閲覧・貸出しを行っている。また、「とうきょう

うの労働」等を通じて、図書・資料の最新の情報を提供する。

なお、図書資料管理検索システムはインターネット対応により、蔵書公開等を行っている。

### 3 男女雇用平等の環境づくり（労働環境課）

#### (1) 男女雇用平等参画状況調査

雇用の場における男女平等などの実態を調査し、雇用環境の整備に当たっての問題を探る。平成 13 年度から「東京都男女平等参画基本条例」に基づく調査として実施し、調査結果に基づき男女雇用平等について啓発をする。

・令和 7 年度調査テーマ

「女性活躍推進法への対応等 企業における男女雇用管理に関する調査（予定）」

#### (2) 職場における男女平等の推進

男女雇用平等推進月間（6 月）を中心に、「職場における男女の平等」、「女性労働者の能力発揮」などの各種セミナーを実施し、労働者、使用者及び都民に対し広く普及啓発を行う。

##### ア 男女雇用平等推進月間事業

男女雇用平等推進月間（6 月）に、男女労働者や一般都民を対象にセミナーを開催するとともに、事業主を対象とした雇用機会均等法等の説明や、両立支援の取組を促進するためセミナー等を集中して行い、女性の労働に関する普及・啓発活動を重点的に展開する。

事業名	実施回数(回)	定員(人)
事業主向け均等法セミナー	1	400
男女雇用平等推進セミナー	1	
男女雇用平等セミナー	5	375

※事業主向け均等法セミナー、男女雇用平等推進セミナーはオンライン配信予定

##### イ 男女雇用平等セミナー等の実施

男女労働者、使用者、都民を対象に、雇用機会均等法や労働法、ポジティブ・アクション、労働問題に関する基礎的知識の普及を図るセミナーや、地域事業主団体等と共催して男女雇用平等などに企業が積極的に取り組むためのセミナーを実施する。

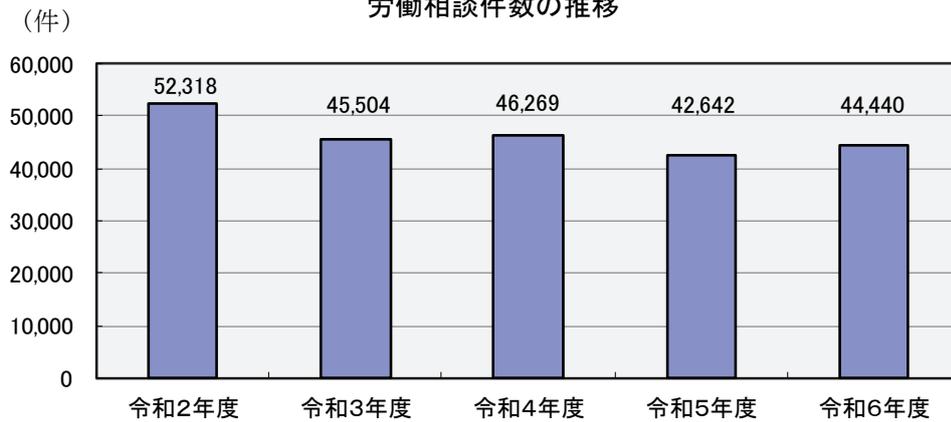
セミナー名	実施回数(回)	定員(人)
男女雇用平等セミナー	12(5)	900(375)

※( )は男女雇用平等推進月間事業として実施

### 4 労働相談・指導（労働環境課）

労働相談情報センターでは、主として中小企業の労働問題全般に関する相談を実施している。産業・就業構造の変化や、一段と進む非正規雇用者の増加、女性の職場進出及び成果主義の普及・浸透などを反映して、小規模事業所の多い、サービス業や卸・小売業など第 3 次産業の労使からの相談が多い。また、最近では、相談内容が個別化・複雑高度化しており、職場での嫌がらせに関する相談やメンタル疾患を伴う深刻な相談も増えている。

労働相談件数の推移



(1) 労働相談・あつせん

ア 労働相談

(ア) 労働相談の形態

労働相談情報センターにおいて、以下の労働相談事業を行う。

相談形態	内容	
電話労働相談	電話相談専用ダイヤル「東京都ろうどう 110 番」を設置し、電話により労働相談を実施	
来所労働相談（平日・土曜日）（予約制）	面接等により労働相談を実施（土曜日はセンター（毎週）及び多摩事務所（第1・第3土曜日）で実施）	
出張相談	街頭労働相談	駅前、広場等で関係行政機関とともに実施
	随時出張相談	依頼に基づき実施
パート・派遣・契約社員等の労働相談会	パート・派遣・契約社員等の労働セミナーと連携して労働相談を実施	
外国人労働相談	通訳を配置、テレビ電話通訳制度により各所の外国人労働相談に対応	
手話労働相談	手話通訳派遣制度により各所の手話相談等に対応	
心の健康相談	専門相談員を配置し、心の健康相談を実施	
弁護士労働相談	弁護士を配置し、高度な法律解釈や判例等の相談に対応	

(イ) パート・派遣・契約社員等の労働相談会の実施

11月の「パート・派遣・契約社員等の労働月間」に労働セミナーと労働相談を合わせて実施するパート・派遣・契約社員等の相談会や、電話相談を集中的に受け付ける電話総合相談会を実施する。

	令和6年度実績
パート・派遣・契約社員等の教育相談会	全12回 相談件数 26件
パート・派遣・契約社員等電話総合相談会	2日間 相談件数 80件

令和6年度労働相談件数

( )は構成比 [%]

合 計	労 使 別(※)		男 女 別(※)		労 働 組 合 有 無 別		
	労 働 者	使 用 者	男 性	女 性	組 合 有	組 合 無	
44,440 (100.0)	35,774 (80.5)	6,910 (15.5)	19,027 (42.8)	25,372 (57.1)	2,853 (6.4)	41,587 (93.6)	
	企 業 規 模 別(※)						
	30人未満		30～99人		100～299人		300人以上
	6,316 (14.2)		2,885 (6.5)		2,317 (5.2)		5,513 (12.4)
	産 業 別						
	建設業	製造業	情報通信業	運輸業	卸売業、 小売業	金融業、 保険業	不動産業、 物品賃貸業
	1,106 (2.5)	2,144 (4.8)	3,246 (7.3)	1,219 (2.7)	2,891 (6.5)	616 (1.4)	586 (1.3)
	宿泊業、 飲食サービス業	教育、 学習支援	医療・福祉	サービス業 (他に分類されないもの)		その他	不 明
	1,562 (3.5)	1,522 (3.4)	5,975 (13.4)	7,195 (16.2)		1,363 (3.1)	15,015 (33.8)
	合 計	内 容 別(※)					
項目数	労使関係	賃金全般	退職関連	解雇関連	労働契約関連	労働時間関連	
81,302 (100.0)	1,901 (2.3)	6,425 (7.9)	9,925 (12.2)	6,977 (8.6)	10,132 (12.5)	4,652 (5.7)	

※他にも項目があるため「合計」とは一致しない。

イ あっせん

労働相談の中で受けた労使間のトラブルのうち、労使だけでは自主的な解決が難しい問題について、両当事者の要請を踏まえ、行政としての関与が必要との判断に基づき、都が第三者としての立場で、労使間のトラブルの自主的な解決に向けて援助を行っている。

[令和6年度あっせん件数] 268件

(2) 労働相談オンライン化事業

令和4年度に開設した労働相談情報センター多摩事務所の相談機能強化のため、テレビ会議システム等新たなツールを利用した遠隔相談やチャットボットの運営、LINEによる広報を行う。

また、LINE通話を利用した相談の実施や、労働相談プロモーション動画を活用したPRを行うことにより、若年層を中心とした利用者層を拡大し、労働問題の早期解決と労使関係の安定化を推進する。

ア 遠隔相談

多摩地域の自治体等と連携し、市役所庁舎等に来庁した相談者に対し、テレビ会議システ

ムによる遠隔相談を実施する。

イ オンライン労働相談

テレビ会議アプリケーションにより、オンライン労働相談を実施する。

ウ チャットボット

都民が労働問題に関するキーワードを入力すれば、それに対して適切な内容を自動で回答することができるチャットボットによる質問・回答サービスを実施する。

エ LINE広報

労働相談情報センター事業や相談会等の周知を行う。

オ LINE電話相談

労働相談の利用促進を図るため、LINE通話を利用した電話相談を実施する。

カ プロモーション動画を利用した広報の実施

労働相談の利用方法を動画で案内し、労働相談の手軽さや身近さをPRする。

キ 検索連動型広告による労働相談広報の実施

検索連動型広告を実施し、労働問題の解決を求める都民に対して相談窓口を周知する。

(3) 非正規雇用に関する法令等普及啓発事業

パートタイマーや派遣労働者などの非正規雇用に関して、資料の作成や月間事業による法令等の普及啓発を通し、雇用環境の安定化やトラブルの未然防止を図る。

ア 労働契約締結時の留意点等を広く注意喚起

資料名	発行部数
法周知リーフレット	10,000部
派遣労働者等向け資料	4,800部

イ 非正規労働関連法令の解説資料

資料名	発行部数
労働契約手引資料	Webサイトに掲載
啓発資料	4,000部

ウ 非正規労働月間

資料名	発行部数
労働相談リーフレット	15,000部

相談会	回数
労働教育相談会	5回
電話総合相談会	2日間

(4) 非正規雇用アドバイザー制度

各労働相談情報センター（青山事務所を除く）に、非正規雇用アドバイザーを配置し、中小企業等を巡回して、パートタイム労働法をはじめとする関連法令の普及や適正な雇用管理に関する助言等を行い、非正規雇用労働者の雇用管理の改善を図る。

〔令和6年度実績〕巡回件数 2,893事業所

(5) 外国人労働相談支援事業（再掲）

「Ⅶ 雇用就業対策 第3 適正な労働環境の確保」4(1)ア(ア) 参照

(6) 外国人労働者の雇用環境等啓発事業

ア 外国人労働者特別労働相談会の実施

外国人労働者に関わる労働時間、賃金等の労働条件、処遇に関する差別的取扱、ハラスメント・メンタルヘルス問題、在留資格など雇用問題全般の相談に対応するため、東京外国人材採用ナビセンターや東京出入国在留管理局と連携して、外国人労働者特別相談会を実施する。

[開催回数] 1回(2日間)

イ 外国人労働者の雇用・労働環境の啓発の実施

(ア) 外国人雇用に関するセミナー

外国人労働者の適切な雇用管理を普及・啓発するため、特定技能2号となった外国人労働者の処遇(国籍による差別的取扱禁止)や「育成就労制度」の創設に向けた検討状況・労働時間や賃金制度などの法制度の解説、ハラスメントに関するセミナーを実施する。

[開催回数] 2回

(イ) 外国人労働者の雇用問題個別相談会

セミナー講師による個別相談を実施する。

[開催回数] 2回

(7) 心の健康相談

労働者の多くが抱えている不安やストレスを緩和するため、働く人の心の健康づくり講座を実施するなど、労働者が健康で働き続けることができる労働環境を推進する。

ア 労働相談(再掲)

「Ⅶ 雇用就業対策 第3 適正な労働環境の確保」4(1)ア(ア) 参照

イ 「働く人の心の健康づくり講座」事業

効率的・効果的に職場の健康づくりを推進していくため、対象者を労働者と使用者に分け、それぞれの立場に即した実践的な講習を実施する。また、企業内でのメンタルヘルス対策を推進する中核となるリーダーを養成する講座や企業交流会を実施する。

[実施回数] 11回

[延べ定員] 442人

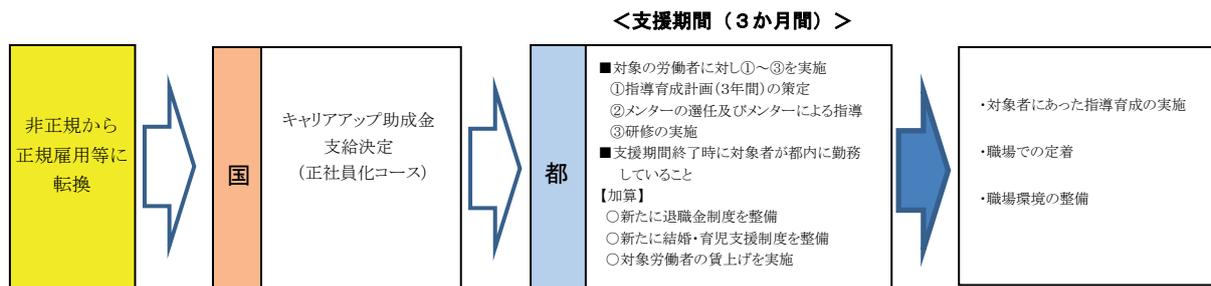
## 5 正規雇用等転換安定化支援事業(労働環境課)

国のキャリアアップ助成金(正社員化コース※)の支給決定を受けた都内に雇用保険適用事業所を置く中小企業に対し、計画的な育成計画の策定や退職金制度の整備、結婚・育児支援制度の整備など、正規雇用等転換後も労働者が安心して働き続けられる労働環境整備や賃金の引上げに取り組む企業に対して助成金を支給し、質の良い転換を促進する。

[事業規模] 助成金(最大)	60万円	×	1,400件
退職金制度加算	10万円	×	50件
結婚・育児支援制度加算	10万円	×	350件
賃上げ加算(最大)	36万円	×	550件

[都の助成額]

対象労働者数	助成額
1人	20万円
2人	40万円
3人以上	60万円
退職金制度加算	10万円
結婚・育児支援制度加算	10万円
賃上げ加算	1人12万円（最大36万円）



※正社員化コース 有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換または直接雇用した場合に助成

## 6 就職氷河期世代等待遇向上支援事業（労働環境課）

就職氷河期世代・シニア世代の方が、正規・非正規雇用を問わず、長く働き続けられる労働環境を整備し、待遇向上に積極的に取り組む中小企業等に対して助成金を交付する。

[事業規模]

○正規雇用等コース

助成金（最大）	90万円	×	200件
退職金制度加算	10万円	×	10件
結婚・育児支援制度加算	10万円	×	50件
賃上げ加算（最大）	36万円	×	80件

○安定有期雇用コース

助成金（最大）	60万円	×	100件
---------	------	---	------

[都の助成額]

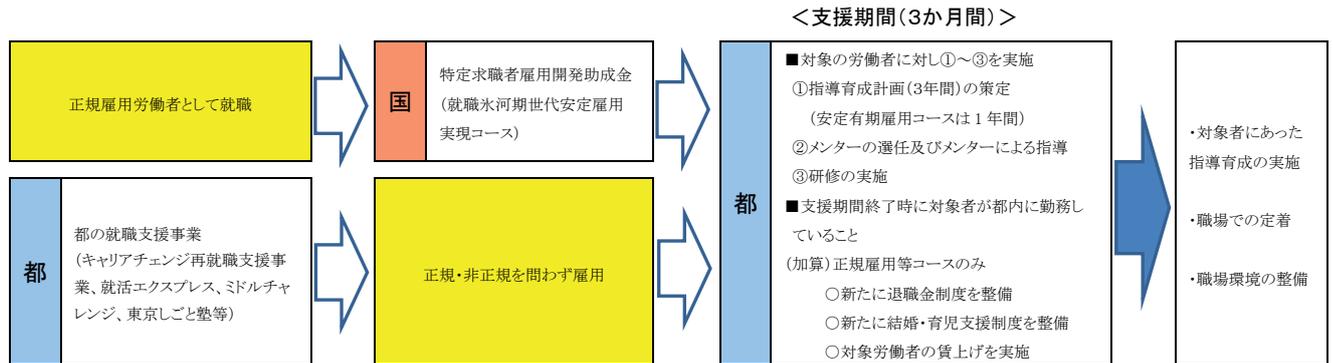
○正規雇用等コース

対象労働者数	助成額
1人	30万円
2人	60万円
3人以上	90万円
退職金制度加算	10万円
結婚・育児支援制度加算	10万円
賃上げ加算	1人12万円（最大36万円）

○安定有期雇用コース

対象労働者数	助成額
1人	20万円
2人	40万円
3人以上	60万円

※両コース合わせて1事業所最大3人まで



※就職氷河期世代安定雇用実現コース いわゆる就職氷河期に就職の機会を逃したことなどにより十分なキャリア形成がなされず、正社員としての就業が困難な方を支援し、その就職を促進するため、対象労働者を正社員として雇用した事業主に助成

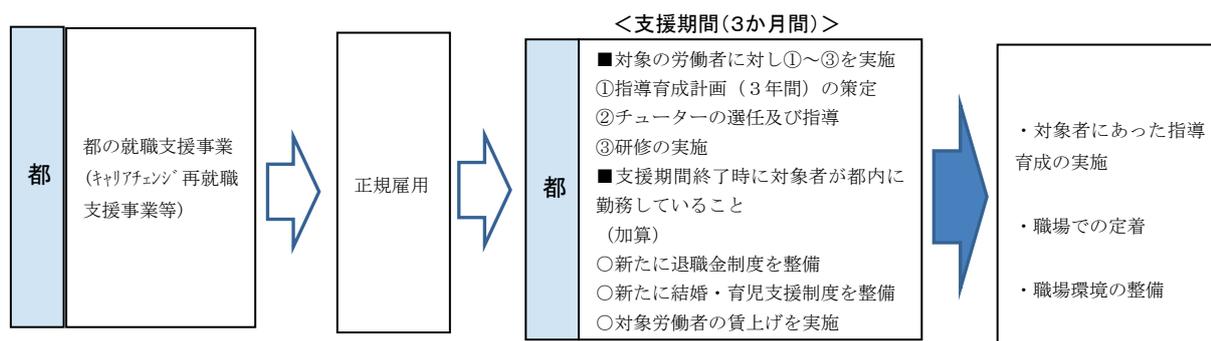
## 7 若者世代職場定着促進事業（労働環境課）

若者世代の就職者に対して、計画的な育成計画の策定や退職金制度、結婚・育児支援制度など安心して働き続けられる労働環境整備や賃上げを行った事業主に対して助成金を交付し、若者の早期の職場定着を促進する。

[事業規模] 助成金（最大）	60万円	×	400件
退職金制度加算	10万円	×	20件
結婚・育児支援制度加算	10万円	×	90件
賃上げ加算（最大）	36万円	×	150件

[助成額]

対象労働者数	助成額
1人	20万円
2人	40万円
3人以上	60万円
退職金制度加算	10万円
結婚・育児支援制度加算	10万円
賃上げ加算	1人12万円（最大36万円）



## 8 働き方改革パワーアップ応援事業（労働環境課）

企業が自社の課題を把握し、主体的に働き方改革に取り組めるよう、相談窓口の設置、働き方改革に必要な法知識やノウハウ等の提供、従業員サーベイに基づく課題への専門家のサポートを行う。

### (1) 相談窓口の設置

働き方改革に関連した雇用環境整備や生産性向上等について、都内企業からの相談等に対応する窓口を設置する。

### (2) 働き方改革セミナー

主に中小企業の経営者や人事労務担当者等を対象に、働き方改革に関する法令や事例、改革を社内で推進する上でのノウハウ等を体系的に学ぶセミナーを実施する。

[規 模] 1,000社

### (3) 従業員サーベイの実施及び専門家派遣

企業における従業員サーベイを実施し、さらなる働き方改革を進める上での課題を把握する。課題解決のサポートをする社会保険労務士等の専門家を企業に派遣する。

[規 模] 300社（1社当たり5回）

## 9 リスキリング・キャリアデザイン応援事業（労働環境課）

((公財)東京しごと財団基金事業)

都内中小企業等が実施する従業員のリスキリングの環境整備の取組を支援する。

### (1) 専門家派遣

リスキリングやキャリアデザインを支援する意欲のある企業に、専門家を派遣し、制度整備等について助言を行う。

[対 象] 都内中小企業等

[規 模] 100社（1社当たり2回）

### (2) 奨励金

専門家派遣の実施を受け、リスキリングやキャリアデザインを支援する制度を整備した企業に、奨励金を支給する。

[対 象] 都内中小企業等

[規 模] 100社

[奨励金] 1社当たり最大40万円

## 10 東京の未来の働き方推進事業（労働環境課）

都内中小企業等の多様な働き方を推進するとともに、テクノロジーを活用した生産性の高い新しい働き方の機運醸成を図るため、「東京サステナブルワーク企業」の登録や先進的な取組を行う企業の表彰制度「Tokyo Future Work Award」等を実施する。

### (1) 未来の働き方推進フォーラムの実施

経営者や従業員を対象に、多様な働き方やデジタルを活用した働き方改革に関するフォーラムを開催し、働き方改革に係る普及啓発を図る。

[規模] 年2回

### (2) 「東京サステナブルワーク企業」の登録

「残業の少ない働き方」等の働き方改革に積極的に取り組んでいる企業を「東京サステナブルワーク企業」として登録する。

[規模] 300社

### (3) 多様な働き方の実現に向けた専門家派遣

「東京サステナブルワーク企業」の登録を目指す企業に対し、働き方改革の推進をサポートする社会保険労務士等の専門家を派遣する。

[規模] 100社（1社当たり2回）

### (4) 未来の働き方コンサルティング

「東京サステナブルワーク企業」登録企業を対象に、テクノロジーを活用した「未来の働き方」に向けた取組を支援するため、中小企業診断士やITコーディネータ等の専門家を派遣する。

[規模] 20社（1社当たり2回）

### (5) 「Tokyo Future Work Award」の表彰

「東京サステナブルワーク企業」登録企業を対象に、テクノロジーを活用した生産性の高い働き方を実現している企業を表彰する。

[規模] 大賞1社、優秀賞2社、奨励賞7社

## 11 「手取り時間」創出・エンゲージメント向上推進事業（労働環境課）

((公財) 東京しごと財団基金事業)

都内中小企業等の「手取り時間」の創出に向けた取組やライフステージの支援、エンゲージメント向上に向けた取組、賃金の引上げの取組を支援する。

### (1) 専門家派遣

社内における課題の把握と制度整備に向けた具体的な助言を行うため、人事労務管理等に係る知見を有する専門家を派遣する。

[規模] 1,400社（1社当たり2回）

### (2) 奨励金

専門家の派遣を受けて、「手取り時間」の創出やライフステージの支援、エンゲージメント向上に向けた取組、賃金の引上げの取組を行う中小企業に対して奨励金を支給する。

[規模] (最大) 230万円 × 1,400社

## 12 企業における「年収の壁突破」総合対策促進事業（労働環境課）

（奨励金は（公財）東京しごと財団基金事業）

働く方の中には、税や社会保険の仕組みが生み出す、いわゆる「年収の壁」により、自ら就業調整を行う場合がある。

本事業では、オンラインセミナーや個別相談窓口、専門家派遣の実施を通じて、税や社会保障制度についての知識の理解を促進していくとともに、収入要件のある配偶者手当の見直しや社会保険に加入した非正規雇用者向けの手当等の新設を行う都内中小企業等を奨励する。

### (1) 普及啓発セミナー

年7回・オンラインで実施

〔対 象〕 都内中小企業等の人事担当者・従業員等

### (2) 個別相談の実施

社会保険労務士等の専門家による個別相談を実施

〔手 段〕 電話、メール、オンライン

〔対 象〕 都内中小企業等の人事担当者・従業員等

### (3) 専門家派遣

〔規 模〕 30社（1社当たり2回）

〔対 象〕 都内中小企業等の人事担当者・従業員等

### (4) 「年収の壁突破」総合対策促進奨励金

#### ○配偶者手当見直しコース

収入要件がある配偶者手当の見直しを行った企業に対し、奨励金を交付する。

〔対 象〕 都内中小企業等

〔規 模〕 900社（3年間）

〔金 額〕 30万円

#### ○社会保険加入促進コース

新たに社会保険の対象となった非正規雇用者が負担する社会保険料に関する手当等の新設を行った企業に対し、奨励金を交付する。

〔対 象〕 都内中小企業等

〔規 模〕 3,000社（3年間）

〔金 額〕 30万円

※上記2つのコースを同時に申請した場合の奨励金額は50万円

## 13 中小企業の賃金制度整備等支援事業（労働環境課）

### (1) 賃金制度・賃上げに関する特別講座

企業の経営者や人事労務担当者等を対象に、賃金をめぐる情勢や賃上げに関する手法、ジョブ型の賃金制度など賃金に関する特別講座を実施し、企業での賃金制度の整備等を支援していく。

〔対 象〕 都内中小企業

〔規 模〕 定員80名、年2回（1回2日間）

(2) 賃金制度の整備のための専門家派遣

中小企業における、賃上げの手法や賃金制度や退職金制度等の見直しを支援するため、社会保険労務士等の専門家を企業に派遣する。

[対 象] 都内中小企業

[規 模] 延べ75回（最大5回／社）

(3) 賃上げ取組企業の好事例紹介

賃上げを推進する都の施策を利用した中小企業を含め、賃上げに取り組んでいる企業への取材を行い、T O K Y O はたらくネットに特設ページを設けて好事例の紹介を行う。

[対 象] 都内中小企業

[規 模] 5社程度

(4) 賃上げに関する相談窓口

賃上げの取組を検討する中小企業や労働組合等が相談できるよう、労働相談情報センター職員と専門家（社会保険労務士）が連携して対応する相談窓口を設置する。

## 14 ライフ・ワーク・バランス推進事業（労働環境課）

(1) 東京ライフ・ワーク・バランス認定企業制度

従業員が生活と仕事を両立し、いきいきと働ける職場の実現に向け優れた取組を実施している中小企業を募り、その取組内容等を広く公表することにより、ライフ・ワーク・バランス等、働き方の見直しについて社会的気運の醸成を図り、都内中小企業の雇用環境の整備を推進する。

中小企業等の「職場をいきいきとさせる」取組を有識者（学識経験者、労使団体、マスコミ等関係者等）からなる審査会で審査し、都が「東京ライフ・ワーク・バランス認定企業」として選定する。（認定企業13社程度）

(2) ライフ・ワーク・バランスE X P O東京の開催

ライフ・ワーク・バランスの実現を一層効果的に促進するため、先進企業の取組内容や、効果的な支援ツール等について、具体的かつ実践的な事例を展示・紹介する総合展を開催する。

## 15 テレワーク等普及推進事業（労働環境課）

(1) テレワーク導入実態調査

テレワークの普及状況の把握や、今後の的確な施策展開の一助とするため、都内企業等のテレワーク導入の実態調査を行う。

[対 象]・導入実態調査（年1回）

ア 都内の常時雇用者30人以上の企業等 約1万社

上記企業に勤務する従業員1社につき2名

イ 自営型テレワーカー（W e b 調査）

・毎月調査（企業調査）

都内の常時雇用者30人以上の企業等 約1,000社／月

・毎月調査（従業員調査）

都内企業に勤める従業員 約 2,000 人／月

(2) テレワーク普及促進プロジェクト

テレワークの普及・促進に向け、都のテレワーク施策を紹介するポータルサイト等の運営や多様な働き方を推進するためのセミナー、企業見学会等を実施する。

ア 多様な働き方セミナー

〔規模〕年3回程度

イ 先進的テレワーク実践企業見学会

〔規模〕年3回程度

(3) 「テレワーク東京ルール」促進事業

今後、導入が進んだテレワークを後戻りさせることなく定着させるため、「テレワーク東京ルール」を社会全体に浸透させ、その普及を推進していく。

ア 「テレワーク東京ルール」実践企業宣言制度（登録制度）

イ テレワーク推進リーダーパワーアップ事業

・オンライン意見交換会の実施

・推進リーダー向けに、テレワークツールの紹介やQ&A等必要な情報をWeb上で提供

・推進リーダーにアンケートを実施、意見等を都の施策等に反映

(4) テレワークとオフィス勤務のベストバランス推進事業（（公財）東京しごと財団基金事業）

テレワークの定着を図るため、テレワークを進める上での課題とその解決策について検討し、自社に最適な「テレワークルール（我が社のベストバランス）」等を定めた都内中堅・中小企業等に奨励金を支給する。

〔規模〕1,000 件

〔奨励額〕20 万円

(5) テレワークトータルサポート事業（助成金は（公財）東京しごと財団基金事業）

テレワークの導入・定着・促進を図るため、専門家の活用や機器等の導入支援により、企業の多様なニーズにきめ細かく対応する。

ア コンサルティング

ICT等の専門家により、業務の棚卸や機器及びツールの選定、規定の整備、運用課題の解決等についての助言を行い、テレワークの導入・定着・促進に向けた取組を支援する。

〔規模〕1,200 社

イ 助成金

〔規模〕1,000 社

〔対象経費〕テレワーク機器及びツール導入経費、テレワーク環境整備に係る経費

〔助成額・助成率〕

(ア) 常用雇用労働者数2人以上29人以下の企業等

助成額 最大150万円 助成率 2/3

(イ) 常用雇用労働者数30人以上999人以下の企業等

助成額 最大250万円 助成率 1/2

<育児・介護休業法への対応又はBCP（猛暑対策）として導入した場合に加算>

a 育児・介護コース（300社）

3歳未満の子の養育又は介護期従業員を対象とするテレワーク規定の整備をした場合に加算（定額20万円）

b 職場環境改善コース（100社）

猛暑時のテレワークが困難な業務従事者に対し電動ファン付ウェアを貸与するなどの企業の取組に助成（最大50万円 助成率 10/10）

(6) ABWオフィス促進事業（（公財）東京しごと財団基金事業）

出社とテレワークの双方の利点を活かし、仕事の内容や目的に合わせ、社内外問わず、従業員自らがふさわしい場所や時間を選んで生産性の高い仕事が可能となるABW（Activity Based Working）の導入を目指す都内中小企業等に対し、専門家等によるABW導入支援を行うとともに、オフィス整備に係る改修費の一部を助成する。

[規模] 5社

[対象経費] ABWオフィス整備に係る改修費の一部

[助成額・助成率] 助成額 最大2,000万円 助成率 2/3

※子連れ出勤を可能とする整備を行った場合加算あり（最大5万円 助成率 10/10）

(7) サードプレイス活用促進事業（奨励金は（公財）東京しごと財団基金事業）

サテライトオフィスの利用を促すためのイベントを開催するとともに、サテライトオフィス勤務及びワーケーション勤務の導入を奨励することにより、多様で柔軟な働き方を推進する。

ア サテライトオフィス活用交流フェアの開催

サテライトオフィスへの理解を深め利用を促進するため、サテライトオフィス活用交流フェアを年2回（区部・多摩で各1回。1回当たり出展企業15社程度）開催する。

イ 奨励金

(ア) サテライトオフィス勤務応援奨励金

新たにサテライトオフィス勤務制度を整備し、従業員がサテライトオフィス勤務を実施した都内中堅・中小企業等に対し奨励金を支給する。

[規模] 300社

[奨励額] 10万円

(イ) ワーケーション勤務応援奨励金

新たにワーケーション勤務制度を整備し、従業員がワーケーション勤務を実施した都内中堅・中小企業等に対し奨励金を支給する。

[規模] 100社

[奨励額] 10万円

(8) TOKYOシェアオフィス墨田の運営（（公財）東京しごと財団補助事業）

テレワークの更なる推進のため、「TOKYOシェアオフィス墨田」の運営支援を行い、テレワークによる柔軟な働き方の実現につなげる。

## 16 働きやすい職場環境づくり推進事業（労働環境課）

育児・介護や病気治療と仕事の両立に向けた取組の奨励や専門家の派遣等により、企業における働きやすい職場環境づくりを推進する。

### (1) 研修

働きやすい職場環境づくりに関する知識を習得できる研修を実施する。

[内 容] 育児・介護や病気治療等との両立支援、非正規労働者の雇用環境改善 等

### (2) 専門家の派遣

働きやすい職場環境づくりに意欲のある中小企業等へ専門家を派遣し、人事制度等について企業の実情に応じた助言を行う。

[規 模] 延べ500回（最大5回／社）

### (3) 奨励金

中小企業等において、雇用環境の改善・充実を図る取組を行った企業に対して働きやすい職場環境づくり推進奨励金を支給する。

[規 模]（最大）100万円 × 600社

[奨励コース]

- |                   |      |       |                |
|-------------------|------|-------|----------------|
| ・ 育児と仕事の両立推進コース   | （最大） | 100万円 | } 合計 （最大）100万円 |
| ・ 介護と仕事の両立推進コース   | （最大） | 100万円 |                |
| ・ 病気治療と仕事の両立推進コース | （最大） | 40万円  |                |

## 17 キャリアとチャイルドプラン両立支援事業（労働環境課）

不妊治療等や卵子凍結に関する情報を総合的に発信するとともに、研修の実施や不妊治療等及び卵子凍結に係る特別休暇制度等の導入を奨励することにより、企業の職場環境整備を推進する。

### (1) 普及啓発

#### ア セミナー等（2回）

[テ ー マ] 不妊治療・不育症治療と職場環境整備、卵子凍結と職場環境整備

[規 模] 各回200名

[開催形式] オンライン

#### イ ライフ・ワーク・バランスEXPOでの広報

休暇等に関する制度の導入を促すことや仕事との両立における課題、先進企業の取組について、EXPO内でパネル展示等、多様な媒体を活用した広報により広く情報発信する。

#### ウ 研修（2回）

[テ ー マ] 不妊治療・不育症治療、卵子凍結

[開催形式] オンデマンド配信

### (2) 奨励金

#### ア 不妊治療・不育症治療に係る職場環境整備奨励金

不妊治療・不育症治療に係る特別休暇制度等の仕組みを導入した企業に対し奨励金を支給する。

[対 象] 都内企業等

- [規 模] 300 件  
[金 額] 不妊治療及び不育症治療のための休暇制度等の整備 40 万円  
不育症治療のための休暇制度等の整備 10 万円

イ 卵子凍結に係る職場環境整備奨励金

卵子凍結に係る特別休暇等の仕組みを導入した企業に対し奨励金を支給する。また、卵子凍結に関する福利厚生制度を整備した場合、加算する。

[対 象] 都内企業等

[規 模] 30 件

[金 額] 卵子凍結に係る休暇制度等の整備 20 万円

※福利厚生制度（福祉局が指定する医療機関の利用等を要件とする採卵や凍結に係る費用助成）を整備した場合、加算（40 万円）

18 働く女性応援事業（労働環境課）（(公財) 東京しごと財団基金事業）

企業における女性の新規採用・職域拡大を目的とした設備等の整備を支援するため、トイレ・ロッカー、ベビールーム等の整備に係る費用の一部を助成する。

[対 象 者] 都内中小企業等

[規 模] 30 社

[助成限度額] 500 万円

[助 成 率] 2 / 3

19 働くパパママ育業応援事業（労働環境課）（(公財) 東京しごと財団基金事業）

従業員が希望する期間の育業をし、原職復帰する取組への支援により育業を奨励する等、企業における職場環境整備を推進する。

(1) 働くママコースNEXT

女性従業員が、合計1年以上の育業（産後休業含む）をし、原職等に職場復帰するとともに、企業が就業規則等で法定を上回る育業期間等の規定を新たに整備した場合に、奨励金を支給する。また、法定以上の育業しやすい職場環境づくりの取組を行った場合、1項目につき30万円を加算する。

[対 象] 都内中小企業等

[規 模] 400 件

[金 額] 125 万円

※「同僚への応援手当」、「同僚への評価・表彰制度」の取組を行った場合、それぞれ1項目につき30万円を加算、どちらも実施した場合は50万円を加算（その場合最大175万円）

(2) 働くパパコースNEXT

男性の育業を奨励する企業に対し、育児・介護休業法に基づく環境整備を行うとともに、男性従業員が合計15日以上を育業をし、原職等に職場復帰した場合に、育業期間に応じて奨励金を支給する。また、法定以上の育業しやすい職場環境づくりの取組を行った場合、1項

目につき 20 万円もしくは 30 万円を加算する。

[対 象] 都内中小企業等

[規 模] 750 件

[金 額] 25 万円 ～ 330 万円

※合計 15～30 日未満の育業の場合 25 万円、合計 30～45 日未満の育業の場合 55 万円、合計 45 日以降は 15 日の育業ごとに 27 万 5,000 円を支給

※法定以上の育業しやすい職場環境づくりの取組を行った場合 1 項目につき 20 万円を加算

※「同僚への応援手当」、「同僚への評価・表彰制度」の取組を行った場合、それぞれ 1 項目につき 30 万円を加算、どちらも実施した場合は 50 万円を加算（その場合最大 420 万円）

## 20 育業によるパワーアップ応援事業（労働環境課）

（奨励金は（公財）東京しごと財団基金事業）

女性従業員が、合計 6 か月以上 1 年未満の育業（産後休業含む）をし、原職等に職場復帰するとともに、夫婦双方の育業計画書（パートナーは合計 30 日以上）を作成した企業に対して奨励金を支給する。また、計画書策定に当たり、企業に対する専門家派遣を行う。

[対 象] 都内中小企業等

[規 模] 200 件

[金 額] 100 万円

[専門家派遣] 600 回（1 社当たり 3 回まで）※専門家派遣は労働相談情報センターで実施

## 21 男性育業もっと応援事業（労働環境課）（（公財）東京しごと財団基金事業）

複数の男性従業員が、合計 30 日以上以上の育業をし、原職等に職場復帰するとともに、企業が継続的に育業しやすい法定上の環境整備を 2 つ以上実施した場合に、育業した人数に応じて奨励金を支給する。

[対 象] 都内企業等（大企業を含む）

[規 模] 300 件

[金 額] 80 万円 ～ 170 万円

※ 2 人がそれぞれ合計 30 日以上以上の育業+複数の職場環境整備 80 万円

※ 3 人目以降 1 人につき 30 万円加算（最大 5 人まで） 上限額 170 万円

## 22 男性育業促進に向けた普及啓発事業（労働環境課）

(1) 男性の育業促進に向けた社内研修用動画等の発信

企業等が社内研修で活用できる男性育業の取組ポイント等をまとめた研修動画を制作する。男性の育業を積極的に推進する先進企業等の好事例や男性育業促進のメッセージを含む動画等を発信する。

(2) オンラインセミナー

経営者や従業員等を対象に、男性の育業促進に向けたオンラインセミナー及びW e b 交流会を開催するとともに、セミナー開催後はオンデマンドで配信する。

- ・経営者向け基調講演 1回
- ・従業員向け基調講演 1回
- ・事例紹介（パネルディスカッション）1回
- ・W e b 交流会 1回

(3) T O K Y O パパ育業促進企業の登録・普及啓発

男性の育業取得率平均 50%以上を達成し、今後も継続して男性育業を推進する企業等に対して、取得率に応じた登録マークを付与するとともに、取組内容等をW e b サイトで紹介する。また、登録マークのグッズを作成し、登録企業や企業向けイベント等にて配布、普及啓発を行う。

## 23 男性育業推進リーダー事業（労働環境課）

(1) 奨励金

男性育業の経験者を「男性育業推進リーダー」として設置し、男性育業の課題把握や具体的な取組を実施するとともに、取組をグループ会社等へ波及した中堅・中小企業等に奨励金を支給する。

[金 額] 100 万円

[規 模] 75 社

[対 象] 都内中堅・中小企業等（常用雇用労働者数 1,000 人以下）

(2) 認定

都が奨励金を支給した中堅・中小企業等を「男性育業推進リーダー設置企業」として認定するとともに、都のホームページにて取組を紹介する。

※男性育業推進リーダー設置企業の認定対象には奨励金の要件と同様の取組を実施した大企業等を含む。

## 24 妊娠や子育て等の知識に係る企業内の普及啓発事業（労働環境課）

不妊治療から妊娠・出産・育児等の一連の知識や支援策がまとまったリーフレットを作成し、区市町村の母子手帳交付窓口等での直接交付、経済団体等を通して都内企業へ配布するほか、デジタルブックをW e b サイト上に掲載し広く周知することで、普及啓発を図る。

- ・リーフレット：区市町村窓口や経済団体で配布（14 万 5,000 部）
- ・デジタルブック：W e b サイトに掲載

## 25 介護休業取得応援事業（労働環境課）（(公財) 東京しごと財団基金事業）

従業員が、合計 15 日以上介護休業（有給の介護休暇を含む）を取得し、原職等に職場復帰するとともに、企業が就業規則等で法定を上回る介護休業期間等の規定を新たに整備した場合に、介護休業等の期間に応じて奨励金を支給する。

[対 象] 都内中小企業

[規模] 80 件

[金額] 27 万 5,000 円・55 万円

※「同僚への応援手当」、「同僚への評価・表彰制度」の取組を行った場合、それぞれ 1 項目につき 30 万円を加算、どちらも実施した場合は 50 万円を加算（その場合最大 105 万円）

## 26 家庭と仕事の両立支援推進事業（労働環境課）

### (1) 家庭と仕事の両立支援ポータルサイト

育児・介護や、病気治療・不妊治療等と仕事の両立など様々な両立支援について、労使双方への情報提供を行うとともに、それぞれの問題に直面した際に役立つ情報を提供する。

### (2) 介護と仕事の両立推進シンポジウム

企業の経営者や人事労務担当者、従業員等を対象に、介護と仕事の両立への取組に対する意識啓発を行い、介護と仕事の両立に関する情報を広く提供するためのシンポジウムを開催する。

### (3) 両立支援に関する短編動画・車内広告動画の作成・掲出

家庭と仕事の両立をめぐる課題の多様化を踏まえ、両立支援に関する短編動画や、車内広告動画を作成及び掲出し、広く普及啓発を行う。

## 27 働く女性への総合サポート事業（労働環境課）

働くうえで女性が抱える課題に対応するため、「はたらく女性スクエア」において、経営者や管理職等も含めた女性の「働き方」や「活躍の基盤づくり」を後押しする。

### (1) 働く女性の総合相談窓口

女性管理職や従業員等を対象に、キャリアアップや育児・介護との両立等の相談に、専門相談員や社外メンターが対応するとともに女性の健康課題に関する相談にも対応する。（女性活躍に取り組む企業の相談にも応じる。）また、イベントの実施等も行う。

### (2) 働く女性の労働相談

女性の労働問題に関する相談（ハラスメント、部下のマネジメント等）に対応する。また、臨床心理士等による専門相談も実施する。

### (3) 働く女性向けセミナー

働く女性及び企業の経営者・人事担当者を対象に、労働基準法や男女雇用機会均等法の解説、家庭と仕事の両立のポイント、ハラスメント対策やメンタルヘルス等に関するセミナーを実施する。

[規模] 6 回

## 28 女性管理職比率・男女間賃金格差改善促進事業（労働環境課）

((公財) 東京しごと財団基金事業)

行動計画・男女間賃金格差を公表し、その是正に向け、短時間勤務者から管理職を登用するなど、女性活躍の基盤づくりに計画的・戦略的に取り組む事業者へ奨励金を支給することで、女性

従業員の処遇の向上や賃金の引上げを後押しする。

[対 象] 従業員数300人以下で取組の対象とする雇用管理区分の女性の割合が4割を下回る事業者

[規 模] 500社

[支給要件]

ア 本事業のセミナーを受講し、取組期間中に専門家派遣を受けること。

イ 取組期間（6か月）中に以下（ア）から（ウ）までの取組を新たに1つ以上実施すること。

（ア）短時間労働者などの非正規従業員でも登用が可能な役職の新設

（イ）役職手当の支給対象の女性従業員の増加

（ウ）女性管理職の増加

上記の取組に加え、下記（エ）を実施した場合に加算

（エ）短時間労働者などの非正規従業員の退職金制度の導入

ウ 行動計画及び男女間賃金格差を女性の活躍推進データベースで公表すること。

エ 全社員向けの社内研修を実施すること。

[支給金額]

（ア）～（ウ）の取組 各 30 万円

（エ）の取組（加算） 10 万円

※1事業者につき最大100万円

## 29 企業と働く女性のキャリアパートナーシップ支援事業（労働環境課）

女性のヘルスリテラシー向上と健康課題に対する理解促進、必要な職場環境等の整備とともに、女性が幅広くキャリア選択と両立ができるよう、企業と女性従業員双方に対してセミナー等を実施する。

### (1) 女性活躍推進に向けた企業の職場環境整備支援

ア 健康課題に対する理解セミナー

（ア）女性活躍推進と健康経営セミナー

（イ）健康課題とキャリア両立セミナー

イ 女性の健康課題等を踏まえた職場環境整備支援

（ア）職場環境づくりと事例紹介セミナー

（イ）企業向けコンサルティング

ウ 女性リーダー等育成支援

女性リーダー等育成のための管理職向けセミナー

エ 女性活躍推進法に基づく行動計画策定等支援

（ア）行動計画策定支援セミナー

（イ）フォローアップコンサルティング

### (2) 働く女性のキャリア形成支援

ア 都内企業で働く女性向けプログラム

（ア）キャリアやライフステージと健康を考えるセミナー

- (イ) キャリアを考える女性従業員交流セミナー
- (ウ) 社外ロールモデルとの交流セミナー
- (エ) 女性従業員向けメンタリング・コンサルティング
- イ 女性リーダー等向けセミナー
  - (ア) リーダーに必要な知識・スキルセミナー
  - (イ) 女性管理職としてのスキルアップセミナー
- (3) その他の支援
  - ア 女性の活躍推進相談員を設置し、今後都や国が実施する女性の活躍推進に関する施策や関連法令等の情報提供、助言、普及啓発を行う。
  - イ 本事業を修了し、行動計画の策定・達成や、健康課題に対する取組において意欲的な取組を行った企業をE X P OなどでP Rする。

### 30 働く女性のウェルネス向上事業（労働環境課）

女性の健康課題や職場環境の課題等について広く声を収集し、好事例の発信等を通じて企業・従業員双方の意識を高め、働く女性のウェルネス（心身の健康）を向上させていくムーブメントを創出する。

また、企業における女性の健康課題と仕事の両立を可能とする働きやすい職場環境づくりを推進していく。

#### (1) 発信・普及

女性の健康課題に関する意識や対応状況等の実態や、女性の健康課題を元にした座談会動画コンテンツ、企業における取組の好事例（生理休暇を取りやすい職場環境づくりやフェムテックの活用事例など）等の特設サイト等で発信する。

#### (2) フェムテック導入による職場環境整備の支援

フェムテックの製品・サービスを新たに導入し、福利厚生制度を整備・拡充した場合等に、奨励金を支給する。

[対 象] 都内企業等

[規 模] 30 社

[金 額] 10 万円

### 31 働く人の健康保持増進事業（労働環境課）

働く人の健康保持増進に関する普及啓発や情報提供を行い、働く人が心身ともに健康で働ける社会の実現を目指す。

- (1) W e bサイト「働くあなたのメンタルヘルス」の運営
- (2) eラーニングの運営
- (3) リーフレット等の作成

### 32 職場のメンタルヘルス対策推進事業（労働環境課）

都内中小企業の経営者等に対して普及啓発を行い、経営者等の主導による職場のメンタルヘル

ス対策への取組を促進することにより、誰もがいきいきと働ける職場づくりの実現を目指す。

- (1) 職場のメンタルヘルス対策推進事業検討会議の開催
- (2) 職場のメンタルヘルス対策推進キャンペーンの展開
- (3) 職場のメンタルヘルス対策シンポジウムの開催
- (4) 職場のメンタルヘルス対策相談会の開催

### 33 ハラスメント防止対策推進事業（労働環境課）

- (1) 「TOKYOノーハラ企業支援ナビ」での情報提供  
特設Webサイトに、ハラスメント防止対策の基本的な知識・様々なハラスメントについて学べる短編動画・企業における取組事例等、ハラスメント防止に役立つ情報を掲載する。  
・短編動画：5本
- (2) 企業向け普及啓発  
12月・1月を防止対策集中取組期間と設定し、企業の経営者・人事労務担当者・就活生等を対象にハラスメント防止をテーマとする労働セミナーを開催する。また、都の支援策やハラスメント防止対策に関する情報発信を行うとともに、経済団体と連携し、リーフレット等による普及啓発を実施する。

### 34 カスタマーハラスメント防止対策推進事業（労働環境課）

（企業向け奨励金は（公財）東京しごと財団基金事業）

- (1) 普及啓発  
ウェブサイトやポスター・リーフレットの活用や、啓発グッズの配布、動画広告による情報発信等により、東京都カスタマー・ハラスメント防止条例の理念の普及啓発等を実施する。
- (2) 奨励金
  - ア 団体向け奨励金  
会員企業及びその従業員向けに防止対策の体制を整備した場合、その取組等に対して奨励金を支給する。  
[対象] 都内業界団体  
[規模] 30団体  
[金額] 最大100万円
    - ・企業向け対策方針の策定・周知 20万円
    - ・防止対策のサポート窓口の設置 40万円
    - ・対策研修の実施 20万円
    - ・外部人材等活用による対策の実施 20万円
  - イ 企業向け奨励金  
条例で規定する事業者の措置等を速やかに都内企業へ浸透させるため、条例施行日以降、より実践的な防止対策を行った企業等に奨励金を支給する。  
[対象] 都内中小企業等

[規 模] 10,000 件（3 か年）

[金 額] 40 万円

・ 防止対策マニュアルの作成に加え、以下のいずれか一つの取組を実施

「録音・録画環境の整備」「A I を活用したシステム等の導入」「外部人材の活用」

(3) 相談窓口等

ア 相談窓口

カスハラに関する問い合わせを一元的に受け付ける総合相談窓口を開設し、事業者・  
就業者・顧客等からの相談に対応する。

イ 団体向けコンサルティング

業界に精通した専門家等によるコンサルティングにより、各業界が会員向けに定める  
防止対策マニュアルの作成を支援する。

[対 象] 都内業界団体

[規 模] 30 団体

ウ 団体向けセミナー

カスハラの課題が深刻な業種を中心に、カスハラの未然防止や発生時の対応等に関する  
セミナーを実施する。

[対 象] 都内業界団体、会員企業等

[規 模] 年 5 回程度

(4) その他

ア 調査

都内のカスハラの現状把握・分析、今後の施策への参考とするため、都内のカスハラ  
に関する実態調査を実施する。

イ カスタマー・ハラスメント防止対策推進会議

条例に基づき防止施策の実施及び当該実施状況等の検証に当たって、関係機関等の意  
見を聴くため、会議を開催する。

### 35 団体連携によるカスタマーハラスメント防止条例普及促進事業（労働環境課）

顧客との接点を効果的に活用し、防止対策と条例の普及に都と連携して取り組む業界団体を支  
援するため、業界団体が構成員の中小企業等を通じて実施する防止対策に係る広報に要する経費  
を補助する。

[対 象] 都内業界団体

[規 模] 10 団体

[補助率] 1 / 2

[金 額] 1 団体当たり最大 5,000 万円

### 36 フリーランス就業環境整備支援事業（労働環境課）

「フリーランス・事業者間取引適正化等法（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法  
律）」の適正な運用に向けて、企業やフリーランスに対して、法知識や必要な取組等の情報提供、

専門家による企業の制度整備の支援、フリーランスの就業環境等に関する相談窓口の設置を行う。

(1) オンラインセミナー

発注者とフリーランスを対象に、フリーランス法における取引の適正化やフリーランスの就業環境の整備等に関するオンラインセミナーを実施し、法律についての周知啓発と取組促進を図る。

[規 模] 企業対象：年2回、フリーランス対象：年2回

(2) 専門家派遣

発注企業に対してフリーランスの就業環境に関する制度整備等を支援するため、社会保険労務士等の専門家を派遣する。

[規 模] 延べ75回（最大5回／社）

(3) 専門家相談窓口の設置

フリーランスの就業環境等に関する相談に対応できるように、専門家（弁護士）による相談窓口を設置する。

### 37 事業所のデジタル化推進事業（調整課）

生産性向上を図り、より質の高いサービスを提供するため、労働相談情報センターにおけるデジタルを活用した業務改革を推進する。

### 38 勤労者生活向上の推進（労働環境課）

(1) 中小企業従業員融資

中央労働金庫等との協調融資により、都内に在住又は在勤の中小企業従業員に対して、一般生活資金、本人及び扶養親族の教育・リスクリング費用、子育て・介護に要する費用及び育児・介護休業中の生活資金を融資する。

ア 中小企業従業員融資

事 項	個 人 融 資		団 体 融 資
	さわやか	まなび	
使 途	一般生活資金	本人及び扶養親族の 教育・リスクリング費用	夏季及び年末における賃金・ 一時金の遅欠配時の生活資金
対 象	年収 800 万円以下の 中小企業従業員	年収 800 万円以下の 中小企業従業員	労働組合、消費生活協同組合等
限 度	70 万円以内 (特例※100 万円以内)	120 万円以内	構成員 1 名 70 万円かつ 1 団体 5,000 万円以内
利 率	1.8%	1.8%	1.8%
返 済	3 年以内 (70 万円超は 5 年以内)	3 年以内 (70 万円超は 5 年以内)	夏期 150 日以内 年末 120 日以内
機 関	中央労働金庫	中央労働金庫	中央労働金庫

※特例：医療費、冠婚葬祭費、住宅の増改築費に利用の場合

イ 子育て・介護支援融資（すくすく・ささえ）

使 途	子育て・介護に要する費用、育児・介護休業中の生活資金
対 象	下記のいずれかに該当する中小企業従業員 ・妊娠中の方（本人又は配偶者） ・20歳までの子を養育する方 ・育児・介護休業取得中の方 ・要介護認定または要支援認定を受けた三親等以内の親族のいる方
限 度	100万円以内
利 率	1.5%
返 済	据置期間経過後5年以内 （据置期間）・育児休業取得期間：子が1歳6か月になるまでを限度 ・介護休業取得期間：12か月を限度
機 関	中央労働金庫・都内信用組合

令和6年度融資実績

	用途（貸付資金別）	団体利用数	利用者数	融資金額
団体融資	夏季手当資金	0件	0人	0円
	年末手当資金	0件	0人	0円
個人融資	一般生活資金	—	120人	7,266万円
	子育て・介護支援	—	22人	1,820万円
計		0件	142人	9,086万円

(2) 中小企業退職金共済制度の普及啓発

中小企業勤労者の労働条件、福祉の向上を図るため、中小企業退職金共済制度の普及及び加入促進を行う。

- ・中小企業退職金共済制度加入状況（令和7年3月末）：共済契約者 4万8,902所  
被共済者 55万8,820人

(3) 東京都中高年勤労者福祉推進員の養成

中小企業で働く中高年勤労者が退職後も安定した社会生活が送れるよう、企業内で生涯生活設計等の相談・指導のできる人材を育成するため、「中高年勤労者福祉推進員養成講座」を実施する。

〔年1回定員〕150人

〔実施主体〕労働相談情報センター（飯田橋）

(4) 労政会館の運営

勤労者の文化・教養及び福祉の向上増進を図ることを目的とし、労働相談情報センターの附属施設として東京都労政会館を設置する。（南部労政会館）

39 勤労者福祉のサービス事業に対する支援（労働環境課）

(1) 勤労者福祉支援事業の助成

中小企業で働く人々の福祉向上を効果的に図るため、(公財)東京都中小企業振興公社に対し、勤労者福祉支援事業に要する経費を助成する。

ア 勤労者福祉に関する普及啓発事業

様々な媒体により、企業や働く人々に対し、勤労者福祉に関する普及啓発を実施

イ 施設提供事業

京浜島勤労者厚生会館の運営

(2) 自主的福祉活動の助成 (メーカー実行委員会に対する助成)

働く者の基本的権利の確立と労働条件の改善を目指して開催されるメーカーの実行委員会に対し、その経費の一部を助成する。

## 40 家内労働対策 (労働環境課)

(1) 家内労働法の普及・啓発等

ア 普及啓発資料の提供

家内労働法の周知を図るとともに、家内労働に関する様々な情報を提供するために、各種啓発資料を発行する。

- ・ 季刊家内労働 年4回 6,000部/回
- ・ 都の制度 3,000部
- ・ あなたと家内労働法 4,500部

イ 家内労働相談員の配置

専門的・家内労働者及び委託者に対し、労働環境課浅草分室を拠点として、家内労働に関する情報提供や工賃の遅れ・未払い、環境改善等の家内労働問題に関する相談・指導を行う。常設相談の他に、家内労働者宅を訪問しての巡回相談も行う。

(令和6年度実績) 相談者数: 521人、相談件数: 延べ1,551件

(2) 労働衛生環境の改善助成

一定の要件を満たす家内労働者に対して、有機溶剤健康診断の制度を設けるとともに、作業環境改善が必要な場合には、その経費の一部を助成する。

- ・ 全体換気装置、局所排気装置等の設置助成
- ・ 有機溶剤健康診断
- ・ 安全衛生講習会の実施

(3) 家内労働傷病共済制度

専門的・家内労働者等が傷病のため就労不能の状態に置かれた時に掛金に応じた給付金を支払うことによって、加入者の生活の安定を図る相互扶助制度である。

都は、実施主体である(公財)東京都中小企業振興公社に運営費を補助する。

(4) 自主的福祉活動への助成

家内労働者の健康を保持増進し、福祉の向上を図るため、専門的・家内労働者等で構成する団体が自主的に行う福祉活動に対し、その活動に要する経費の一部を助成する。

(5) 中小企業従業員融資 (家内労働者融資)

専門的・家内労働者に対し、生活に必要な資金を融資することにより、生活の安定と向上に資する。

[種類] 一般生活資金 70 万円（特例 100 万円）、特別生活資金 130 万円

[利率] 年利 1.8%、ただし災害時の生活資金は年利 1.5%

（令和 6 年度実績）融資実績：6 件、595 万円

#### 41 東京都労働委員会委員の選任（労働環境課）

労働組合法第 19 条及び同法施行令第 21 条に基づいて、東京都労働委員会委員（公益・労働者・使用者各 13 名、任期 2 年）の選任事務を行う。

## 第4 多様なニーズに対応した職業能力の開発・向上

### 1 公共職業訓練の推進（能力開発課）

職業能力開発促進法に基づき、「都民の生涯にわたる職業能力開発への支援」と「東京の産業の振興を担う人材の育成」を大きな理念、目標として、時代や環境の変化に機敏に対応した公共職業訓練を展開している。

#### (1) 求職者向け訓練（能力開発訓練）

求職者向け訓練（能力開発訓練）は、求職者に対し、新たな職業に必要な技能及び知識を習得させるために実施する訓練である。

##### ア 一般向け訓練

求職者に対し、新たな職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得させるための訓練を実施する。

（延べ77科目 3,545人）

##### イ 高年齢者訓練

主として職業の転換を必要とする概ね50歳以上の求職者を対象として、新たな職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得させるための訓練を実施する。

（延べ8科目 1,150人）

##### ウ 若年者能力開発訓練

概ね30歳未満の若年者のフリーターや無業者等を対象に、能力開発を支援し就業の促進を図るため、若年者それぞれの特性に応じた訓練を実施する。

（延べ6科目 220人）

##### エ 求職者に対する訓練受講の奨励（訓練手当等）

再就職のための職業能力開発訓練の受講機会確保と、受講期間中の生活の安定を図ることを目的として、以下の制度を設けることにより、訓練の受講を奨励する。

##### (ア) 訓練手当

就職の困難な障害者、母子家庭の母等が公共職業安定所長の指示により訓練を受講する場合に支給する。（国庫負担金1/2）

##### (イ) 雇用保険法による求職者給付

雇用保険の失業給付受給資格者が公共職業安定所長の指示により訓練を受講する場合に、支給される給付金について、必要な手続を行う。（国費）

##### (ウ) 求職者支援制度による職業訓練受講給付金

雇用保険の受給資格のない者が公共職業安定所長の指示により訓練を受講する場合に支給される給付金について、必要な手続を行う。（国費）

##### (エ) 技能者育成資金融資制度

訓練手当、雇用保険の求職者給付又は求職者支援制度の職業訓練受講給付金の支給を受けていない者で、成績が優秀であり、経済的理由により受講の困難な生徒を対象とした技能者育成資金の融資について、借入申込資格確認に必要な手続を行う。（国費）

(オ) 生徒の災害補償制度

生徒が、職業能力開発センター等の管理下における訓練上又は通校途上による事由で災害を受けた場合に、職業能力開発センター災害見舞金支給要綱により災害見舞金を支給する。

オ 職業能力開発に関する調査・研究

中小企業の人材ニーズや就業に必要な技能・技術に対する各種調査及び職業能力開発センター修了生への調査等を実施するとともに、産業界の技術動向や人材需要に即した新規科目や指導技法の開発、内容の改善を進める。

カ 無料職業紹介の実施

職業能力開発センターにおける訓練指導と就職援助に一貫性を確保し、求人・求職双方のニーズを的確にとらえ生徒の特性を生かした就職を促進するために、職業能力開発センターに就職支援推進員等を配置し、能力開発担当、職業訓練指導員等との連携により職業紹介事業を実施する。(11校)

また、生徒に対する求人情報及び事業主に対する求職情報を、インターネットを活用して提供する。

キ 技能照査の実施

技能照査は、職業訓練修了時に一定の基準のもとに、生徒がその水準に達しているか否かを判定する制度である。

技能照査合格者には、技能士補（国家資格）又は東京都技能士補の称号が与えられる。技能士補の場合には、相当する技能検定職種（2・3級）の学科が免除される。

ク 生徒の資格・免許取得への取組

職業訓練は、その性格から各種の資格・免許に深い関わりを持つ。資格等の取得を目標の一つに置くことにより生徒の技能習得意欲の向上につながり、また、資格取得により就職も有利になる。

このため、職業能力開発センター等では、資格等の取得に向けた訓練を実施するとともに、訓練科目の改善に当たっては、生徒の更なる能力向上と資格等の取得も視野に入れたカリキュラム編成に取り組んでいる。

(2) 在職者向け訓練（能力向上訓練）

ア 能力向上訓練

能力向上訓練は、在職者に対し、職業に必要な能力の向上に要する技能及びこれに関する知識を習得させるために実施する訓練である。

都では、主として中小企業で働き、企業内での職業能力開発の機会に恵まれない在職者を対象とし、高度な技能や新技術を習得できるようコースの設定を行っている。

(延べ1万9,322人)

種類	目的・内容	
学 科	新たな技能の追加及び保有する技能を補完又はさらに高める訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1クラス 45 人標準</li> <li>・ 学科を中心</li> <li>・ 標準 24 時限 (実習時間 0%)</li> </ul>
実技Ⅰ		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1クラス 30 人標準</li> <li>・ 学科と実技</li> <li>・ 標準 24 時限 (実習時間 50%未満)</li> </ul>
実技Ⅱ		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1クラス 20 人標準</li> <li>・ 実技を中心</li> <li>・ 標準 24 時限 (実習時間 50%以上)</li> </ul>
東京みらいの名工育成プログラム		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1クラス 5 人標準</li> <li>・ 実技を中心</li> <li>・ 標準 24 時限 (実習時間 50%以上)</li> </ul>

イ オーダーメイド訓練の実施

自ら訓練を実施することが困難な中小企業等の多様な人材育成ニーズに対応するために、企業側の求めに応じた機動的、弾力的な訓練を実施する。

(237 回 5,634 人 (ア「在職者向け訓練 (能力向上訓練)」の内数))

ウ 東京みらいの名工育成プログラム

東京の製造業の有するものづくり基盤技術や技能の維持・発展を図るため、中堅技能者に対して、一流の熟練技能士が直接指導することにより、高度な技能や指導技法を継承し、「東京みらいの名工」を育成する。

(延べ定員 20 人 (ア「在職者向け訓練 (能力向上訓練)」の内数))

[規 模] 機械加工	1 校	城南職業能力開発センター大田校
	定員 5 人	
金属塗装	1 所	城東職業能力開発センター
	定員 5 人	

エ 建設人材育成事業 (能力向上訓練)

建設技能労働者の人材育成を図るため、技能検定対策講座、特別教育等、建設現場で求められる資格の取得等を目的とした訓練を実施する。

(8 科目 200 人 (ア「在職者向け訓練 (能力向上訓練)」の内数))

(3) 障害者職業訓練

ア 障害者職業訓練

障害者がそれぞれの適性に応じた知識や技能を習得することで、職業的社会的自立を図ることができるよう、東京障害者職業能力開発校、中央・城北職業能力開発センター板橋校、城南職業能力開発センター、城東職業能力開発センターにおいて、障害者訓練を実施する。

- ・ 東京障害者職業能力開発校  
対象者 身体障害者、知的障害者、精神障害者・発達障害者等 (260 人)
- ・ 中央・城北職業能力開発センター板橋校

対象者 知的障害者（20人）

・城南職業能力開発センター

対象者 知的障害者（20人）

・城東職業能力開発センター

対象者 知的障害者（20人）

#### イ 能力向上訓練

障害のある在職労働者の職業能力の開発・向上を促進するため、東京障害者職業能力開発校において、障害者を対象とした能力向上訓練を実施する。（50人）

#### (4) 再就職促進等委託訓練

離職者等が再就職に必要なスキルを習得するため、民間教育訓練機関等に委託し、訓練を実施する。

#### ア 民間活用型訓練

公共職業安定所長の受講指示、受講推薦又は支援指示を受けた求職者を対象に実施する。

(ア) IT・医療・福祉・事務（3か月 5,670人、6か月 1,000人）

雇用が見込まれる産業分野から科目を設定し、訓練を行う。

(イ) 介護福祉士養成科（2年 274人）

介護福祉士の資格取得を目指す訓練を行う。

(ウ) 保育士養成科（2年 643人）

保育士の資格取得を目指す訓練を行う。

(エ) 専門人材育成訓練（2年 909人）

人材確保が急務の業界等における即戦力人材を育成するため、国家資格等の高度なスキル習得を目指す訓練を行う。

(オ) 義肢装具科（1年 20人）

義肢装具を作成する専門的技術者を育成する訓練を行う。

(カ) 委託訓練活用型デュアルシステム（270人）

3か月の訓練と、企業等における1か月の実習訓練を組み合わせた訓練を行う。

(キ) ウクライナ避難民向け職業訓練（6か月 10人）

日本での就労を望むウクライナ避難民を対象とする訓練を行う。

#### イ 障害者の多様なニーズに対応した委託訓練

公共職業安定所長の受講指示、受講推薦又は支援指示を受けた障害をもつ求職者を対象に実施する。

(ア) 知識・技能習得訓練コース（3か月以内 470人）

知識・技能習得を目的とする職業訓練を行う。

(イ) 実践能力習得訓練コース（3か月以内 250人）

企業等の現場を活用し、職場実習による実践的な職業訓練を行う。

(ウ) eラーニングコース（3～6か月 30人）

訓練施設への通所が困難な重度障害者等で、自宅等でのeラーニング受講が可能な状態にある者に対し、IT技能の習得を目指す訓練を行う。

(5) 職場適応訓練

障害者及び中高年齢者等、就職が困難な求職者で、公共職業安定所長から指示され、都知事が適当と認めた者について、作業環境への適応を容易にするため、民間事業主に委託して訓練を実施し、就職の促進を図る。

(6) 建設人材育成事業（鉄筋コース・型枠コース）

建設技能労働者の高齢化等を背景として、建設現場で働く技能者の育成が急務となっているため、城東職業能力開発センター江戸川校、多摩職業能力開発センター及び多摩職業能力開発センター八王子校において、現場のニーズが高い鉄筋工と型枠大工の育成を実施する。  
(120人)

(7) 女性向け委託訓練

出産や育児等を理由に退職し、再度働くことを希望する女性等の再就職を支援するため、民間教育訓練機関に委託して職業訓練を実施する。

ア 育児等両立応援訓練（主に3か月 500人）

育児や介護などの事情を抱える求職者に対し、通所又は同時双方向型オンラインで、1日の訓練時間が短いカリキュラム等で実施する職業訓練の受講機会を提供する。

イ 女性デジタルカレッジ事業（5日～15日間 670人）

事務職等への就職を希望する女性に対し、オフィスソフト等の講座を実施するとともに、実務的なデジタルスキル等も紹介しIT分野の関心を高め、女性デジタル人材の裾野を拡大する。

(8) 保育支援つき施設内訓練

職業能力開発センターに入校する育児中の人に対して、民間保育施設を提供することにより、育児等による離職からの再就職を支援する。

(9) ものづくり等産業人材育成支援事業

職業能力開発センターの訓練を通じて従業員の技能習得を図る中小企業に対して、奨励金を支給し、ものづくり人材等の育成を推進する。

〔支給額〕10万円/月・人

〔支援規模〕200件

(10) 職業能力開発センターの戦略的魅力発信事業

しごとセンターやハローワークの利用者を中央・城北職業能力開発センターしごとセンター一校に誘導し、PRコーナーや見学・体験を通じ職業訓練の魅力を伝え、スキルを習得して就職する流れを創出する。

(11) 事業所のデジタル化推進事業

訓練等に係る事務を効率化し、より質の高い公共職業訓練を提供するため、職業能力開発センターにおけるデジタルを活用した業務改革を推進する。

## 2 民間における職業能力開発の促進（能力開発課）

(1) 生涯職業能力開発事業等委託事業（広域団体認定訓練助成金）

都知事の認定を受けた認定職業訓練実施団体のうち、広域的に認定職業訓練を実施する中

小企業事業主の団体に対して、運営に要する経費を補助する。

[助成額] 補助対象経費の1/2又は算定基準により算出した額のいずれか低い額

(2) 事業内職業能力開発の振興

ア 認定職業訓練の振興

認定職業訓練とは、事業主の行う職業訓練のうち、職業能力開発促進法第24条第1項の規定に基づき厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨、都道府県知事が認定したものである。

認定職業訓練は、習得させようとする技能及び知識の「程度」と「期間」に基づき、次のような課程に分けられている。

- ・普通職業訓練（普通課程、短期課程）
- ・高度職業訓練（専門課程、専門短期課程）
- ・指導員訓練（長期課程、専門課程、研修課程）

イ 認定職業訓練運営費の補助

認定職業訓練を実施する中小企業事業主及び中小企業事業主の団体に対して、認定職業訓練の運営及び施設、設備の整備に要する経費について補助金の交付を行う。

[助成額] 補助対象経費の2/3又は算定基準により算出した額のいずれか低い額

ウ 認定職業訓練の開拓・指導

認定職業訓練の開拓促進と既認定職業訓練の規模拡大を図るため、実態調査・巡回指導等を実施するほか、リーフレット作成・配布等によりPRを行う。

エ 職業訓練法人化の促進

認定職業訓練を実施している団体等のうち法人格を有しない団体に対して、訓練実施体制を強化・確立することにより訓練内容の充実を図るため、職業訓練法人化を促進する。

(3) 中小企業人材スキルアップ支援事業（（公財）東京しごと財団基金事業）

都内中小企業等が従業員のスキルアップを目的として実施する職業訓練の経費に対して助成金を支給する。

ア 事業内スキルアップ助成金

自社内で実施する短時間の職業訓練（OFF-JT）に対して支給する。

[助成額] 訓練生1人1時間当たり760円

（「イ 事業外スキルアップ助成金」と合わせて1社当たりの上限150万円/年）

イ 事業外スキルアップ助成金

民間教育訓練機関等が実施する訓練に従業員を派遣する職業訓練に対して支給する。

[助成率] 受講料等の1/2（小規模企業者2/3）

※非正規雇用労働者の割合が受講者全体の2割以上の場合は一律2/3

[助成額] 一人当たり上限2万5,000円

（「ア 事業内スキルアップ助成金」と合わせて1社当たりの上限150万円/年）

ウ DXリスキリング助成金

DXに関して、民間教育訓練機関等が集合若しくはeラーニング等により実施する職業訓練又は自社内に外部講師を招いて実施する職業訓練に対して支給する。

[助成率] 受講料の 3 / 4

[助成額] 一人当たり上限 7 万 5,000 円

(1 社当たりの上限 100 万円 / 年)

(4) 育業中スキルアップ支援事業 ((公財) 東京しごと財団基金事業)

育業中のスキルアップを希望する従業員に対し企業等が支援する職業訓練の経費に対して助成金を支給する。

[助成率] 受講料の 2 / 3 (大企業は 1 / 2)

1 社当たりの上限 100 万円 / 年

### 3 技能振興事業 (能力開発課)

(1) 技能検定

技能検定は、労働者の有する技能を一定の基準によって検定し、これを公証する国家検定制度で、職業能力開発促進法に基づき実施されている。これにより、技能に対する社会一般の評価を高め、労働者の技能と地位の向上を図るとともに、我が国の産業の発展に寄与することを目的としている。

技能検定は、職種ごとに特級、1 級、2 級及び 3 級に区分するもの、単一等級として等級を区分しないものがあり、それぞれ実技試験と学科試験が行われる。

このほか、外国人技能実習生等を対象とした随時 2 級、随時 3 級、及び基礎級を実施している。

(2) 東京都職業能力開発協会の助成

東京都職業能力開発協会は、職業能力開発促進法に基づいて職業能力の開発及び向上の促進を図ることを目的に設置された、民間における指導的団体である。同協会は、都との密接な連携のもとに、民間における職業能力開発及び技能検定の普及・振興、全国競技大会の参加促進・普及啓発を図るため、職業能力開発のための各種講習会等や技能検定、ものづくり体験教室、認定職業訓練を実施している団体等への支援、全国競技大会の参加費助成などを行っており、都は同協会に対して助成・指導を行っている。

(3) 技能の振興

ア 「卓越した技能者表彰」(現代の名工) 候補者の推薦

広く社会一般に技能尊重の気風を浸透させ、技能者の地位及び技能水準の向上を図ること等を目的として実施されており、きわめて優れた技能を有する者の中から選定して、候補者を厚生労働大臣に推薦している。

イ 東京都優秀技能者 (東京マイスター) 知事賞の贈呈

都内の事業所等に勤務する優秀な技能者に対して知事賞を贈呈することにより、中小企業等における技能者の確保及び育成を図るとともに、広く社会一般に技能尊重の気風を浸透させ、技能者の社会的地位及び技能水準の向上を図ることを目的としている。なお、平成 28 年度から東京都優秀技能者を広く社会一般に広め、優秀技能者の活用を推進するため、東京都優秀技能者 (東京マイスター) 独自のホームページを開設している。

[贈呈者数] 40 人以内

〔贈呈時期〕 人材開発促進月間中（11月）

ウ 東京都中小企業技能人材育成大賞知事賞の贈呈

優秀な技能者の育成と技能の継承への取組に成果を上げた優良な中小企業等に知事賞を贈呈することにより、中小企業等における技能者の人材育成と処遇・地位の向上を図るとともに、東京の産業の活性化と競争力ある東京のものづくり産業及びサービス産業を築くことを目的としている。

〔贈呈社数〕 大賞 1社又は団体（3部門の中から1社又は団体）、優秀賞 3社又は団体程度（各部門から1社又は団体程度）、奨励賞 9社又は団体程度（各部門から3社又は団体程度）

〔贈呈時期〕 人材開発促進月間中（11月）

(4) 職業訓練指導員免許の交付及び試験の実施

ア 免許の交付

職業能力開発促進法の規定に基づく公共職業能力開発施設及び認定職業訓練施設で訓練指導に当たる者を「職業訓練指導員」といい、「職業訓練指導員免許」を必要とする。

免許の交付を受けることができる者は、

- (ア) 職業能力開発総合大学校の指導員養成訓練課程修了者
- (イ) 職業訓練指導員試験合格者
- (ウ) 職業訓練指導員の業務に関して、上記(ア)及び(イ)と同等以上の能力を有すると認められる者のいずれかである。

イ 試験の実施

厚生労働省令で定めている免許職種の中から、都の「職業訓練指導員」の不足状況等を勘案して職種を選定し、「職業訓練指導員試験」を実施している。

(5) 障害者技能競技大会（アビリンピック）に対する助成

障害者が技能労働者として社会に参加する自信と誇りを持つことができるよう、その職業能力の向上を図るとともに、広く障害者に対する社会の理解と認識を深め、その雇用の促進と地位の向上を図ることを目的として開催されている。

都は、全国大会に出場する東京都派遣選手に対して東京都職業能力開発協会と連携して支援を行うとともに、地方大会として東京アビリンピックを独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構東京支部との共催により開催している。

(6) 一般社団法人東京都技能士会連合会の助成

東京都技能士会連合会は、技能士の地位の向上と技能尊重気運の醸成を目的として、昭和52年12月に設立（平成27年5月に一般社団法人化）された、都内の各職種の技能士会等で構成する団体である。

同連合会は、会員技能士に対して技能向上のための研修会等の事業を実施している。同連合会の事業目的と都の施策である技能の振興及び技能士の地位の向上とは密接な関係があり、同連合会の活動は都の施策を補完する意味を持っているため、都は同連合会に対し助成を行っている。

(7) 競技大会等促進支援事業

協同組合等が都内で行う参加者5人以上の技能競技大会及びコンクールに対して奨励金を支給することにより、中小企業等の技能者の技能向上と技能継承の強化を図る。

[規模] 延べ50団体程度

(8) ものづくり教育支援プログラム

次代を担う若者にもものづくりの楽しさ、素晴らしさ、あるいは達成感を体験できる機会を提供し、ものづくり基盤技術に係る学習の振興を図るため、職業能力開発センターの人材、施設を活用したものづくり教育を推進する。

ア 工作教室（半日から3日間程度） 児童・生徒対象

イ 高校生向け実習講座（3日間程度）

(9) 職人塾

ものづくりに触れる機会の少ない若者に対して、優れた職人技を目にし、直接職人から指導を受ける機会を提供することにより、技能や職人の仕事への関心を高めさせ、若者がものづくり業界に入るきっかけを創出する。

[規模] 延べ50人程度

(10) 東京みらいの名工育成プログラム（再掲）

「Ⅶ 雇用就業対策 第4 多様なニーズに対応した職業能力の開発・向上」1(2)ウ 参照

#### 4 ものづくり・匠の技の祭典（能力開発課）

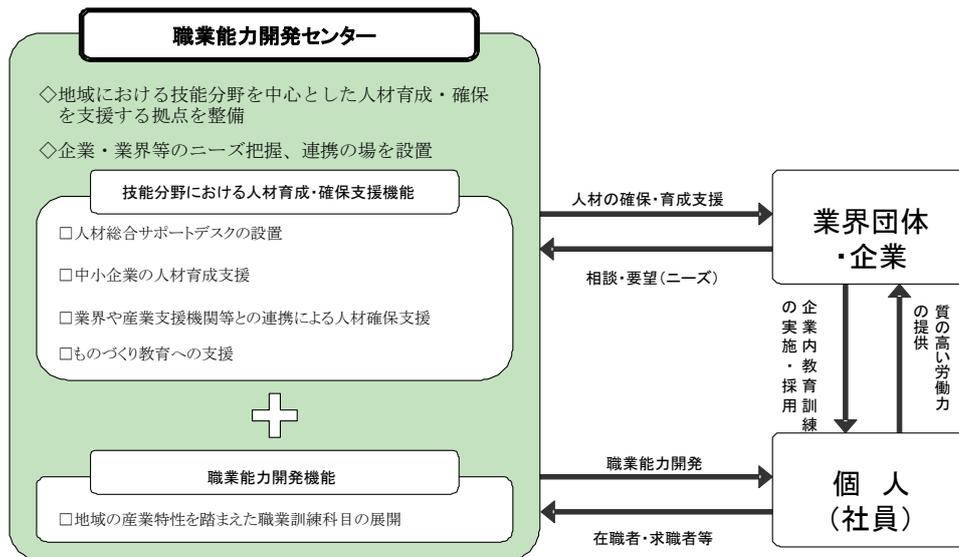
ものづくり産業を持続的に発展させていくために、東京のみならず、日本各地と連携し全国から優れた技能を一堂に集め、ものづくりと匠の技の魅力を、若者をはじめ、国内外の多くの人々に広く発信するイベントを開催する。さまざまな分野の優れた技の展示・実演を行うほか、実際に参加して体験できる機会を提供する。

#### 5 ものづくり技能の総合ポータルサイト情報発信事業（能力開発課）

東京の多様な技能の紹介や技能習得・技能向上に関する情報など、ものづくり技能の総合的な情報提供を行うポータルサイトを運営し、SNS等も活用しながら継続的な発信を行い、次世代のものづくり技能人材の確保、技能継承を促進する。

#### 6 職業能力開発センター事業の展開（能力開発課）

東京の活力を支える中小企業の人材力を高め、競争力のある企業を育成するため、産業界と連携しながら企業ニーズに基づいた人材確保と人材育成を積極的に支援する。都内を4地域に分け、各地域に職業能力開発センターを設置し、地域の業界団体・企業と連携しながら中小企業の人材確保と人材育成を支援する。



### (1) 職業能力開発連絡協議会

地域における人材育成・確保に関する関係者の具体的な事業連携を進める場として、地域団体、事業主団体、学識経験者、教育機関、行政機関等で構成する職業能力開発連絡協議会を設置する。情報の蓄積と共有化を図るとともに、地域での連携策の実施等について協議する。

### (2) 総合相談の実施

人材総合サポートデスクを設置し、中小企業の人材育成・確保や職業能力開発に関する相談や各種事業の紹介を行う。人材育成に必要な技能指導者の紹介や、企業内訓練に関する指導助言等も行う。

また、人材アドバイザーを配置し、各企業への訪問やオンライン相談による、人材情報の提供や企業内訓練等に関する支援・アドバイスを行う。

### (3) 産業人材確保事業

東京の産業を支える基盤的技能を持つ人材確保のため、地域の企業・業界団体等との協働・連携による取組を進めていく。地域マッチング会の実施やものづくり業界についての講演会等により、企業が求める人材の確保を図る。

### (4) 現場訓練支援事業

中小企業における技能の継承や職業能力の向上を図るため、職業能力開発センターに登録された指導人材が企業現場を訪問し、ニーズに即した訓練指導を行う。

### (5) 人材育成プラザの設置

職業能力開発に関する総合サービスを行うことを目的として、知識・技能の維持向上のための講習会の実施や施設の貸出し等を行う人材育成プラザを設置している（中央・城北職業能力開発センター、多摩職業能力開発センター等 計8か所）。

## 7 デジタル人材育成支援事業（能力開発課）

離職した若者等に対し、デジタル関連のスキルを付与する職業訓練と再就職支援を一体的に実施する。

[規模] 1,000人

## 8 DX実践人材リスキリング支援事業（能力開発課）

都内中小企業のDXを推進するため、企業の課題把握を踏まえた従業員のリスキリング計画の策定からDX講習までを一体的に実施し、さらにフォローアップ研修を行うことで、社内DX人材の育成を支援する。

〔規模〕講習 300 社、フォローアップ研修 90 社

## 9 成長産業分野へのキャリアシフト等支援事業（能力開発課）

（（公財）東京しごと財団基金事業）

成長産業分野や柔軟な働き方が可能な業種等への就業に向け、非正規労働者等やひとり親の方に対し、eラーニング等を通じたスキルアップと就職支援を一体的に実施する。

〔規模〕1,500 人

## 10 短期集中型資格取得支援訓練（能力開発課）

短期間で集中的に成長産業分野等に関連する資格を取得し、早期の再就職につなげるよう、求職者等に対し、eラーニングと試験直前対策合宿を組み合わせた訓練を実施する。

〔規模〕100 人

## 11 女性向けキャリアチェンジ支援事業（能力開発課）

（（公財）東京しごと財団基金事業）

非正規雇用で働く女性等のキャリアチェンジを支援するため、eラーニングによる能力開発及び就職支援を一体的に実施する。

〔規模〕500 人

## 12 女性ITエンジニア育成事業（能力開発課）

非正規雇用で働く女性等が、プログラミング等を学び、ITエンジニアとしての再就職やキャリア形成を実現できるよう、eラーニング等によるスキルの習得支援と就職支援を一体的に実施する。

〔規模〕300 人

## 13 団体連携型DX人材育成推進事業（能力開発課）

業界団体への支援ノウハウのある団体と連携し、業界や企業の実情を踏まえたDX人材育成セミナーの開催を支援し、中小企業の人材育成を推進する。

〔規模〕50 件

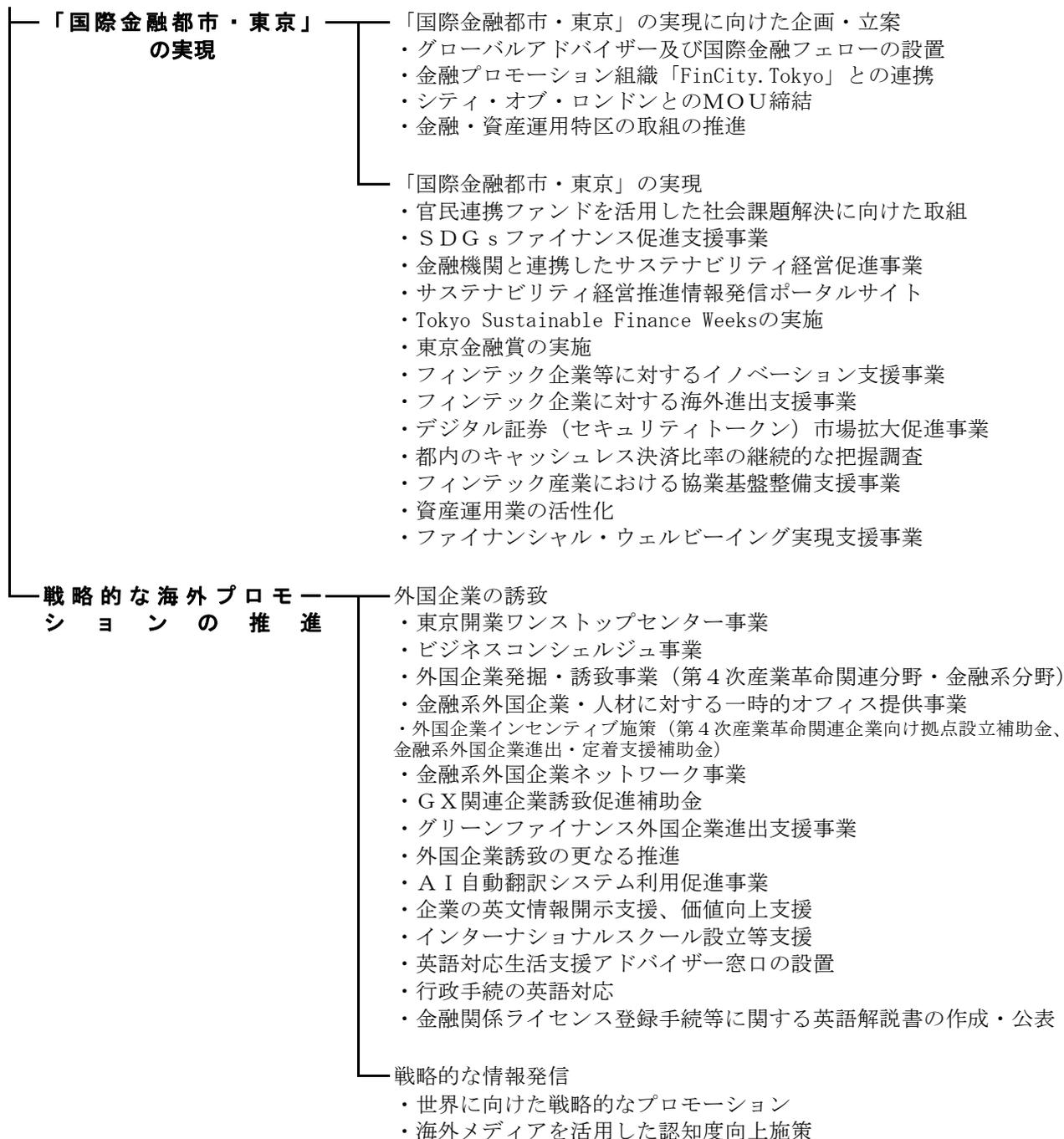


## VIII 国際金融都市の推進



## ○施策の体系（令和7年8月1日現在）

### 国際金融都市の推進



# 第1 「国際金融都市・東京」の実現

都が目指す「持続可能な社会を実現するアジアのイノベーション・金融ハブ」を実現するため、「金融・資産運用特区」も活用しながら必要となる制度見直しや規制緩和等に取り組み、金融の力を活用して社会課題の解決に繋げていくことで、東京だけではなく日本全体やアジアの成長に貢献していく。

「国際金融都市・東京」構想 2.0 に基づき、国や関係機関、民間事業者のほか、シティ・オブ・ロンドンなど国内外のプレイヤーとも連携しながら、金融プロモーション組織「一般社団法人東京国際金融機構（FinCity.Tokyo）」とともに様々な取組を進める。

## 1 「国際金融都市・東京」の実現に向けた企画・立案

東京が世界をリードする国際金融都市としての地位を確保するべく、「国際金融都市・東京」構想 2.0 に基づく取組を通じて、グリーンファイナンスの推進、金融のデジタルイノベーション、多様な金融関連プレイヤーの集積を3つの柱に据え、持続可能なリカバリーやグローバルな経済成長、社会課題の解決を実現し、その成果を都民へ還元することを目指す。

### (1) 経緯

平成 28 年 11 月 国際金融都市・東京のあり方懇談会（平成 29 年 10 月までに計 8 回開催）

平成 29 年 11 月 「国際金融都市・東京」構想公表

令和 2 年 11 月 「国際金融都市・東京」構想に関する有識者懇談会  
（令和 3 年 6 月までに計 5 回開催）

令和 3 年 6 月 「Tokyo Green Finance Initiative（TGFI）」を提言

令和 3 年 11 月 「国際金融都市・東京」構想 2.0 公表

### (2) 構想実現に向けた体制

構想を実現するため、金融庁をはじめとする国の行政機関、金融業界をはじめとする民間事業者、教育機関等と連携を深め、具体的な施策を推進していく。

#### ア グローバルアドバイザー及び国際金融フェローの設置

金融に関する大所高所からの意見やグローバルな趨勢の情報提供、東京都の施策の方向性等について助言をいただくため、都の国際金融都市に係る「グローバルアドバイザー」を設置している。また、専門的助言、支援等の体制を強化し、取組を加速化するため、「国際金融フェロー」を設置している。

#### イ 金融プロモーション組織「FinCity.Tokyo」との連携

海外プロモーション活動推進の一翼を担う、官民一体の「東京版金融プロモーション組織」として、一般社団法人東京国際金融機構（FinCity.Tokyo）が、国内の主要な銀行や証券会社等、金融業界を支える幅広い民間主体の参画の下、平成 31 年 4 月に設立された。「国際金融都市・東京」の実現に向けて、都と FinCity.Tokyo との役割分担の下、緊密に連携・協働しながら、国内外での情報発信や海外金融プロモーション組織との連携、金融系外国企業等の誘致等の取組を進めている。

#### ウ シティ・オブ・ロンドンとのMOU締結

平成 29 年 12 月には、ロンドンの金融機能の中核を占めるシティ・オブ・ロンドンと、金融分野の合意書（MOU）を締結し、金融関連事業者を対象としたグリーンファイナンスや金融の活性化等に関するセミナーの共催、定期的な意見交換、職員の研修派遣等を実施している。

(3) 金融・資産運用特区の取組の推進

都は、「持続可能な社会を実現するアジアのイノベーション・金融ハブ」を目指し、グローバルに資金や人材、技術・情報を呼び込むゲートウェイとなり、金融の力を活用して社会課題の解決に繋げていくことで、東京だけではなく、日本全体やアジアの成長に貢献していく。こうした都市を実現していくために必要となる制度見直しや規制緩和等について、令和 6 年 2 月、金融・資産運用特区の指定に向けた提案を行った。

ア 経緯

令和 5 年 11 月 資産運用立国の実現に向けた国への提言

令和 6 年 2 月 「金融・資産運用特区」に関する提案

令和 6 年 6 月 「金融・資産運用特区」として指定

イ 都の提案概要

東京都が目指す国際金融都市の姿	実現に向けた提案一覧
<p><b>持続可能な社会を実現するアジアのイノベーション・金融ハブ</b></p> <p>■ サステナブルファイナンスを活性化し、アジア地域も含めた持続可能な社会の実現に金融面から貢献する ■ スタートアップによるイノベーションを創出し、成長のドライバーとする</p> <p>⇒ <b>グローバルに資金・人材・技術・情報を呼び込むゲートウェイとして、日本・アジア全体の成長に貢献していく</b></p> <p><b>1 サステナブルファイナンスの先進都市</b> ・アジアのサステナブルファイナンスを牽引 ・資産運用業等の高度な金融機能が集積 ⇒ <b>金融の力で様々な社会課題の解決に貢献</b></p> <p><b>2 グローバルに活躍するスタートアップが生まれる都市</b> ・豊富な資金やビジネス機会を求めSUが集積 ・関係者が一体となって挑戦と成長を後押し ⇒ <b>イノベーション創出拠点に</b></p> <p><b>3 “英語でビジネス” グローバルスタンダードな都市</b> ・ビジネス・生活を支える高度なエコシステムを形成 ・資金・人材・技術・情報が国境を越えて集積 ⇒ <b>多様な人材が活躍できる魅力的なフィールドに</b></p>	<p><b>(1) サステナブルファイナンスの先進都市の実現</b></p> <p>(規制改革) 提案 1 海外の資産運用業者に対する参入要件を緩和 提案 2 ファンドマネジメントカンパニーの登録制度の新設 提案 3 適格投資家向け投資運用業に対する規制緩和 提案 4 プリ向け私募投資信託の基準価格の報告義務を緩和 提案 5 地方公共団体によるデジタル証券発行に係る法整備 提案 6 信用保証制度の対象となる金融・保険業の範囲拡大</p> <p>(税制) 提案 7 海外投資家の運用益に対する源泉徴収を廃止 提案 8 新興資産運用業者に対する運用資金の拠出を拡大 提案 9 インフラファンドへの投資に係る優遇措置</p> <p><b>(2) グローバルに活躍するスタートアップが生まれる都市の実現</b></p> <p>(規制改革) 提案 10 公立大学法人によるスタートアップ投資環境の整備 提案 11 銀行グループによるスタートアップへの投資を一層促進 (税制) 提案 12 投資信託を活用したスタートアップ等への資金供給 (その他) 提案 13 政府系ファンドを通じたレイト一期スタートアップ支援</p> <p><b>(3) “英語でビジネス” グローバルスタンダードな都市の実現</b></p> <p>(規制改革) 提案 14 創業時の英語手続の拡充 提案 15 多様な人材を呼び込む開かれた在留資格の創設（5 制度） (その他) 提案 16 英文情報開示の推進</p>

(4) 都内経済の活性化に向けた規制改革等に関する国への提案要求

東京が海外の高度人材から選ばれる都市となるため、国家戦略特区、総合特区制度等の活用により、多岐にわたる分野で提案を行う。

2 「国際金融都市・東京」の実現

《サステナブルファイナンスの推進》

(1) 官民連携ファンドを活用した社会課題解決に向けた取組

都の官民連携ファンドは、都の出資を呼び水として民間の資金やノウハウを引き出し、新たな資金の流れを創出することなどを通じて、政策目的の実現につなげていくことを目的とし、この考え方に沿ってファンドの組成や管理に取り組むものである。更に、ファンド事業を通じて、新たなリスクマネーの供給を支えるエコシステムの発展を促し、民間主体で自律的に機能する市場の実現を目指していく。

ア ソーシャルインパクト投資ファンド

社会課題解決型企業を育成し、インパクト投資ファンドのリーディングケースとして発信

することで、社会課題解決に官民協働で取り組む新たな金融の流れを加速させる。

#### イ 創エネ・蓄エネ推進ファンド

系統用蓄電池の社会実装を促進するための官民連携のファイナンスモデルを確立し、安定的な再生可能エネルギーの普及を推進する。

#### ウ 循環経済・自然資本等推進ファンド

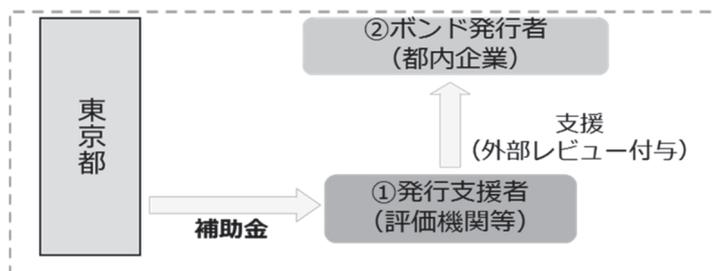
循環経済への移行と生物多様性の保全・回復を推進するために創設したファンドを通じて、持続可能な社会の実現や民間企業と連携した新たなファイナンスモデルの構築を目指す。

#### エ 金融スキームを活用したアフォーダブル住宅の供給促進

ファンドへの出資を通じて、子育て世帯等が手頃な価格で安心して住むことができるアフォーダブル住宅の供給を進め、子育て世帯等が住みやすい環境の形成に向けた新たなモデルを構築するとともに、民間主体での供給機運の醸成に繋げていくことを目指す。

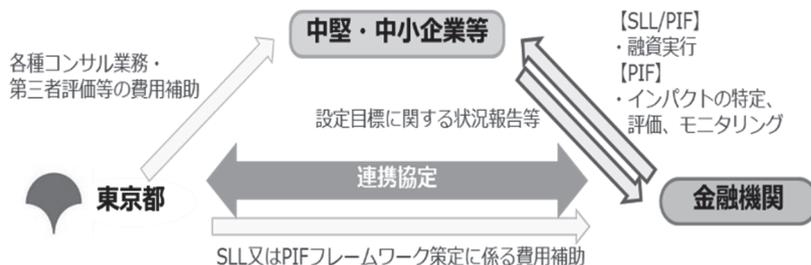
### (2) SDGsファイナンス促進支援事業

企業によるグリーンボンド/ローン、ブルーボンド/ローン、トランジションボンド/ローン及びソーシャルボンド/ローンによる資金調達時に要する外部レビューの付与に係る費用を補助することにより、国内におけるSDGsファイナンスの活用を促進する。



### (3) 金融機関と連携したサステナビリティ経営促進事業

都と連携協定を締結した金融機関が取り扱うサステナビリティ・リンク・ローン(SLL)、ポジティブ・インパクト・ファイナンス(PIF)及び金融機関独自のSDGs関連融資の実行に必要な経費の一部を支援することで、都内中堅・中小企業のサステナビリティに配慮した経営への転換を促進する。



### (4) サステナビリティ経営推進情報発信ポータルサイト

サステナビリティ経営に取り組む企業の好事例や、SDGs関連の補助金・セミナー情報等を一元化して発信するポータルサイト「東京サステナブルNavi」を運営し、中堅・中小企業のサステナビリティ経営への転換を支援する。



アクセスはこちらから！

(5) Tokyo Sustainable Finance Weeks の実施

FinCity.Tokyo と連携して、サステナブルファイナンスに関するイベントを集中的に開催している。Japan Weeks（金融庁）をはじめとした同時期に実施される他の関連イベントとも連携を図り、一大イベント・ウィークとして発信することで、サステナブルファイナンスの機運を醸成する。

《金融イノベーションの推進》

(6) 東京金融賞の実施

平成30年度に東京金融賞を創設し、同賞の金融イノベーション部門にて、都民や都内事業者のニーズや課題の解決に資する画期的な金融商品・サービスの開発・提供を行う金融事業者等を表彰している。また、同賞のサステナビリティ部門では、サステナブルファイナンスの普及活動を実践する金融事業者等を表彰しており、令和7年度は新たにサステナブルファイナンス人材育成カテゴリを新設する。

(7) フィンテック企業等に対するイノベーション支援事業

金融事業者等とのマッチング、新たな金融サービスの事業化に向けた検証といった各段階において、その経費の一部を支援することで、フィンテック企業等と金融事業者等によるオープンイノベーションを加速させる。

(8) フィンテック企業に対する海外進出支援事業

グローバルスタンダードを備えた金融サービスを展開できるフィンテック企業を育成するため、自社サービスの拡大や、新たなネットワークの構築等に向けて、海外への展開を図るフィンテック企業に対して、海外への出展の可能性を検討するための調査や、海外で開催される展示会への出展を支援する。

(9) デジタル証券（セキュリティトークン）市場拡大促進事業

ブロックチェーン上で社債等の有価証券を裏付けに発行するデジタル証券（セキュリティトークン）の導入コストを支援することで、多様な発行事例を創出し、ノウハウや課題を広く共有することで市場拡大を図る。

また、先進好事例を紹介するシンポジウムの開催を通じて、セキュリティトークンの発行機運を醸成していく。

(10) 都内のキャッシュレス決済比率の継続的な把握調査

都内のキャッシュレス決済比率を継続的に調査し、2030年（令和12年）の都内の同比率の目標（80%）達成に向けた進捗等を把握する。

(11) フィンテック産業における協業基盤整備支援事業

フィンテック企業と金融事業者等の協業に必要な要件等に関する解説集等の作成及び対外発信への支援を行い、両者の協業を促進させる。

## 《成長資金の創出》

### (12) 資産運用業の活性化

資産運用業の振興のため、創業や成長に必要な支援を、FinCity.Tokyo とも連携して実施する。

#### ア 資産運用業の創業に係る支援

創業に必要な情報を提供する「独立開業道場」を実施する。また、投資運用業の業登録を行う事業者に対して、創業に必要な経費を最長で5年間支援するほか、投資運用業者の高度化（事業拡大）に係る経費の支援、資産運用人材の裾野拡大に向けた、投資助言・代理業としての登録や投資運用業者の雇用の下で投資運用経験を積む方が、投資助言・代理業務等を行うための必要な経費の支援を行う。

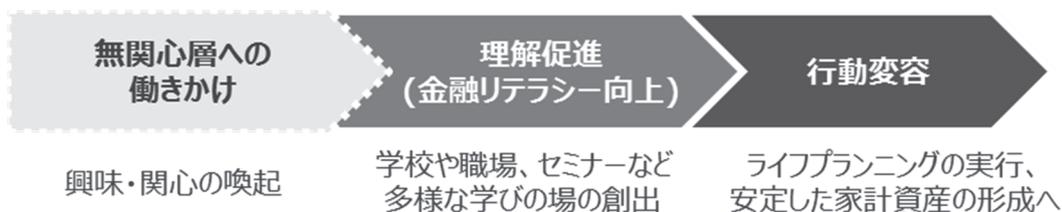
#### イ 資産運用業者の成長に必要なシードマネー獲得のためのプロモーションを支援

新興資産運用業者（EM）の認知度向上や国内アセットオーナーとのマッチングを目的として、「Tokyo Asset Management Forum」を開催するほか、国内の新興資産運用業者の情報を集約したカタログ（「EMカタログ」）を作成し、特色ある新興資産運用業者を紹介する「EM Showcase」の取組を展開する。さらに、海外のアセットオーナーと国内の新興資産運用業者をマッチングして、面談機会を提供するなど、運用資金獲得を支援する。

### (13) ファイナンシャル・ウェルビーイング実現支援事業

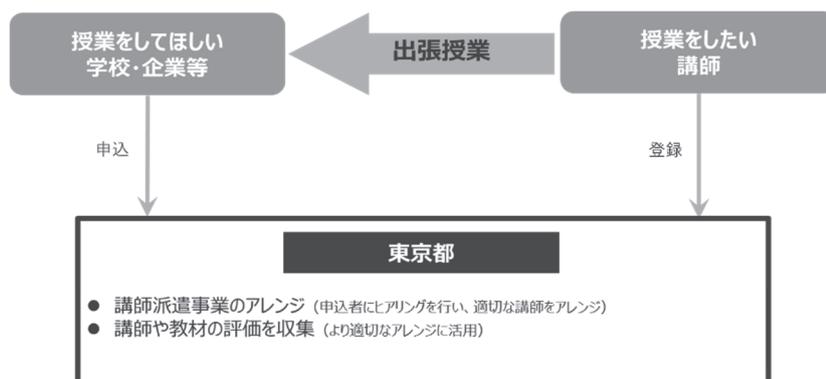
無関心層への働きかけや情報提供、授業やセミナーの実施等に取り組むことで、都民の金融リテラシー向上を推進し、ファイナンシャル・ウェルビーイング（注）の実現を支援する。

（注）自らの経済状況を管理し、必要な選択をすることによって、現在及び将来にわたって、経済的な観点から一人ひとりが多様な幸せを実現し、安心感を得られている状態



#### ア 講師派遣事業

全世代向けに、金融経済教育に関する出張授業やセミナーを行う講師を派遣し、金融リテラシー向上を支援する。



イ 都民向け金融セミナー等の実施

FinCity.Tokyo とも連携しながら、若者や 50～60 代を対象としたセミナー等を実施することで、金融リテラシーを向上させ、貯蓄から投資への流れを促進する。

金融経済教育推進機構（J-FLEC）と連携し、都・FinCity.Tokyo が主催するイベント等において、J-FLEC 認定アドバイザー等を迎え、個別無料相談会を実施する。

## 第2 戦略的な海外プロモーションの推進

### 1 外国企業の誘致

国内外から投資を呼び込む国際金融都市としての環境整備に向け、国とも連携し、世界有数のビジネスインフラを備えた東京の優位性を余すことなく発揮し、国際社会から選ばれる都市にする。

#### (1) 東京開業ワンストップセンター事業

定款認証や法人登記、税務・社会保険に関する相談・申請の窓口を一元化し、法人設立等、開業に係る手続の迅速化を促進する。赤坂に拠点を、渋谷及び有楽町にサテライトセンターを設置している。

#### (2) ビジネスコンシェルジュ事業

平成23年12月に総合特別区域法に基づく「アジアヘッドクォーター特区」が国際戦略総合特別区域として指定され、平成24年7月、外国企業のアジア地域の業務統括拠点等の東京への誘致を積極的に推進する国際戦略総合特別区域計画が国から認定を受けた。同年10月、外国人・外国企業の都内進出をサポートするため、外国人・外国企業のビジネスから生活面にわたる多様な支援ニーズにワンストップかつ英語で対応する窓口として、ビジネスコンシェルジュ東京を開設した。令和2年10月には、ビジネスコンシェルジュ東京香港窓口を開設し、現在、赤坂、丸の内、有楽町及び香港に窓口を設けている。

#### (3) 外国企業発掘・誘致事業（第4次産業革命関連分野（IoT、ビッグデータ、AI等）・金融系分野）

金融系分野の外国企業の東京進出に向け、外国企業の効果的に発掘、誘致し、東京進出させることを目的として、コンサルティングを実施する。また、国際戦略総合特別区域計画として特区内に進出する特定の外国企業を対象とした誘致を計画して認定を受けており、令和6年度～令和8年度の第4期計画により、第4次産業革命関連外国企業の特区内への誘致に向けた取組を実施している。

##### 【第4期誘致計画の概要】

- ・外国企業を3年間で375社以上誘致（アジア地域の業務統括拠点及び研究開発拠点、金融系外国企業を含む。）
- ・アジア地域の業務統括拠点及び研究開発拠点を設置する第4次産業革命関連の外国企業を3年間で30社以上発掘・誘致
- ・金融系外国企業を3年間30社以上発掘・誘致
- ・外国企業と都内企業との引き合わせ件数を3年間で750件以上

#### (4) 金融系外国企業・人材に対する一時的オフィス提供事業

新たに東京での拠点設立を検討している金融系外国企業・人材に対し、事前調査（リサーチ）等のための一時滞在を支援することにより、東京への進出を後押しする。

#### (5) 外国企業インセンティブ施策（第4次産業革命関連企業向け拠点設立補助金、金融系外国企業進出・定着支援補助金）

アジアヘッドクォーター特区内などに新たに拠点を設立する第4次産業革命関連外国企業に対し、拠点設立に係る経費の補助を行うことで進出を後押しするとともに、金融系分野の外国企業に対し、東京進出及び事業活動の展開に係る経費の一部を補助することで、都内進出、定着を後押しする。

(6) 金融系外国企業ネットワーク事業

FinCity.Tokyo と連携して、東京に進出した金融系外国企業への情報発信とネットワーク化を図るとともに、当該企業の課題やニーズ等に基づき、内外との連携が強化されるイベントを実施する。

(7) GX関連企業誘致促進補助金

海外の技術力のある企業を東京へ誘致するため、GX（グリーントランスフォーメーション）関連外国企業が都内に拠点を設立する際の経費等を補助するとともに、ビジネスマッチング等のコンサルティング支援を実施する。

(8) グリーンファイナンス外国企業進出支援事業

グリーンファイナンスに取り組む金融系外国企業が都内で事業展開する際の経費を補助するとともに、ビジネスマッチング等のコンサルティング支援を実施する。

(9) 外国企業誘致の更なる推進

Invest Tokyo ウェブサイト上のeビジネスコンシェルジュ（ビジネスコンシェルジュ東京における代表的な質問を集めた、多言語対応のAIチャットボット）の運用のほか、スタートアップ戦略推進本部が所管する海外機関との窓口業務、Access to Tokyo（ロンドン、パリ、サンフランシスコ、シンガポール、ベンガルール）の5か所に海外ハブ組織との連携窓口を設置）や、海外ベンチャーキャピタル・アクセラレータ誘致の取組と連携し、海外の企業及び高度人材の東京進出を一層促進させる。

(10) AI自動翻訳システム利用促進事業

海外から日本の企業活動を“見える化”する英文情報開示の拡大に向け、国の研究機関が開発した高度AI翻訳システム（金融専用モデル）の活用を推進し、連携してAI翻訳の精度向上を図るとともに、活用の機運を高めることで、投資の呼び込みとグローバル展開を推進する。

(11) 企業の英文情報開示支援、価値向上支援

FinCity.Tokyo と連携して、企業の英文情報開示を推進するとともに、海外IR活動の支援による都内企業の海外販路拡大や海外からの投資を促進する。

(12) インターナショナルスクールの設立等支援

インターナショナルスクールの設立等を検討している者に対して、各種相談への対応や、ビジネスマッチング支援、行政手続支援、ニーズ調査等のコンサルティング支援を行う支援制度を開始する。また、都内のインターナショナルスクールに関する情報発信のため、ポータルサイトやデータベースを作成し、公開する。

(13) 英語対応生活支援アドバイザー窓口の設置

外国人材等の生活面を英語で支援するため、英語対応生活支援アドバイザー窓口を設置する。同窓口では、行政手続や銀行口座開設等の手続について相談に応じるとともに、必要に

応じて手続先への照会や、窓口への同行支援を行う。

(14) 行政手続の英語対応

外国人の利用が多いなど、対応が必要な行政手続について、各局等と調整を行いつつ、必要な英語対応を行う。

(15) 金融関係ライセンス登録手続等に関する英語解説書の作成・公表

ライセンス登録手続等に係る言語障壁の解消や、参入ルール・プロセスの明確化を実現するため、手続等に関する英語解説書を公表している。

## 2 戦略的な情報発信

FinCity.Tokyo のもつノウハウや会員企業、海外金融プロモーション組織等とのネットワークを活用し、国や業界団体、関係機関とも連携の上、海外主要都市での対面プロモーションや多様なメディアによる情報発信を戦略的・継続的に展開し、国際金融都市及びビジネス都市としての東京の魅力や都の誘致施策の認知度向上を図り、さらには外国企業による東京進出や海外からの投資を後押しする。

(1) 世界に向けた戦略的なプロモーション

外国企業や海外投資家等に対し、ウェブサイトやSNS、記事広告、PR動画等により広く情報発信を行うとともに、海外主要都市や都内でのフォーラム等の開催・参加を通じて海外のプレイヤーとのネットワークを構築し、東京への資金・人材・技術・情報の集積に向けた効果的なプロモーションを行う。

(2) 海外メディアを活用した認知度向上施策

FinCity.Tokyo と連携し、海外金融専門誌への記事広告掲載を行うとともに、メディアラウンドテーブル等を通じて国内外のメディアとのリレーション構築・強化を図り、東京の魅力や誘致施策等の取組について、第三者を通じた客観的で信頼性の高い情報発信に繋げる。

# IX 付 表



# 第1 主要事業統計表

## 第1表 産業構造（東京都・全国）

経済活動別（産業別）都（国）内総生産構成比（名目 東京都2022年度・全国2022年 平成27年基準）

	東京都		全国	
	総生産額 (10億円)	構成比 (%)	総生産額 (10億円)	構成比 (%)
<b>第1次産業</b>	<b>39.2</b>	<b>0.03</b>	<b>5,695.6</b>	<b>1.02</b>
農林水産業	39.2	0.03	5,695.6	1.02
<b>第2次産業</b>	<b>13,497.3</b>	<b>11.20</b>	<b>137,236.7</b>	<b>24.69</b>
鉱業	42.8	0.04	446.5	0.08
製造業	8,812.2	7.31	107,617.8	19.36
建設業	4,642.3	3.85	29,172.4	5.25
<b>第3次産業</b>	<b>107,003.6</b>	<b>88.77</b>	<b>412,985.9</b>	<b>74.29</b>
電気・ガス・水道・廃棄物処理業	1,804.7	1.50	13,417.3	2.41
卸売・小売業	25,913.4	21.50	80,105.0	14.41
運輸・郵便業	4,119.7	3.42	26,372.5	4.74
宿泊・飲食サービス業	1,969.8	1.63	8,917.9	1.60
情報通信業	13,962.4	11.58	27,243.3	4.90
金融・保険業	9,629.0	7.99	25,411.9	4.57
不動産業	15,216.9	12.62	64,769.2	11.65
専門・科学技術、業務支援サービス業	14,838.1	12.31	50,711.2	9.12
公務	4,348.9	3.61	28,876.8	5.19
教育	2,923.3	2.43	19,217.1	3.46
保健衛生・社会事業	7,621.7	6.32	46,388.6	8.34
その他のサービス	4,655.7	3.86	21,555.1	3.88
<b>合計</b>	<b>120,540.1</b>	<b>100.00</b>	<b>555,918.3</b>	<b>100.00</b>

(注) ここでの総生産額には、「輸入品に課される税・関税」を含まず、「総資本形成に係る消費税」を控除していない。  
また、全国では、「統計上の不突合」も除いている。

資料：東京都「都民経済計算年報 令和4年度」、内閣府「2022年度国民経済計算年次推計」

## 事業所数・従業者数 一民営一（東京都・全国 2021年）

	事業所数				従業者数			
	東京都		全国		東京都		全国	
	実数 (所)	構成比 (%)	実数 (所)	構成比 (%)	実数 (人)	構成比 (%)	実数 (人)	構成比 (%)
<b>全産業</b>	<b>628,239</b>	<b>100.0</b>	<b>5,156,063</b>	<b>100.0</b>	<b>9,592,059</b>	<b>100.0</b>	<b>57,949,915</b>	<b>100.0</b>
<b>第1次産業</b>	<b>595</b>	<b>0.1</b>	<b>42,458</b>	<b>0.8</b>	<b>4,813</b>	<b>0.1</b>	<b>453,703</b>	<b>0.8</b>
農林漁業	595	0.1	42,458	0.8	4,813	0.1	453,703	0.8
<b>第2次産業</b>	<b>80,172</b>	<b>12.8</b>	<b>899,617</b>	<b>17.4</b>	<b>1,048,153</b>	<b>10.9</b>	<b>12,560,755</b>	<b>21.7</b>
鉱業、採石業、砂利採取業	58	0.0	1,865	0.0	1,708	0.0	19,697	0.0
建設業	41,348	6.6	485,135	9.4	484,543	5.1	3,737,415	6.4
製造業	38,766	6.2	412,617	8.0	561,902	5.9	8,803,643	15.2
<b>第3次産業</b>	<b>547,472</b>	<b>87.1</b>	<b>4,213,988</b>	<b>81.7</b>	<b>8,539,093</b>	<b>89.0</b>	<b>44,935,457</b>	<b>77.5</b>
電気・ガス・熱供給・水道業	941	0.1	9,139	0.2	33,444	0.3	202,149	0.3
情報通信業	28,503	4.5	76,559	1.5	1,085,934	11.3	1,986,839	3.4
運輸業、郵便業	13,330	2.1	128,224	2.5	457,526	4.8	3,264,734	5.6
卸売業、小売業	141,055	22.5	1,228,920	23.8	1,968,705	20.5	11,611,924	20.0
金融業、保険業	12,049	1.9	83,852	1.6	433,956	4.5	1,494,436	2.6
不動産業、物品賃貸業	64,271	10.2	374,456	7.3	404,078	4.2	1,618,138	2.8
学術研究、専門・技術サービス業	50,886	8.1	252,340	4.9	624,126	6.5	2,118,920	3.7
宿泊業、飲食サービス業	76,127	12.1	599,058	11.6	735,786	7.7	4,678,739	8.1
生活関連サービス業、娯楽業	43,692	7.0	434,209	8.4	318,875	3.3	2,176,139	3.8
教育、学習支援業	19,434	3.1	163,357	3.2	368,630	3.8	1,950,734	3.4
医療、福祉	52,683	8.4	462,531	9.0	912,794	9.5	8,162,398	14.1
複合サービス事業	1,728	0.3	32,131	0.6	31,615	0.3	435,970	0.8
サービス業(他に分類されないもの)	42,773	6.8	369,212	7.2	1,163,624	12.1	5,234,337	9.0

(注) 日本標準産業分類（第13回改定）による。公務を除く。

資料：総務省・経済産業省「令和3年 経済センサス活動調査」

第2表 就業状態別・男女別15歳以上人口(東京都 2014~2024年)

(単位：万人)

年	15歳以上人口	労働力人口				非労働力人口	労働力人口 比率 (%)	完全 失業率 (%)	
		就業者	完全 失業者						
			雇用者						
男女計	2014(26)	1,184.0	759.9	731.2	659.4	28.7	423.6	64.2	3.8
	2015(27)	1,192.5	767.5	740.0	670.1	27.5	424.5	64.4	3.6
	2016(28)	1,206.5	776.8	751.7	684.3	25.1	429.2	64.4	3.2
	2017(29)	1,215.8	790.8	768.2	699.7	22.6	424.4	65.0	2.9
	2018(30)	1,225.1	813.3	792.2	718.0	21.1	411.0	66.4	2.6
	2019(元)	1,234.3	825.4	806.1	731.2	19.3	407.7	66.9	2.3
	2020(2)	1,240.9	836.2	810.4	737.3	25.8	403.9	67.4	3.1
	2021(3)	1,247.6	848.5	823.1	750.3	25.5	398.2	68.0	3.0
	2022(4)	1,246.2	855.8	833.2	760.0	22.6	389.5	68.7	2.6
	2023(5)	1,255.8	859.3	837.9	764.3	21.4	395.6	68.4	2.5
	2024(6)	1,264.5	867.1	844.7	774.5	22.4	396.9	68.6	2.6
男	2014(26)	581.5	435.3	418.3	374.5	17.0	145.9	74.9	3.9
	2015(27)	585.3	440.1	423.2	379.2	16.9	144.9	75.2	3.8
	2016(28)	592.0	442.9	428.8	385.9	14.2	148.9	74.8	3.2
	2017(29)	596.2	446.6	433.2	390.9	13.4	149.4	74.9	3.0
	2018(30)	600.0	454.2	441.8	395.9	12.3	145.6	75.7	2.7
	2019(元)	604.0	458.4	447.0	399.7	11.3	144.9	75.9	2.5
	2020(2)	606.7	463.8	448.5	402.8	15.3	142.6	76.4	3.3
	2021(3)	608.9	467.2	451.3	406.1	15.9	141.3	76.7	3.4
	2022(4)	608.0	468.9	455.9	411.1	13.0	138.7	77.1	2.8
	2023(5)	613.1	469.7	457.6	411.8	12.0	142.9	76.6	2.6
	2024(6)	617.6	470.3	457.7	414.4	12.6	147.1	76.1	2.7
女	2014(26)	602.6	324.7	312.9	284.9	11.7	277.6	53.9	3.6
	2015(27)	607.2	327.4	316.8	290.9	10.6	279.6	53.9	3.2
	2016(28)	614.4	333.8	322.9	298.4	11.0	280.4	54.3	3.3
	2017(29)	619.7	344.2	334.9	308.8	9.2	275.0	55.5	2.7
	2018(30)	625.0	359.1	350.4	322.1	8.7	265.4	57.5	2.4
	2019(元)	630.3	367.0	359.0	331.5	8.0	262.7	58.2	2.2
	2020(2)	634.2	372.4	361.9	334.6	10.5	261.3	58.7	2.8
	2021(3)	638.7	381.3	371.8	344.2	9.6	256.9	59.7	2.5
	2022(4)	638.2	386.9	377.3	348.9	9.6	250.8	60.6	2.5
	2023(5)	642.7	389.6	380.2	352.5	9.4	252.8	60.6	2.4
	2024(6)	646.9	396.7	386.9	360.1	9.8	249.9	61.3	2.5

(注) 1 年平均値

2 2016年及び2021年の数値については、基準人口の切替えに伴う変動を考慮し、総務省統計局が  
遡及集計した数値を用いている。

資料：東京都「東京の労働力」

第3表 国・地域別訪日外客数（全国 2020～2024年）

州・国・ 地域名	2020(2)		2021(3)		2022(4)		2023(5)		2024(6)	
	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)
合 計	4,115,828	100.0	245,862	100.0	3,832,110	100.0	25,066,350	100.0	36,870,148	100.0
アジア	3,403,547	82.7	150,427	61.2	3,001,292	78.3	19,984,902	79.7	29,752,855	80.7
韓国	487,939	11.9	18,947	7.7	1,012,751	26.4	6,958,494	27.8	8,817,765	23.9
台湾	694,476	16.9	5,016	2.0	331,097	8.6	4,202,434	16.8	6,044,316	16.4
中国	1,069,256	26.0	42,239	17.2	189,125	4.9	2,425,157	9.7	6,981,342	18.9
香港	346,020	8.4	1,252	0.5	269,285	7.0	2,114,402	8.4	2,683,391	7.3
ヨーロッパ	240,897	5.9	52,238	21.2	304,505	7.9	1,663,432	6.6	2,390,258	6.5
イギリス	51,024	1.2	7,294	3.0	57,496	1.5	321,482	1.3	437,230	1.2
ドイツ	29,785	0.7	5,197	2.1	45,748	1.2	233,410	0.9	325,870	0.9
フランス	43,102	1.0	7,024	2.9	52,782	1.4	277,436	1.1	385,071	1.0
アフリカ	7,840	0.2	6,769	2.8	14,613	0.4	38,266	0.2	51,130	0.1
北アメリカ	284,829	6.9	26,238	10.7	392,009	10.2	2,583,678	10.3	3,478,768	9.4
アメリカ	219,307	5.3	20,026	8.1	323,513	8.4	2,045,854	8.2	2,724,594	7.4
南アメリカ	18,222	0.4	5,204	2.1	17,652	0.5	99,350	0.4	155,625	0.4
オセアニア	160,386	3.9	4,953	2.0	101,921	2.7	696,251	2.8	1,040,961	2.8
オーストラリア	143,508	3.5	3,265	1.3	88,648	2.3	613,062	2.4	920,196	2.5
無国籍・その他	107	0.0	33	0.0	118	0.0	471	0.0	551	0.0

資料：国土交通省「観光白書」、日本政府観光局(JNTO)資料

第4表 耕地面積の現況

地域別	区分	総数 (ha)	田 (ha)	畑 (ha)	1戸当り (a)
東京都計		6,090	203	5,890	63.7
	区 部	417	1	416	
	多摩地域	4,624	202	4,422	
	北多摩	1,923	46	1,877	
	西多摩	1,316	66	1,250	
	南多摩	1,385	90	1,295	
	島しょ地域	1,049	0	1,049	
全国計		4,272,000	2,319,000	1,952,000	244.5

注) ・農林水産省「令和6年耕地面積」  
 ・端数処理の関係上合計が合わない場合がある。

第5表 総農家数及び事業別農業経営体数

単位:戸

	総農家数	販売農家	自給的農家
東京都計	9,567	4,606	4,961

単位:経営体

	総経営体数	個人経営体				団体経営体
		計	主業	準主業	副業的	
東京都計	5,117	5,041	554	2,176	2,311	76

注) ・農林水産省「2020年農林業センサス」

- ・主業経営体とは、農業所得が主(世帯所得の50%以上が農業所得)で、年間60日以上農業に従事する65才未満の者がいる個人経営体
- ・準主業経営体とは、農業所得が50%未満で、年間60日以上農業に従事する65才未満の者がいる個人経営体
- ・副業的経営体は、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない個人経営体

第6表 東京都農林水産総生産額

	令和4年		
	面積 ha	生産量 t	金額 千円
農林水産総生産額	—	—	26,101,322
農林総生産額	—	—	22,795,632
農産物総生産額	—	—	21,797,231
主 穀	157	—	100,000
米	136	—	100,000
雑穀豆類	22	—	0
野菜	3,651	—	12,600,000
果樹類	982	—	2,800,000
花き・植木その他	743	—	4,500,000
畜産物	—	10,345	1,797,231
牛乳	—	8,822	1,050,582
卵	—	1,006	217,071
肉類	—	517	529,578
林産物総生産額	—	—	998,401
素材（針葉樹）	—	42,000(m <sup>3</sup> )	613,615
特用林産物	—	—	384,786
水産物総生産	—	2,308	3,305,690
魚類	—	2,021	2,798,834
貝類	—	51	52,901
藻類	—	70	57,836
その他	—	165	396,119

注)・農林水産部調べ

- ・農林水産省「生産農業所得統計」、「花木等生産状況調査」
- ・東京都「東京都農作物生産状況調査」、「東京都畜産関係統計資料」
- ・端数処理の関係上合計が合わない場合がある。

第7表 令和6年度 公共職業訓練事業実績

1 求職者向け訓練（能力開発訓練）

（令和7年8月1日現在）

区 分	定員 人	応募者 人	応募率 %	入校者 人	修了者 人	修了率 %	就職人員				就職率 %
							就職計 人	うち 修了 人	うち 中途退校 人	関連 人	
一般向け訓練	(205) 3,340	2,175	65.1	(83) 1,667	1,408	84.5	1,270	1,160	110	1,084	83.7
高年齢者訓練	1,150	1,052	91.5	800	747	93.4	480	454	26	405	62.1
若年者能力開発訓練	220	84	38.2	74	[20] 56	75.7	23	22	1	16	62.2
障害者訓練	320	232	72.5	147	[17] 121	82.3	88	74	14	79	74.6
合計	(205) 5,030	3,543	70.4	(83) 2,688	2,332	86.8					
	修了後に他の訓練に連続入校する者は除く⇒				2,295		1,861	1,710	151	1,584	76.1

※定員・入校者の（ ）は、2年生の数で外数。修了者の[ ]は、修了後に就職せずに他の訓練に連続入校する者の数で内数

※就職人員については、令和7年5月31日現在（委託訓練は訓練修了後3か月現在）の数

※高年齢者訓練のうち令和7年3月に開始する委託訓練については、就職支援期間中のため、就職実績は未計上

就職者(修了)+就職者(中途退校)

※就職率=

訓練修了者+就職者(中途退校) - 修了後に他の訓練に連続入校する者

2 在職者向け訓練（能力向上訓練）

コース名	計 画			実 施							
	回数	1回 定員	延定員	回数	定員	受講 者数	うち 公共訓練 修了生	受講率	修了 者数	修了率	
	回	人	人	回	人	人	人	%	人	%	
学科コース	287	3~45	10,350	302	10,572	6,275	245	59.4	2,870	45.7	
実技コース	536	3~30	8,952	455	8,282	6,037	252	72.9	4,200	69.6	
東京みらいの名工育成プログラムコース	4	5	20	4	20	20	6	100.0	19	95.0	
一級技能士コース	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0.0	
合計	827	-	19,322	761	18,874	12,332	503	65.3	7,089	57.5	
東京障害者職業能力開発校	5	10	50	5	50	46	1	92.0	38	82.6	
総合計	832	-	19,372	766	18,924	12,378	504	65.4	7,127	57.6	

※受講者数は、授業料の支払や免除申請を行った者の数

第8表 令和6年度 認定職業訓練実施状況

種 類	課 程	団体・事業所数(所)			訓練科数(科)		訓練生 数(人)
		認 定	実 施	休 止	認 定	実 施	
共同訓練団体	高度職業訓練	2	1	1	2	1	35
	普通職業訓練	105	83	22	121	84	7,559
	指導員訓練	0	0	0	0	0	0
	合 計	107	84	23	123	85	7,594
実 団 体 数		80	62	18			
単独事業所	高度職業訓練	0	0	0	0	0	0
	普通職業訓練	48	42	6	63	51	3,756
	指導員訓練	0	0	0	0	0	0
	合 計	48	42	6	63	51	3,756
実 事 業 所 数		41	34	7			
合 計	高度職業訓練	2	1	1	2	1	35
	普通職業訓練	153	125	28	184	135	11,315
	指導員訓練	0	0	0	0	0	0
	合 計	155	126	29	186	136	11,350
実団体・事業所数		121	96	25			

第9表 単位労働組合数、組合員数、推定組織率（東京都 2000～2024年）

年	労働組合数		労働組合員数		雇用者数	推定組織率	全国推定組織率
	組合	対前年増減率 %	人	対前年増減率 %			
2000(12)	8,879	-0.5	2,144,259	-2.4	7,879,080	27.2	21.5
2001(13)	8,957	0.9	2,113,435	-1.4	7,604,724	27.8	20.7
2002(14)	8,758	-2.2	2,057,511	-2.6	7,513,405	27.4	20.2
2003(15)	8,481	-3.2	2,023,189	-1.7	7,548,528	26.8	19.6
2004(16)	8,308	-2.0	2,000,124	-1.1	7,545,718	26.5	19.2
2005(17)	8,232	-0.9	1,991,763	-0.4	7,608,939	26.2	18.7
2006(18)	7,928	-3.7	2,013,159	1.1	7,775,497	25.9	18.2
2007(19)	7,881	-0.6	2,055,521	2.1	7,843,146	26.2	18.1
2008(20)	7,714	-2.1	2,069,730	0.7	7,843,146	26.4	18.1
2009(21)	7,694	-0.3	2,080,955	0.5	8,611,636	24.2	18.5
2010(22)	7,673	-0.3	2,082,078	0.1	8,599,006	24.2	18.5
2011(23)	7,632	-0.5	2,059,453	-1.1	8,663,732	23.8	18.1
2012(24)	7,602	-0.4	2,075,518	0.8	8,726,878	23.8	17.9
2013(25)	7,503	-1.3	2,122,563	2.3	8,794,761	24.1	17.7
2014(26)	7,469	-0.5	2,120,469	-0.1	8,891,919	23.8	17.5
2015(27)	7,344	-1.7	2,169,717	2.3	8,967,904	24.2	17.4
2016(28)	7,289	-0.7	2,199,518	1.4	9,086,632	24.2	17.3
2017(29)	7,191	-1.3	2,259,681	2.7	9,228,028	24.5	17.1
2018(30)	7,093	-1.4	2,313,135	2.4	9,373,202	24.7	17.0
2019(1)	6,907	-2.6	2,332,386	0.8	9,504,175	24.5	16.7
2020(2)	6,757	-2.2	2,365,301	1.4	9,355,845	25.3	17.1
2021(3)	6,583	-2.6	2,361,811	-0.1	9,355,730	25.2	16.9
2022(4)	6,559	-0.4	2,414,345	2.2	9,462,116	25.5	16.5
2023(5)	6,506	-0.8	2,428,917	0.6	9,557,550	25.4	16.3
2024(6)	6,421	-1.3	2,444,093	0.6	9,604,486	25.4	16.1

- (注) 1 各年6月30日現在  
 2 雇用者数は事業所・企業統計調査、経済センサス-基礎調査、労働力調査により推計  
 事業所・企業統計調査は2009年から経済センサス-基礎調査に統合されたため、2009年以降は  
 経済センサス-基礎調査の結果を使用  
 3 推定組織率は労働組合員数を雇用者数で除して算出  
 4 2011年の雇用者数及び推定組織率は「労働力調査における東日本大震災に伴う補完推計」  
 の推計値及びその数値を用いて計算した値

資料：東京都産業労働局、厚生労働省「労働組合基礎調査」

## 第2 産業労働局事業所等一覧表（令和7年8月1日現在）

### 1 商工関係事業所等

名称	住所	最寄駅名	電話番号
東京都立皮革技術センター	墨田区東墨田3-3-14	京成線・八広	03 (3616) 1671
台東支所	台東区花川戸1-14-16	東武線／銀座線／浅草線・浅草	03 (3843) 5912
東京都立多摩産業交流センター （東京たま未来メッセ）	八王子市明神町3-19-2	中央線／京王線・八王子	042 (697) 0802

#### （関係団体）

名称	住所	最寄駅名	電話番号
公益財団法人 東京都中小企業振興公社 本社	千代田区神田佐久間町1-9 東京都産業労働局秋葉原庁舎2・4・5階	山手線／日比谷線／つくばエクスプレス・秋葉原、新宿線・岩本町	03 (3251) 7886
城東支社 ※令和5年9月4日より仮移転	葛飾区東金町1-23-2 澁澤金町ビル2階 （仮移転先事務所）	常磐線・金町、京成線・京成金町	03 (5648) 6606
城南支社	大田区南蒲田1-20-20	京浜急行線・京急蒲田	03 (3733) 6284
多摩支社	昭島市東町3-6-1 産業サポートスクエア・TAMA内	青梅線・西立川	042 (500) 3901
オープンイノベーション フィールド多摩国分寺館	国分寺市南町3-22-10	中央線／西武線・国分寺	042 (329) 5270
オープンイノベーション フィールド多摩八王子館	八王子市明神町3-5-1	中央線・八王子、京王線・京王八王子	042 (656) 8280
東京都知的財産総合センター	台東区台東1-3-5 反町商事ビルディング	山手線／日比谷線／つくばエクスプレス・秋葉原	03 (3832) 3655
東京都立産業貿易センター 浜松町館	港区海岸1-7-1	ゆりかもめ・竹芝、山手線／京浜東北線・浜松町、大江戸線・大門	03 (3434) 4242
台東館	台東区花川戸2-6-5	東武線／銀座線／浅草線／つくばエクスプレス・浅草	03 (3844) 6190
タイ事務所	20Floor Interchange21 Bldg, 399 Sukhumvit Road, Klongtoey Nua, Wattana, BANGKOK 10110 THAILAND	BTS Asoke(アソーク) MRT Sukhumvit(スクンビット)	+66-(0)2-611-2641
株式会社 東京ビッグサイト	江東区有明3-11-1	りんかい線・国際展示場、ゆりかもめ・東京ビッグサイト	03 (5530) 1111
株式会社 東京国際フォーラム	千代田区丸の内3-5-1	山手線／有楽町線・有楽町駅、日比谷線／丸の内線／銀座線・銀座駅	03 (5221) 9000
地方独立行政法人 東京都立産業技術研究センター 本部	江東区青海2-4-10	ゆりかもめ・テレコムセンター、りんかい線・東京テレポート	03 (5530) 2111
多摩テクノプラザ	昭島市東町3-6-1	青梅線・西立川	042 (500) 2300
城東支所（休館中）	葛飾区青戸7-2-5	京成線・青砥	
墨田支所	墨田区横綱1-6-1 KFCビル12階	総武線／大江戸線・両国	03 (3624) 3731
城南支所	大田区南蒲田1-20-20	京浜急行線・京急蒲田	03 (3733) 6233
食品技術センター	千代田区神田佐久間町1-9 東京都産業労働局秋葉原庁舎6～8階	山手線／日比谷線／つくばエクスプレス・秋葉原、新宿線・岩本町	03 (5256) 9251
D X 推進センター	江東区青海2-5-10 テレコムセンタービル東棟	ゆりかもめ・テレコムセンター、りんかい線・東京テレポート	03 (5530) 2558
バンコク支所	399 Interchange building, 20th Fl, Sukhumvit Road, Klong Toey Nua, Wattana, Bangkok 10110 Thailand	BTS Asok (アソーク)	+66-(0)2-712-2338

## 2 観光関係事業所等

(関係団体)

名 称	住 所	最寄駅名	電 話 番 号
公益財団法人 東京観光財団	新宿区西新宿2-3-1 新宿モノリス15階	JR各線・新宿、 大江戸線・都庁前	03 (5579) 2680

## 3 農林水産関係事業所等

名 称	所 在 地	最寄駅名	電 話
農業振興事務所	立川市錦町3-12-11	中央線・立川、 南武線・西国立	042(548)4861
区部農業改良普及センター	江戸川区鹿骨1-15-22	総武線・新小岩	03(3678)5905
城北分室	練馬区豊玉北4-7-6	西武池袋線・練馬	03(5946)9326
城南分室	世田谷区南烏山4-9-2	京王線・千歳烏山	03(5969)9781
西多摩農業改良普及センター	青梅市新町6-7-1	青梅線・小作	0428(31)2374
南多摩農業改良普及センター	八王子市南大沢2-2 パオレビル6階	京王相模原線・南 大沢	042(674)5971
北多摩農業改良普及センター	小平市花小金井1-6-20	西武新宿線・花小金井	042(465)9882
森林事務所	青梅市河辺町6-4-1 (青梅合同庁舎)	青梅線・河辺	0428(22)4183
多摩川林務出張所	西多摩郡奥多摩町氷川1448	青梅線・奥多摩	0428(83)2150
秋川林務出張所	西多摩郡日の出町平井 2753-2	五日市線・武蔵増 戸	042(519)9416
浅川林務出張所	八王子市明神町3-19-2 (八王子合同庁舎)	京王線・京王八王 子	042(648)0910
島しょ農林水産総合センター	港区海岸2-7-104	山手線・浜松町、 ゆりかもめ・日の出	03(3454)1951
大島事業所（水産）	大島町波浮港18		04992(4)0381
大島事業所（農業）	大島町元町小清水273-1 (大島農林合同庁舎)		04992(2)1123
新島分室	新島村本村6-4-24 (大島支庁新島出張所内)		04992(5)0281
八丈事業所（水産）	八丈島八丈町三根4222-1		04996(2)0209
八丈事業所（農業）	八丈島八丈町大賀郷4341-11 (八丈農林合同庁舎)		04996(2)0042
三宅事業所	三宅島三宅村坪田4357		04994(6)1414
家畜保健衛生所	西多摩郡日の出町大字 平井2759	五日市線・武蔵増 戸	042(588)7171
八丈支所	八丈島八丈町大賀郷4341-11 (八丈農林合同庁舎)		04996(2)0504
肥飼料検査センター	立川市富士見町3-20-28	中央線・立川	042(524)6701
病虫害防除所	立川市富士見町3-8-1 (公益財団法人東京都農林水 産振興財団庁舎内)	青梅線・西立川	042(525)8236

## (関係団体)

名 称	所 在 地	最寄駅名	電 話
公益財団法人 東京都農林水産振興財団	立川市富士見町3-8-1	青梅線・西立川	042(528)0505
栽培漁業センター	大島町元町字和泉99-5		04992(2)3461
奥多摩さかな養殖センター	西多摩郡奥多摩町小丹波720	青梅線・古里	0428(85)2028
青梅畜産センター	青梅市新町6-7-1	青梅線・小作	0428(31)2171
有機農業堆肥センター	青梅市新町6-7-1	青梅線・小作	0428(33)3997
東京農業アカデミー八王子研修農場	八王子市大谷町1013	中央線・八王子	042(649)3444
花粉対策室	青梅市河辺町6-4-1 (青梅合同庁舎)	青梅線・河辺	0428(20)8134
農林総合研究センター(立川)	立川市富士見町3-8-1	青梅線・西立川	042(528)5216
〃(青梅)	青梅市新町6-7-1	青梅線・小作	0428(31)2171
〃(江戸川)	江戸川区鹿骨1-15-22	総武線・新小岩	03(3679)1458

#### 4 雇用就業関係事業所等

名 称	所 在 地	最寄駅名	電 話	所管区域
労働相談情報センター	千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター9階	総武線／東西線／有楽町線／ 南北線／大江戸線・飯田橋	03(5211)2200	千代田、中央、新宿、 渋谷、中野、杉並、島しょ
大崎事務所 (南部労政会館)	品川区大崎1-11-1 ゲートシティ大崎 ウエストタワー2階	山手線／埼京線／ りんかい線・大崎	03(3495)4872	港、品川、目黒、 大田、世田谷
池袋事務所	豊島区東池袋4-23-9	山手線／埼京線／東北・高崎線／ 東武東上線／西武池袋線／ 有楽町線／丸ノ内線・池袋	03(5954)6501	文京、豊島、北、 荒川、板橋、練馬
亀戸事務所	江東区亀戸2-19-1 カメラアプラザ7階	総武線／東武線・亀戸	03(3682)6321	台東、墨田、江東、 足立、葛飾、江戸川
多摩事務所	立川市柴崎町3-9-2 立川駅南口東京都・立川市 合同施設6階	中央線／青梅線／南武線・立川／ 多摩都市モノレール・立川南	042(595)8705	八王子、立川、武蔵野、 三鷹、青梅、府中、昭島、 調布、町田、小金井、 小平、日野、東村山、 国分寺、国立、福生、 狛江、東大和、清瀬、 東久留米、武蔵村山、 多摩、稲城、羽村、 あきる野、西東京、 西多摩郡
青山事務所 (はたらく女性スク エア)	渋谷区神宮前5-53-67 コスモス青山地下1階 EAST-A2	山手線／埼京線／東急東横線／京 王井の頭線／副都心線・渋谷／銀 座線／半蔵門線／千代田線・表参 道	03(6427)7253	

校 名	所 在 地	最寄駅名	電 話
中央・城北 職業能力開発センター	文京区後楽 1-9-5	総武線／東西線／有楽町線／ 南北線／大江戸線・飯田橋	03(5800)2611
しごとセンター校	千代田区飯田橋 3-10-3 東京しごとセンター 10～12階	総武線／東西線／有楽町線／ 南北線／大江戸線・飯田橋	03(5211)8181
高年齢者校	新宿区百人町 3-25-1 サンケンビルディング	総武線・大久保／山手線・新大久保	03(3227)5951
板橋校	板橋区舟渡 2-2-1	埼京線・浮間舟渡	03(3966)4131
赤羽校	北区西が丘 3-7-8	埼京線・十条／ 三田線・板橋本町	03(3909)8333
城南 職業能力開発センター	品川区東品川 3-31-16	りんかい線・品川シーサイド／ 京浜急行線・青物横丁	03(3472)3411
大田校	大田区羽田旭町 10-11	京浜急行空港線・穴守稲荷／天空橋	03(3744)1013
城東 職業能力開発センター	足立区綾瀬 5-6-1	常磐線／千代田線・綾瀬／ つくばエクスプレス・青井	03(3605)6140
江戸川校	江戸川区中央 2-31-27	総武線・新小岩下車 都バス・大杉小学校前	03(5607)3681
台東分校	台東区花川戸 1-14-16	東武線／銀座線／浅草線／ つくばエクスプレス・浅草	03(3843)5911
多摩 職業能力開発センター	昭島市東町 3-6-33	青梅線・西立川	042(500)8700
八王子校	八王子市台町 1-11-1	中央線・八王子／京王線・山田	042(622)8201
府中校	府中市南町 4-37-2	京王線・中河原	042(367)8201
東京障害者 職業能力開発校	小平市小川西町 2-34-1	西武線・小川	042(341)1411

(関係団体)

名 称	所 在 地	最寄駅名	電 話
公益財団法人 東京しごと財団	千代田区飯田橋 3-10-3 東京しごとセンター 8階		03(5211)2310
※企業支援部	※千代田区飯田橋 3-8-5 住友不動産飯田橋駅前ビル 10・11階	総武線／東西線／有楽町線／ 南北線／大江戸線・飯田橋	※03(5211)2395
東京都しごとセンター	千代田区飯田橋 3-10-3 東京しごとセンター 1～5階		03(5211)1571
東京都しごとセンター多摩	立川市柴崎町 3-9-2 立川駅南口東京都・立川市合同施設 3階	中央線／青梅線／南武線・立川／ 多摩都市モノレール・立川南	042(526)4510
プラチナ・キャリアセンター	港区虎ノ門 2-2-1 住友不動産虎ノ門タワー 20階	銀座線・虎ノ門／ 日比谷線・虎ノ門ヒルズ	03(6426)5505
公益財団法人 東京都福祉保健財団 城北労働・福祉センター	台東区日本堤 2-2-11	常磐線／日比谷線／つくば エクスプレス・南千住	03(3874)8089



産業労働局事業概要  
令和7年版

登録番号(7)55

令和7年9月発行

編集・発行 東京都産業労働局総務部企画調整課  
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号  
電話 03(5320)4602(ダイヤルイン)  
03(5321)1111(代表) 内線36-311

印刷会社名 株式会社 まこと印刷  
東京都港区虎ノ門三丁目19番7号  
電話 03(6230)9590  
FAX 03(6230)9593

この印刷物は再生紙を利用しています。  
この印刷物は石油系溶剤を含まないインキを使用しています。

リサイクル適性(B)

この印刷物は、板紙へ  
リサイクルできます。



古紙配合率70%再生紙を使用しています

HTT

電力を  
へらす  
つくる  
ためる

*Tokyo*.Tokyo